

別添 1

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第84条第1項
処 分 の 概 要：運転免許（試験により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会。免許の保留及び仮免許付与については、警視総監、道府県警察本部長、方面本部長）
<p>法 令 の 定 め：道路交通法第88条（免許の欠格事由）、第90条第1項、第2項及び第13項（免許の拒否等）、第90条の2第1項（大型免許等を受けようとする者の義務）、第96条（受験資格）、第96条の2（受験資格）、第96条の3（受験資格）</p> <p>道路交通法施行令第32条の7（19歳で大型自動車免許等を受けることができる者）、第33条（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の2（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の2の2（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第33条の5の2（仮運転免許の拒否の基準）、第33条の6（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第34条（受験資格の特例）、第34条の2（受験資格の特例）</p>
<p>審 査 基 準：病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行う場合の基準は別紙1のとおり。</p> <p>点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙2のとおり。</p>
標 準 処 理 期 間：各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：

別紙 1

(凡例)

- 「法」 : 道路交通法 (昭和35年法律第105号)
「令」 : 道路交通法施行令 (昭和35年政令第270号)

1 統合失調症 (令第33条の2の3第1項関係)

(1) 以下のいずれかの場合には、免許の拒否、保留、取消し又は効力の停止 (以下「拒否等」という。) は行わない。

ア 医師が「残遺症状がないか又は残遺症状は認められるが、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力 (以下「安全な運転に必要な能力」という。) を欠いていないと認められ、今後、安全な運転に必要な能力を欠くこととなるおそれがある症状 (以下「運転に支障のある症状」という。) が再発するおそれはないと認められる」旨の診断を行った場合

イ 医師が「残遺症状がないか又は残遺症状は認められるが、安全な運転に必要な能力を欠いていないと認められ、今後、 x 年 (x は1以上の整数。以下同じ。) 程度であれば、運転に支障のある症状が再発するおそれはないと認められる」旨の診断を行った場合

(2) 医師が「6月以内に、上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の免許の保留又は効力の停止 (以下「保留又は停止」という。) とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記(1)の内容である場合には拒否等は行わない。

② 「結果的にいまだ上記(1)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には免許の拒否又は取消し (以下「拒否又は取消し」という。) とする。

(3) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(4) 上記(1)イの場合には、一定期間 (x 年) 後に臨時適性検査を行うこととする。

2 てんかん (令第33条の2の3第2項第1号関係)

(1) 以下のいずれかの場合には拒否等は行わない。

ア 発作が過去5年以内に起こったことがなく、医師が「今後、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合

- イ 発作が過去2年以内に起こったことがなく、医師が「今後、x年程度であれば、発作が起こるおそれがない」旨の診断を行った場合
- ウ 医師が、1年間の経過観察の後「発作が意識障害及び運動障害を伴わない単純部分発作に限られ、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合
- エ 医師が、2年間の経過観察の後「発作が睡眠中に限って起こり、今後、症状の悪化のおそれがない」旨の診断を行った場合
- (2) 医師が、「6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)
- 保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、
- ① 適性検査結果又は診断結果が上記(1)の内容である場合には拒否等を行わない。
 - ② 「結果的にいまだ上記(1)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(1)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)
 - ③ その他の場合には拒否又は取消しとする。
- (3) その他の場合には拒否又は取消しとする。
- (4) 上記(1)イに該当する場合については、一定期間(x年)後に臨時適性検査を行うこととする。
- (5) なお、日本てんかん学会は、現時点では、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、通常は、中型免許(中型免許(8t限定)を除く)、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているので、これに該当する者がこれら免許の申請又は更新の申請を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、当面、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を奨励することとする。

3 再発性の失神(令第33条の2の3第2項第2号関係)

(1) 神経起因性(調節性)失神

過去に神経起因性失神で意識を失ったことがある者に対しては、以下のとおりとする。

ア 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

イ 医師が「6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、

6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等を行わない。
- ② 「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）
- ③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(2) 不整脈を原因とする失神

ア 植込み型除細動器を植え込んでいる者に対しては以下のとおりとする。

(7) 植込み型除細動器を植え込み後に不整脈により意識を失った者である場合には以下のとおりとする。

a 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

- (a) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
- (b) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは植込み型除細動器の故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「6月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留・停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が上記 a の内容である場合には拒否等を行わない。
- ② 「結果的にいまだ上記 a に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）
- ③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

c その他の場合には拒否又は取消しとする。

d 上記 a (a) 及び(b)の診断については、臨時適性検査による診断に限り認

められるものとする。

(イ) 植込み型除細動器を植え込み前に不整脈により意識を失ったことがある者が、植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない場合には以下のとおりとする。

a 医師が「植え込み後6月を経過しており、過去6月以内に発作が起こったことがなく、かつ、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

b 医師が「6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記aに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

c その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) 植込み型除細動器を植え込み前に不整脈により意識を失ったことがない者が、植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない場合には以下のとおりとする。

a 医師が「植え込み後30日を経過しており、過去30日以内に発作が起こったことがなく、かつ、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

b 医師が「30日以内に上記に該当すると判断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には30日の保留又は停止とする。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記aに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記aに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

c その他の場合には拒否又は取消しとする。

(エ) 電池消耗、故障等により植込み型除細動器を交換した場合 ((ア)から(ウ)ま

での規定による拒否又は取消し若しくは保留又は停止の事由に該当する者及び故障等を原因として植込み型除細動器が作動した後に交換した者を除く。)には以下のとおりとする。

a 医師が「電池消耗、故障等により植込み型除細動器の本体及びリード線の交換を行い、当該交換後30日を経過しており、過去30日以内に発作が起こったことがなく、かつ、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

b 医師が「電池消耗、故障等により植込み型除細動器の本体のみを交換し、交換後7日を経過しており、過去7日以内に発作が起こったことがなく、かつ、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

c 医師が「30日以内に上記 a に該当すると判断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には30日の保留又は停止とする。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記 a の内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記 a に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

d 医師が「7日以内に上記 b に該当すると判断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合に7日の保留又は停止とする。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記 b の内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記 b に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記 b に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

e その他の場合には拒否又は取消しとする。

(オ) 植込み型除細動器を植え込んでいる者が免許を取得した場合(上記(ア) a、(イ) a、(ウ) a 並びに(エ) a 及び b に該当する場合)には、6月後に臨時適性検査を行う。

(カ) なお、日本不整脈学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者について

は中型免許（中型免許（8 t 限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているもので、これに該当する者がこれら免許の申請又は更新の申請を行った場合には、上記(ア) b 及び c、(イ) b 及び c、(ウ) b 及び c 並びに(エ) c、d 及び e の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、当面、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を慫慂することとする。

イ ペースメーカーを植え込んでいる者に対しては以下のとおりとする。

(ア) ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失った者である場合には以下のとおりとする。

a 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

(a) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であるが、この原因については治療により回復したため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(b) 医師が「植え込み後、意識を失ったのはペースメーカーの故障が原因であるが、修理により改善されたため、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(c) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(d) 医師が「植え込み後、意識を失ったのは〇〇が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、今後、x 年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「6 月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6 月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6 月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記 a の内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記 a に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったためで、さらに6 月以内に上記 a に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6 月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6 月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

c その他の場合には拒否又は取消しとする。

d 上記 a (d) に該当する場合については、一定期間（x 年）後に臨時適性検査を行うこととする。

- (イ) ペースメーカーを植え込み後に不整脈により意識を失ったことがない者である場合には以下のとおりとする。
- a 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」（以下3(2)イにおいて「免許取得可能」という。）とまではいえない」旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。
 - b 以下のいずれかの場合には6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）
 - (a) 医師が「6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合
 - (b) 医師が「6月以内に、今後、x年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合
上記(a)及び(b)の場合には、保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、
 - ① 適性検査結果又は診断結果が上記aの内容である場合には拒否又は取消しとする。
 - ② 以下のいずれかの場合にはさらに6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）
 - i 「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合
 - ii 「結果的にいまだ、今後x年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合
 - ③ その他の場合には拒否等を行わない。
 - c その他の場合には拒否等を行わない。
 - d 「今後x年程度であれば、免許取得可能」旨の診断を行った場合（上記cに該当）については、一定期間（x年）後に臨時適性検査を行うこととする。
- ウ その他の場合には以下のとおりとする。
- (ア) 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。
 - a 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
 - b 医師が「今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合
 - (イ) 医師が「上記(ア)に該当することが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の

保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記(ア)の内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記(ア)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

(エ) 上記(ア) bに該当する場合については、一定期間(x年)後に臨時適性検査を行うこととする。

(3) その他特定の原因による失神(起立性低血圧等)

過去にその他特定の原因で意識を失ったことがある者に対しては、以下のとおりとする。

ア 以下の場合には拒否等を行わない。

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

イ 医師が「6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

エ 上記ア(イ)に該当する場合については、一定期間(x年)後に臨時適性検査を行うこととする。

4 無自覚性の低血糖症（令第33条の2の3第2項第3号関係）

(1) 薬剤性低血糖症

ア 過去1年以内に、起きている間にインスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがない場合については、以下のとおりとする。

(ア) 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

a 医師が「（意識の消失その他自動車等の安全な運転に支障を及ぼす症状（以下「意識消失等」という。）の前兆を自覚できており、）運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

b 医師が「（意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、）運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

(イ) 医師が「6月以内に上記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記(ア)の内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ上記(ア)に該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(ア)に該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

イ 過去1年以内に、起きている間で、インスリン等の薬の作用により、前兆を自覚することなく意識の消失が現れたことがある場合については以下のとおりとする。

(ア) 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

a 医師が「意識消失等の前兆を自覚できており、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識の消失も、運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている」旨の診断を行った場合

b 医師が「意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、運転を控えるべきとはいえない。1年以内の意識の消失も運転を控えるべきとはいえないと認められる状態で起きている」旨の診断を行った場合

c 医師が「（意識の消失を起こした時には運転を控えるべき状態にあった

が、) その後の治療により、意識消失等の前兆を自覚できており、又は意識消失等の前兆を自覚できないことがあるが、運転中における意識消失等を防止するための措置が実行できると認められることから、現時点では運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

- (イ) 医師が「6月以内に上記(ア) cに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留・停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が上記(ア) cの内容である場合には拒否等を行わない。
- ② 「結果的にいまだ上記(ア) cに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(ア) cに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)
- ③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

- (ウ) その他の場合には拒否又は取消しとする。

- (エ) 上記(ア) cの診断については、臨時適性検査による診断に限り認められるものとする。

- (2) その他の低血糖症(腫瘍性疾患、内分泌疾患、肝疾患、インスリン自己免疫症候群等)

ア 以下のいずれかの場合には拒否等を行わない。

- (ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

- (イ) 医師が「今後、x年程度であれば、発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」旨の診断を行った場合

- イ 医師が「6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。)

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

- ① 適性検査結果又は診断結果が上記アの内容である場合には拒否等を行わない。
- ② 「結果的にいまだ上記アに該当すると診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記アに該当すると診断できることが見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。(医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期

間を保留・停止期間として設定する。)

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

ウ その他の場合には拒否又は取消しとする。

エ 上記ア(イ)に該当する場合については、一定期間（x年）後に臨時適性検査を行うこととする。

5 そううつ病（令第33条の2の3第3項第1号関係）

上記1統合失調症と同様。

6 重度の眠気の症状を呈する睡眠障害（令第33条の2の3第3項第2号関係）

(1) 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあり、6月以内に重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがあるとはいえない」旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

(2) 医師が「現在、睡眠障害で重度の眠気を生ずるおそれがあるが、6月以内に重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがある」との診断を行った場合には6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が「重度の眠気が生じるおそれがない」旨の内容である場合には拒否等は行わない。

② 「結果的にいまだ「重度の眠気が生じるおそれがない」旨の診断をすることはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に「重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがある」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

③ 「6月以内に重度の眠気が生ずるおそれがなくなる見込みがあるとはいえない」旨の内容である場合には拒否又は取消しとする。

(3) その他の場合には拒否等は行わない。

7 その他精神障害（急性一過性精神病性障害、持続性妄想性障害等）（令第33条の2の3第3項第3号関係）

上記1統合失調症と同様。

8 脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等）（令第33条の2の3第3項第3号関係）

(1) 慢性化した症状

見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等は「認知症」、運動障害（麻痺）、視覚障害（視力障害等）及び聴覚障害については「身体の障害」に係る規定等に

従うこととする。

(2) 発作により生ずるおそれがある症状

ア 脳梗塞等の発作により次の障害のいずれかが繰り返し生じている場合については、拒否又は取消しとする。

(ア) 意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等（認知症に相当する程度の障害に限る。）

(イ) 運動障害（免許の取消事由に相当する程度の障害に限る。）

(ウ) 視覚障害等（免許の取消事由に相当する程度の障害に限る。）

イ アを除き、過去に脳梗塞等の発作でアに掲げる障害のいずれかが生じたことがある場合については、以下のとおりとする。

(ア) 医師が「発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない」（以下8において「免許取得可能」という。）とまではいえない」旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

(イ) 以下のいずれかの場合には6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

a 医師が「6月以内に、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

b 医師が「6月以内に、今後x年程度であれば、免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の診断を行った場合

上記a及びbの場合には、保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が上記ア及びイ(ア)の内容である場合には拒否又は取消しとする。

② 以下のいずれかの場合にはさらに6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

i 「結果的にいまだ免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

ii 「結果的にいまだ、今後x年程度であれば免許取得可能と診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に、今後x年程度であれば免許取得可能と診断できることが見込まれる」旨の内容である場合

③ その他の場合には拒否等を行わない。

(ウ) その他の場合には拒否等を行わない。

(エ) 「今後x年程度であれば、免許取得可能」旨の診断を行った場合（上記イ(ウ)に該当）については、一定期間（x年）後に臨時適性検査を行うこととする。

(3) 本基準については、脳動脈瘤破裂、脳腫瘍等についても準用する。

9 認知症（法第90条第1項第1号の2及び法第103条第1項第1号の2関係）

(1) アルツハイマー型認知症、血管性認知症、前頭側頭型認知症（ピック病）及びレビー小体型認知症

拒否又は取消しとする。

(2) その他の認知症（甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等）

ア 医師が「認知症について回復の見込みがない」又は「認知症について6月以内に回復する見込みがない」旨の診断を行った場合には、拒否又は取消しとする。

イ 医師が「認知症について6月以内に回復する見込みがある」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする。（医師の診断を踏まえて6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果が「認知症について回復した」旨の内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだ回復した旨の診断はできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内にその診断を行う見込みがある」旨の内容である場合にはさらに6月以内の保留又は停止とする。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

(3) 認知症ではないが認知機能の低下がみられ今後認知症となるおそれがある場合
医師が「軽度の認知機能の低下が認められる」「境界状態にある」「認知症の疑いがある」等の診断を行った場合には、その後認知症となる可能性があることから、6月後に臨時適性検査を行うこととする。

なお、医師の診断結果を踏まえて、より長い期間や短い期間を定めることも可能である。（ただし、長期の場合は最長でも1年とする。）

10 アルコールの中毒者（法第90条第1項第2条及び法第103条第1項第3号）

(1) アルコールの中毒者については、国際疾病分類（ICD-10）のアルコール使用による精神および行動の障害」において、F10.2～F10.9までに該当し、かつ下記①から③のいずれか又は全てを満たさないものとし、医師がその旨の診断を行った場合には拒否又は取消しとする。

① 断酒を継続している。

② アルコール使用による精神病性障害や健忘症候群、残遺性障害及び遅発性の精神病性障害（アルコール幻覚症、認知症、コルサコフ症候群等）のない状態を続けている。

③ 再飲酒するおそれが低い。

なお、①及び②といえるためには、最低でも6か月以上その状態を継続していることを要し、①の期間について、入院その他の理由により本人の意思によらず飲酒できない環境にいた期間については断酒を継続している期間として算入しない。

- (2) 医師が「アルコール依存症であり、現時点では上記(1)の①から③の全てを満たすと診断することはできないが、6月以内に、上記(1)の①から③の全てを満たすと診断することができると見込まれる」旨の診断を行った場合には、6月の保留又は停止とする（医師の診断を踏まえて、6月より短期間の保留・停止期間で足りると認められる場合には、当該期間を保留・停止期間として設定する。）。

保留・停止期間中に適性検査の受検又は診断書の提出の命令を発出し、

① 適性検査結果又は診断結果がアルコール依存症について上記(1)の①から③の全てを満たす内容である場合には拒否等を行わない。

② 「結果的にいまだアルコール依存症について上記(1)の①から③の全てを満たすと診断することはできないが、それは期間中に〇〇といった特殊な事情があったため、さらに6月以内に上記(1)の①から③の全てを満たすと診断することができると見込まれる」旨の内容である場合にはさらに6月の保留又は停止とする。

③ その他の場合には拒否又は取消しとする。

- (3) 医師が「アルコール依存症（国際疾病分類（ICD－10）におけるF10.2～F10.9までに該当）であるが上記(1)の①から③の全てを満たす」旨の診断を行った場合には拒否等を行わない。

なお、慢性化した運動障害が残る場合については「身体の障害」に係る規定等に従うこととする。

別紙 2

第 1 運転免許の効力の停止等の処分量定基準

1 点数制度による運転免許の効力の停止等の処分の基本量定（4に規定するものを除く。）

(1) 運転免許の効力の停止の基準（道路交通法施行令（以下「令」という。）第38条第5項第2号イ）に該当する者

一般違反行為（令第33条の2第1項第1号の一般違反行為をいう。以下同じ。）に係る累積点数（令第33条の2第3項の累積点数をいう。以下同じ。）が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより、運転免許（以下「免許」という。）の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に掲げる期間とする。

前歴の回数		累積点数	期 間
前歴がない者		6点、7点、8点	30日
		9点、10点、11点	60日
		12点、13点、14点	90日
前歴が1回である者		4点、5点	60日
		6点、7点	90日
		8点、9点	120日
前歴が2回である者		2点	90日
		3点	120日
		4点	150日
前歴が3回以上である者	3回である者	2点	120日
		3点	150日
	4回以上である者	2点	150日
		3点	180日

(注) 前歴とは令別表第3の備考の1に規定する前歴をいう。以下同じ。

(2) 免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の期間の自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運

転の禁止の基準（令第33条の2、第33条の3又は第40条）に該当する者

前記(1)に掲げる期間は、免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定について準用する。

なお、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基準に該当する者（運転免許試験に合格した者で、当該試験に係る免許以外の免許を現に受けている者又は国際運転免許証若しくは外国免許証を現に所持している者（以下「他免許等既得者」という。）を除く。）については、前記(1)に掲げる期間から、当該処分の理由となった一般違反行為をした日（令第33条の2第4項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とするものとする。

2 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（3及び4に規定するものを除く。）

(1) 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号ロ又はハ）に該当する者
重大違反唆し等若しくは道路外致死傷又は危険性帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。

ア 重大違反唆し等・道路外致死傷（令第38条第5項第2号ロ）

(ア) 令別表第4第4号に掲げる重大違反唆し等をしたときは、次表の左欄に掲げる重大違反の種別に応じ、それぞれ右欄に掲げる期間

重大違反の種別	期 間
酒気帯び（0.25未満）速度超過（25未満）等、酒気帯び運転（0.25未満）、大型自動車等無資格運転、仮免許運転違反又は速度超過（50以上）	90日以上
速度超過（30（高速40）以上50未満）、積載物重量制限超過（大型等10割以上）、無車検運行又は無保険運行	30日以上

(注) 重大違反の種別は、令別表第2の1の表に定める点数が6点から14点までの違反行為の種別をいう。

(イ) 令別表第4第4号に掲げる道路外致死傷をしたときは、次表の左欄に

掲げる道路外致死傷の種別に応じ、中欄又は右欄に掲げる期間

なお、処分の基本量定の期間は、当該事故が道路交通法(以下「法」という。)第2条第1項第1号に規定する道路(以下「道路」という。)におけるものであった場合において、その処分が令第38条第5項第1号に掲げる免許の取消しの基準に該当するものであるときは、180日の期間、同項第2号に掲げる免許の停止の基準に該当するものであるときは、前記1の(1)に定める基本量定に準じた期間とする。

道路外致死傷の種別	専ら当該道路外致死傷をした者の不注意によるものである場合における期間	中欄に規定する場合以外の場合における期間
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの	—	60日以上
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が30日以上3月未満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)	60日以上	30日以上
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上30日未満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)	30日以上	30日以上

(注) 1 負傷者の負傷の治療に要する期間は、当該負傷者の数が2人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が高い者の負傷の治療に要する期間をいう。イ(オ)において同じ。

2 この欄の後遺障害とは、当該負傷者の負傷が治ったとき(その症状が固定したときを含む。)における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のものをいう。

イ 危険性帯有(令第38条第5項第2号ハ)

次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路にお

ける交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間

(ア) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間

一般違反行為の種別	期 間
整備不良（制動装置等）又は整備不良（尾灯等）	30日以上

(イ) 自動車の使用者（安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。3において「使用者等」という。）がその者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次表の左欄に掲げる違反行為を命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認したとき（令第38条第5項第1号ロ又は第2号ロに該当する場合を除く。）は、それぞれの区分に応じ右欄に掲げる期間

違反行為の種別	期 間
酒気帯び運転（0.25以上）、過労運転等、無免許運転、酒気帯び（0.25未満）速度超過（50以上）等、酒気帯び（0.25未満）速度超過（30（高速40）以上50未満）等、酒気帯び（0.25未満）速度超過（25以上30（高速40）未満）等、酒酔い運転又は麻薬等運転	180日
酒気帯び（0.25未満）速度超過（25未満）等、酒気帯び（0.25未満）、大型自動車等無資格運転又は速度超過（50以上）	90日以上
速度超過（30（高速40）以上50未満）、積載物重量制限超過（大型等10割以上）、速度超過（25以上30（高速40）未満）、放置駐車違反（駐停車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等5割以上10割未満）、積載物重量制限超過（普通等10割以上）、速度超過（20以上25未満）、放置駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等5割未満）、積載物重量制限超過（普通等5割以上10割未満）、速度超過（20未満）又は積載物重量制限超過（普通等5割未満）	30日以上

(注) 違反行為とは、一般違反行為及び特定違反行為（令第33条の2第2項第1号の特定違反行為をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。

(ウ) 交通事故があった場合において、唆して次表の左欄に掲げる措置義務

違反をさせ、若しくは当該違反をした場合に助け、又は自動車の運転者以外の乗務員が左欄に掲げる措置義務違反をしたとき（令第33条の2の3第4項第2号に係る重大違反唆し等に該当する場合を除く。）は、それぞれの区分に応じ右欄に掲げる期間

措置義務違反の種別	期 間
人の死亡又は傷害に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反	180日
物の損壊に係る交通事故を起こした場合における措置義務違反	30日以上

（注）上表において措置義務違反は、法第72条第1項前段の規定に違反する行為をいう。

- （エ） 道路運送車両法第58条第1項又は自動車損害賠償保障法第5条の規定に違反する行為をしたとき（その者が自動車等を運転して当該規定に違反する行為をしたとき及び令第38条第5項第2号ロに該当する場合を除く。）は、30日以上の期間
- （オ） 道路以外の場所で、自動車等を運転し、
 - a 故意により建造物を損壊したとき 180日の期間
 - b 人を負傷させ（故意によるもの及び負傷者の負傷の治療に要する期間が15日以上であるもの又は後遺障害が存するものを除く。）、又は建造物を損壊したとき（故意によるものを除く。）は、当該事故が、道路におけるものであった場合において、その処分が令第38条第5項第1号に掲げる免許の取消しの基準に該当するものであるときは、180日の期間、同項第2号に掲げる免許の停止の基準に該当するものであるときは、前記1の(1)に定める処分の基本量定の期間に準じた期間
- （カ） 自動車等の運転を利用して、著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれのある犯罪を犯したときは、30日以上の期間
- （キ） 免許の効力の停止の期間中に当該免許を失効させた者又は再試験に係る免許の取消しを受けた者が、当該免許の効力を停止することとされていた期間が経過しない間に免許を受けたときは、当該処分の日を起算日とする処分の残期間
- （ク） 免許証を偽造し、若しくは変造したとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の期間

(ケ) 不正の手段で免許又は免許証を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の期間

(コ) 前各号に掲げる場合のほか、その者が自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる行為をしたときは、30日以上の期間

(2) 免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の基準（令第33条の2又は第33条の3）に該当する者

前記(1)のアに掲げる期間は、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定について準用する。

なお、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基準に該当する者（他免許等既得者を除く。）については、前記(1)のアに掲げる期間から、当該処分の理由となった重大違反唆し等又は道路外致死傷をした日（令第33条の2第4項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とするものとする。

（注）重大違反唆し等をした日は、唆した日又は助けた日とするものとする。

3 麻薬、覚せい剤等の使用等をした者等に対する免許の効力の停止の処分量定基準

次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。

区 分	期 間
法定の除外事由なしに麻薬、覚せい剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに、使用等の目的で麻薬、覚せい剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚せい剤等の使用等をするおそれがあるもの	180日
免許を受けた者に対し、法定の除外事由なしに麻薬、覚せい剤等の譲渡し等をした者	
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、	

麻薬、覚せい剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第38条第5項第1号口に該当する場合を除く。）	90日以上
麻薬、覚せい剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚せい剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者	

(注) 上表における用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 麻薬とは、麻薬及び向精神薬取締法第2条に規定する麻薬をいう。
- 2 大麻とは、大麻取締法第1条に規定する大麻をいう。
- 3 あへんとは、あへん法第3条に規定するあへん又はけしがらをいう。
- 4 覚せい剤とは、覚せい剤取締法第2条に規定する覚せい剤又は覚せい剤原料をいう。
- 5 麻薬、覚せい剤等の使用等とは、麻薬若しくは覚せい剤を自己に使用し、若しくは施用を受け、大麻若しくはあへんを吸食することをいう。
- 6 麻薬、覚せい剤等の譲渡し等とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。
 - (1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を譲り渡し、交付し、又は他人に施用すること。
 - (2) (1)以外の麻薬を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。
 - (3) 大麻又はあへんを譲り渡すこと。
 - (4) 覚せい剤を譲り渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。

4 暴走行為者等に対する免許の効力の停止等の処分量定基準

(1) 点数制度による免許の効力の停止の基本量定

ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号イ）に該当する者

自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ又は並進させる場合における集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、整備不良等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反と同時にした違反行為を除く。以下「暴走行為」という。）に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に

掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなつた者の処分の基本量定の期間は、1(1)に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。

イ 免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止及び6月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転禁止の基準（令第33条の2、第33条の3及び第40条）に該当する者

前記アに掲げる期間は、免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の処分の基本量定に準用する。

なお、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基準に該当する者（他免許等既得者を除く。）については、前記アに掲げる期間から、当該処分の理由となつた一般違反行為をした日（令第33条の2第4項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から、当該処分の日までの既に経過した期間を除いた残りの期間を処分期間とするものとする。

(2) 点数制度によらない免許の効力の停止の処分量定

次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第38条第5項第2号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。

区 分	期 間
他人を指揮して暴走行為をさせたとき、又は暴走行為を率先助勢したとき	180日
2人以上の自動車等の運転者が道路以外の場所において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく他人の生命又は身体の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為をしたとき	
道路若しくは公園、海水浴場、駅構内等の道路以外の公共の場所において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、若しくは並進させる機会における自動車等の運転者若しくは同乗者により集団の勢力をかりて行われる石、ガラスびん、金属片、その他人若しくは車両等	

<p>を損傷するおそれのある物件を投げ、若しくは発射する行為若しくは暴行、傷害、器物毀棄等の行為で道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるもの（以下「集団走行暴力行為」という。）をしたとき、又は唆して集団走行暴力行為をさせ、若しくはこれを助けたとき</p>	<p>90日以上</p>
<p>共同危険行為等禁止違反が行われることを知りながら当該違反に係る自動車等にその集団の一員として乗車していたとき（令第38条第5項第1号口に該当する場合を除く。）</p>	
<p>(1) 共同危険行為等禁止違反を行うおそれがある集団（以下「暴走集団」という。）に参加した運転者が、道路における当該暴走集団の通行に際し、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条第4項、第19条、第36条（第73条第2項において準用する場合を含む。）、第73条第1項（第97条の3第2項において準用する場合を含む。）又は第98条第1項若しくは第3項（不正使用に関する部分に限る。）の規定に違反する行為をしたとき (2) 暴走集団に参加している運転者を指揮して(1)に規定する行為をさせたとき</p>	<p>60日以上</p>

5 違反者講習を受講しなかった者に対する免許の効力の停止等の処分量定基準
法第108条の3の2の通知を受けた者で法第102条の2の期間内に同条に規定する違反者講習を受講しなかった者が、違反者講習の理由となった一般違反行為以外に一般違反行為を行っていた場合において、一般違反行為に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなったときの処分の基本量定の期間は、1(1)に定める基本量定の期間に30日を加えた期間とする。

6 処分量定に関する特例

(1) 一般違反行為をしたことを理由とする免許の効力の停止等の処分を猶予された者がその後違反行為をしたときは、処分を猶予されなかったときに比し、処分が過重にならないよう処分量定を行うものとする。

- (2) 処分を受ける者の責に帰すべき理由以外の理由により違反行為又は重大違反唆し等若しくは道路外致死傷（以下「違反行為等」という。）の発生の順に処分を行うことができなかつたときは、違反行為等の発生の順に処分が行われたときに比し、処分が均衡を失せず、かつ、処分が過重にならないよう処分量定を行うものとする。
- (3) 処分を受ける者の責に帰すべき理由以外の理由により処分が遅れた場合で、その者が当該処分の理由となった違反行為等をした日以後違反行為等をしないで免許を受けていた期間（免許の効力が停止されていた期間を除く。以下同じ。）が通算して1年を経過しているものであるときは、その実績等を考慮して処分量定を行うものとする。
- (4) 前歴のある者の処分の場合で、その者が当該前歴の事由となった違反行為をした日以後、違反行為等をしないで免許を受けていた期間が通算して1年に近い期間を経過しているものであるときは、その実績、その後にした違反行為の危険性等を考慮して処分量定を行うものとする。
- (5) 前歴のある者の処分の場合で、当該前歴がその者の責に帰すべき理由以外の理由により処分が遅れたことによるものであるときは、通常の手続の範囲の期間内に処分が行われたときに比し、処分が過重にならないよう処分量定を行うものとする。

第2 処分の軽減及び処分の猶予

1 取消し等の処分の軽減

一般違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合に累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ同表の第2欄から第6欄までに掲げる点数に達し、若しくは特定違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合の累積点数が令別表第3の2の表の第1欄に掲げる区分に応じ同表第2欄から第9欄までに掲げる点数に達し、又は令別表第4第1号から第3号までに掲げる行為をし、若しくは令別表第5第1号から第4号までに掲げる行為をしたことにより、免許の取消し、免許の拒否又は1年以上10年を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の処分基準に該当することとなった者において、その者の運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があるときは、それぞれ次の区分により処分を軽減することができるものと

する。

- (1) 免許の取消し（免許を与えた後における免許の取消しを除く。）の処分基準に該当する者

一般違反行為をしたことを理由として処分を行う場合で、令第38条第6項の規定により、免許を受けることができない期間（以下「欠格期間」という。）が5年、4年、3年又は2年に該当するときは、当該期間から1年を減じた期間に軽減し、当該期間が1年に該当するときは、180日の免許の効力の停止に軽減する。また、特定違反行為をしたことを理由として処分を行う場合で、令第38条第7項の欠格期間から1年を減じた期間に軽減する。

- (2) 免許の拒否又は免許を与えた後における免許の取消し（以下「免許の拒否等」という。）の処分基準に該当する者（他免許等既得者を除く。）

令第33条の4第1項第2号若しくは第3号又は同条第2項第1号若しくは第2号の規定により、欠格期間が、当該処分の理由となった行為をした日（令第33条の4第3項において準用する令第33条の2第4項各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める日をいう。以下同じ。）から起算して、10年、9年、8年、7年、6年、5年、4年、3年又は2年を経過するまでの期間に該当するときは、それぞれ当該期間から1年を減じた欠格期間に軽減し、1年を経過するまでの期間に該当するときは処分の理由となった行為をした日から180日を経過するまでの期間の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止に軽減する。

なお、これらの期間計算の結果、1年を減じた後の欠格期間又は免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止に係る期間が既に経過している場合は、免許の拒否等及び欠格期間の指定又は免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止をしないものとする。

- (3) 自動車等の運転の禁止の処分基準に該当する者

令第40条第1項第2号若しくは第3号又は同条第2項第1号若しくは第2号の規定により、自動車等の運転を禁止される期間が10年、9年、8年、7年、6年、5年、4年、3年又は2年に該当するときは、当該期間から1年を減じた期間の自動車等の運転の禁止に軽減し、当該期間が1年に該当するときは、180日の自動車等の運転の禁止に軽減する。

2 停止等の処分の軽減及び猶予

一般違反行為をしたことを理由として処分を行おうとする場合に累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ同表の第7欄に掲げる点数に達したこと、若しくは令別表第4の第4号に掲げる行為をしたことにより免許の効力の停止、免許の保留若しくは6月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止の基準に該当することとなった者又は危険性帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者において、その者の運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があるときは、その者に係る第1において規定する処分の基本量定の期間から30日又は60日（前歴のある者については30日に限る。）を減じた期間に処分を軽減することができるものとする。

また、処分の基本量定の期間が30日又は60日に該当する者（法第108条の3の2の通知を受けた者で法第102条の2の期間内に同条に規定する違反者講習を受けなかったものを除く。）において、前記特段の事情がある場合は、処分を猶予することができるものとする。

第3 停止等の処分の期間の短縮

法第108条の2第1項第3号に掲げる講習を受講した者の法第90条第12項又は第103条第10項の規定に基づく処分期間の短縮は、考査の成績が50%以上の者について、受講態度を加味して改善効果を評価し、次表「処分期間の短縮日数の基準」に準拠して行い、50%未満の者については行わないこと。ただし、考査の成績が50%未満の者からの申出に係る再考査の成績が50%以上であるときは前記に準じて処分期間の短縮を行うことができるものとし、この場合における短縮日数は、次表の考査成績が可の場合の短縮日数を超えてはならないものとする。

処分期間の短縮日数の基準

受 講 者			考査成績別短縮日数		
処分区分	講習区分	処分日数	優	良	可
免許の効力 の停止	短期講習	30日	29日	25日	20日
	中期講習	60日	30日	27日	24日
自動車等の		90日	45日	40日	35日
	長期講習	120日	60日	50日	40日

運転の禁止		150日 180日	70日 80日	60日 70日	50日 60日
免許の保留 免許を与え た後におけ る免許の効 力の停止	短期講習	39日 以下	受講日を除 く残り日数	処分日数の 80%に当た る日数	処分日数の 70%に当た る日数
	中期講習	40日 ～ 89日	処分日数の 50%に当た る日数	処分日数の 45%に当た る日数	処分日数の 40%に当た る日数
	長期講習	90日 ～ 180日	処分日数の 45%に当た る日数	処分日数の 40%に当た る日数	処分日数の 35%に当た る日数

(注) 1 考查成績の優は85%以上の成績、良は70%以上の成績、可は50%以上の成績とする。

2 免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の短縮日数を算出する場合において、1日未満の端数は切り捨てるものとする。

3 受講態度が不良で改善効果が低いと認めた者の短縮日数については、当該本人の考查成績に係る短縮日数を下回るものとする。ただし、考查成績が優の者の短縮日数については良に係る短縮日数を、良の者の短縮日数については可に係る短縮日数を、それぞれ下回らないものとする。

4 令第33条の2第1項第8号に基づく保留処分の短縮日数は、当該処分と同時にされる免許の効力の停止等の処分の短縮日数と同じとなる。

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第94条第2項
処 分 の 概 要：免許証の再交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会。仮免許証の再交付については、警視総監、道府県警察本部長、方面本部長）
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第21条（免許証の再交付の申請の手續）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：再交付の申請が、亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した運転免許証を交付した都道府県公安委員会に対して行われた場合にあつては、当該申請の当日中（警察署等において申請が行われた場合については、各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。）
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第99条第1項
処 分 の 概 要：指定自動車教習所の指定
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：道路交通法第99条（指定自動車教習所の指定）、第99条の2（技能検定員）、第99条の3（教習指導員） 道路交通法施行令第35条（指定自動車教習所の指定の基準） 道路交通法施行規則第32条（コースの種類、形状及び構造の基準）、第33条（教習の時間及び方法）、第34条の3（指定前における教習の基準）、第34条の4（指定前における教習を修了した者に対する技能試験） 技能検定員審査等に関する規則第6条（技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定）、第14条（教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定） 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第1条（教習の科目の基準の細目）、第2条（教習時間の基準の細目）、第3条（教習方法の基準の細目）、第4条（教習方法の基準の細目）、第5条（指定前における教習の基準の細目）
審 査 基 準：指定自動車教習所の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：

別紙

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路交通法（以下「法」という。）第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所のうち、職員、設備等に関する法第99条第1項に掲げる基準に適合するものを、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき、指定自動車教習所として指定する。

1 法第99条第1項第1号関係

法第99条第1項第1号に規定する指定自動車教習所（以下「指定教習所」という。）を管理する者（以下「管理者」という。）の要件は、道路交通法施行令（以下「令」という。）第35条第1項に規定されているが、このうち、同項第2号の「道路の交通に関する業務」とは、交通警察行政、運輸行政、自動車運送事業等を、「管理的又は監督的地位」とは、組織において、これを管理し、又は監督することを職務とする地位を、「その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者」とは、道路の交通に関する業務における管理の経験がないが、指定教習所を管理する能力がある者をいう。

また、令第35条第1項第2号イの規定により、管理者は「過去3年以内に第99条の5第5項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をした者」でないこととされているが、「卒業証明書又は終了証明書の発行に関し不正な行為」とは、指定教習所に入所した事実のない者に対して不正に卒業証明書又は修了証明書（以下「卒業証明書等」という。）を発行する等の行為に限らず、道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第33条及び第34条に規定する教習及び技能検定に違反する教習等を下命、容認する行為等広く卒業証明書等の発行に関連する不正な行為をいう。ただし、管理者において、指導員等の違反行為（不正行為のみではない。）を認識できなかった場合は、これに該当しない。また、卒業証明書等の発行に関連する行為であれば、現に卒業証明書等が発行されたことを要件とはしない。

管理者は、他の職業と兼職し、又は教習若しくは技能検定に従事しないようにするものとする。ただし、別添1の指定自動車教習所等の教習の標準（以下「教習の標準」という。）第一種免許に係る学科教習についての学科（一）（第1段階）項目名「1 運転者の心得」及び第二種免許に係る学科教習についての学科（一）（第1段階）項目名「1 第二種免許の意義」については、教習指導員の資格を有する管理者が行うこととしてもよい。

2 法第99条第1項第2号関係

(1) 技能検定員の選任等

法第99条第1項第2号の基準のうち、「選任」の時期は、管理者が事実上の選任行為をしたときをいい、公安委員会に選任の届出をしたときではない。技能検定員は、技能検定を受ける者の数等に応じて適当な数を置くものとする。

また、アルバイト指導員等（他の本業を持っている者で、その本業の傍ら技能検定又は教習に従事するものをいう。以下同じ。）は、技能検定に従事しないようにするものとする。

(2) 技能検定員資格者証の交付の基準

技能検定員資格者証の交付の基準は、法第99条の2第4項及び第5項並びに技能検定員審査等に関する規則に規定されているが、法第99条の2第4項第2号口の「卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為」とは、卒業証明書等を偽造する行為、技能検定の職務に関し収賄する行為等の刑罰法規に触れる行為や府令第34条に違反して技能検定をする行為等卒業証明書等の発行に関連する違法な行為をいう。ただし、違法行為をしたことについてその者に認識がなかった場合は、直ちに「不正な行為」に該当することとはならない。

3 法第99条第1項第3号関係

(1) 教習指導員の選任等

法第99条第1項第3号の基準のうち、「選任」の時期は、管理者が事実上の選任行為をしたときをいい、公安委員会に選任の届出をしたときではない。教習指導員の数は、当該施設において教習又は技能検定を受ける者の数等に応じて適当な数を置くものとする。また、アルバイト指導員は、教習等に従事させることのないようにするものとする。ただし、繁忙期（7月から8月及び12月から3月並びにその前後の期間のうち、それぞれの指定教習所の過去の実績を踏まえて当該指定教習所が混雑していると公安委員会が認める時期をいう。以下同じ。）に限って、次の条件をいずれも満たす場合に臨時的に教習に従事する教習指導員（以下「臨時的指導員」という。）の選任を認めるものとする。

ア 法第99条の3第4項に定める教習指導員資格者証の交付を受けていること。

教習に従事していたみなし教習指導員（道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）附則第7条第2項のみなし教習指導員をいう。以下同じ。）であっても、選任届が継続してなされ、当該指定教習所において引き続き教習を行う場合は、みなし教習指導員として教習を行うことができる。

イ 他に本業を持っている者が、その本業の傍ら教習に従事するものでないこと。

本業とは、常勤的な職業で、主として当該職業で生計を立てている業をいい、例えば、道路運送事業に係る運転を本業とする者が、その非番日又は休日に従事するような場合は認められない。また、本業であるか否かの判断については、教習指導員として選任されている期間全体を考慮して行うものとする。

ウ 繁忙期に継続して教習に従事できる者であること。

臨時的指導員は、指定教習所が届け出た当該期間は、継続して教習業務に従事するものとする。

エ 教習指導員として年間を通じて選任すること。

臨時的指導員を選任させる場合は、1年以上継続して選任するものとする。

オ 一の指定教習所に限り選任されていること。

複数の指定教習所において、教習指導員を兼任することは認められない。複数の指定教習所が同一の企業体に属する場合であっても、同様である。

カ 法第108条の2第1項第9号に定める講習（以下「法定講習」という。）その他の所定の講習を受講すること。

臨時的指導員として選任されている間は、教習に従事する期間であると否とを問わず、法定講習の受講義務がある。

キ 臨時的指導員の数は、繁忙期対策のために必要な数に限られ、かつ、当該指定教習所において選任されている教習指導員の総数の5分の1を超えないものとする。

(2) 教習指導員資格者証の交付の基準

教習指導員資格者証の交付の基準は、法第99条の3第4項及び第5項並びに技能検定員審査等に関する規則に規定されているが、法第99条の3第4項の「卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為」とは、府令第33条の教習の時間及び方法に関する基準に違反する行為（例えば、無資格教習、教習時限の欠略、教習時限の時間の短縮等）等卒業証明書等の発行に関連する違法な行為をいう。ただし、違法行為をしたことについてその者に認識がなかった場合（例えば、免許証の更新をせず、失効したことに気付かず教習に従事した場合等）は、直ちに「不正な行為」に該当することとはならない。

4 法第99条第1項第4号関係

法第99条第1項第4号に規定する教習及び技能検定のための設備の基準は、令第35条第2項並びに府令第32条、別表第3に規定されているが、具体的には、次のとおりである。

(1) コース

令第35条第2項第1号イに規定する「コース敷地の面積」には、コース内の緑地部分及び路肩部分等を含み、学科教室等建物の敷地部分を含まず、コース敷地の面積の算出は、原則として一団の敷地であって、一体的な運用ができるものについて行う。したがって、既存のコース敷地に隣接して、新たに設けられたコース敷地との間に公道その他の施設があるようなときは、トンネルその他により、両敷地のコースが相互に一体的に使用することができるような特別の場合を除き、新たに設けられたコース敷地の面積を既存のものに合計することはできない。

ア 周回コース

周回コースの基準は、府令別表第3の2の表に規定されているが、「おおむね長円形」とは、ある程度の速度が出せることを目的としたものであり、その機能を果たすものであれば、必ずしも形状にこだわる必要がないことを意味し、周回コースの外側に他のコースが設置されていてもよい。

また、「舗装」とは、簡易舗装程度以上の舗装をいう。周回コースのすみ切り半径は、5メートル以上とし、さらに1か所以上はできるだけ10メートル以上であるもの

とする。

イ 幹線コース

幹線コースの形状は、府令別表第3の2の表において「おおむね直線で、周回コースと連絡し、幅7メートル以上であるコースが相互に十字形に交差するものであること」と規定されているが、周回コースから交差点までの距離については、技能教習及び技能検定が適正に実施できる程度の距離とする。また、交差点のすみ切り半径については、3メートル以上であるものとする。

ウ 坂道コース

坂道コースの形状は、府令別表第3の2の表において「2以上の坂道を有すること」とされているが、緩坂路と急坂路とが一つずつあって、「頂上平たん部」により連絡されているものであればよい。また、「こう配」とは、緩坂路と急坂路のいずれも底辺と高さとの割合をいう。

エ 屈折コース、曲線コース、方向変換コース、及び鋭角コース

いわゆる狭路コース（屈曲コース、曲線コース、方向変換コース及び鋭角コース）は、当該施設の規模に応じ技能教習に必要なして十分な数を設置させることが必要である。

これらの狭路コースの形状については、府令別表第3の2の表に図示された逆形のもの（例えば、屈折コースの第1角が左折となるもの）であってもよい。出入口部のすみ切りは、規定の長さ（曲線コースについては、弧の長さ）を超える部分について設け、その半径は、大型第二種免許、中型第二種免許、大型免許及び中型免許コースについては3メートル以上、準中型免許、普通免許及び普通第二種免許コースについては2メートル以上、大型二輪免許及び普通二輪免許コースについては1メートル以上とする。

オ 路端停車コース

「路端停車コース」は、別添2に示すものとする。

カ 隘路コース

「隘路コース」は、別添3に示すものとする。

キ 縦列駐車コース

「縦列駐車コース」は、別添4に示すものとする。

ク 自動二輪車のコース

大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習を行う指定教習所は、次のコースを設定するものとする。

(ア) 併設コースの基準

大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習を独立して実施するため、既設のコース敷地に二輪専用のコースを併設する自動車教習所における二輪専用のコース（併設コース）の敷地面積は、おおむね1,000平方メートル以上とし、コース等の種類は、府令別表第3の2の表に定める屈折コース、曲線コース、直線狭路コース、連続進

路転換コース、波状路コース及び別添5の自動二輪車の制動技能等を判定するための特別な課題を実施するための「指定速度からの急停止コース」とする。ただし、安全確保、教習効果等から設置することが適当でない場合は、この限りでない。

(イ) 8の字コース

別添6の「8の字コース」を設置するものとする。ただし、「8の字コース」を設けることが困難な指定教習所にあつては、「8の字コース」を使用することとしている教習については、ロード・コン2本を用いて、このコースと同程度の旋回を行うことができるコースを設定するものとする。

また、自動二輪車の曲線コースについては、「8の字コース」で代替してもよい。

(ウ) 特別設定コース

大型二輪免許に係る技能教習のうち、教習の標準の技能教習についての応用走行（第2段階）項目名「16 高度なバランス走行など」、内容「③ 特別設定コース走行」で用いる特別設定コースのマンホール若しくは道路標示、砂利道若しくは砂道、わだち、湿潤路面又は不整地の設置場所は、コース内であれば車道上である必要はない。また、砂利道若しくは砂道、わだち、湿潤路面又は不整地の基準は、おおむね長さ5メートル、幅2メートル（わだちを除く。）以上とするが、教習効果を考慮の上、当該教習所の規模に応じた適切な大きさとしてもよい。マンホールについては、おおむね直径0.65メートル以上で滑りやすい材質のものとする。

ケ 大型特殊自動車等のコース

大型特殊自動車コース又は牽引コースは、指定教習所に使用する大型特殊自動車又はけん引自動車の構造及び性能から見て周回コースその他のコースを用いることが妥当と思われるものについては、これらのコースを可能な限り含むものとする。

コ コースの縁石

沈みコースの縁石の高さは、おおむね10センチメートルとする。浮きコースにあつても、コースの側端について同様の高低を設けさせるものとする。ただし、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る狭路コース並びに二輪車専用のコースの縁石の高さは、これよりも低くすることができるものとする。

また、府令別表第3の2の表の備考に掲げるコースの基準によりコースを設置する場合についても、それぞれの免許に係るコースについて縁石の設置に準じた措置をとること。

サ スキッドコース

大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習のうち、教習の標準の技能教習についての応用走行（第2段階）項目名「悪条件下での運転」において使用するスキッドコースは、凍結路面における走行教習が可能なコースであり、次の基準を満たしているものとする。

区 分	スキッド路	スキッド路 (m)
-----	-------	-----------

	μ 値	長 さ	幅
普通車（準中型車を含む。）専用コース	0.2 μ 以下	40以上	5以上
中型車専用コース		40以上	15以上
大型車専用コース		50以上	15以上
普通・準中型・中型・大型兼用コース		50以上	15以上

[安全地帯の基準]

コースの周囲には、スキッド教習を実施する教習車両の大きさに応じた安全地帯を適宜設けるものとする。

シ スキッド教習車コース

大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習のうち、教習の標準の技能教習についての応用走行（第2段階）項目名「悪条件下での運転」において使用するスキッド教習車は、スキッド体験走行ができる装置を取り付けた車両であり、次の基準を満たしているものとする。また、コースについては、別添7のとおりとする。

なお、当該コースにおける安全地帯についても上記サ同様コースの周囲に適宜設けること。

内 容	基 準
走行速度	40km/h以上
設定 μ 値	0.2 μ 以下

ス その他

コース上の危険と認められる箇所には、衝撃緩和材等を設置するなどの安全対策を講じること。

(2) 教習車両等

ア 備付け自動車等

(ア) 自動車の大きさ、台数等

令第35条第2項第2号の「技能教習及び技能検定を行うため必要な種類の自動車」とは、標準試験車と同程度以上のものとする。自動車の備付け台数については、当該施設において技能教習又は技能検定を受ける者の数等に応じて適当な台数とする。教室の大きさ、教材の数についても同様とする。また、技能教習及び技能検定は、標準試験車と同程度以上の車両で行うこととし、技能教習は府令第33条第5項第1号ハで規定されている、「法第85条第2項の規定により当該教習に係る免許について同条第1項の表の区分に従い運転することができる自動車又は法第86条第2項の規定により当該教習に係る免許について同条第1項の表の区分に従い運転す

ることができる自動車」により行うこととする。なお、準中型免許については、府令第33条第5項第1号ワの規定により準中型自動車のほか普通自動車により技能教習を行うこととする。ただし、身体障害者においてはこの限りではない。

(イ) 応急用ブレーキ

令第35条第2項第3号の教習指導員又は技能検定員（以下「指導員等」という。）が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置とは、指導員席の足ブレーキ（応急用のブレーキ）に連動した連動ブレーキ等の装置をいう。この装置は、身体障害者の持込み車両についてもこれを備えていなければならない。

応急用ブレーキを装備することが困難な大型特殊自動車で指導員等が通常占める位置から手ブレーキを操作することによって応急の措置を講ずることができるものは、手ブレーキ等を「応急の措置を講ずることができる装置」とみなす。

(ウ) 車両の整備

専ら指定教習所のコース内における教習に使用する教習車両については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による登録を受けることを要しない運用が行われているところであるが、当該車両についても、検査に合格する程度に整備されたものとする。

(エ) 後写鏡

教習車両及び検定車両は、指導員等のための後写鏡を備え付けたものとする。

(オ) 路上検定標識の表示

普通免許等の卒業検定（以下「路上検定」という。）に使用する自動車にあっては、路上検定実施中は、その旨自動車の屋根等に標識を表示するものとする。

(カ) 運転シミュレーター

運転シミュレーター（車載式運転シミュレーターを含む。以下同じ。）を教習に使用する場合にあつては、「道路交通法施行規則の規定に基づき、運転シミュレーターに係る国家公安委員会が定める基準を定める件」（平成6年国家公安委員会告示第4号）に適合するものであること。

イ 学科教習用教室等

令第35条第2項第4号の「建物その他の設備」とは、学科教習を行うための教室、実習を行う施設等をいう。学科教習を行うための教室等は、学科教習等を受ける者の数に応じて適当な大きさ、数であることが必要である。

5 法第99条第1項第5号関係

法第99条第1項第5号の自動車教習所の運営の基準は、令第35条第3項に規定されているが、具体的には、次のとおりである。

(1) 令第35条第3項第1号関係

令第35条第3項第1号の法第99条第1項の申請に係る免許に係る教習の科目及び教習の科目ごとの教習方法の基準は、府令第33条に規定されているが、このうち、身体障害

者に対する教習の方法、普通二輪免許に係る技能教習における運転シミュレーターを使用しない場合の教習方法、教習効果の確認を行う教習指導員の要件、技能教習における教習指導員資格を有しない者の教習従事制限、学科教習における教習指導員資格を有しない者の教習従事制限、適性検査結果に基づく行動分析の指導員の要件、応急救護処置教習の模擬人体装置の基準並びに技能教習及び学科教習の科目並びにこれらの科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目（以下「教習の基準の細目」という。）については、次のとおりである。

ア 身体障害者に対する教習の方法

身体障害者に対する教習又は技能検定は、別添8の身体障害の状態に応じた教習車種によって行う。

イ 大型二輪免許・普通二輪免許に係る技能教習における運転シミュレーターを使用しない場合の教習方法

道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令（平成8年総理府令第41号）附則第2項により普通二輪免許に係る指定教習所とみなされた自動車教習所においては、普通二輪免許に係る技能教習において運転シミュレーターを使用して行うこととされている教習について、当分の間、別に定める方法（別添9）に従い、実車を用いた教習をもって替えることができる。この方法による場合で、教習生の同乗する普通自動車に先行して走行する自動二輪車にあつては普通自動二輪車を使用するものとする。また、大型二輪免許の基本操作及び基本走行において運転シミュレーターを使用しない場合の教習についても、当該別に定める方法により行うことができる。

ウ 教習効果の確認（みきわめ）を行う教習指導員の要件

府令第33条第4項第1号タ及びレの教習効果の確認（みきわめ）は、教習指導員の資格を有する者が行うものとするが、当分の間、当該教習に係る技能検定員を兼ねている者、当該教習課程の技能教習の経験が2年以上ある者又は当該教習課程の技能教習の経験が2年未満の者で指定教習所の管理者が認定したものを充てるものとする。

エ 技能教習における教習指導員資格を有しない者の教習従事制限

みなし教習指導員のうち技能指導員でなかった者に技能教習を行わせてはならないこととされている（道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）附則第7条第3項）が、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る技能教習の応用走行（第2段階）の中で行うこととしている技能・学科の組み合わせ教習（以下「セット教習」という。）に係る技能教習については、技能指導員及び学科指導員の両方の資格を有するみなし教習指導員に限り行うことができる。

オ 学科教習における教習指導員資格を有しない者の教習従事制限

(ア) セット教習の特例

セット教習に係る学科教習については、技能指導員及び学科指導員の両方の資格を有するみなし教習指導員に限り行うことができるものとする。

- (イ) 法令指導員、構造指導員又はその他の指導員の教習することができる項目名
第一種免許に係る学科教習のうち、教習の標準の学科教習についての学科（一）（第1段階）項目名「1 運転者の心得」、「2 信号に従うこと」、「3 標識・標示等に従うこと」、「4 車の通行するところ、車が通行してはいけないところ」、「5 緊急自動車等の優先」、「6 交差点等の通行、踏切」、「7 安全な速度と車間距離」、「8 歩行者の保護等」、「9 安全の確認と合図、警音器の使用」、「10 進路変更等」、「11 追い越し」、「12 行き違い」又は「13 運転免許制度、交通反則通告制度」、学科（二）（第2段階）項目名「1 危険予測ディスカッション」、「2 応急救護処置Ⅰ」、「3 応急救護処置Ⅱ」、「11 駐車と停車」、「12 乗車と積載」、「13 けん引」、「14 交通事故のとき」、「15 自動車の所有者等の心得と保険制度」、「16 経路の設計」又は「17 高速道路での運転」については、道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）による改正前の法（以下、本項において「旧法」という。）の学科指導員又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第27号）附則（以下、本項において単に「附則」という。）第3項に規定する専ら法令教習に従事する者が、教習の標準の学科教習についての学科（二）（第2段階）項目名「2 応急救護処置Ⅰ」、「3 応急救護処置Ⅱ」又は「10 自動車の保守管理」については、旧法の学科指導員又は附則第3項に規定する専ら構造教習に従事する者が、教習の標準の学科教習についての学科（二）（第2段階）項目名「2 応急救護処置Ⅰ」、「3 応急救護処置Ⅱ」、「4 死角と運転」、「5 適性検査結果に基づく行動分析」、「6 人間の能力と運転」、「7 車に働く自然の力と運転」、「8 悪条件下での運転」又は「9 特徴的な事故と事故の悲惨さ」については、旧法の学科指導員又は附則第3項に規定する専ら法令教習及び構造教習を除く学科教習に従事する者がそれぞれ教習を行うことができるものとする。
- (ウ) 適性検査結果に基づく行動分析の指導員の要件
第一種免許に係る学科教習のうち教習の標準の学科教習についての学科（二）（第2段階）項目名「5 適性検査結果に基づく行動分析」、及び第二種免許に係る学科教習のうち教習の標準の学科についての学科（二）（第2段階）項目名「21 適性検査結果に基づく行動分析」については、学科教習の指導員要件を満たし、かつ、運転適性検査・指導者資格者証を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者に行わせること。
- (エ) 応急救護処置教習の指導員の要件
第一種免許に係る学科教習のうち教習の標準の学科教習についての学科（二）（第2段階）項目名「2 応急救護処置Ⅰ」及び「3 応急救護処置Ⅱ」、並びに第二種免許に係る学科教習のうち教習の標準の学科教習についての学科（二）（第2段階）項目名「19 応急救護処置Ⅰ」及び「20 応急救護処置Ⅱ」については、それぞれの免許の種類に係る学科教習を行う指導員の要件を満たし、かつ、公安委

員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者が行うこととされている（府令第33条第5項第2号ニ）。

カ 応急救護処置教習における模擬人体装置の基準

府令第33条第5項第2号ニの模擬人体装置は、次に掲げる基準に適合したものである。

(ア) 人体装置の基準

府令第33条第5項第2号ニの模擬人体装置は、人体に類似した形状を有する装置であって、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージその他の応急救護に関する実技を行うために必要な機能を有し、かつ、第一種免許又は第二種免許に係る応急救護処置講習に適合したものである。

(イ) 模擬人体装置の数の基準

模擬人体装置の数は、第一種免許に係る応急救護処置教習については、教習生4人に対し大人全身2体（大人全身1体及び大人半身1体でも可。）、第二種免許に係る応急救護処置教習については、教習生4人に対し大人全身2体（大人全身1体及び大人半身1体でも可。）及び乳児全身1体とする。

キ 教習の基準の細目

教習の基準の細目については、指定自動車教習所の教習の基準の細目に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第13号）に規定されているが、具体的には別添1の教習の標準のとおりである。

(2) 令第35条第3項第2号関係

ア 技能教習及び学科教習の基準

指定前における技能教習及び学科教習の基準は、府令第34条の3に規定されているが、このうち、身体障害者に対する教習の方法、大型二輪免許・普通二輪免許に係る技能教習における運転シミュレーターを使用しない場合の教習方法、応急救護処置教習の指導員の要件、応急救護処置教習における模擬人体装置の基準及び教習の基準の細目については、5(1)と同様とする。

イ 指定前の教習実績の確認

法第99条第1項第5号に基づく指定前の教習実績については、「法第99条第1項の申請に係る免許に係る教習が、内閣府令で定める基準に適合しており、かつ、同項の申請の日の前6月の間引き続き行われていること。」（令第35条第3項第2号）及び「法第99条第1項の申請の日前6月の間に同項の申請に係る免許に係る教習を終了し、かつ、当該免許につき法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を受けた者のうち内閣府令で定める基準に達する成績（合格基準に達する成績）を得た者の占める割合が、95パーセント以上であること。」（令第35条第3項第3号及び府令第34条の4）が必要であり、合格率の算出は次によるものとする。

$$\frac{\text{技能試験の合格者}}{\text{当該教習所の卒業生で技能試験を受けた者の数}} \times 100$$

この場合、同一の卒業生が2回以上技能試験を受け、2回目以後に合格したときは、1回目の技能試験結果のみ算入する。さらに、当該教習所の卒業生は、府令第34条の3の規定による教習を修了し、かつ、技能試験の例に準じた卒業試験に合格して卒業した者のみを算入する。また、「当該教習所の卒業生で技能試験を受けた者の数」は、おおむね次により求めた数値以上とする。

$$\frac{B}{A} \times \frac{1}{2} \times C$$

- (注) A…当該都道府県における前年末の当該免種の教習所数
B…当該都道府県における前年の当該免種の卒業生数
C…係数（指定前の教習所の平均卒業生数と指定1年後の教習所の平均卒業生数の比率0.15を使用する。）

また、「当該教習所の卒業生で技能試験を受けた者の数」に算入される者からは、当該母数に入れることによって合格率の算定が不公正、不公平との誹りを受けるおそれがある者（例えば、教習指導員又は技能検定員資格者証の現所有者等）を除くほか、当該教習所における教習が継続的に行われていない場合等には、形式的に95パーセント以上の合格率を満たすことがあっても、実質的には指定前の基準に適合していないものとして、指定しない。

さらに、当分の間、大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許及び中型第二種免許に係る「当該教習所の卒業生で技能試験を受けた者」が10名に満たない場合は、指定の基準に適合していないものとして、指定を行わないものとする。

別添 1

第 1 第一種免許に係る学科教習の標準

1 学科（一）（第 1 段階）

(1) 教習の科目

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名及び内容は次のとおりである。

教習規則（別表第 5）	項 目 名	内 容
1 法第 108 条の 28 第 4 項各号に掲げる事項であって、別表第 1 第 1 号から第 3 号まで及び別表第 2 第 1 号から第 3 号まで及び別表第 3 第 1 号から第 3 号までに掲げる事項に関するもの	1 運転者の心得	<ul style="list-style-type: none"> ・ くるま社会人としてのモラルと責任 ・ 酒気帯び運転の禁止 ・ 交通法令の遵守 ・ 運転に必要な準備
	2 信号に従うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信号の種類と意味 ・ 信号に対する注意
	3 標識・標示等に従うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標識・標示の種類と意味 ・ 警察官等の指示
	4 車が通行するところ、車が通行してはいけないところ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車道通行の原則と例外 ・ 左側通行の原則と例外 ・ 車両通行帯のない道路における通行 ・ 車両通行帯のある道路における通行 ・ 不必要な車線変更の禁止 ・ 標識・標示による通行禁止 ・ 歩道・歩行者用道路等の通行禁止と例外 ・ 交通状況による進入禁止
	5 緊急自動車等の優先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急自動車の優先 ・ 路線バス等の優先
	6 交差点等の通行、踏切	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交差点等の通行方法 ・ 交差点を通行するときの注意 ・ 交通整理の行われていない交差点の通行方法 ・ 踏切の通過方法等 ・ 踏切上での故障時等の措置
	7 安全な速度と車間距離	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最高速度 ・ 速度と停止距離 ・ 安全な速度と車間距離 ・ ブレーキのかけ方 ・ 徐行
	8 歩行者の保護等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者の保護（そばを通るとき、横断しているときなど） ・ 自転車の保護（そばを通るとき、横断しているときなど） ・ 子供や身体の不自由な人の保護 ・ 初心運転者、高齢運転者、聴覚障害のある運転者等の保護 ・ 他人に迷惑をかける運転の禁止
	9 安全の確認と合図、警音器の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全確認の方法 ・ 合図を行う場合と方法 ・ 必要以外の合図の禁止 ・ 警音器を使用する場合 ・ 警音器の使用制限
	10 進路変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進路変更の禁止 ・ 横断、転回等の禁止 ・ 割込み、横切り等の禁止
	11 追い越し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追い越しの禁止 ・ 追い越しの方法 ・ 追い越されるとき注意
	12 行き違い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 側方間隔の保持 ・ 障害物があるときの避譲
	13 運転免許制度、交通反則通告制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許の仕組み ・ 運転免許証の更新等 ・ 点数制度の概要 ・ 運転免許の取消し、停止等 ・ 初心運転者期間制度 ・ 取消処分者講習制度 ・ 交通反則通告制度の概要
	14 オートマチック車などの運転	<ul style="list-style-type: none"> ・ オートマチック車の運転 ・ 先進安全自動車（ASV）の運転

(2) 教習時間

府令の規定に基づく教習に係る免許種別ごとの本科目の教習時間を示すと次のとおりとなる。

現有免許 種別	なし	大型 免許	中型 免許	準中型 免許	普通 免許	大型特 殊免許	大型二 輪免許	普通二 輪免許	大型第 二種免 許	中型第 二種免 許	普通第 二種免 許
大型免許	10	—	0	0	0	0	0	0	—	0	0
中型免許	10	—	—	0	0	0	0	0	—	—	0
準中型免許	10	—	—	—	0	0	0	0	—	—	0
普通免許	10	—	—	—	—	0	0	0	—	—	—
大型特殊免許	10	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0
大型二輪免許	10	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0
普通二輪免許	10	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0
牽引免許	—	—	0	0	0	0	—	—	0	0	0

(注) 現有免許「なし」の者がカタピラ限定大型特殊免許に係る教習を受けようとする場合は、学科(二)を含めて22時限である。

(3) 教習方法

学科(一)の教習は、高い教習効果を得るため、(1)の項目名1(運転者の心得)を修了した者に対して行うこと。

なお、特定後写鏡等条件の教習生に対しては、教習を行う前に聴覚障害者の遵守事項について説明を行うこと。また、特定後写鏡等条件の教習生以外の教習生に対しても、項目8(歩行者の保護等)において、聴覚障害者標識を付した自動車に対する配慮等について教習を行うこと。

2 学科(二)(第2段階)

(1) 教習の科目
ア 一般

本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名及び内容は次のとおりである。

教習規則(別表第5)	項目名	内容
2 危険の予測 その他の安全 な運転に必要 な知識	1 危険予測ディスカッション	<ul style="list-style-type: none"> 危険予測の重要性 走行中の危険場面 起こりうる危険の予測 より危険の少ない運転行動
	3 応急救護処置	<p>2 応急救護処置 I</p> <ul style="list-style-type: none"> 応急救護処置とは 実施上の一般的留意事項 救急体制 応急救護処置の基礎知識(AEDを用いた除細動に関する事項を含む。) <p>3 応急救護処置 II</p> <ul style="list-style-type: none"> 負傷者の観察・移動 体位管理 胸骨圧迫(心臓マッサージ) 気道確保 人工呼吸 気道異物除去 止血法
4 前3号に掲げるもののほか、運転に必要な適性の自覚に関することと、交通事故の実態の理解とその他自動車運転に必要な知識	4 死角と運転	<ul style="list-style-type: none"> 二輪車から、四輪車からの見え方 死角の事例 防衛的運転方法 車両間の意思疎通の方法
	5 適性検査結果に基づく行動分析	<ul style="list-style-type: none"> 運転と性格 運転適性検査 適性検査結果の運転への活用等
	6 人間の能力と運転	<ul style="list-style-type: none"> 認知・判断・操作 認知・判断・操作に影響を及ぼす要因(飲酒が及ぼす影響等)
	7 車に働く自然の力と運転	<ul style="list-style-type: none"> 車が動き続けようとする力と停止しようとする力 荷物の積み方等と車の安定性 カーブ、坂道での運転 二輪車の特性、乗車姿勢と走行の仕方 速度と衝撃力 交通公害の防止、地球温暖化の防止等
	8 悪条件下での運転	<ul style="list-style-type: none"> 夜間の運転 灯火をつけなければならない場合 点灯制限等 雨のときの運転 霧のときの運転 道路状況の悪いときの運転 非常時等の措置 大地震などのとき
	9 特徴的な事故と事故の悲惨さ	<ul style="list-style-type: none"> 特徴的な事故実態 二輪車の露出性と傷害 交通事故の悲惨さ 人命尊重の精神 シートベルトの重要性
	10 自動車の保守管理	<ul style="list-style-type: none"> 自動車各部の保守と手入れ 携行品、工具等の点検及び使用法 タイヤの交換方法等 日常点検の方法
	11 駐車と停車	<ul style="list-style-type: none"> 駐車と停車の意味 駐車、停車の禁止と例外 駐車と停車の方法 駐車時間の制限等 車から離れるときの措置 保管場所の確保 駐車の影響
	12 乗車と積載	<ul style="list-style-type: none"> 乗車又は積載の方法 乗車又は積載の方法の特例 乗車又は積載の制限 転落等の防止 危険物の運搬
	13 けん引	<ul style="list-style-type: none"> 故障車等のけん引方法 けん引の制限
	14 交通事故のとき	<ul style="list-style-type: none"> 運転者等の義務 被害者になったとき 現場に居合わせたとき
	15 自動車の所有者等の心得と保険制度	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の登録(届出)と検査 保険加入の必要性 自動車保険の種類と仕組み
	16 経路の設計	<ul style="list-style-type: none"> 地図情報の読み取り 経路の設計の仕方 案内標識等の活用 経路を間違えた場合等の対応の仕方 ツーリング時の注意
	17 高速道路での運転	<ul style="list-style-type: none"> 通行できない車 速度と車間距離 通行区分等 禁止事項 故障時等の措置 高速道路利用上の心得 走行計画の立て方 本線車道への進入 本線車道での走行 本線車道からの離脱

イ 大型特殊免許を受けようとする者

大型特殊免許に係る学科（二）における教習は、教習規則別表第5第4号に掲げる事項について行うこと（教習規則第1条第3項第4号）。

ウ 大型二輪免許又は普通二輪免許を受けようとする者

アのほか、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けようとする者に対する教習の科目には次のものを加える。

教習規則	項目名	内容
二人乗り運転に関する知識	18 二人乗り運転に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> 二人乗りに関する法規制の内容 二人乗りの運転特性

エ 現に免許（小型特殊免許及び原付免許を除く。）を受けている者に対する教習の科目

ア・イ・ウの規定にかかわらず、現に免許（小型特殊免許及び原付免許を除く。）を受けている者に対する科目の基準の細目についての法令の規定は次のとおりである。

法 令 の 規 定	
1	現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者に対する大型免許又は中型免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号に掲げる事項についての教習であること（教習規則第1条第4項第1号）。
2	現に大型特殊免許を受けている者（1に該当する者を除く。）に対する大型免許又は中型免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号及び第3号に掲げる事項についての教習であること（教習規則第1条第4項第2号）。
3	現に普通免許を受けている者に対する準中型免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号に掲げる事項についての教習であること（教習規則第1条第4項第3号）。
4	現に大型特殊免許を受けている者（3又は5に該当する者を除く。）に対する準中型免許又は普通免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号及び第3号に掲げる事項並びに高速自動車国道及び自動車専用道路における普通自動車の安全な運転（以下「普通自動車の高速運転」という。）に必要な知識についての教習であること（教習規則第1条第4項第4号）。
5	現に大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者（3に該当する者を除く。）に対する準中型免許又は普通免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識についての教習であること（教習規則第1条第4項第5号）。
6	現に普通自動車を運転することができる免許を受けている者に対する大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号に掲げる事項及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識についての教習であること（教習規則第1条第4項第6号）。
7	現に大型特殊免許を受けている者（6に該当する者を除く。）に対する大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習は、教習規則別表第5第2号及び第3号に掲げる事項並びに大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識についての教習であること（教習規則第1条第4項第7号）。

(2) 教習時間

法令の規定に基づく本科目の教習時間等を示すと次のとおりとなる。

ア 府令の規定に基づく本科目の教習時間の基準

現有免許	なし	大型免許	中型免許	準中型免許		普通免許	大型特殊免許	大型二輪免許	普通二輪免許	大型第二種免許	中型第二種免許	普通第二種免許	
				準中型車(5t)限定準中型免許	AT準中型車(5t)限定準中型免許								
大型免許	1 6	—	0	0	1	1	1	4	1	1	—	0	0
中型免許	1 6	—	—	0	1	1	1	4	1	1	—	—	0
準中型免許	1 7	—	—	—	—	—	1	5	3	3	—	—	0
普通免許	1 6	—	—	—	—	—	—	5	2	2	—	—	—
大型特殊免許	1 2	0	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0
大型二輪免許	1 6	1	1	1	1	1	1	4	—	0	1	1	1
普通二輪免許	1 6	1	1	1	1	1	1	4	—	—	1	1	1
牽引免許	—	—	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0

イ 府令の規定及び教習時間

府 令 の 規 定	教 習 時 間
大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許に係る学科（二）（現に普通自動車又は普通自動二輪車を運転することができる免許を受けている場合を除く。）における教習においては、応急救護処置教習は3時限行うものとする（府令別表第4の2の表備考5）。	項目名2（応急救護処置Ⅰ）については1時限、項目名3（応急救護処置Ⅱ）については2時限行うこと。

ウ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準の細目及び教習時間

(ア) 大型免許又は中型免許

法令の規定	教習時間
教習規則別表第5第2号に掲げる事項に係る教習を1時限行うこと（教習規則第2条第1項第2号）。	項目名1（危険予測ディスカッション）を1時限行うこと。

(イ) 準中型免許

法令の規定	教習時間
現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、別表第5第2号に掲げる事項に係る教習を1時限、現に大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては別表第5第2号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習をそれぞれ1時限、現に普通免許、大型特殊免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けていない者に対する教習にあつては別表第5第2号に掲げる事項に係る教習を2時限及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習を1時限行うこと（教習規則第2条第1項第6号、第7号、第8号）。	項目名1（危険予測ディスカッション）を2時限、項目名17（高速道路での運転）を1時限行うこと（現に普通自動車を運転することができる免許を受けている場合は項目名1（危険予測ディスカッション）を1時限、現に大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている場合（現に普通免許又は普通第二種免許を受けているときを除く。）は項目名1（危険予測ディスカッション）を1時限及び項目名17（高速道路での運転）1時限行うこと。）。

(ウ) 普通免許

法令の規定	教習時間
教習規則別表第5第2号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習をそれぞれ1時限行うこと（教習規則第2条第1項第10号）。	項目名1（危険予測ディスカッション）を1時限、項目名17（高速道路での運転）を1時限行うこと。

(エ) 大型二輪免許又は普通二輪免許

法令の規定	教習時間
教習規則別表第5第2号に掲げる事項及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識に係る教習を1時限行うこと（ただし、現に普通二輪免許を受けている者に対する教習を除く。）（教習規則第2条第1項第12号）。	項目名1（危険予測ディスカッション）と項目名18（二人乗り運転に関する知識）を合わせて1時限行うこと。

(3) 教習方法

府令の規定及び教習方法は次のとおりである。

府令の規定	教習方法
<p>応急救護処置に必要な知識の教習は、府令第33条第5項第2号ロに定める者（第一種免許に係る教習指導員（準中型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）及び普通自動二輪車を運転することができる免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。））であつて公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認めるものが行うこととし、かつ、模擬人体装置（人体に類似した形状を有する装置であつて、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージその他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能を有するものをいう。）による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。（府令第33条第5項第2号ニ）。</p>	<p>① 項目名2（応急救護処置Ⅰ）のうち、AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明すること。</p> <p>② 項目名3（応急救護処置Ⅱ）は2時限連続して行い、また、項目名2（応急救護処置Ⅰ）と項目名3（応急救護処置Ⅱ）はできるだけ連続して行うこと。</p> <p>③ 項目名3（応急救護処置Ⅱ）については、1人の教習指導員が教習を行う教習生の人数はおおむね10人以下とさせること。</p> <p>④ 模擬人体装置を使用する内容は、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージとし、当該装置の数は、高い教習効果を得るため、教習生4人に対して大人全身2体（全身1体及び半身1体でも差し支えないものであること。）であること。</p>
—	<p>項目名1（危険予測ディスカッション）について</p> <p>① 大型免許及び中型免許に係る教習にあつては技能教習の第2段階項目名8（危険を予測した運転）、準中型免許に係る教習にあつては技能教習の第2段階項目名11（危険を予測した運転）及び21（危険を予測した運転）のそれぞれ（現に大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている場合（現に普通免許又は普通第二種免許を受けているときを除く。）は、項目名21（危険を予測した運転）のみ。）、普通免許に係る教習にあつては技能教習の第2段階項目名13（危険を予測した運転）、大型自動二輪車又は普通自動二輪車についての教習にあつては技能教習の第2段階項目名15（危険を予測した運転）</p>

の直後の時間に連続して行うこと。

- ② 異なる免許の種類についての教習生を対象に行う場合は、次の表の左欄の技能教習の形態に対応する右欄によるものとさせること。

教習課程	技能教習の項目名「危険を予測した運転」の教習形態		学科教習の項目名「危険予測ディスカッション」の教習形態
普通二輪免許	運転シミュレーターを使用した教習	大型二輪免許との合同の場合	大型二輪免許との合同教習
大型二輪免許	運転シミュレーターを使用した教習	普通二輪免許との合同の場合	普通二輪免許との合同教習

- ③ 準中型免許に係る特定後写鏡等条件の教習生には、第2段階項目名11（危険を予測した運転）及び21（危険を予測した運転）、普通免許に係る特定後写鏡等条件の教習生には、第2段階項目名13（危険を予測した運転）の、それぞれ直後の時間に行うこととされていること及び特に次の事項について教習を行う必要があることから、1人の教習指導員による個別の対話形式により行わせること。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生に対し、相互の意思疎通の手段を確保されているときは、複数の特定後写鏡等条件の教習生によるディスカッションを実施させても差し支えない。

また、運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し、質疑を行い、今後、運転を実際に行い気付いた事項について、警察への連絡を依頼させること。

ア 踏切を通過しようとするときにおいて列車が接近してきたことを周囲の交通の状況から認知する方法（準中型免許に係る特定後写鏡等条件の教習生については、第2段階項目名11（危険を予測した運転）の直後の時間に行う場合に限る。）

イ 緊急自動車接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知する方法（準中型免許に係る特定後写鏡等条件の教習生については、第2段階項目名11（危険を予測した運転）の直後の時間に行う場合に限る。）

ウ その他交通の状況を聴覚により認知することができない状態とする運転に係る危険があるおそれがある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法

項目名3（応急救護処置Ⅱ）について

特定後写鏡等条件の教習生に対する呼吸状態の観察・判断については、胸の動きを目で観察させるとともに、頬で呼気を感じるかを体験させる方法により行わせること。

第2 第二種免許に係る学科教習の標準

1 学科(一)(第1段階)

(1) 教習の科目

ア 本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名及び内容は次のとおりである。

教習規則(別表第6)	項目名	内容
1 法第108条の28第4項各号に掲げる事項であって、別表第4第1号から第3号に掲げる事項に関するもの	1 第二種運転免許の意義	<ul style="list-style-type: none"> 第二種運転免許の意味 第二種運転免許が設けられている理由 旅客自動車の運転者の運行実態 第二種免許取得者に求められる資質
	2 信号に従うこと	<ul style="list-style-type: none"> 信号の種類と意味 信号に対する注意
	3 標識・標示等に従うこと	<ul style="list-style-type: none"> 標識・標示の種類と意味 警察官等の指示
	4 車の通行するところ、車の通行してはいけないところ	<ul style="list-style-type: none"> 車道通行の原則と例外 左側通行の原則と例外 車両通行帯のない道路における通行 車両通行帯のある道路における通行 不必要な車線変更の禁止 標識・標示による通行禁止 歩道・歩行者用道路等の通行禁止と例外 交通状況による進入禁止
	5 路線バス等の優先	<ul style="list-style-type: none"> 路線バス等の優先
	6 交差点等の通行、踏切	<ul style="list-style-type: none"> 交差点等の通行方法 交差点を通行するときの注意 交通整理の行われていない交差点の通行方法 踏切の通過方法等 踏切上で故障時等の措置
	7 安全な速度と車間距離	<ul style="list-style-type: none"> 最高速度 速度と停止距離 安全な速度と車間距離 ブレーキのかけ方 徐行
	8 歩行者の保護等	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者等のそばを通るとき 横断中の歩行者等の保護 子供や身体の不自由な人の保護 初心運転者、高齢運転者、聴覚障害のある運転者等の保護 他人に迷惑をかける運転の禁止
	9 安全の確認と合図、警音器の使用	<ul style="list-style-type: none"> 安全確認の方法 合図を行う場合と方法 必要以外の合図の禁止 警音器を使用する場合 警音器の使用制限
	10 進路変更等	<ul style="list-style-type: none"> 進路変更の禁止 横断、転回等の禁止 割り込み、横切り等の禁止
	11 追越し	<ul style="list-style-type: none"> 追越しの禁止 追越しの方法 追越されるときの注意
	12 行き違い	<ul style="list-style-type: none"> 側方間隔の保持 障害物があるときの避譲
	13 駐車と停車	<ul style="list-style-type: none"> 駐車と停車の意味 駐車、停車の禁止と例外 駐車と停車の方法 駐車時間の制限等 車から離れるときの措置 保管場所の確保 駐車の及ぼす影響
	14 乗車と積載	<ul style="list-style-type: none"> 乗車又は積載の方法 乗車又は積載の方法の特例 乗車又は積載の制限 転落等の防止 危険物の運搬
	15 交通事故のとき	<ul style="list-style-type: none"> 運転者等の義務 被害者になったとき 現場に居合わせたとき
	16 旅客自動車に係る法令の知識	<ul style="list-style-type: none"> 旅客自動車の運転者の心得 その他旅客自動車の運転者として必要な法令の知識
2 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運行その他交通の安全確保について必要な知識	17 身体障害者等への対応	<ul style="list-style-type: none"> 子供、高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応 身体障害者の行動特性を理解した運転行動と対応

イ 現に免許を受けている者に対する教習の科目

現に免許を受けている者に対する科目の基準の細目に係る法令の規定は次のとおりである。

法 令 の 規 定	
大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許のいずれかを受けている者に対する学科教習は、教習規則別表第6第2号に掲げる事項であること（教習規則第1条第4項第9号及び第10号）。	

(2) 教習時間

ア 府令の規定に基づく本科目の教習時間は次のとおりである。

種別	大型免許	中型免許	準中型免許	普通免許	大型特殊免許	中型第二種免許	普通第二種免許	大特第二種免許	牽引第二種免許
大型第二種免許	7	7	7	7	7	0	0	1	1
中型第二種免許	7	7	7	7	7	—	0	1	1
普通第二種免許	7	7	7	7	7	—	—	1	1

イ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準についての細目

法 令 の 規 定	教 習 時 間
現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除き、別表第6第2号に掲げる事項に係る教習を1時限行うこと（教習規則第2条第14号）。	—

(3) 教習方法

法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
—	学科（一）の教習は、(1)の表の項目1（第二種運転免許の意義）を修了した者に対して行うこと。
—	<p>項目17（身体障害者等への対応）における教習方法は次のとおりである。</p> <p>ア 大型第二種免許に係る教習にあつては、バス型の大型自動車（必要に応じバス型の中型自動車又は普通自動車）を、中型第二種免許に係る教習にあつては、バス型の中型自動車（必要に応じバス型の大型自動車又は普通自動車）を、普通第二種免許に係る教習にあつては、普通自動車（必要に応じバス型の大型自動車又は中型自動車）を用い、自動車教習所のコースその他の設備において実習形式により行わせること。</p> <p>イ 教習の一部として、車椅子利用者に係る乗降時の対応要領について、教習指導員又は教習生が互いに運転者又は乗客となって実習形式で行わせること。 なお、この場合、車椅子を使用することが望ましいものとするが、車椅子に代えて椅子を使用しても差し支えないものとする。</p> <p>ウ 教習の一部（約20分以内）については、ビデオを使用した教習を行わせることができるものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限らせること。）。</p> <p>エ 本教習は、教習指導員1名が6人以内の教習生に対し行うことができるものとする。 また、本教習は大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習を合同で実施することができるものとする。</p>

2 学科(二)(第2段階)

(1) 教習の科目

ア 本項目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名及び内容は次のとおりである。

教習規則(別表第6)	項目名	内容
3 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な知識	18 危険予測ディスカッション	<ul style="list-style-type: none"> 危険予測の重要性 走行中の危険場面 起こりうる危険の予測 より危険の少ない運転行動
4 応急救護処置	19 応急救護処置 I	<ul style="list-style-type: none"> 応急救護処置とは 実施上の一般的留意事項 救急体制 具体的な実施要領(AEDを用いた除細動に関する事項を含む。) 各種傷病者に対する対応 まとめ
	20 応急救護処置 II	<ul style="list-style-type: none"> 傷病者の観察・移動 体位管理 心肺蘇生 気道異物除去 止血法 包帯法 固定法
5 前4号に掲げるもののほか、旅客自動車の運転に必要な適性の自覚に関する交通事象の理解に他の旅客自動車の運転に必要な知識	21 適性検査結果に基づく行動分析	<ul style="list-style-type: none"> 運転と性格 運転適性検査 運転適性検査結果の運転への活用等 運転行動と経済性
	22 安全運転と人間の能力	<ul style="list-style-type: none"> 二輪車から、四輪車からの見え方 死角の事例 防衛的運転方法 車両間の意思疎通の方法 認知・予測・判断・操作 認知・予測・判断・操作に影響を及ぼす要因
	23 車に働く自然の力と運転	<ul style="list-style-type: none"> 車を動かし続けようとする力と停止しようとする力 乗客の乗車状況、荷物の積み方等と車の安定性 カーブ、坂道での運転 速度と衝撃力 交通公害の防止、地球温暖化の防止等
	24 悪条件下での運転 1	<ul style="list-style-type: none"> 雨のときの運転 霧のときの運転 道路状況の悪いときの運転 非常時等の措置 大地震などのとき
	25 悪条件下での運転 2	<ul style="list-style-type: none"> 夜間の運転 灯火をつけなければならない場合 点灯制限等
	26 経路の設計	<ul style="list-style-type: none"> 地図情報の読み取り 経路の設計の仕方 案内標識等の活用 経路を間違えた場合等の対応の仕方
	27 高速道路での運転	<ul style="list-style-type: none"> 通行できない車 速度と車間距離 通行区分等 禁止事項 故障時等の措置 高速道路利用上の心得 走行計画の立て方 本線車道への進入 本線車道での走行 本線車道からの離脱
	28 特徴的な事故と事故の悲惨さ	<ul style="list-style-type: none"> 特徴的な事故実態 交通事故の悲惨さ 車の安全装置の重要性
	29 自動車の機構と保守管理	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の機構と取扱い その他の装置の取扱い方 車両の日常点検と故障時の応急措置 タイヤの交換、チェーンの着脱など

- イ 現に免許を受けている者に対する教習の課目
現に免許を受けている者に対する本科目の基準に伴う法令の規定を示すと次のとおりとなる。

法 令 の 規 定	
1	現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者（下記2に該当する者を除く。）に対する学科教習は、教習規則別表第6第3号、第4号及び第5号に掲げる事項（高速自動車国道及び自動車専用道路における道路交通法第85条第11項の旅客自動車の安全な運転（以下「旅客自動車の高速運転」という。）に必要な知識並びに運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における旅客自動車の運転（以下「経路の設定による旅客自動車の運転」という。）に必要な知識を除く。）についての教習であること（教習規則第1条第4項第8号）。
2	現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許のいずれかを受け、かつ、大型特殊自動車第二種免許又は牽引自動車第二種免許のいずれかを受けている者に対する学科教習は、教習規則別表第6第3号及び第4号に掲げる事項についての教習であること（教習規則第1条第4項第9号）。
3	現に大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者（前記2に該当する者を除く。）に対する学科教習は、教習規則別表第6第3号及び第4号に掲げる事項、旅客自動車の高速運転に必要な知識及び経路の設定による旅客自動車の運転に必要な知識についての教習であること（教習規則第1条第4項第10号）。

(2) 教習時間

- ア 府令の規定に基づく教習時間は次のとおりである。

種別	現有免許								
	大型免許	中型免許	準中型免許	普通免許	大型特殊免許	中型第二種免許	普通第二種免許	大特二種免許	牽引二種免許
大型第二種免許	1 2	1 2	1 2	1 2	1 3	0	0	8	8
中型第二種免許	1 2	1 2	1 2	1 2	1 3	—	0	8	8
普通第二種免許	1 2	1 2	1 2	1 2	1 3	—	—	8	8

- (注) 大特二種免許又は牽引二種免許を受けている者が合わせて大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている場合における学科（二）の教習時間は、それぞれ7時限となる（府令別表第4の2の備考4）。

- イ 府令の規定及び教習時間

府 令 の 規 定	教 習 時 間
大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許に係る学科（二）（大型第二種免許又は中型第二種免許に係る教習にあつては、それぞれ現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通第二種免許を受けている場合を除く。）においては、応急救護処置教習をそれぞれ6時限行うものとする。（府令別表第4の2の表備考5）。	項目19（応急救護処置Ⅰ）については2時限、項目名20（応急救護処置Ⅱ）については4時限行うこと。

- ウ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準の細目及び教習時間

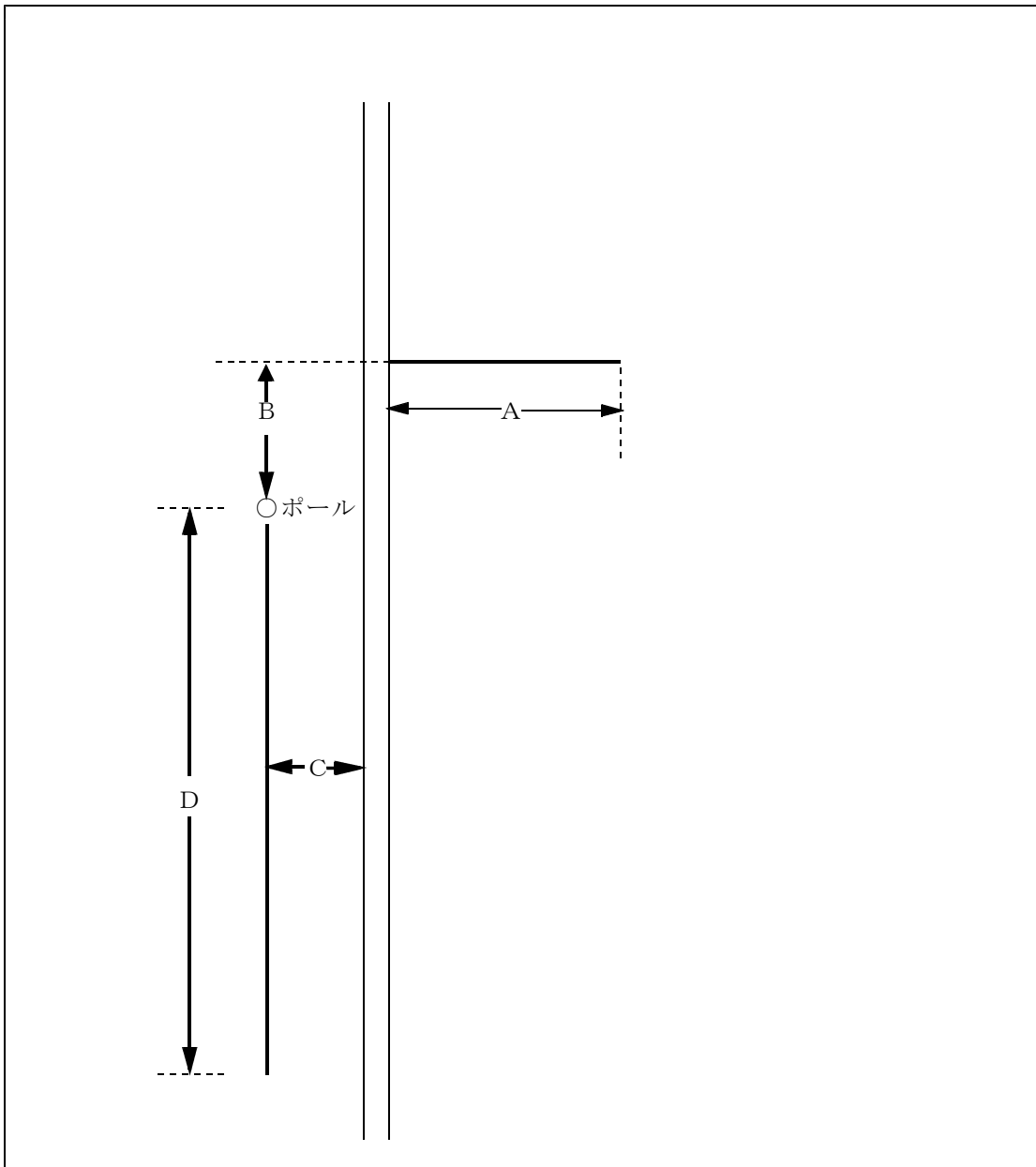
法 令 の 規 定	教 習 方 法
現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除き、別表第6第3号に掲げる事項に係る教習を1時限行うこと（教習規則第2条第15号）。	項目名18（危険予測ディスカッション）を1時限行うこと。

(3) 教習方法

- 法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

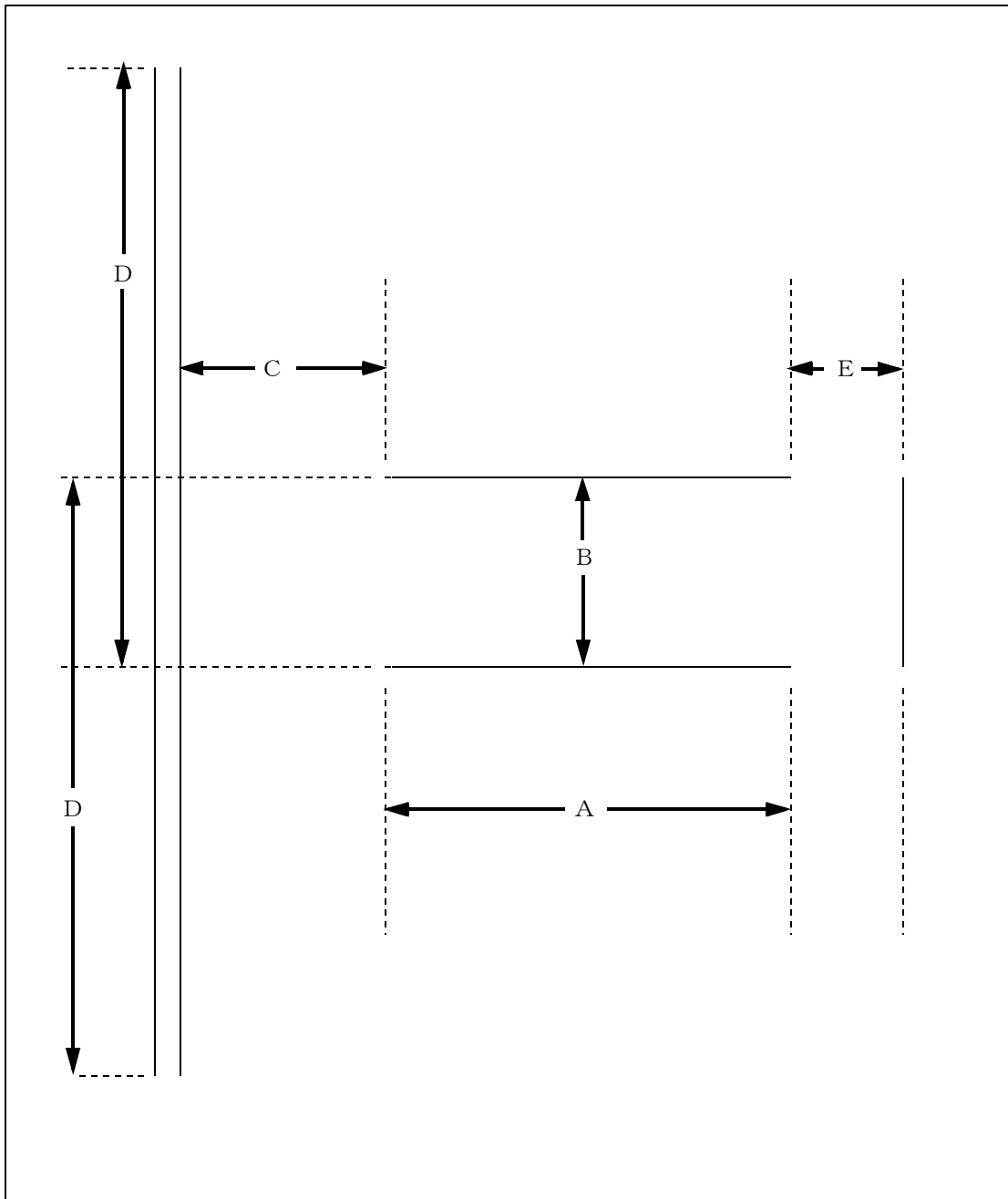
法 令 の 規 定	教 習 方 法
応急救護処置に必要な知識の教習は、府令第33条第5項第2号ロ（第二種免許に係る教習指導員（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）に定める者であつて公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認めるものを行うこととし、かつ、模擬人体装置（人体に類似した形状を有する装置であつて、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージその他他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能を有するものをいう。以下同じ。）による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること（府令第33条第5項第2号ニ）。	① 項目名19（応急救護処置Ⅰ）及び項目名20（応急救護処置Ⅱ）はできるだけ連続して行うこと。 ただし、やむを得ず分割する場合は、項目名19（応急救護処置Ⅰ）を2時限連続して実施し、次の機会（教習と教習の間には他の教習は挟まないこと。）残りの教習を2時限以上ずつ実施させること。 ② 項目名19（応急救護処置Ⅰ）のうち、AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習については、教本等を用いて説明すること。 ③ 項目名20（応急救護処置Ⅱ）については、実技訓練における指導をきめ細かく行い、1人の教習指導員が教習を行う教習生の人数はおおむね10人以下とさせること。 ④ 模擬人体装置を使用する内容は、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージとし、当該装置の数は、高い教習効果を得るため、教習生4人に対し、大人全身2体（大人全身1体及び大人半身1体でも差し支えないものとする。）及び乳児全身1体であること。
—	項目名18（危険予測ディスカッション）における教習方法は次のとおりである。 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る応用走行における項目（危険を予測した運転）を2時限連続で実施した後に、引き続き連続して行うこと。 ただし、3時限連続して実施できない場合は、少なくとも前記技能教習を1時限実施した後に引き続き連続して本教習を実施させること。

別添2 路端停車コース



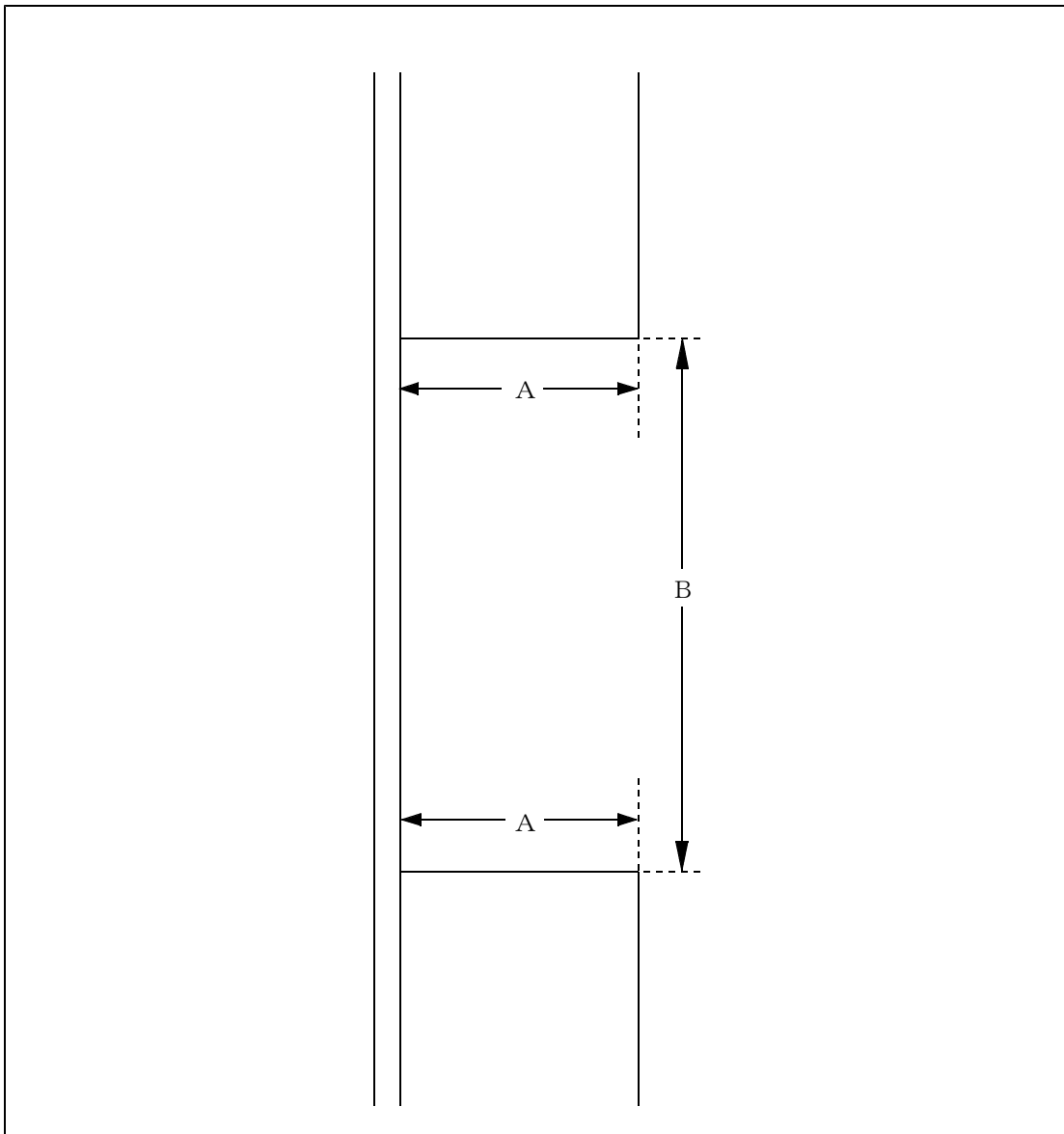
区分 記号 コースの区分	長 さ			
	A	B	C	D
大型免許コース	2.5 m	8.0 m	0.3 m	12.0 m
大型第二種免許コース	2.5 m	5.0 m	0.3 m	10.0 m
中型免許・中型第二種 免許コース	2.5 m	4.0 m	0.3 m	8.0 m

別添3 隘路コース



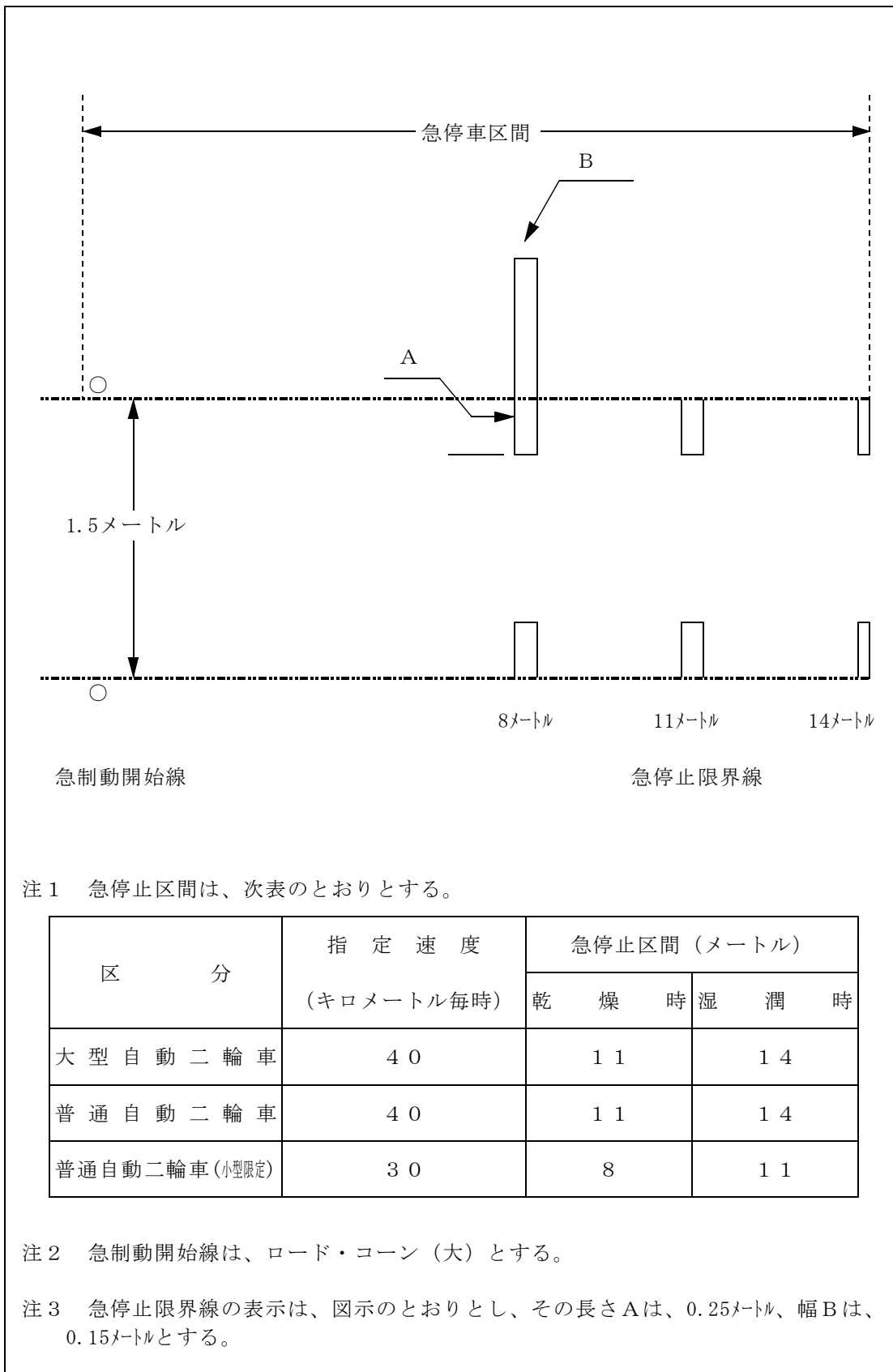
コースの区分 記号	長 さ				
	A	B	C	D	E
大型免許・大型第二種 免許コース	12.0m	3.0m	6.0m	12.0m	2.0m
中型免許・中型第二種 免許コース	8.0m	2.7m	6.0m	8.0m	1.5m

別添4 縦列駐車コース

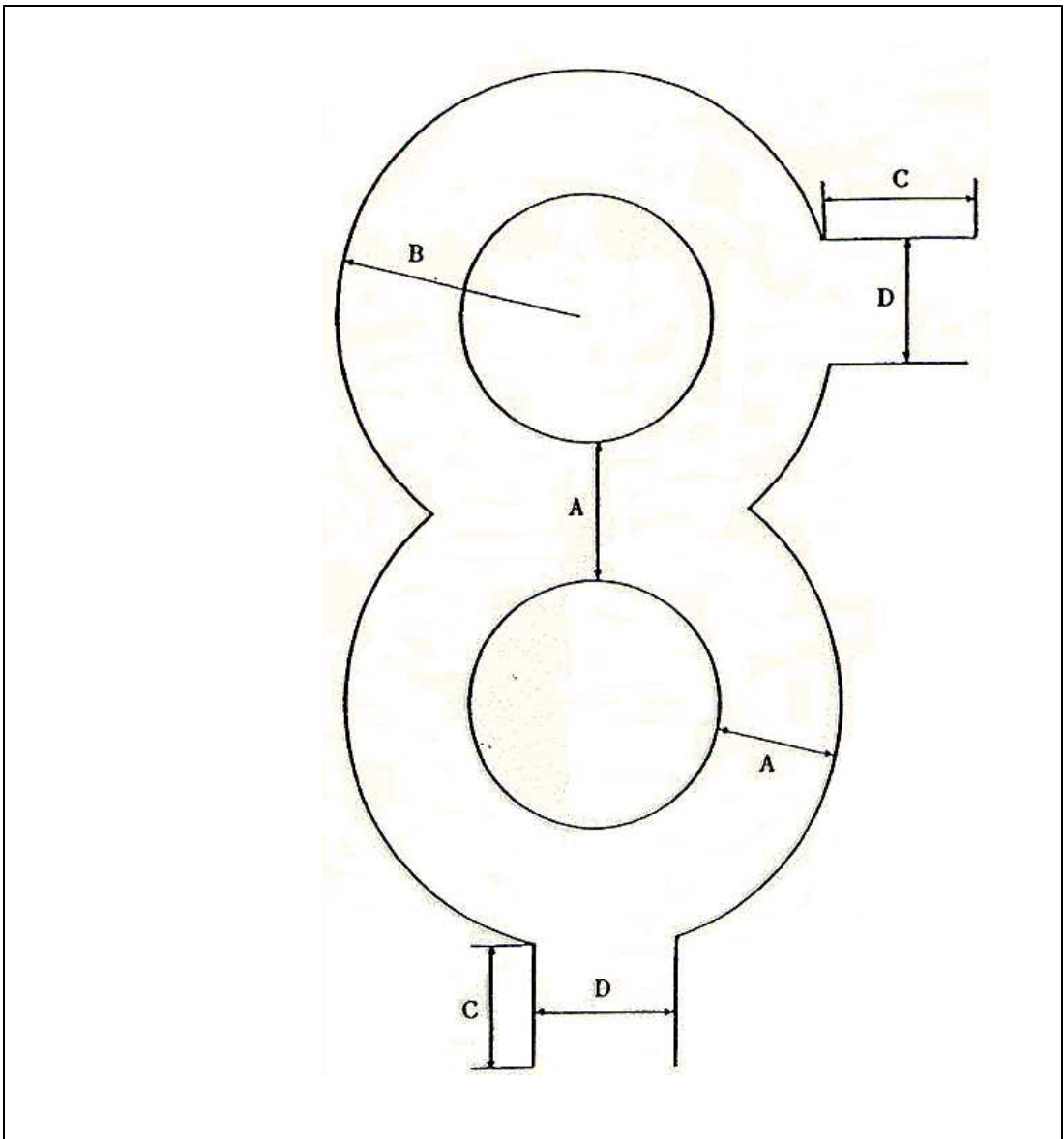


区分 記号	長 さ	幅
コースの区分	A	B
大型免許コース	3.0 m	16.5 m
大型第二種免許コース	3.0 m	15.0 m
中型免許・中型第二種 免許コース	3.0 m	13.0 m
準中型免許・普通免許 ・普通第二種免許コース	2.2 m	7.5 m

別添5 指定速度からの急停止コース



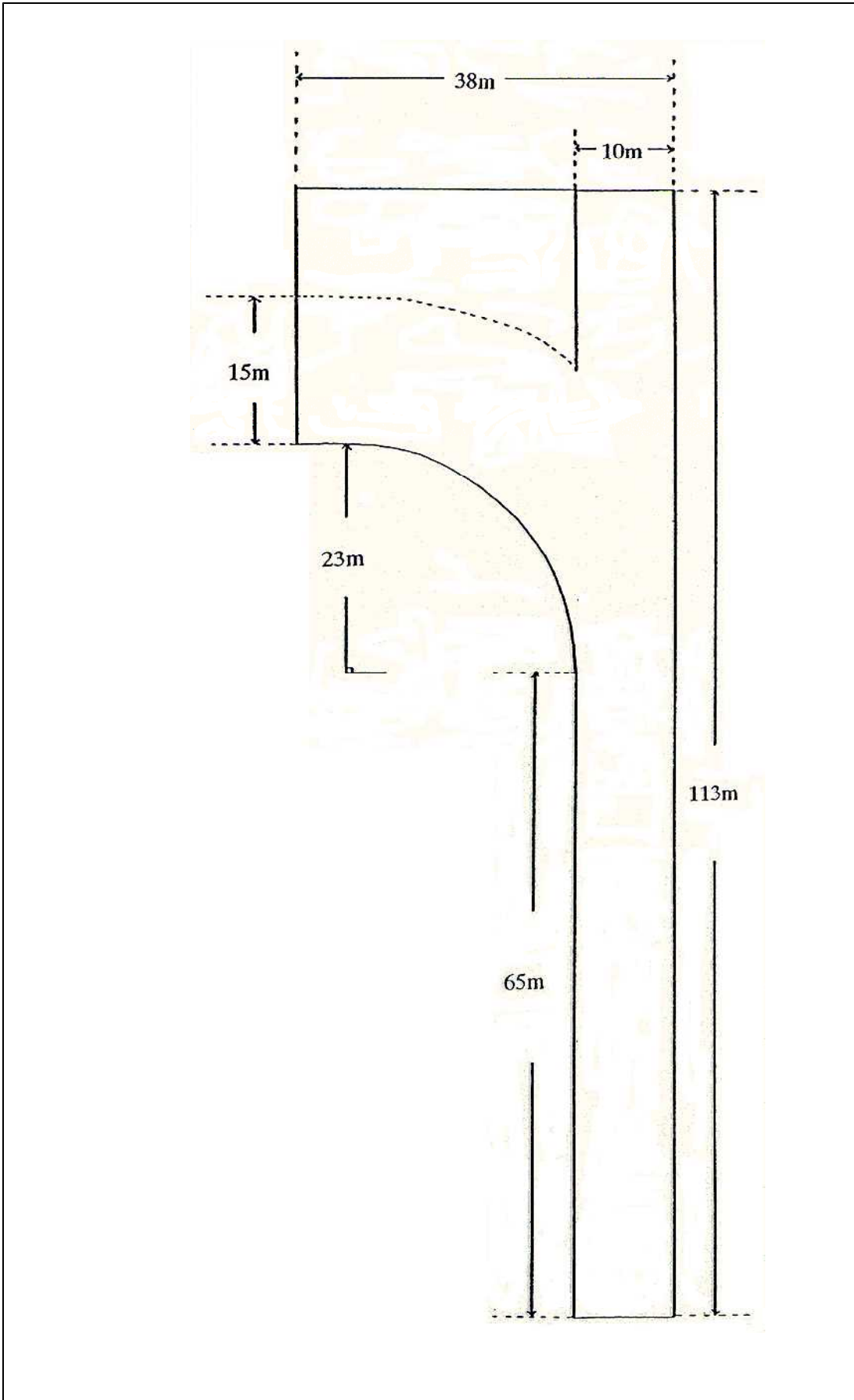
別添6 8の字コース



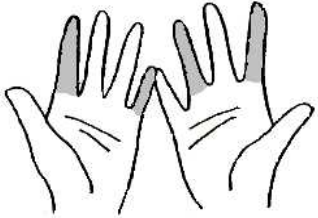
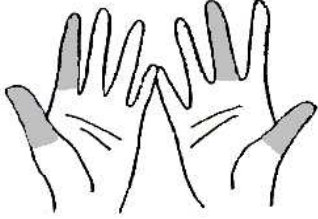
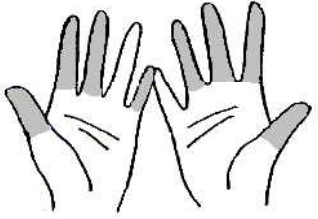

区 分	図示の記号	寸 法
幅	A	2メートル
半径	B	5.5メートル
出入口部の長さ	C	2メートル以上
出入口部の幅	D	2メートル

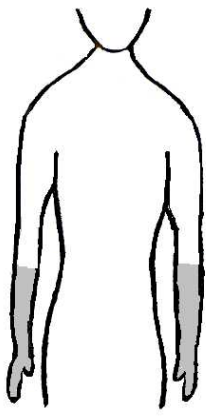
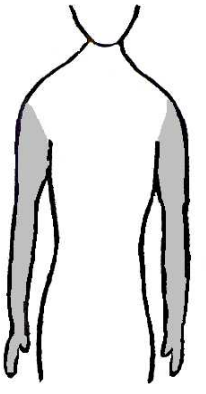

備考 出入口部は2カ所以上設けるものとする。

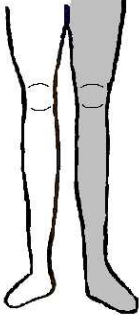
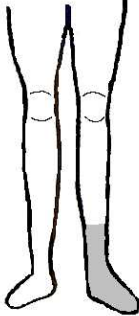
別添7 スキッド教習車コース



別添 8 身体障害者の状態に応じた教習車種の範囲

身体障害の状態		教習車種の範囲	教習車両及び検定車両
部位	程度		
両 上 肢	<p>1 両手の指のうち親指以外の2指を欠くもの。</p> 	全 車 種	<p>1 標準試験車</p> <p>2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。</p> <p>3 二輪車については、障害の状態によりギア操作が出来ない場合は、オートマチック車とすること。</p>
	<p>2 両手の指のうち親指を含めて2本を欠くもの。</p> 		
	<p>3 両手の指のうち4本を欠くもの。</p> 	大型二輪車及び普通二輪車を除く車種	
	<p>4 両手の指の全てを欠くもの。</p> 		

<p>両 上 肢</p>	<p>5 両上肢をひじ関節を残して先の部分を欠くもので、運転操作上有効な義手を使用するもの。</p> 	<p>普通自動車</p>	<p>オートマチック車で次に掲げるもの。 1 標準試験車 2 標準試験車の規格に該当しない普通自動車（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）</p>
<p>肢</p>	<p>6 両上肢をひじ関節以上で欠くもの、又は両上肢の用を全く廃したもの。</p> 	<p>普通自動車</p>	<p>下肢で運転できるオートマチック車で次に掲げるもの。 1 標準試験車 2 標準試験車の規格に該当しない普通自動車（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）</p>
<p>片 上 肢</p>	<p>1 片手のうち親指を含めた3指を欠くもの。</p> 	<p>全車種</p>	<p>1 標準試験車 2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。</p>

片 下 肢	<p>1 片下肢を股関節から先の部分で欠くもの、又は片下肢の機能を全廃したもの。</p> 	大型二輪車及び普通二輪車を除く車種	<p>オートマチック車で次に掲げるもの。</p> <p>1 標準試験車</p> <p>2 普通自動車については、標準試験車の規格に該当しない車両（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）とすることができる。</p>
	<p>2 片下肢をひざ関節から先の部分で欠くもので、義足を使用できないもの。</p> 		
	<p>3 片下肢をひざ関節から先の部分で欠くもので、義足を使用できるもの。</p>		
障害が重複する場合	片手及び片足を欠くもの。	普通自動車	<p>オートマチック車で次に掲げるもの。</p> <p>1 標準試験車</p> <p>2 標準試験車の規格に該当しない普通自動車（長さ4.40m未満・幅1.69m未満の車両、軽車等）</p>

別添 9

大型二輪免許・普通二輪免許に係る教習における「運転シミュレーターを使用しない場合」の教習指導要領

第1段階

項目名13 車両特性を踏まえた運転

1 目標

車の傾き具合等二輪の車両特性を意識し、注意深く路面の状態をつかむことができる。

2 指導内容

内 容	指 導 要 領	留 意 事 項
① 傾きを意識した走行等	<ul style="list-style-type: none"> 当該項目の初めのおおむね10分間は、指導員が運転し、教習生を後部座席に同乗させバンクを体験させる。 低速から、徐々に速度を上げバンクの必要性と要領を習得させる。 速度が低い場合は、車体を傾ける必要がなく、バンクが必要なケースを周回コースで習得させる。 バンクをかけた場合の不安定性を指導員による走行で理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 教習生の技量、コースの広狭、他の教習車両等事故防止に十分注意し、無理をさせないこと。 あらかじめ停止状態で頭の傾け方や目線の向け方を習得させてから、実走を行う。 同乗でのバンク体験の後、指導員の先導によって右回り、左回り、速度の変化、カーブ半径等によるバンク角の違いを体験させる。 対向車線に飛び出さないように注意する。 車種を変えて、比較体験させることも効果的である。
② 路面の読み方、カーブの読み方	<p>ア 路面の読み方</p> <ul style="list-style-type: none"> 路面の種類によって摩擦係数が異なり、路面の状況に応じた運転の仕方が必要であることを理解させる。 二輪車は、路面の状況に影響を受けやすく先を読んだ運転が必要 <p>a 悪路での運転</p> <ul style="list-style-type: none"> ニー・グリップを確実にして腰を浮かせるようにして、上半身のバランスを保つ。 ハンドルをしっかり保持し、横滑りをさせないようにする。 急に方向を変えたり、急発進、急ブレーキなどの急激な 	<p>* 路面の種類としては</p> <ul style="list-style-type: none"> アスファルト舗装 コンクリート舗装 乾燥、湿潤 砂利道 ぬかるみ 凸凹道 レール わだち

であることを教える。

- 路面に応じた運転で湿潤路面での運転については実車による体験を行う。

イ カーブの読み方

- カーブ進入時の速度調整

- コーナリングフォーム

- いろいろなカーブに応じた走行

操作はしない。

- 凸凹のある悪い路面では、その前までにブレーキをかける等して十分な速度調整をして通過する。

b 湿潤路面での運転

- 停止距離が著しく長くなるので速度はひかえめにし、前車との車間距離を多めにとって走行する。
- 急発進、急ブレーキ、急ハンドル、急加速などの急激な操作はしない。
- 原付等の小型車で湿潤路での停止距離の変化を体験させる。
- 湿潤路の設定は、おおむね5メートル以上とする。

a 周回コースを使用し、カーブ進入時の走行位置をおおむね定めて走行させる。

b コースの状況から判断して、不安のない速度や走行位置を選ばせる。

- コーナリングフォームの基本形は、リーンウィズであるが、路面状態や見通しによりフォームを選択して走行することを説明する。

a 周回コースのカーブや四輪車のS字等を使用して指導員の後を追従して走行させる。

b 複数教習の場合は、走行順序を変えて実施する。

- 路面の特殊性などの説明と、運転方法を理解させる。

- * 降雨等で湿潤路面を走行する場合があるので、その場合の注意しなければならない事項について体験させる。

- * 路面の変化によって停止距離が異なる一例として実車によって行う。

- カーブは見通しのきかない場合が多く、カーブ状況や路面の状態を読み取りにくいので、減速時期はいつも一定ではないことを指導する。

- カーブを出る場合は、無理のない安全な速度まで戻すことで、決して急いでカーブを出ることはないことを指導する。

- 路面が滑りやすい場合は、できる限り車体をバンクさせないリーンインが有効で、見通しのきかない場合では、頭を外側に移動しやすいリーンアウトが効果的であることを理解させる。

- 車間距離を保ちやすい速度で先導する。

- 適宜、指導員が教習生の後方を追走して、アドバイスを行う。

- 教習生に他の教習生の走行を観察させた上で、お互いに検討させ、カーブ事故の防止を見据えた指導を行う。

第2段階

項目名 1 路上運転に当たっての注意と法規走行（普通二輪免許に限る。）

1 目標

所内コースと実際の道路の違いを理解するとともに、交通法規に従い、市街地の走行を体験する。

2 指導内容

内 容	指 導 要 領	留 意 事 項
<p>市街地での交通法規を踏まえた走行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 場内又は市街地を通行している他車（者）等の様子を観察させ、法規走行の重要性や必要性を認識させるとともに、安全運転に必要な情報等の読み取りの必要性を理解させる。 ・ 指導員が先導して、交差点の右左折や進路変更を行い、その走行を追尾により観察させる。（適宜、指導員が追尾した教習を実施する。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コース全体を観察することができる場所（二輪指導塔、コースに面した教室など）又は教習所付近の交通量の多い道路において行う。 ・ 交通法規を守って走行することが道路交通の場で重要であることを理解させる。 ・ 交通法規を守るだけでなく、安全運転に必要な情報の的確な読み取りの必要性や交通マナーとしての譲り合いなどを解説する。 ・ 口頭での指導を積極的かつ効果的に盛り込む。
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地を走行するイメージを作り上げ、これからの教習を進める上で、安全運転に必要な情報を的確に読み取り、適切に判断して運転すること、運転するときに守るべきことを十分に理解させる必要がある。 ・ 場内教習を進めていく上でも、お互いにルールを守ることや安全運転に必要な情報の読み取りが、教習中の交通事故防止に必要であることも併せて理解させておく。 ・ 安全を確保した走行とする。 ・ 右左折、信号機及び標識・標示による法規走行等基本的な内容を主とすること。 ・ コース又は道路を観察する時間については、その後の実車走行の時間を確保したものとすること。

第2段階

項目名15 危険を予測した運転（普通二輪免許に限る。）

1 目標

他の交通との関わりにおける危険を的確に予測し、危険の少ない運転行動を選べる。

2 指導内容

内 容	指 導 要 領	留 意 事 項
<p>① 危険要因のとりえ方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路上における指導員の模範運転の観察や、指導員の解説（コメントロードライビング）により、危険予測能力及び危険対応能力を習得させる。 ・ 危険要因のとりえ方をつかむ。 ア 情報を早くとらえる。（時期） イ 情報を広くとらえる。（範囲） ウ 情報を取捨選択する。（選択） エ 情報を深くとらえる。（深さ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員が二輪車を運転し、交通が輻輳する交差点、交通が閑散な道路、裏路地等を走行し、その後方から指導員が運転する四輪車に教習生を同乗させて追尾しながら予想される危険や対応の仕方について指導する。 ・ 予め予測される路上コース上の危険パターンのポイントをつかんでコメントする。 ・ 路端に停止し、他の交通の動きを観察させ、その良し悪しを判断させる。 〔以上は、内容の全てに共通とする。〕 a 視点を遠くとらせ、情報をできるだけ早くとらえさせる。 b 視野を広くとらせ、必要な情報を広範囲にとらえさせる。 c とらえた情報の中から注意を要する情報や危険につながる情報を取捨選択させる。 d 危険度合の高い情報に対しては、目の中心で注視させ、その状況を深くとらえさせる。

② 起こりうる危険の予測

・ 危険要因に対する予測の仕方をつかむ。
ア 顕在危険を予測する。

イ 潜在危険を予測する。

③ 危険の少ない運転行動の選び方

・ 危険の少ない運転行動の選び方をつかむ。

ア 危険に備えた速度にする。

イ 適切な走行位置をとる。

ウ 安全空間をとる。

・ 目に見える危険要因（他車や歩行者等）をよく観察させ、その兆しをとらえ自車との関わりが、どう出てくるかを予測させる。（相手の行動を予測させる。）

・ 目に見えない危険要因（見通しの悪い交差点、駐車車両、死角）から生じる危険に対して、適切な予測をさせる。

・ 危険が予測される状況に対して、安全な対応行動の選び方を指導する。

・ 万一危険が発生した場合でも安全に対応できる速度を選ばせ「構え運転」をさせる。

・ 危険の少ない走行位置を選ばせる。

a 危険対象物をとらえやすい走行位置を選ばせる。

b 相手から見えやすい走行位置を選ばせる。

c もし危険が飛び込んできても回避できる走行位置を選ばせる。

・ 危険対象物に対する安全空間のとり方を指導する。

a 前車との車間距離をいろいろ変化させ、適切な安全空間を感覚で覚えさせる。

b 後車を観察させ、後車との安全空間を適切に保つようにさせる。

・ どのような相手が、どこを見ているか、自車に気付いているか等観察させ、相手の行動を予測させ「だろー運転」でなく、「かもしれない運転」に徹することを強調する。

・ 目に見えない危険要因をとらえる方法として、屋根上情報、床下情報、影による情報等による予測の仕方があることを理解させる。

・ 速度に応じて停止距離と危険範囲の広がりを変化することを理解させる。

・ 特に、二輪車は車体が小さいことから四輪車から見落とされやすいので、自車の存在を相手に知らせる工夫も必要であることを理解させる。

・ 速度を上げるか進路を譲るかを判断させる。
・ 対象物の状況により、安全空間の保ち方が異なることを理解させる。

・ 速度によってお互いの安全空間の広がりが変わ

	c 歩行者や駐車車両等の側方通過時に、適切な安全空間を保つようにさせる。	ることを理解させる。 ・ 先導する二輪車の運転状況をビデオで撮り、ディスカッションで活用することも効果的である。
--	--------------------------------------	---

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第99条の2第4項
処 分 の 概 要：技能検定員資格者証の交付（審査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：道路交通法第99条の2第4項（技能検定員） 技能検定員審査等に関する規則第4条（技能検定員審査の審査方法等）、第6条（技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定）、第7条（技能検定員資格者証の交付等）
審 査 基 準：技能検定員資格者証の交付の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：

別紙

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路交通法（以下「法」という。）第99条の2第4項の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定員資格者証を交付する。

1 法第99条の2第4項第1号ハ関係

法第99条の2第4項第1号ハの「同等以上の技能及び知識を有すると認める者」の認定の基準は、技能検定員審査等に関する規則第6条に規定されているが、同条第1号の「技能試験に関する事務に3年以上従事した者」とは、技能試験官として公安委員会の指定を受けて技能試験事務に3年以上従事した者又は他の試験事務（学科、適性、教習所の立会検査等）兼務で技能試験に関する事務に3年以上従事した者をいう。「3年以上」とあるのは、通算した年数とする。

また、同条第2号の「技能検定に関し、前号に掲げる者に準ずる技能及び知識を有すると認められる者」とは、道路交通法の一部を改正する法律（平成5年法律第43号）附則第6条第1項の規定により法第99条の2第1項の規定による選任をされた技能検定員とみなされる者等をいう。

法第99条の2第4項第1号ハの認定は、技能検定員資格者証の交付申請が行われた際に併せて行われるものとする。

2 法第99条の2第4項第2号ロ関係

法第99条の2第4項第2号ロの「卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為」とは、卒業証明書等を偽造する行為、技能検定の職務に関し収賄する行為等の刑罰法令に触れる行為や道路交通法施行規則第34条に違反して技能検定をする行為等卒業証明書等の発行に関連する違法な行為をいう。ただし、違法行為をしたことについてその認識がなかった場合（例えば、免許証の更新をせず、失効したことに気付かずに教習に従事した場合等）は、直ちに「不正な行為」に該当することとはならない。

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第99条の3第4項
処 分 の 概 要：教習指導員資格者証の交付（審査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：道路交通法第99条の3第4項（教習指導員） 技能検定員審査等に関する規則第12条（教習指導員審査の審査方法等）、第14条（教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定）、第15条（教習指導員資格者証の交付等）
審 査 基 準：教習指導員資格者証の交付の基準は、別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：

別紙

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路交通法（以下「法」という。）第99条の3第4項の各号のいずれにも該当する者に対し、教習指導員資格者証を交付する。

1 法第99条の3第4項第1号ハ関係

法第99条の3第4項第1号ハの「同等以上の技能及び知識を有すると認める者」の認定の基準は、技能検定員審査等に関する規則第14条に規定されているが、同条第1号の「技能試験に関する事務に1年以上従事した者」とは、技能試験官として公安委員会の指定を受けて技能試験事務に1年以上従事した者又は他の試験事務（学科、適性、教習所の立会検査等）兼務で技能試験に関する事務に1年以上従事した者をいい、「当該免許に係る教習についての指定を受けた指定自動車教習所の指導及び監督に関する事務に3年以上従事した者」とは、警察本部の教習所係として当該免許に係る教習指導の事務に従事した者等をいう。「1年以上」又は「3年以上」とあるのは、通算した年数とする。

法第99条の3第4項第1号ハの認定は、技能検定員資格者証の交付申請が行われた際に併せて行われるものとする。

2 法第99条の3第4項第2号ハ関係

法第99条の3第4項第2号ロの「卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為」とは、道路交通法施行規則第33条の教習の時間及び方法に関する基準に違反する行為（例えば、無資格教習、教習時限の欠略、教習時限の時間短縮等）等卒業証明書等の発行に関連する違法な行為をいう。ただし、違法行為をしたことについてその者に認識がなかった場合（例えば、免許証の更新をせず、失効したことに気付かずに教習に従事した場合等）は、直ちに「不正な行為」に該当することとはならない。

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第101条第5項
処 分 の 概 要：免許証の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
<p>法 令 の 定 め：道路交通法第92条の2第1項（免許証の有効期間）、第101条第1項（免許証の更新及び定期検査）、第101条の2の2第1項（更新の申請の特例）、第101条の3（更新を受けようとする者の義務）、第101条の4第1項及び第2項（70歳以上の者の特例）</p> <p style="padding-left: 2em;">道路交通法施行令第33条の7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の6（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の6の2（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）</p> <p style="padding-left: 2em;">道路交通法施行規則第29条（免許証の更新の申請等）</p> <p style="padding-left: 2em;">運転免許に係る講習等に関する規則第2条</p>
<p>審 査 基 準：</p> <p>（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）</p>
<p>標 準 処 理 期 間：申請の当日中（警察署等において申請が行われた場合については、各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。また、第101条の2の2第1項の規定に基づく申請が行われた場合（経由地申請）については、申請者の住所地を管轄する公安委員会（住所地管轄公安委員会）及び更新申請書が提出された公安委員会（経由地公安委員会）の経由地申請に係る免許証の更新事務の実情に応じた期間を定める。）</p> <p style="padding-left: 2em;">経由地申請が行われた場合の免許証の更新手続に係る経由地公安委員会から住所地管轄公安委員会への更新申請書等の送付に係る期間については、経由地公安委員会及び住所地管轄公安委員会の経由地申請に係る免許証の更新事務の実情に応じた期間を定める。</p>
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第101条の2第3項
処 分 の 概 要：更新期間前における免許証の更新（適性検査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：道路交通法第92条の2第1項（免許証の有効期間）、第101条の2第1項（免許証の更新の特例）、第101条の3（更新を受けようとする者の義務）、第101条の4第1項及び第2項（70歳以上の者の特例） 道路交通法施行令第33条の7（優良運転者及び違反運転者等に係る基準）、第37条の5（免許証の更新の特例）、第37条の6（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第37条の6の2（免許証の更新を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者） 道路交通法施行規則第29条（免許証の更新の申請等）、第29条の2（免許証の更新の申請等） 運転免許に係る講習等に関する規則第2条
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：申請の当日中（警察署等において申請が行われた場合については、各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。）
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第3項
処 分 の 概 要：申出による免許の付与
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、 第107条第2項（免許証の返納等） 道路交通法施行令第39条の2の2（申請による取消しの際に受け ることができる免許の種類）、第39条の2の3（申請による取消し の基準） 道路交通法施行規則第30条の9（取消しの申請等）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：申出の当日中（警察署等において申出が行われた場合については、 各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。）
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第6項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の4第1項、第2項、第5項、第6項（申請による取消し）、道路交通法施行令第39条の2の4（運転経歴証明書の交付） 道路交通法施行規則第30条の10（運転経歴証明書の交付の申請の手続）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：申出の当日中（警察署等において申出が行われた場合については、各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。）
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第107条の7第3項
処 分 の 概 要：国外運転免許証の交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：道路交通法第107条の7第1項及び第2項（国外運転免許証の交付） 道路交通法施行規則第37条の8（国外運転免許証の交付）、第37条の9（国外運転免許証交付申請書）、第37条の10（国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：申請の当日中（警察署等において申請が行われた場合については、各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。）
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第108条の4第1項
処 分 の 概 要：指定講習機関の指定
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：道路交通法第108条の4第1項、第2項及び第3項（指定講習機関） 指定講習機関に関する規則第1条（指定講習機関の指定）、第2条（指定の申請）、第5条（運転適性指導員）、第6条（取消処分者講習を行う指定講習機関の基準）、第7条（運転習熟指導員）、第8条（初心運転者講習を行う指定講習機関の基準）
審 査 基 準：指定講習機関の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：

別紙

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路交通法（以下「法」という。）第108条の4第1項各号に掲げる講習ごとに、同項各号に定める要件に該当すると認められるものを指定講習機関として指定する。

1 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習（以下「取消処分者講習」という。）

(1) 運転適性指導員関係

取消処分者講習を行う指定講習機関が置くこととされている運転適性指導員の要件については、指定講習機関に関する規則（以下「規則」という。）第5条に規定されているが、このうち、同条第4号の「運転適性指導に従事した経験の期間が3年以上の者」とは、自動車等の運転に必要な適性に関する調査及びこれに基づく指導に3年以上従事した者を、同条第5号の「国家公安委員会が指定する運転適性指導についての技能及び知識に関する講習」とは、物的、人的両面において高度な水準にある教育研究施設における講習の過程で国家公安委員会が指定するもの（自動車安全運転センターが実施する「新任運転適性指導員研修」）をいう。

また、同条の「公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査」とは、別添1に掲げる審査要領により行うものとする。

(2) 指定の基準関係

取消処分者講習を行う指定講習機関の指定の基準は、規則第6条に規定されているが、同条第1号に掲げる運転適性指導員は、専ら取消処分者講習に従事する者である必要はなく、教習業務その他の業務に従事している場合であっても、取消処分者講習を適正かつ確実に行い得ればよい。同条第2号イからハまでに掲げる設備についても同様とする。

また、同条第3号の「取消処分者講習を適正かつ確実に行うために必要な経理的基礎」とは、指定講習機関制度の性質上、継続的に適正かつ確実な講習業務を行っていくことができるような一定の経理的基盤をいう。

2 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習（以下「初心運転者講習」という。）

(1) 運転習熟指導員関係

初心運転者講習を行う指定講習機関が置くこととされている運転習熟指導員の要件については、規則第7条に規定されているが、このうち、同条第5号の「公安委員会が行う運転習熟指導についての技能及び知識に関する審査」は、従事することとなる初心運転者講習の種類（準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許（原付免許を含む。））ごとに、別添2の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行うものとする。審査を受けようとする者が過去6か月以内に審査細目の一部に合格している場合は、合格に係る審査細目を免除するものとする。

また、「国家公安委員会が指定する運転習熟指導についての技能及び知識に関する講習」とは、物的、人的両面において高度な水準にある教育研究施設における講習の過程で国家公安委員会が指定するもの（自動車安全運転センターが実施する「新任運転習熟指導員研修」）をいう。

(2) 指定の基準関係

初心運転者講習を行う指定講習機関の指定の基準は、規則第8条に規定されているが、同条第1号に掲げる運転習熟指導員は、専ら初心運転者講習に従事する者である必要はなく、教習業務その他の業務に従事している場合であっても、初心運転者講習を適正かつ確実に行い得ればよい。同条第2号イからハまでに掲げる設備についても同様とする。

同条第3号の「初心運転者講習を適正かつ確実に行うために必要な経理的基礎」とは、指定講習機関制度の性質上、継続的に適正かつ確実な講習業務を行っていくことができるような一定の経理的基盤をいう。

別添 1

1 審査等の方針

取消処分者講習（以下「講習」という。）を行う指定講習機関（以下単に「指定講習機関」という。）については、道路交通法第108条の4第1項第1号の規定により、規則第5条各号の要件に該当する指導員が置かれていることが指定の要件となっており、同条第5号において、公安委員会が行う審査に合格した者又は国家公安委員会が指定する講習を終了した者であることが指導員の要件として定められている。

指定講習機関については、講習の内容の特殊性、全国的な平準化の必要性等に鑑み、国家公安委員会が指定した講習（自動車安全運転センターにおける「新任運転適性指導員研修」）を終了した者を指導員として置くことを原則とし、指導員の育成を推進していく方針であるが、公安委員会が行う指導員の審査については、以下の要領に基づき実施するものとする。

2 審査要領

(1) 審査対象

講習の内容の特殊性等に鑑み、審査は、原則として、次の各号のいずれかに該当する者を対象として行うものとする。

ア 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、講習の講習指導員として従事した経験のある者（従事した期間が通算3年以上で、従事した期間から5年を経過していない者に限る。）

イ 停止処分者講習等の講習指導員として従事した経験のある者（従事した期間が通算5年以上で、従事した期間から5年を経過していない者に限る。）で、新任運転適性指導員研修又は取消処分者講習指導員（一般）研修と同程度の研修を受け、運転適性指導についての十分な技能及び知識があると認められる者

(2) 審査方法

書面審査、実技審査及び面接審査を実施する。

ア 書面審査

書面により、審査対象としての適格性について、講習指導員として従事した経験等の審査を行う。

イ 実技審査

実技により、運転適性検査器材による検査、二輪車及び四輪車の実車による検査、運転シミュレーター操作による検査等運転適性指導に関する技能について、指導員としての適性の審査を行う。

ウ 面接審査

面接により、人格、識見並びに運転適性指導に関する専門的知識及び指導能

力について、指導員としての適性の審査を行う。

(3) 合格の判定

(2)の審査により、公安委員会が、指導員として十分な技能及び知識を有すると認められた者を合格とする。

(4) 合格証書の交付

審査に合格した者に対しては、別記様式の「運転適性指導員審査合格証書」を交付するとともに、合格者名簿等に合格者の氏名等を記載しておく。

3 審査実施上の留意事項等

(1) 計画的な審査

審査を受けようとする人員数や時期について必要な情報を把握した上で、年間計画を策定するなどして計画的な審査を実施し、指導員の数が不足すること等のないよう努めること。

(2) 審査の申請

審査の申請は、原則として指定講習機関又は指定講習機関の指定を受けようとする者を通じて、公安委員会が定める書式により行うようにすること。

(3) 合格者に対する教養

審査の合格者に対しては、講習の現状、内容等について必要な教養を行うこと。

特に、講習指導員として従事した期間から3年以上経過している合格者に対しては、「新任運転適性指導員研修の終了者等に対する実務実習等について」（平成19年4月23日警察庁丁運発第48号）に基づき実務実習を行うこと。

適第 号

運転適性指導員審査合格証書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、指定講習機関に関する規則第5条第5号に
規定する公安委員会が行う運転適性指導についての技能
及び知識に関する審査に合格した者であることを証する。

年 月 日

公安委員会

印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別添 2

運転習熟指導員審査基準

審査項目	審査細目	内容	審査方法等
運転習熟指導についての技能	1 自動車の運転演習に関する観察力及び指導要領	受講者の運転演習に対し、「車両を技術的に正しく正確に操作するいわゆる車両の熟知（制御）能力」、「さまざまな交通状況や道路標識等に対する注意力及び法令遵守能力」、「歩行者や自転車等他の弱い立場の通行者に対する協力的な行動能力」及び「危険な交通状況時や対向車がいるときの追越し、側方通過時等の安全運転判断能力」等について観察し、的確な矯正等の指導ができる能力を有するかどうかについて審査する。	実技試験により行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	2 危険回避に関する技能	運転中の危険予知、危険判断についての理解ができ、必要な緊急制動、緊急回避及びバランス走行（自動二輪車）の技能を有するかどうかについて審査する。	
運転習熟指導についての知識	1 自動車工学に関する基礎的知識	自動車の特性とその限界、ブレーキ性能及びタイヤ性能等自動車工学に関する基礎的な知識を有するかどうかについて審査する。	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であること。
	2 集団討論技能に関する知識	集団討論の目的、展開の仕方及び指導要領の知識を有するかどうかについて審査する。	
	3 道路交通の場における潜在的危険に対応した安全運転に関する知識	(1) 道路交通の実態に応じた各種交通場面を模擬（シミュレーション）し、かつ、各場面に潜在する危険の予知・判断及び措置の知識を有するかどうかについて審査する。 (2) 安全運転を実践できる態度（安全マインド）を身に付けさせる指導能力及び運転中における気配り、運転マナー等の指導能力を有するかどうかについて審査する。	

備考

- (1) 試験問題の出題数及び所要時間は、正誤式にあつては、おおむね50問・30分、択一式及び補完式にあつては、おおむね20問・40分、論文式にあつては、問題の内容程度にもよるが、60分の範囲で回答できる程度の数とすること。
- (2) 審査の方法については、正誤式と択一式、論文式と正誤式、択一式と論文式というように併合によることもできるものとする。

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第108条の32の2第1項
処 分 の 概 要：運転免許取得者教育の認定
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の2第1項（運転免許取得者教育の認定） 運転免許取得者教育の認定に関する規則第1条（課程の区分）、 第2条（運転免許取得者教育指導員）、第3条（設備）、第4条（課程の基準）及び第5条（認定の申請）
審 査 基 準：運転免許取得者教育の認定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：

1 認定の審査について

(1) 「交通安全教育指針に従って行われるものであること」の審査

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の32の2第1項第3号の「交通安全教育指針に従って行われるもの」であることは、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号。以下「指針」という。）のうち、具体的には、指針「第1章 交通安全教育を行う者の基本的な心構え」に示された事項及び指針第2章第5節「2 免許取得後の交通安全教育」に示された目的、内容及び配慮すべき事項に従って行われることを意味する。

このほか、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。）第1条第3号及び第4号に掲げる課程にあつては、指針第2章「第6節 高齢者に対する交通安全教育」に示された目的、内容及び配慮すべき事項に従って行われる必要がある。

また、いわゆる業務用自動車の運転者を対象として、認定規則第1条第8号に掲げる課程等を行う場合にあつては、指針第2章第5節「3 業務用自動車運転者に対する交通安全教育」に示された目的、内容及び配慮すべき事項に従って行われる必要がある。

したがって、法第108条の32の2第1項第3号の「交通安全教育指針に従って行われるもの」であることの審査を行うに当たっては、認定規則第5条第2項の認定の申請書に添付しなければならないこととされている書類をもとに、認定を受けようとする運転免許取得者教育の教育事項や教育方法等が妥当なものかどうかについて審査する。

(2) 「課程の基準に適合するものであること」の審査

認定を受けようとする運転免許取得者教育の課程が、認定規則第4条の課程の基準（別表参照）に適合しているかどうかについては、認定の申請書に添付しなければならないこととされている書類によって審査する。

したがって、教育計画書には、教育事項ごとに、教育方法（使用する資器材等）や教育時間を記載させるとともに、認定を受けようとする運転免許取得者教育の年間の実施回数等についても記載させる。また、教育時間については、全体の教育時間及びコース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間を明確に記載させる。

審査を行うに当たって留意すべき事項は、次のとおりである。

ア 課程の認定

認定規則第1条第3号に掲げる課程（以下「高齢者講習同等課程」という。）については、法第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が

70歳以上75歳未満の者に対するもの（認定規則第4条第1号の表の3の項）、75歳以上の者であって認知機能検査の結果について、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第29条の3第1項の式により算出した数値が76以上のものに対するもの（同表の4の項）又は同数値が76未満のもの（同表の5の項）に対するものとして、それぞれ課程の基準が異なるが、課程の認定は、いずれの課程の基準をも満たす場合に高齢者講習同等課程として認定すること。

イ 教育事項

認定規則第4条第1号の表の中欄に掲げる教育事項のうち、自動車等の「運転について必要な技能及び知識」についての運転免許取得者教育には、自動車等の運転に必要な技能についての指導と知識についての指導を運転の実習と座学に分けて行うことはもとより、コース又は道路における自動車等の運転の実習を通じて自動車等の運転に必要な知識についての指導を行う場合についても、該当するものと認められる。

ウ 教育方法

(ア) 教本及び視聴覚教材等

認定規則第4条第1号の表の3の項、4の項、5の項及び8の項の下欄に掲げる教育方法（以下「特定教育方法基準」という。）の教本、視聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材については、これら課程が高齢者講習や更新時講習と同等の効果を生じさせるものであることから、高齢者講習や更新時講習と同等以上のものが活用されるものとなっているかどうかについて判断すること（その他必要な教材については録画装置、映像再生装置等が該当することとなる。）。

(イ) 個別的指導及び個人指導

高齢者講習同等課程における個別的指導については、高齢者講習における双方向型講義に対応する内容を含み、高齢者講習のものと同様以上のものとなっているかどうかについて判断すること。

なお、個人指導（運転免許取得者教育指導員（以下「教育指導員」という。）1人に対し指導を受ける者が1人のみである指導をいう。以下同じ。）を含むものに限るとされている個別的指導についても、個人指導だけでは高齢者講習のものと同様以上であるとは認められない。

個別的指導の実質的効果が上がるような内容とするため、高齢者講習と同様以上に受講者の日常の運転頻度を把握し、受講者に応じた車種の選定や運動機能に関する課題の選定、各教育事項に活用されるものとなっているかどうかについて判断すること。

個人指導では、実車による指導において記録した映像を活用しつつ、双方

向型講義の受講状況や運転適性検査器材による指導状況等を踏まえ、受講者個々の能力等に応じた指導を実施し、個人指導は教育の最後（映像教養を除く。）に行うものであるかなど、高齢者講習のものと同様以上のものとなっているかどうかについて判断すること。

(ウ) 討議及び指導

特定教育方法基準において「自動車等の運転に必要な知識に関する討議及び指導を含むものであること。」とされていることについては、自動車等の運転について必要な知識についての討議と指導の両方を行うものとなっているかどうかについて判断すること。例えば、ディスカッション形式により危険予測と回避方法等に関する指導を行う場合が該当するものと認められる。

なお、自動車等の運転の実習は、自動車等の運転に必要な技能とともに知識についても指導することとなるが、知識に関する討議を伴わない限り、これに該当しないものと認められる。

(エ) 教育車両及び指導

特定教育方法基準に示されている自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査を行うことについては、それが適切かつ十分に実施可能な程度に、免許の種類に対応する教育用車両が必要数整備されているかどうかについて判断すること。

その際、教育指導員の数、設備の状況、指導事項、指導方法等を総合的に勘案すること。

ただし、免許の種類に対応する教育用車両がない場合には、大型免許の保有者は中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、中型免許の保有者は準中型自動車又は普通自動車を、準中型免許の保有者は普通自動車を、大型二輪免許の保有者は、普通自動二輪車をそれぞれ使用する措置がとられることを勘案して判断しても差し支えない。

また、認定規則第4条第1項の表の4の項及び5の項における自動車等の運転の実習においては、認知機能検査の判定結果に基づく分類に応じた個別指導が行われるどうかを判断すること。

なお、認定規則第1条第3号に掲げる課程において運転操作に関する診断（単純反応、選択反応、ハンドル操作、注意配分・複数作業）について、実車指導を通じて確認する場合は、受講者の運転行動を十分観察し、これらを判定していく必要があることから、高齢者講習における実車指導要領と同様以上のものとなっているかどうかについて判断すること。

(オ) 運転シミュレーター

認定教育規則第4条第1号の表の3の項、4の項、5の項及び8の項の下

欄に掲げる教育方法に示されている自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査を行うことについては、それが適切かつ十分に実施可能な程度に、四輪車用及び二輪車用（原動機付自転車用を含む。）の運転シミュレーター（型式認定制度があるものは型式認定を受けたもの又はこれと同等以上のもの）が必要数整備されているかどうかについて判断すること。

エ 教育時間

コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間（認定規則第4条第2号）には、実際に自動車等を運転させて指導を行う前の事前説明や事後の指導、講評等の時間が含まれていても差し支えない。

2 終了証明書の交付

認定規則第1条第3号又は第6号に掲げる課程により行う運転免許取得者教育で法第108条の32の2第1項の認定を受けたもの（以下「特定教育」という。）を行う者が、特定教育を終了した者に対し、認定規則第8条の規定により交付する終了証明書に使用する押出しスタンプは、次による。

- 印影の大きさは、おおむね縦20ミリメートル、横25ミリメートル程度とすること。
- スタンプの文字は、丸ゴシック体によること。

また、特定教育以外の認定教育についても、認定を受けた運転免許取得者教育を行う者が独自に終了証明書等を発行することは差し支えない。

別表

運転免許取得者教育の課程の基準（認定規則第4条）

○ 第1号関係

課程の区分	教育事項	教育方法
1 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車（「大型自動車等」という。）の運転の経験が少ない者に対するもの（第1条第1号に掲げる課程）	イ 大型自動車等の運転について必要な技能及び知識 ロ 大型自動車等の運転について必要な適性 ハ 運転者としての資質の向上に関すること。	大型自動車等、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
2 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は原動機付自転車（「二輪車」という。）の運転の経験が少ない者に対するもの（第1条第2号に掲げる課程）	イ 二輪車の運転について必要な技能及び知識 ロ 二輪車の運転について必要な適性 ハ 運転者としての資質の向上に関すること。	二輪車、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
3 法第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者に対する高齢者講習及び更新時講習（府令第38条第11項第1号の表の3の項に掲げる講習を除く。）と同等の効果を生じさせるために行うもの（第1条第3号及び6号に掲げる課程）	イ 運転者としての資質の向上に関すること。 ロ 身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性 ハ 道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識	イ 自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材を用いて行うこと。 ロ 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転又は運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく個別的指導を含むものであること。 ハ 運転免許取得者教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者教育指導員1人当たり3人以下であること。
4 法第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者であって、その者が法第101条の4第2項の規定により受けた認知機能検査（法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査をいう。以下この表において同じ。）の結果について府令第29条の3第1項の式により算出した数値が76以上であるものに対する高齢者講習及び更新時講習（府令第38条第11項第1号の表の3の項に掲げる講習を除く。）と同等の効果を生じさせるために行うもの（第1条第3号及び6号に掲げる課程）	イ 運転者としての資質の向上に関すること。 ロ 身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性 ハ 道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識	イ 自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材を用いて行うこと。 ロ 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転又は運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく個別的指導を含むものであること。 ハ 認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであること。 ニ 運転免許取得者教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者教育指導員1人当たり3人以下であること。
5 法第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者であって、その者が法第101条の4第2項の規定により受けた認知機能検査の結果について府令第29条の3第1項の式により算出した数値が76未満であるものに対する高齢者講習及び更新時講習（府令第38条第11項第1号の表の3の項に掲げる講習を除く。）と同等の効果を生じさせるために行うもの（第1条第3号及び6号に掲げる課程）	イ 運転者としての資質の向上に関すること。 ロ 身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性 ハ 道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識	イ 自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材を用いて行うこと。 ロ 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転又は運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく個別的指導（個人指導（運転免許取得者教育指導員1人に対し指導を受ける者が1人のみである指導をいう。ハにおいて同じ。）を含むものに限る。）を含むものであること。 ハ 認知機能検査の結果に基づく指導（個人指導を含むものに限る。）を含むものであること。 ニ 運転免許取得者教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者教育指導員1人当たり3人以下であること。
6 高齢者に対するもので上記3、4又は5以外のもの（第1条第4号に掲げる課程）	イ 自動車等の運転について必要な技能及び知識 ロ 身体の機能の状況その他の自	自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材等必要な教材を用いて行うこと。

	自動車等の運転について必要な適性 ハ 運転者としての資質の向上に関すること。	
7 気候、地形その他の地域の特性に応じた運転に関する技能及び知識を習得しようとする者に対するもの (第1条第5号に掲げる課程)	イ 気候、地形その他地域の特性に応じた自動車等の運転に必要な技能及び知識 ロ 運転者としての資質の向上に関すること。	自動車等、運転シミュレーター、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
8 法第101条の3第1項の更新期間が満了する日における年齢が70歳未満の者に対する更新時講習(府令第38条第11項第1号の表の3の項に掲げる講習を除く。)と同等の効果を生じさせるために行うもの (第1条第6号に掲げる課程)	イ 道路交通の現状及び交通事故の実態 ロ 運転者としての資質の向上に関すること。 ハ 自動車等の安全な運転に必要な知識 ニ 自動車等の運転について必要な適性及び技能	イ 自動車等、教本、視聴覚教材、自動車等の運転について必要な適性を検査する用具その他必要な教材を用いて行うこと。 ロ 自動車等の運転について必要な知識に関する討議及び指導を含むものであること。 ハ 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転若しくは運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査、運転適性検査器材を用いた検査又は筆記による検査によるものに基づく個別的指導を含むものであること。 ニ 運転免許取得者教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者教育指導員1人当たりおおむね10人以下であること。
9 大型自動二輪車又は普通自動二輪車(「大型自動二輪車等」という。)の二人乗り運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者(上記2に規定する者を除く。)に対するもの (第1条第7号に掲げる課程)	イ 大型自動二輪車等の運転について必要な技能及び知識 ロ 大型自動二輪車等の二人乗り運転について必要な技能及び知識 ハ 大型自動二輪車等の運転に必要な適性 ニ 運転者としての資質の向上に関すること。	大型自動二輪車等、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
10 運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者(上記1及び2に規定する者を除く。)に対するもの(上記8、9に掲げるものを除く。) (第1条第8号に掲げる課程)	イ 自動車等の運転について必要な技能及び知識 ロ 自動車等の運転について必要な適性 ハ 運転者としての資質の向上に関すること。	自動車等、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
備考 上記表の教育事項の欄のうち、同表の課程の区分欄1のロ及びハ、2のロ及びハ、6のハ、7のロ、9のハ及びニ並びに10のロ及びハに掲げる教育事項についての運転免許取得者教育は、行わなくてもよい。		

○ 第2号関係

各々の運転免許取得者教育の課程に係る教育時間が2時間以上(第1号関係の表の5の課程にあっては3時間以上)であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が1時間以上(同表の1の課程又は2の課程(原動機付自転車に係るものを除く。))にあっては2時間以上)であること。

○ 第3号関係

認定規則の規定を遵守し、その他運転免許取得者教育の課程に係る業務の適正な運営の下に、行われるものであること。

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名： 道路交通法施行令
根 拠 条 項： 第33条の6第1項第1号ハ
処 分 の 概 要： 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許及び普通自動車免許に係るものに限る。）
原権者（委任先）： 都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第1条第2項、第3項、第4項及び第5項（指定の基準等）
審 査 基 準： 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許及び普通自動車免許に係る教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間
申 請 先
問 い 合 わ せ 先：
備 考：

凡例

- | | | | |
|---|--------|-------|---|
| 1 | 「法」 | …………… | 道路交通法（昭和35年法律第105号） |
| 2 | 「令」 | …………… | 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号） |
| 3 | 「府令」 | …………… | 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） |
| 4 | 「届出規則」 | ……… | 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則
（平成6年国家公安委員会規則第1号） |

1 特定届出教習所の管理運営

(1) 指定の基準

令第33条の6第1項第1号ハ、第2項第1号ハ又は第4項第1号ハの規定による指定（以下「指定」という。）は、法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所が運転免許を受けようとする者に対して行う教習の課程（法第99条第1項に規定する指定自動車教習所が当該指定に係る免許を受けようとする者に対して行う教習の課程を除く。）について、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行う（届出規則第1条第1項）。

(2) 指定の申請

指定の申請に際しては、教習課程の指定申請書（届出規則別記様式第1号）のほか、所定の添付書類を提出する（届出規則第2条）。

(3) 指定書の交付

公安委員会は、指定をしたときは指定書（届出規則別記様式第2号）を交付する（届出規則第3条）。

(4) 人的事項

ア 指導員に対する研修

指定を受けた教習の課程（以下「指定教習課程」という。）に係る教習（以下「特定教習」という。）を行う届出教習所（以下「特定届出教習所」という。）の管理者に対して、届出規則第1条第2項から第10項までに定める大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る届出教習所指導員（以下「特定指導員」という。）の資質の向上を図るため、特定指導員に対する教養を年1回以上実施するよう指導すること。

なお、全国届出自動車教習所協会（以下「全自教」という。）においては、毎年、特定指導員を対象に研修を行うこととしており、特定届出教習所が行う教養に代えて特定指導員に当該研修を受講させることとしても差し支えないものとする全自教では、当該研修を修了した者に対しては、所定の研修を修了したことを証明する証書等を交付することとしている。）。

イ 指導員の数

当該届出教習所における特定指導員の数については、法令上格別の規定はないが、当該施設において教習を受ける者の数等に応じて適当な数の特定指導員を置くよう指導すること。

ウ 指導員の資格要件の確認等

特定指導員の資格要件の事前確認については、当該特定届出教習所において行い、その結果を公安委員会に報告させること。

ただし、長期間（1年以上）その業務から離れていた者等教習知識、技能の低下のおそれのある者については、管理者に必要な教養を行わせるなどの措置を講じさせること。

なお、届出規則に定める欠格事由に該当しないことの確認は、本人の申告に基づき原則として届出教習所において行わせるものとするが、公安委員会においても確認するとともに、他の府県からの転入者については、相互に連絡照会すること。

エ 準中型免許に係る特定指導員

届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則（平成28年国家公安委員会規則第14号。以下「改正届出規則」という。）附則第7項の規定により届出自動車教習所指導員研修課程で中型自動車免許に係

るものを修了した者及び届出自動車教習所指導員研修課程で準中型自動車免許に係るものを修了した者とみなされる者を特定指導員として選任している特定届出教習所を管理する者が、これらの者に準中型自動車免許に係る教習の課程に従事させようとするときは、改正届出規則附則第11項で定めるところにより公安委員会が指定する研修を受けさせなければならないことから、当該研修に係る修了証の交付を受けている者であることについて、管理者において所要の確認を行わせること。

(5) 物的事項

ア 教習車両

特定教習に用いる自動車については、次の車両を使用させること。

- なお、二輪車以外の車両については、指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置（応急用ブレーキ等）を備えたものに限ること。
- (ア) 大型自動車については、専ら貨物を運搬する構造の大型自動車とさせること（届出規則第1条第2項第2号）。
 - (イ) 中型自動車については、専ら貨物を運搬する構造の中型自動車とさせること（届出規則第1条第2項第2号及び第3項第2号）。
 - (ウ) 準中型自動車については、専ら貨物を運搬する構造の準中型自動車とさせること（届出規則第1条第2項第2号、第3項第2号及び第4項第2号）。
また、特定後写鏡等条件の教習生に対しては、当該準中型自動車のサイドミラーに取り付ける特定後写鏡等を使用させること。
 - (エ) 普通自動車については、普通車の乗用車とさせること。ただし、AT限定普通免許を受けようとする者に対しては、AT車とさせること。また、特定後写鏡等条件の教習生に対しては、当該普通車の乗用車の車室内において特定後写鏡等を使用させること。
 - (オ) 大型自動二輪車については、総排気量0.700リットル以上の大型自動二輪車とさせること。ただし、AT限定大型二輪免許を受けようとする者に対しては、総排気量0.600リットル以上0.650リットル以下のAT二輪車とさせること。
 - (カ) 普通自動二輪車については、総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪

車とさせること。

また、小型限定普通二輪免許を受けようとする者に対しては、総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下とさせること。

なお、AT限定免許を受けようとする者に対しては、AT二輪車とさせること。

(キ) 大型第二種免許に係る大型自動車については、乗車定員30人以上のバス型の大型自動車とさせること（届出規則第1条第8項第2号）。

(ク) 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る中型自動車については、乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車とさせること（届出規則第1条第8項第2号及び第9項第2号）。

イ コース

(ア) 周回コース

周回コースは、「おおむね長円形」であることが必要であるが、これは、ある程度の高速走行を目的としたものであり、その機能を果たすものであれば、必ずしも形状にこだわる必要がないことに留意すること。

また、周回コースについては、総延長の2分の1以上に相当する部分が、簡易舗装程度以上の舗装がなされていなければならないこととする。

さらに、周回コースの幅員については、周回コースにおける教習を効果的に行うために、おおむね5メートル以上有するものとさせること。

(イ) 幹線コース

幹線コースは、おおむね直線で周回コースと連絡し、幅員がおおむね5メートル以上であるコースが相互に十字形に交差するものとさせること。

(ウ) スキッドコース、スキッド教習車コース

届出規則第1条第2項第3号の表、第3項第3号の表、第4項第3号の表、第8項第3号の表、第9項第3号の表及び第10項第3号の表に規定する「凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができる設備」は、スキッドコース又はスキッド教習車による教習（以下「スキッド教習」という。）をいい、その基準は次によること。

a スキッドコース

区	分	スキッド路	スキッド路(m)
---	---	-------	----------

	μ 値	長さ	幅
普通車専用コース	0.2 μ 以下	40以上	5以上
普通車・準中型車・中型車・大型車 併用コース		50以上	15以上
準中型車専用コース	0.2 μ 以下	40以上	15以上
中型車専用コース		40以上	15以上
大型車専用コース		50以上	15以上

- (a) スキッドコースへの進入速度は40km/h以上とする
- (b) コースの周囲には、スキッド教習を実施する教習車両の大きさに応じた安全地帯を適宜設けること。

b スキッド教習車コース

スキッド教習車は、凍結路面の走行の教習が可能な装置を取り付けた車両であり、そのコースは別添第1のとおりとする。

なお、その他の基準については、次のとおりとする。

内 容	基 準
走 行 速 度	40km/h以上
設 定 μ 値	0.2 μ 以下

また、安全地帯はスキッドコース同様、コースの周囲に適宜設けること。

c 留意事項

スキッド教習は、届出教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができることとされている（届出規則第1条第2項、第3項、第4項、第8項、第9項及び第10項）が、同等の教習効果があると認める場合については、

- ・ スキッドコース又はスキッド教習車コースを当該教習において教習時間中独占的に使用できること。
- ・ スキッドコース又はスキッド教習車コースの設置場所が、周囲の人だかり等の状況を勘案して、教習に集中できるものであること。

の要件を満たす必要があることとする。

ウ 運転シミュレーター

運転シミュレーターによる教習は、届出教習所の建物以外の設備において行うことにより届出教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出教習所の建物以外の設備において行うことができることとされている（届出規則第1条第2項第3号の表、第3項第3号の表、第4項第3号の表、第5項第3号の表、第6項第3号の表、第7項第3号の表、第8項第3号の表、第9項第3号の表及び第10項第3号の表）が、同等の教習効果があると認める場合については、

- ・ 運転シミュレーターを当該教習において教習時間中独占的に使用できること。
- ・ 運転シミュレーターの設置場所が騒音等の状況を勘案して教習に集中できるものであること。

の要件を満たす必要があることとする。

エ 学科教習用教室等

特定教習を実施する施設については、自己所有であると借用であることを問わないが、当該教習を実施している間は、当該教習が適正になされるような使用形態となるよう指導すること。当該指導に当たっては、敷地、建物等について所有権等正当に使用できる権原を明らかにした書面を提出させ、確認すること。

(6) 教習の管理等

ア 教習原簿の作成

教習生毎に特定教習の実施状況等を記録した教習原簿を作成させること。教習原簿については、別記様式第1を参考とさせること。

イ 教習所への入所等の確認事項等

大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習を受けようとする者に対しては、あらかじめ当該教習に用いる自動車を運転することができる仮運転免許又は第一種免許を受けているかどうかを確認させること。

ウ 教習方法の統一

特定届出教習所に複数の特定指導員がおかれている場合、技能教習については、特定指導員ごとに教習の方法が異なることのないように、教習方法の統一を図るよう指導すること。

エ 実質教習時間の確保

- (ア) 教習は、所定の時間正確に行わせること（本人の確認及び引継ぎ事項、仮免許の有効期間等の確認時間は、教習時間に含めないこと。）。
- (イ) 教習指導員の急病その他の事情により、1時限の教習時間の途中で教習が打ち切られた場合は、改めて最初から教習を行わせること。
- (ウ) 教習時限の開始時に教習生が遅刻をし、実質教習時間が確保できないときは、当該教習生に対する教習は行わせないこと。

オ 道路における教習コースの届出

路上教習のためのコースについては、路上教習を行う区域（面）としてあらかじめ公安委員会の承認を受けさせること。

その際、曜日、時間帯等により、教習車両が通行するについて道路交通の安全と円滑等に支障がある場合については、教習を制限する路線、区域等として承認の対象から除外すること。

カ 必要な教材の使用

学科教習については、教習の効果を高めるため、ビデオ、オーバーヘッドプロジェクター等を使用した視聴覚教習を推進させること。

この場合において、映画、ビデオ等を使用する時間は、それぞれの教習時限の20分以下とし、いわゆる映画、ビデオ等の見せっ放しとしないものとさせること。また、教習に使用する映画、ビデオ等については、それが学科教習の教習項目に適合するものであるかどうかの確認をすること。

(7) 報告、資料の提出等

ア 報告

特定届出教習所からは届出規則第7条の規定に基づき、「定期報告」として、

- ・ 特定教習に係る入所者数
- ・ 特定教習に係る退所者数
- ・ 特定教習の終了者数

- ・ その他公安委員会が必要と認める事項
- を、また、「随時報告」として、
- ・ 特定教習中の交通事故報告
 - ・ 教習所職員の交通事故報告
 - ・ その他公安委員会が必要と認める特異事項報告
- を求めるものとする。

イ 資料の提出

特定届出教習所の設置者又は管理者に対し、当該特定届出教習所が届出規則に規定する指定の基準に適合しているか否かについて、届出規則第7条の規定に基づき、1年に1回以上、必要な資料の提出を求めて確認すること。

ウ その他

ア及びイのほか、特定届出教習所が、次のいずれかの事実該当する疑いがあるときは、届出規則第7条の規定に基づき、報告又は資料の提出を求めるなど、事実の有無を確認すること。

- (ア) 指定教習課程が、届出規則第1条第2項から第10項までに掲げる基準（当該指定教習課程に係る免許に係るものに限る。）に適合しなくなったと認めるとき
- (イ) 設置者又は管理者が届出規則第4条の規定に違反したとき
- (ウ) 届出規則第5条の規定に違反して終了証明書を発行し又は第6条の規定に違反したとき

(8) 指定の取消し等

特定届出教習所が次に該当すると認められるときは、その指定を取り消す。

ア 特定届出教習所について(7)ウに掲げる事由のいずれかに該当する事実が判明したとき。

イ 特定届出教習所の設置者又は管理者が届出規則第7条の規定による報告若しくは資料の提出をせず又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

ウ 指定教習課程に係る免許に係る指定自動車教習所として指定したとき。

なお、指定を取り消したときは、届出規則別記様式第4号の指定取消通知書により通知する。

(9) その他

ア 他の法令違反に係る指導

他の法令（例えば、コースの造成に係る農地法、教室等の建物等に係る建築基準法）に抵触することのないよう指導すること。

イ 指定申請書の記載事項の変更届出

記載事項変更の届出は、書面をもって行うこととし、その様式については、別記様式第2に準じて定める。

なお、指定教習課程に係る事項の変更届出があったときは、その内容が事実と相違ないかどうか、指定の基準に適合するかどうか等について確認し、その結果、不適合と認められる事項があるときは、必要な補正を求めるなどの処置を講じる。

指定は、教習に係る免許の種類ごとにそれぞれ指定することとされていることから、既に指定を受けている特定届出教習所が他の免許の種類に係る特定教習を行おうとする場合は、たとえ施設が同一の経営主体により運営される場合であっても、新たに行おうとする免許の種類に係る指定を受ける必要がある。

ウ 押出しスタンプの大きさ等の基準等

終了証明書に使用する押出しスタンプは、次による。

(ア) 印影の大きさは、おおむね縦20ミリメートル、横25ミリメートル程度とすること。

(イ) スタンプの文字は丸ゴシック体によること。

エ 帳簿

届出規則第6条に規定する帳簿の様式については、教習に係る免許の種類ごとに、別記様式第3に準じて定める。

なお、届出規則第6条に掲げる事項については、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができることとされている（届出規則第6条の2）。

この場合、情報システム安全対策指針(平成9年国家公安委員会告示第9号)において定める管理者が講ずべき対策を実施させる(電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準(平成10年国家公安委員会告示第10号))。

2 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る特定教習の実施要領

(1) 大型免許及び中型免許に係る特定教習の指導要領

大型免許及び中型免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した大型免許及び中型免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下、大型免許に係る特定教習を「大型車教習」、中型免許に係る特定教習を「中型車教習」という。）の指導要領は次のとおりとする。

ア 教習の内容

当該教習は、別添第2「大型免許及び中型免許に係る教習カリキュラム」、別添第4「大型免許、中型免許及び準中型免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領」及び別添第9「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせること。

イ 指導員の要件

大型車教習は、届出規則第1条第2項第1号に定める大型免許に係る特定指導員に、中型車教習にあつては、届出規則第1条第3項第1号に定める中型免許に係る特定指導員（以下「大型車等特定指導員」という。）に行わせること。

ウ 1日当たりの教習時限数の制限

教習を受ける者1人に対する1日の技能教習時間は、3時限を超えないこと（1日3時限の教習を行う場合は、連続して3時限の教習を行わせないこと。ただし、複数教習（自動車による教習のうち、当該自動車に大型車等特定指導員のほか、教習を受ける者2人又は3人が乗車して行うものをいう。以下同じ。）又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合には、3時限連続した教習を行うことができるものとする。）。

エ 「危険予測教習」の教習方法

(ア) 教習項目1「貨物自動車の特性を理解した運転」

- a 本教習については、教習所のコースにおいて1時限以上実施させること。
- b 大型車教習のうち、荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得する教習については、中型車又は準中型車を使用して行うことができる。
- c 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目につ

いては、荷台の前部、後部及び車軸の上当たる部分の3か所に積荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させること。

- d 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の後軸上に最大積載量の概ね50パーセント以上の貨物を積んで場内コースを走行し、貨物が運転操作に与える影響を体感させること。
- e 教習中に貨物の積み降ろしを行う場合は、教習の中断時間が短い場合に限らせること。

(イ) 教習項目2「危険を予測した運転」

- a 観察教習（他人の運転を観察させることによる教習。以下同じ。）及びコメンタリードライビング（教習生が自動車の運転を通じ、見たり、感じたり、思ったりした危険に関する様々な情報を運転しながら短い言葉でコメントすることによる教習。以下同じ。）により行わせること。

また、観察教習についてのみ、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を行うことができるものとする。

なお、複数教習を行う場合は、それぞれの教習生の運転できる機会が均等になるよう配慮させること。また、運転シミュレーターによる教習を行う場合は、特定指導員1人が、同時に3人以内の教習生に対し教習（以下「集団教習」という。）を行うことができるものとする。

- b 本教習を1時限行った後、引き続き教習項目3「危険予測ディスカッション」（1時限）を行う方法により、2時限連続して行わせること。
- c 教習生の運転による教習は、その直後に教習項目3「危険予測ディスカッション」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、教習生に何らかの印象付けをさせるように努めさせること。
- d 複数の教習生により行う場合については、次の方法によることができるものとする。
 - (a) 観察教習を複数教習で行う場合は、それぞれの教習生の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うことができる。
 - (b) 観察教習を運転シミュレーターによる教習と複数教習で行う場合については、複数教習においてそれぞれの教習生が運転する機会をコメンタ

リードライビングとして行うことができる。

- e 運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。

(ウ) 教習項目3「危険予測ディスカッション」

- a 本教習は、教習項目2「危険を予測した運転」の教習に引き続き、連続して行わせること。
- b 大型車等特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるよう指導すること。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行わせるなど、実施方法について工夫させること。

- c 本教習における大型車等特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目2「危険を予測した運転」における大型車等特定指導員に行わせることとすること。
- d 教習生の数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とさせること。

オ 悪条件下教習

(ア) 「夜間の運転」の教習方法

- a 原則として、日没後、道路において行うこと。
- b ただし、次のいずれかの方法による場合は、aによる教習を行わなくてもよいものとする。

(a) 運転シミュレーターを使用して行う場合

(b) 教習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる教習、暗室における教習又は届出教習所のコースにおける教習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続きaによる教習を行う場合（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）。

- c a、bにより教習を行うことが困難な場合にあっては、次のいずれの要

件も満たすものに限りに行わせることができるものとする。

- (a) 日没に近接した時間に行うもの
- (b) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習又は暗室における教習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き届出教習所のコースにおいて擬似薄暮時走行を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間の短い場合に限る。）
- (c) 教習中に日没となった場合は、(b)の方法によるコースにおける走行に変えて道路における教習を行っても差し支えないものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限る。）。

d 留意事項

- (a) 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。
- (b) 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40%以下の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの）を使用させること。

また、あらかじめ届出教習所のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行わせること。

- (c) 道路における教習を行う場合は、中央分離帯のないコースで行わせること（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、可能な限り距離の長いものを設定させること。）。

e 本教習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団教習によることができるものとする。

f 暗室における教習については、施設の規模により適正な教習が実施できる人数とさせること。

(イ) 「悪条件下での運転」の教習方法

a 道路又は届出教習所のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る教習を行う場合は、凍結又は積雪の状態にある路面での走行に限らせる。

また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合

に限らせる。

- b ただし、aの方法に代えて次のいずれかの方法により行わせることができるものとする。
 - (a) 運転シミュレーターを使用して行うもの
 - (b) スキッド教習によるもの
 - (c) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習を行った後、引き続き前記aの方法による教習を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）
- c なお、道路における教習又は届出教習所のコースにおける教習において、実際の悪条件下における運転に係る教習を行う場合、又はスキッド教習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で補足説明させる。
- d 運転シミュレーターによる教習又はスキッド教習を行う場合は、集団教習を行うことができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド教習を集団で行う場合は、運転しない他の教習生は安全な場所で見学する方法によるものとさせる。
- e 大型車教習にあつては、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、中型車教習にあつては中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること（届出規則第1条第2項第3号の表及び第3項第3号の表）。

カ 「大型免許及び中型免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

(ア) 教習方法

講義に係る教習を1時限以上実施した後、できるだけ引き続き実技に係る教習を2時限以上実施する。ただし、やむを得ず分割して行う場合は、講義に係る教習を行った後、近接した機会（教習と教習の間に他の教習は挟まないこと。）に残りの教習を2時限連続して行う。

また、講義方式を終了後、実技方式を実施中に急病等により実技方式を履修できなかった場合は、実技方式（2時限以上）を再履修させること。

(イ) 教習生の人数

実技方式の教習においては、1人の特定指導員に対し教習生の人数はおお

むね10人以下とする。

(ウ) 模擬人体装置を使用する内容及び数

模擬人体装置を使用する内容は、胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保、人工呼吸とし、当該装置の数は、高い教習効果を得るため、教習生4人に対して大人全身2体（大人全身1体及び大人半身1体でも可。）とする。

(エ) 模擬人体装置の基準

模擬人体装置（人体に類似した形状を有する装置という。以下同じ。）は、別添第9「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に対応したものであって、胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保、人工呼吸その他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能（届出規則第1条第2項第3号又は第3項第3号の表の「気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識」の項の第2欄の1）を有し、かつ、次に掲げる基準に適合したものを使用させること。

a 全身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができ、かつ、次のいずれの機能をも有するものであること。

(a) 胸骨圧迫（心臓マッサージ）

- ① 人体と同じような感覚で胸骨圧迫を実施できる構造であること。
- ② 圧迫の深さが視覚的に確認できること。

(b) 気道確保

- ① 頭部後屈あご先挙上を行わないと気道が開通しない構造であること。
- ② 頭部後屈あご先挙上の状態が視覚的に確認できること。

(c) 人工呼吸

- ① 人体と同じように呼気吹き込みにより胸が膨らむ構造であること。
- ② 呼気が逆流しない構造であること。
- ③ 胸の動き（上がったたり下がったり）が視覚的に確認できること。

b 半身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができる機能を有するものであること。

(㉔) 合同教習の方法

本教習は、大型車教習、中型車教習、準中型免許に係る教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した準中型免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「準中型車教習」という。）、普通免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した普通免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「普通車教習」という。）、大型二輪免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した大型二輪免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「大型二輪車教習」という。）及び普通二輪免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した普通二輪免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「普通二輪車教習」という。）を合同で実施することができるものとする。

なお、合同教習により実施する場合には、大型車等特定指導員、届出規則第1条第4項第1号に定める準中型免許に係る特定指導員（以下「準中型車特定指導員」という。）、届出規則第1条第5項第1号に定める普通免許に係る特定指導員（以下「普通車特定指導員」という。）、同条第6項第1号に定める大型二輪免許に係る特定指導員（以下「大型二輪車特定指導員」という。）又は同条第7項第1号に定める普通二輪免許に係る特定指導員（以下「普通二輪車特定指導員」という。）であって、かつ、公安委員会が第一種免許又は第二種免許に係る応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限り行わせること。

(㉕) 指導員の要件

届出規則第1条第2項第3号及び第3項第3号の規定に係る「公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者」とは、

- a 第一種免許又は第二種免許に係る応急救護処置指導員の養成を行う講習として公安委員会が認めるものを受け、その課程を修了した者
- b 公安委員会が応急救護処置の指導に関し a に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

のいずれかに該当する者とする。

(㉖) 免除対象者

次のいずれかに該当する者に対しては、第一種免許に係る応急救護処置教

習を行わないことができることとされている（届出規則第1条第2項第3号の表の備考第10号及び第3項第3号の表の備考第10号）。

- a 現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者
- b 医師である者
- c 法定の規定による免許（医師免許を除く。）で応急救護処置に関するものを受けている者その他応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者であって、国家公安委員会規則で定める次の者
 - ・ 歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師又は救急救命士である者
 - ・ 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第44条第1項又は第44条の2第1項の救急隊員である者
 - ・ 日本赤十字社が行う応急救護処置に係る講習の課程のうち、応急救護処置に必要な知識の指導に必要な能力を有するものとして国家公安委員会が指定するものを修了した者
 - ・ 公安委員会が応急救護処置に必要な知識の指導に関し、前記国家公安委員会が指定するものを修了した者と同等以上の能力を有すると認める者

また、応急救護処置教習の免除を受ける者かどうかの確認は、(キ)に掲げる者のいずれかに該当することを確認することができるものにより行わせることとする。

なお、免除対象者の教習原簿には、当該事項を証明できる書類の写しを添付させるとともに、教習原簿の応急救護処置教習の指導員印欄に免除と朱書させる。

(ク) 感染予防への配慮

本教習を実施させる場合は、次のことに留意し、感染予防対策に配慮させる。

- a 実習前にうがい、手洗いを実施させること。
- b 模擬人体装置を使用して呼気吹き込み実習を行わせる場合には、教習生に対し、事前に酒精綿（エタノール綿）を用いて模擬人体装置の口及び口中を十分に清拭させるとともに、使い捨て呼気吹き込み器具を使用し実施

させること。

- c 教習生が実習中に出血し、模擬人体装置に血液が付着した場合は、予備の模擬人体装置を使用して実施できる場合を除き、同装置を使用しての事後の実習は中止すること。
- d 教習時に、顔面や口周辺から出血のある受講生に対しては、呼気吹き込み実習は控えてもらうよう留意すること。
- e 教習後は、ディスポ肺の交換やフェイスマスク、気道部分の清掃など衛生面の配慮について怠りのないようにすること。

(2) 準中型免許に係る特定教習の指導要領

準中型車教習の指導要領は次のとおりとする。

ア 教習の内容

当該教習は、別添第3「準中型免許に係る教習カリキュラム」、別添第4「大型免許、中型免許及び準中型免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領」、別添第6「特定後写鏡等条件の教習生に対して行うコースにおける教習の教習指導要領」及び別添第9「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせる。

なお、特定後写等条件の教習生に対しては、ワイドミラー及び補助ミラーの取り付け方法及び使用方法についての指導を行わせる。

イ 指導員の要件

本教習は、準中型車特定指導員に行わせる。

ウ 複数教習等

- (7) 「危険予測教習」及び「高速道路教習」における自動車の運転に関する技能の教習を自動車により行う場合は、複数教習ができることとする。

この場合、運転しない状態にある教習生に対しても、何を学ばせるのかを明確に指示するとともに、運転している教習生と同程度の教習効果が得られるよう、その方法に工夫を凝らさせる。また、それぞれの教習生の運転できる機会ができるだけ均等になるよう配慮させる。

運転シミュレーターによる教習を行う場合は、集団教習によることができるものとする。

(イ) 特定後写鏡等条件の教習生に対する「危険予測教習」は、別添第6に掲げる事項について教習を行う必要があることから、単独教習を実施させる。また、運転シミュレーターによる集団教習は実施させない。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数教習又は運転シミュレーターによる集団教習を実施させても差し支えない。

エ 1日当たりの教習時限数の制限

教習を受ける者1人に対する1日の技能教習時間は、3時限を超えないこと（1日3時限の教習を行う場合は、連続して3時限の教習を行わせない。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合には、3時限連続した教習を行うことができるものとする。）。

オ 「危険予測教習」の教習方法

(ア) 教習項目1「貨物自動車の特性を理解した運転」

- a 本教習については、教習所のコースにおいて1時限以上実施させる。
- b 準中型車を使用して行わせる。
- c 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、車軸の上の1か所に積荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させる。
- d 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の後軸上に最大積載量の概ね50パーセント以上の貨物を積んで場内コースを走行し、貨物が運転操作に与える影響を体感させる。
- e 教習中に貨物の積み降ろしを行う場合は、教習の中断時間が短い場合に限らせる。

(イ) 教習項目2「危険を予測した運転（貨物自動車）」

- a 観察教習及びコメンタリードライビングにより行わせる。

また、観察教習についてのみ、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を行うことができるものとする。

なお、複数教習を行う場合は、それぞれの教習生の運転できる機会が均等になるよう配慮させること。また、運転シミュレーターによる教習を行う場合は、集団教習を行うことができるものとする。

- b 本教習を1時限行った後、引き続き教習項目4「危険予測ディスカッション（貨物自動車）」（1時限）を行う方法により、2時限連続して行わせる。
 - c 教習生の運転による教習は、その直後に教習項目4「危険予測ディスカッション（貨物自動車）」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、教習生に何らかの印象付けをさせるように努めさせる。
 - d 複数の教習生により行う場合については、次の方法によることができるものとする。
 - (a) 観察教習を複数教習で行う場合は、それぞれの教習生の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うことができる。
 - (b) 観察教習を運転シミュレーターによる教習と複数教習で行う場合については、複数教習においてそれぞれの教習生が運転する機会をコメンタリードライビングとして行うことができる。
 - e 運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。
- (ウ) 教習項目3「危険を予測した運転（普通乗用自動車）」
- a 本教習については、道路における教習生の実車教習を1時限以上実施させる。

なお、前記方法により教習するに当たり、道路における準中型車特定指導員の運転による観察教習方式による教習又は運転シミュレーターによる教習を併せて実施することは差し支えないものとする。
 - b 運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。
 - c 準中型車特定指導員の運転（停止中を含む。）による観察教習を行う場合は、自らの運転行動に関わる情報（特に危険要因）の取り方や、その情報が

ら起こり得る危険の予測の仕方等を解説し、ときには教習生に質問するなどの方法も効果的であるので、実施方法について工夫させる。

なお、上記方法により教習を行う場合は、運転練習のための「仮免許練習中」の標識を特定教習に用いる普通自動車（以下「特定教習普通自動車」という。）に取り付けることのないよう指導する。

- d 教習生の運転による教習は、その直後に教習項目5「危険予測ディスカッション（普通乗用自動車）」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、教習生に何らかの印象付けをさせるように努めさせる。
- e 特定後写鏡等条件の教習生が補聴器を使用している場合には、一部の教習を除き、補聴器を使用しても差し支えないものとする。

(エ) 教習項目4「危険予測ディスカッション（貨物自動車）」

- a 本教習は、教習項目2「危険を予測した運転（貨物自動車）」の教習に引き続き、連続して行わせる。
- b 準中型車特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるよう指導する。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行わせるなど、実施方法について工夫させる。

- c 本教習における準中型車特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目2「危険を予測した運転（貨物自動車）」における準中型車特定指導員に行わせることとする。
- d 教習生の数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とさせる。

(オ) 教習項目5「危険予測ディスカッション（普通乗用自動車）」

- a 本教習は、教習項目3「危険を予測した運転（普通乗用自動車）」の教習に引き続き、連続して行わせる。
- b 準中型車特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるよう指導する。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行わせるなど、実施

方法について工夫させる。

- c 本教習における準中型車特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目3「危険を予測した運転（普通乗用自動車）」における準中型車特定指導員に行わせることとする。
- d 教習生の数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とさせる。
- e 特定後写鏡等条件の教習生に対する本教習は、教習項目3「危険を予測した運転（普通乗用自動車）」の教習に引き続き、連続して行うこと及び別添第6に掲げる事項について教習を行う必要があることから、準中型車特定指導員1人との個別の対話形式により行わせる。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数の特定後写鏡等条件の教習生によるディスカッションを実施させても差し支えない。

カ 悪条件下教習

(ア) 「夜間の運転」の教習方法

- a 原則として、日没後、道路において行う。
- b ただし、次のいずれかの方法による場合は、aによる教習を行わなくてもよいものとする。
 - (a) 運転シミュレーターを使用して行う場合
 - (b) 教習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる教習、暗室における教習又は届出教習所のコースにおける教習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続きaによる教習を行う場合（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）
- c a、bにより教習を行うことが困難な場合にあっては、次のいずれの要件も満たすものに限り行わせることができるものとする。
 - (a) 日没に近接した時間に行うもの
 - (b) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習又は暗室における教習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き届出教習所のコースにおいて擬似薄暮時走行を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間の短い場合に限る。）

(c) 教習中に日没となった場合は、(b)の方法によるコースにおける走行に変えて道路における教習を行っても差し支えないものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限る。）。

d 留意事項

(a) 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。

(b) 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40%以下の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの）を使用させること。

また、あらかじめ届出教習所のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行わせること。

(c) 道路における教習を行う場合は、中央分離帯のないコースで行わせること（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、可能な限り距離の長いものを設定させること。）。

e 本教習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団教習によることができるものとする。

f 暗室における教習については、施設の規模により適正な教習が実施できる人数とさせること。

(イ) 「悪条件下での運転」の教習方法

a 道路又は届出教習所のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る教習を行う場合は、凍結又は積雪の状態にある路面での走行に限らせること。

また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限らせる。

b ただし、aの方法に代えて次のいずれかの方法により行わせることができるものとする。

(a) 運転シミュレーターを使用して行うもの

(b) スキッド教習によるもの

(c) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習を行った後、引き続き

前記 a の方法による教習を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）

- c なお、道路における教習又は届出教習所のコースにおける教習において、実際の悪条件下における運転に係る教習を行う場合、又はスキッド教習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で補足説明させること。
- d 運転シミュレーターによる教習又はスキッド教習を行う場合は、集団教習を行うことができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド教習を集団で行う場合は、運転しない他の教習生は安全な場所で見学する方法によるものとさせること。
- e 準中型自動車又は普通自動車を使用する（届出規則第 1 条第 4 項第 3 号の表）。

キ 「高速道路教習」の教習方法

(ア) 教習項目 1 「高速道路での運転に必要な知識」

本教習は、教習項目 2 「高速道路での運転」の教習に先立って実施させるる。

(イ) 教習項目 2 「高速道路での運転」

- a あらかじめ特定届出教習所から具体的な教習計画を提出させ、これに基づいて高速道路の管理者との緊密な連絡をとるなどして、事故防止上問題がないかを確認した上で、円滑な教習が実施されるよう指導する。

なお、教習計画の策定に当たっては、事前に教習予定コースを実地踏査させ、教習に適した区間・距離・時間帯及びパーキングエリア等での指導要領等について綿密な検討をさせる。

- b 本教習における「高速道路」とは、高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路とする。
- c 本教習における実車教習は、高速道路及びこれに接続している一般道路において行わせる。
- d 本教習における実車教習は、普通自動車を用いて行わせる。
- e 教習生 1 人当たりの高速道路での実車教習の距離は、おおむね15キロメートル以上となるよう指導する。

- f 次のいずれかの項目に該当する場合は、管理者に対し、実車教習を行わないよう指導する。
- (a) 降雨、降雪等のため、通行止め、又は50キロメートル毎時以下の速度規制等の交通規制が実施されている場合
 - (b) 交通事故発生による交通規制や交通渋滞により、安全かつ円滑な教習が実施できないと認められる場合
 - (c) 高速道路に入るまでの教習において、教習生が極度に緊張していたり、特定教習普通自動車の異常が認められたりした場合
- g 次のいずれかの項目に該当する場合は、管理者に対し、実車教習を中止することを検討させる。
- (a) 交通規制は実施されていないが、風雨等により、当該教習を実施することが危険と認められる場合
 - (b) 出発時には異常ないが、教習中に異常気象等により当該教習を安全に実施できない蓋然性が高いと認められる場合
- h fにかかわらず、fに該当しない状況で1時限当たりおおむね15キロメートル以上を走行した教習生が1名以上いる場合は、当該教習時間中にfに該当する状況になったとしても、引き続きcの道路において行われ、かつ、安全な教習が行われると認められるときは、引き続き当該状況下において観察教習（fに該当しない状況でおおむね15キロメートル以上を走行した教習生が、準中型車特定指導員の運転を観察するものに限る。）を実施させても差し支えない。この場合において、準中型車特定指導員には管理者等に連絡し、指示を受けさせることとし、やむを得ない事情により管理者等に連絡することができないときは、帰所後必要な事項を管理者に報告させる。
- i 本教習は、次のいずれかに該当する場合は、運転シミュレーターにより行わせることができるものとする。
- (a) 当該届出教習所が高速道路から離れた地域に位置する場合
 - (b) f又はgにより自動車による教習を行わない場合
 - (c) その他自動車による教習を行うことが困難な場合
- j 運転シミュレーターにより教習を行う場合は、教習生1人当たりの走行

距離は、おおむね15キロメートル以上とさせる。

なお、模擬走行コースの所定の区間を運転するだけでなく、本線車道への進入や車線変更を繰り返し練習させるなど効果的な教習に努めさせる。

ク 「準中型免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

「準中型免許に係る応急救護処置教習」の教習方法については、2(1)カの例による。

(3) 普通免許に係る特定教習の指導要領

普通免許に係る特定教習の指導要領は次のとおりとする。

ア 教習の内容

本教習は、別添第5「普通免許に係る教習カリキュラム」、別添第6「特定後写鏡等条件の教習生に対して行うコースにおける教習の教習指導要領」及び別添第9「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせること。

イ 指導員の要件

本教習は、普通車特定指導員に行わせること。

ウ 複数教習等

(ア) 「危険予測教習」及び「高速道路教習」における自動車の運転に関する技能の教習を自動車により行う場合は、複数教習ができることとする。

この場合、運転しない状態にある教習生に対しても、何を学ばせるのかを明確に指示するとともに、運転している教習生と同程度の教習効果が得られるよう、その方法に工夫を凝らさせる。また、それぞれの教習生の運転できる機会ができるだけ均等になるよう配慮させる。

運転シミュレーターによる教習を行う場合は、集団教習によることができるものとする。

(イ) 特定後写鏡等条件の教習生に対する「危険予測教習」は、別添第6に掲げる事項について教習を行う必要があることから、単独教習を実施させる。また、運転シミュレーターによる集団教習は実施させない。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数教習又は運転シミュレーターによる集団教習を実施させても差

し支えない。

エ 1日当たりの教習時限数の制限

教習を受ける者1人に対する1日の技能教習時間は、3時限を超えないこと（1日3時限の教習を行う場合は、連続して3時限の教習を行わせないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合には、3時限連続した教習を行うことができるものとする。）。

オ 「危険予測教習」の教習方法

(ア) 教習項目1「危険を予測した運転」

a 本教習については、道路における教習生の実車教習を1時限以上実施させる。

なお、前記方法により教習するに当たり、道路における普通車特定指導員の運転による観察教習方式による教習又は運転シミュレーターによる教習を併せて実施することは差し支えないものとする。

b 運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。

c 普通車特定指導員の運転（停止中を含む。）による観察教習を行う場合は、自らの運転行動に関わる情報（特に危険要因）の取り方や、その情報から起こり得る危険の予測の仕方等を解説し、ときには教習生に質問するなどの方法も効果的であるので、実施方法について工夫させる。

なお、上記方法により教習を行う場合は、運転練習のための「仮免許練習中」の標識を特定教習に用いる普通自動車）に取り付けることのないよう指導する。

d 教習生の運転による教習は、その直後に教習項目2「危険予測ディスカッション」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、教習生に何らかの印象付けをさせるように努めさせること。

e 特定後写鏡等条件の教習生が補聴器を使用している場合には、一部の教習を除き、補聴器を使用しても差し支えないものとする。

(イ) 教習項目 2 「危険予測ディスカッション」

- a 本教習は、教習項目 1 「危険を予測した運転」の教習に引き続き、連続して行わせる。
- b 普通車特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるよう指導する。
また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行わせるなど、実施方法について工夫させる。
- c 本教習における普通車特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目 1 「危険を予測した運転」における普通車特定指導員に行わせることとする。
- d 教習生の数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とさせる。
- e 特定後写鏡等条件の教習生に対する本教習は、教習項目 1 「危険を予測した運転」の教習に引き続き、連続して行い、及び別添第 6 に掲げる事項について教習を行う必要があることから、普通車特定指導員 1 人との個別の対話形式により行わせる。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数の特定後写鏡等条件の教習生によるディスカッションを実施させても差し支えない。

カ 「高速道路教習」の教習方法

(ア) 教習項目 1 「高速道路での運転に必要な知識」

本教習は、教習項目 2 「高速道路での運転」の教習に先立って実施させるる。

(イ) 教習項目 2 「高速道路での運転」

- a あらかじめ特定届出教習所から具体的な教習計画を提出させ、これに基づいて高速道路の管理者との緊密な連絡をとるなどして、事故防止上問題がないかを確認した上で、円滑な教習が実施されるよう指導する。

なお、教習計画の策定に当たっては、事前に教習予定コースを实地踏査させ、教習に適した区間・距離・時間帯及びパーキングエリア等での指導要領等について綿密な検討をさせる。

- b 本教習における「高速道路」とは、高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路とする。
- c 本教習における実車教習は、高速道路及びこれに接続している一般道路において行わせる。
- d 教習生1人当たりの高速道路での実車教習の距離は、おおむね15キロメートル以上となるよう指導する。
- e 次のいずれかの項目に該当する場合は、管理者に対し、実車教習を行わないよう指導する。
 - (a) 降雨、降雪等のため、通行止め、又は50キロメートル毎時以下の速度規制等の交通規制が実施されている場合
 - (b) 交通事故発生による交通規制や交通渋滞により、安全かつ円滑な教習が実施できないと認められる場合
 - (c) 高速道路に入るまでの教習において、教習生が極度に緊張していたり、特定教習普通自動車の異常が認められたりした場合
- f 次のいずれかの項目に該当する場合は、管理者に対し、実車教習を中止することを検討させる。
 - (a) 交通規制は実施されていないが、風雨等により、当該教習を実施することが危険と認められる場合
 - (b) 出発時には異常ないが、教習中に異常気象等により当該教習を安全に実施できない蓋然性が高いと認められる場合
- g eにかかわらず、eに該当しない状況で1時限当たりおおむね15キロメートル以上を走行した教習生が1名以上いる場合は、当該教習時間中にeに該当する状況になったとしても、引き続きbの道路において行われ、かつ、安全な教習が行われると認められるときは、引き続き当該状況下において観察教習（eに該当しない状況でおおむね15キロメートル以上を走行した教習生が、普通車特定指導員の運転を観察するものに限る。）を実施させても差し支えない。この場合において、普通車特定指導員には管理者等に連絡し、指示を受けさせることとし、やむを得ない事情により管理者等に連絡することができないときは、帰所後必要な事項を管理者に報告させる。
- h 本教習は、次のいずれかに該当する場合は、運転シミュレーターにより

行わせることができるものとする。

(a) 当該届出教習所が高速道路から離れた地域に位置する場合

(b) e 又は f により自動車による教習を行わない場合

(c) その他自動車による教習を行うことが困難な場合

i 運転シミュレーターにより教習を行う場合は、教習生1人当たりの走行距離は、おおむね15キロメートル以上とさせる。

なお、模擬走行コースの所定の区間を運転するだけでなく、本線車道への進入や車線変更を繰り返し練習させるなど効果的な教習に努めさせる。

キ 「普通免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

「普通免許に係る応急救護処置教習」の教習方法については、2(1)カの例による。

なお、2(1)カに規定する第一種免許に係る応急救護処置教習免除者のうち「現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者」は、「現に大型二輪免許又は普通二輪免許を運転することができる運転免許を受けている者」と読み替えるものとする。

(4) 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る特定教習の指導要領

大型二輪免許及び普通二輪免許に係る特定教習の指導要領は、次のとおりとする。

ア 教習の内容

本教習は、別添第7「大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習カリキュラム」及び別添第9「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせる。

イ 指導員の要件

大型二輪車教習は大型二輪車特定指導員、普通二輪車教習は普通二輪車特定指導員に行わせる。

ウ 「危険予測教習」の教習方法

(ア) 教習項目1「危険を予測した運転」、4「ケース・スタディ(交差点)」及び5「交通の状況及び道路環境に応じた運転」

当該教習は、大型二輪車、普通二輪車及び運転シミュレーターを用いて行わせる。

(イ) 運転シミュレーターによる教習方法

運転シミュレーターによる教習は、別添第8「危険予測教習指導要領」の「第1 教習項目1「危険を予測した運転」(技能)の指導要領」中、「1 運転シミュレーターを使用した教習」に基づいて行わせることとする。

(ウ) 大型二輪車及び普通二輪車による教習方法

届出教習所のコースにおいて技能教習を行う場合にあっては、教習生に乗車用ヘルメットを着装させ、おおむね5分間のウォーミングアップ走行を行って、教習生の技量のおおまかなみきわめを行い、届出教習所のコースにおける教習に必要な技能について指導させる。

(エ) 集団教習

本教習については、集団教習を行うことができるものとする。ただし、聴覚障害者及び聴力に不安があるため、教習を受けるに当たり安全を確保するため特別な対応を受けることを希望する者を含めて集団教習(実車を用いた技能教習)を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、教習生の安全を確保する。

エ 「二人乗り教習」の教習方法

教習項目3「二人乗り運転に関する知識」については、二人乗りに関する法規制の内容及び二人乗りの運転特性に係る知識等を理解させるために必要な視聴覚教材を使用して教習を行わせる。

オ 「大型二輪免許及び普通二輪免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

「大型二輪免許及び普通二輪免許に係る応急救護処置教習」の教習方法については、2(1)カの例による。

なお、2(1)カに規定する第一種免許に係る応急救護処置教習免除者のうち「現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者」は、「現に普通自動車を運転することができる運転免許を受けている者」と読み替えるものとする。

3 大型第二種免許、中型第二種及び普通第二種免許に係る特定教習の実施要領

大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下、大型第二種免許に係る特定教習を「大型旅客車教習」、中型第二種免許に係る特定教習を「中型旅客車教習」、普通第二種免許に係る特定教習を「普通旅客車教習」という。）の指導要領は、次のとおりとする。

(1) 教習の内容

本教習は、別添第10「大型第二種免許、中型第二種及び普通第二種免許に係る教習カリキュラム」、別添第11「第二種免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領」及び別添第12「第二種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせる。

(2) 指導員の要件

大型旅客車教習は、届出規則第1条第8項第1号に定める大型第二種免許に係る特定指導員に、中型旅客車教習は、届出規則第1条第9項第1号に定める中型第二種免許に係る特定指導員に、普通旅客車教習は、届出規則第1条第10項第1号に定める普通第二種免許に係る特定指導員（以下「大型旅客車等特定指導員」という。）に行わせる。

(3) 1日当たりの教習時限数の制限

教習を受ける者1人に対する1日の技能教習は、3時限を超えないこと。

(4) 「危険予測教習」の教習方法

ア 観察教習、及びコメンタリードライビングによる教習を合わせて2時限以上行わせるものとする。ただし、観察教習については、教習生が観察することのみに終始しないよう指導する。

また、観察教習についてのみ、運転シミュレーターによる教習（集団教習可）を行うことができるものとする。

なお、運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより

映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。

イ アの方法による教習を2時限以上連続で行った後、引き続き教習項目2「危険予測ディスカッション」（1時限以上）を行うことが望ましいものとする。

ただし、3時限以上連続で行うことが困難な場合については、次の方法により行わせるものとする。

(ア) 観察教習を行った後、引き続き教習項目2「危険予測ディスカッション」を行い、その後近接した機会（教習と教習の間に他の教習を挟まないもの）にコメンタリードライビングを行うもの

(イ) 観察教習を行った後、これに近接した機会にコメンタリードライビングを行い、それに引き続き教習項目2「危険予測ディスカッション」を行うもの

ウ 観察教習、及び上記イの方法により本教習及び教習項目2「危険予測ディスカッション」を3時限以上連続で行う場合におけるコメンタリードライビングについてのみ、複数教習を行うことができるものとする。

なお、複数教習を行う場合は、それぞれの教習生の運転できる機会が均等になるよう配慮させること。

(5) 「危険予測ディスカッション」の教習方法

ア 教習項目1「危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本項目を行わせることが望ましいものとする。

ただし、3時限以上連続して行うことができない場合にあつては、前記(4)教習項目1「危険を予測した運転」の教習方法におけるイ(ア)、(イ)の方法により、少なくとも技能教習を1時限以上行った後に引き続き連続して行わせる。

イ 大型旅客車等特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるものとする。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行うなど、実施方法について工夫させる。

- ウ 本教習における大型旅客車等特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目1「危険を予測した運転」における指導員に引き続き行わせるものとする。
- エ 教習生の人数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とさせる。

(6) 「夜間教習」の教習方法

- ア 原則として、日没後、道路において行う。
- イ ただし、次のいずれかの方法による場合は、アによる教習を行わなくてもよいものとする。
 - (ア) 運転シミュレーターを使用して行う場合
 - (イ) 教習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる教習、暗室における教習又は届出教習所のコースにおける教習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続きアによる教習を行う場合（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）
- ウ ア、イにより教習を行うことが困難な場合にあっては、次のいずれの要件も満たすものに限り行わせることができるものとする。
 - (ア) 日没に近接した時間に行うもの
 - (イ) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習又は暗室による教習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き届出教習所のコースにおいて擬似薄暮時走行を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間の短い場合に限る。）
 - (ウ) 教習中に日没となった場合は、(イ)の方法によるコースにおける走行に変えて道路における教習を行っても差し支えないものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限る。）。
- エ 留意事項
 - (ア) 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。
 - (イ) 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40%以下の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの）を使用させること。

また、あらかじめ届出教習所のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行わせること。

- (ウ) 道路における教習を行う場合は、中央分離帯のないコースで車内の照明を点灯（大型旅客車及び中型旅客車教習のみ）させて行わせること（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定させること。）。

オ 本教習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団教習によることができるものとする。

カ 暗室における教習については、施設の規模により適正な教習が実施できる人数とさせること。

(7) 「悪条件下教習」の教習方法

ア 道路又は届出教習所のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る教習を行う場合は、凍結又は積雪の状態にある路面での走行に限らせる。

また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限らせる。

イ ただし、アの方法に代えて次のいずれかの方法により行わせることができるものとする。

(ア) 運転シミュレーターを使用して行うもの

(イ) スキッド教習によるもの

(ウ) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習を行った後、引き続き上記アの方法による教習を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）

ウ なお、道路における教習又は届出教習所のコースにおける教習において、実際の悪条件下における運転に係る教習を行う場合、又はスキッド教習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で補足説明させる。

エ 運転シミュレーターによる教習又はスキッド教習を行う場合は、集団教習を

行うことができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド教習を集団で行う場合は、運転しない他の教習生は安全な場所で見学する方法によるものとさせる。

オ 大型旅客車教習にあつては、大型自動車（バス型、乗車定員30人以上）、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）又は普通自動車を、中型旅客車教習にあつては、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）又は普通自動車を、普通旅客車教習にあつては普通自動車を使用する（届出規則第1条第8項第3号の表、第9項第3号の表及び第10項第3号の表）。

(8) 「身体障害者等への対応」の教習方法

ア 大型旅客車教習にあつては、バス型の大型自動車（及び必要に応じバス型の中型自動車又は普通自動車）を、中型旅客自動車教習にあつては、バス型の中型自動車（及び必要に応じバス型の大型自動車又は普通自動車）を、普通旅客車教習にあつては、普通自動車（及び必要に応じバス型の大型自動車又はバス型の中型自動車）を用い、届出教習所のコースその他の設備において実習形式により行わせる。

イ 教習の一部として車椅子利用者に係る乗降時の対応要領について、大型旅客車等特定指導員又は教習生が互いに運転者又は乗客となって実習を行わせる。

なお、この場合車椅子を使用することが望ましいものとするが、車椅子に代えて椅子を使用しても差し支えないものとする。

ウ 教習の一部（約20分以内）については、映画、ビデオ等を使用した教習を行わせることができるものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限る。）。

エ 1人の大型旅客車等特定指導員に対し、教習生の人数は6人以下とさせること。

オ 本教習については、大型旅客車教習、中型旅客車教習及び普通旅客車教習を合同で行うことができるものとする。

(9) 「大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

「大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る応急救護処置教

習」の教習方法については、次に掲げるものによるほか2(1)カの例によるものとする。

ア 教習方法

できるだけ講義及び実技方式の教習を6時限以上連続で実施させるよう指導すること。ただし、やむを得ず分割して実施する場合は、講義は連続2時限以上実施するとともに、前半の教習を実施した後、近接した機会（教習と教習の間に他の教習は挟まないこと。）に残りの教習を連続して2時限以上ずつ実施させる。

イ 模擬人体装置の数

模擬人体装置の数は、教習生4人に対して「大人全身」2体及び「乳児全身」1体（「大人全身」1体、「大人半身」1体及び「乳児全身」1体でも可。）とさせる。

ウ 模擬人体装置の基準

模擬人体装置は、別添第12「第二種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に対応したものであって、胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保、人工呼吸その他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能（届出規則第1条第8項第3号、第9項第3号又は第10項第3号の表の「気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に応じた対応その他の応急救護処置に必要な知識」の項の第2欄の1）を有し、かつ、2(1)カ(エ)に掲げる基準に適合したものを使用させる。

エ 合同教習の方法

本教習は、大型旅客車教習、中型旅客車教習及び普通旅客車教習を合同で実施することができるものとする。

なお、合同教習により実施する場合には、大型旅客車特定指導員、中型旅客車特定指導員又は普通旅客車特定指導員であり、かつ、公安委員会が第二種免許に係る応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限り行わせる。

オ 指導員の要件

届出規則第1条第8項第3号、第9項第3号及び第10項第3号の規定に係る「公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者」とは、

(ア) 第二種免許に係る応急救護処置指導員の養成を行う講習として公安委員会
が認めるものを受け、その課程を修了した者

(イ) 公安委員会が応急救護処置の指導に関し(ア)に掲げる者と同等以上の能力
を有すると認める者

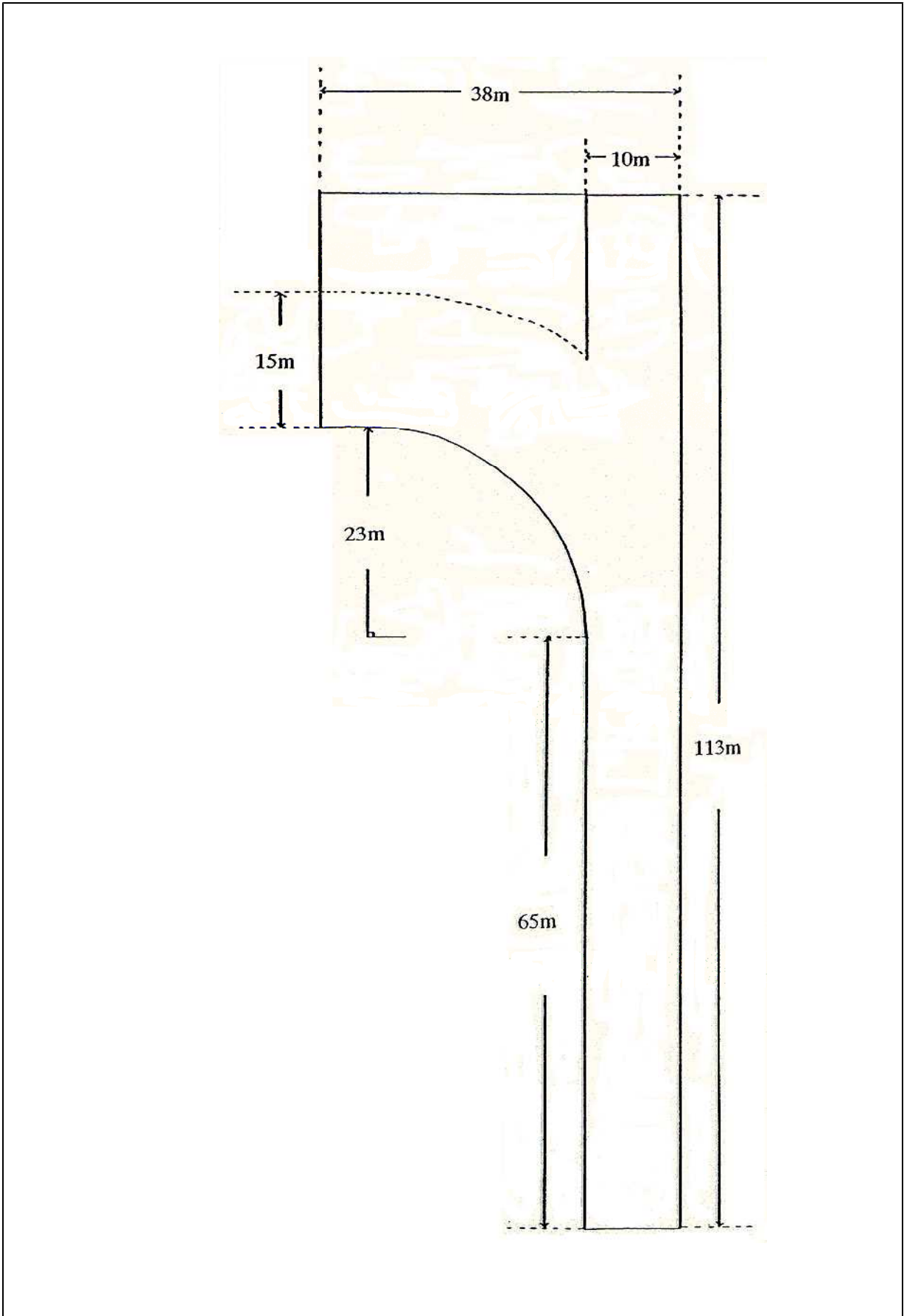
のいずれかに該当する者とする。

カ 免除対象者

第二種免許に係る応急救護処置教習の免除対象者は、2(1)カ(キ)に規定する
者から、「現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者」を
除いたものとする（届出規則第1条第8項第3号の表備考第9号、第9項第3
号の表備考第9号及び第10項第3号の表備考第9号）。

別添第1

スキッド教習車コース



別添第2

大型免許及び中型免許に係る教習カリキュラム

事項	区分	教習項目	教習細目	指導内容	時限
危険予測教習	技能	1 貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭においた適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	1 時限以上
		2 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	○ 大型自動車又は中型自動車に係る他の交通とのかかわりにおける危険性を的確に予測し、危険を回避する能力を養わせる。	1 時限以上
	学科教習	3 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び教習生の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1 時限以上
悪条件下教習	技能	1 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報の捉え方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運動能力を養わせる。	1 時限以上
		2 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することができる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養う。	
合計 4 時限以上					

別添第3

準中型免許に係る教習カリキュラム

事項	区分	教習項目	教習細目	指導内容	時限
危険予測教習	技能教習	1 貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭においた適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	1時限以上
		2 危険を予測した運転（貨物自動車）	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	○ 準中型自動車に係る他の交通とのかかわりにおける危険性を的確に予測し、危険を回避する能力を養わせる。	1時限以上
		3 危険を予測した運転（普通乗用自動車）	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件の教習生に対しては、路上における実車走行を実施する前に、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できないで運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1時限以上
	学科教習	4 危険予測ディスカッション（貨物自動車）	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び教習生の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1時限以上
		5 危険予測ディスカッション（普通乗用自動車）	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び教習生の相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件の	1時限以上

				<p>教習生に対しては、特に次の事項について、対話形式により行う。また、運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し、質疑を行い、今後、運転を実際に行い気付いた事項について、警察への連絡を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 踏切を通過しようとするときにおいて、列車が接近してきたことを周囲の交通の状況から認知する方法 緊急自動車接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知する方法 その他交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険があるおそれがある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法 特定後写鏡等条件下で運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡等の意義、聴覚障害者標識の意義等） 	
悪条件 下 教習	技能 教習	1 夜間の運転	<p>(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報の捉え方 (3) 夜間における運転の仕方</p>	○ 夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運動能力を養わせる。	1 時 限 以 上
		2 悪条件下での運転	<p>(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の</p>	○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することが	

			仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	できる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養う。	
高速道路教習	学	1 高速道路での運転に必要な知識	(1) 高速道路利用上の心得 (2) 走行計画の立て方 (3) 本線車道への進入 (4) 本線車線での走行 (5) 本線車道からの離脱	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路は、一般道路とは異なる注意が必要であることを強調するとともに、走行するに当たって最小限度とされる知識を理解させる。	1 時限以上
	習	2 高速道路での運転	(1) 高速走行前の車両点検の仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	○ 高速道路における実車走行により、安全かつ円滑な走行要領を身に付けさせるとともに、高速走行の特性を理解させる。	1 時限以上
合計 8 時 限 以 上					

※ 現に普通免許を受けている者に対しては、危険予測教習のうち「3 危険を予測した運転（普通乗用自動車）」及び「5 危険予測ディスカッション（普通乗用自動車）」並びに高速道路教習を行わないこととする。

別添第 4

大型免許、中型免許及び準中型免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領

1 教習項目 1 「貨物自動車の特性を理解した運転」の指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
<p>① 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転</p> <p>② 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転</p> <p>③ 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転</p>	<p>○ 貨物輸送を想定した運転を実際の道路において適切に行うことができるよう指導する。</p> <p>○ 運転操作と貨物との関係を理解し、適切に運転することができるよう指導する。</p>	<p>○ 荷台の前部、後部及び車軸の上の3か所に積荷を置く（準中型車にあっては後輪の軸上の1か所）。</p> <p>○ 周回コースなどの場内コースを利用してR（10m、20m、30m等）が異なるカーブを走行し、積荷の動きを観察させる。</p> <p>○ 1つのコーナーを走行するごとにタイヤの位置を確認させる。 速度は、20km/h、30km/h等で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「運転操作が貨物に与える影響を理解した運転」で確認した3か所の積荷の位置のうち、積荷の移動量が最も大きかった位置（準中型車にあっては後輪の軸上）に積荷を1つ置き、当該積荷が動かないように運転させる。 <p>○ アクセル、ブレーキ、クラッチなど運転装置を適切に扱い、道路及び交通の状況に応じた速度で走行するとともに、0.3G以下で滑らかな速度調節ができるよう指導する。</p> <p>○ 直線部分はできるだけ指示された速度で走行し、カーブや曲がり角部分では、曲がり具合や路面状況等に応じて、適切な速度で走行できるよう指導する。</p> <p>○ 貨物輸送に配慮した運転ができるように発進、加速、車線変更、減速、停止などの一連の運転行動が0.3G以下で滑らかにできるように指導する。</p> <p>○ それぞれの行為の際に、貨物の荷崩れ、転落防止が適切になされるよう指導を行う。</p> <p>○ 荷重がかかることにより、ハンドル及び制動効果が違うことを理解させるとともに、発進時における動力の伝達方法の違いを理解させる。</p> <p>○ 積荷（教習に使用する車両の最大積載量の50%程度）を荷台の後軸上に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貨物の確認は、積載の状況に応じ適宜ミラー等により行うよう留意させる。 ・ 運転操作が貨物に与える影響を客観的に評価し、走行中に意識付けが図られるように荷台にタイヤ等を積載して行う。 場内コースで十分な速度が出せず、積荷の移動が見られない場合は、コンクリートブロックや砂袋を入れたコンテナ容器などを使用し、視覚を通じて積荷の移動を確認できるようにする。 ・ 速度調節を滑らかにする教習を重点的に行う。 ・ 道路及び交通の状況に応じた速度での運転が、安全で円滑な運行に必要なことを再確認させる。

		<p>置いた場合について、それぞれの運転操作を体験する。</p> <p>○ 周回コースなどの場内コースを利用してR(10m、20m、30m等)が異なるカーブを走行し、ハンドルやブレーキの効き具合を体験する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ コーナーを走行するごとに、ハンドルの操作(切り方・戻し方)を体験させる。 速度は、20km/h、30km/h等で行う。	
--	--	---	--

2 教習項目2「危険を予測した運転」の指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
① 危険要因の捉え方	<p>○ 危険要因の捉え方を修得する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報を早く捉える(時機)。 ・ 情報を広く捉える(範囲)。 ・ 情報を取捨選択する(選択)。 ・ 情報を深く捉える(深さ)。 	<p>○ 絶えず変化する運転場面から、自分に関する危険要因の認知の仕方を解説指導する。</p> <p>また、貨物輸送中はハンドル操作やブレーキ操作などの運転操作が制限される(急ハンドル、急ブレーキは、荷崩れに直結する)ことを念頭に置き、余裕を持った早めの運転操作を実現するために、より早く、より多く、より確実な危険要因の入手を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まず、指導員自らコメントリードライビングにより模範運転を示すことにより、運転中の視点のとり方等を具体的に明示する。 ・ 一般の運転よりは広範囲に視野をとらせる(情報は広範囲にとらせることが重要である。) ・ 捉えた情報の中で、危険要因となるもの(顕在・潜在)を判断させ、その重要度によって取捨選択させる。 ・ 危険要因の高い情報については、注視することによってその状況を深く捉えさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報を早く入手するには、より遠くに視点を置くことが必要である。しかし、あまり遠くに視点を置くと情報入手が危険環境の変化に対応できない場合があることに注意すること。 また、走行位置、車間距離等によって、危険要因の情報がとりにくくなることにも留意させること。 ・ 教習生個々において危険の捉え方が異なることを認識し、具体的に危険要因の重要度を示し教習生に理解させる。 ・ 危険要因を注視し過ぎると、反対に他の危険要因に対して注意が散漫となることを念頭に置き、速やかに判断できるよう留意する。
② 起こりうる危険の予測	<p>○ 危険要因に対する予測の仕方を修得する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顕在的危険を予測する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捉えた情報から起こりうる危険の予測の仕方を解説指導する。 ・ 目に見える危険要因については、これをよく観察させることにより、その危険要因(人・車等)が次にどのような行動にでるか予測させる。 ・ 貨物輸送時は、急な運転操作が荷崩れ等の原因となることを念頭に置くとともに、どのような回避行動をとれば安全に輸送できるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの個癖にとらわれた予測を払拭し、どのような予測をするのか個々具体的に指導する。 ・ 指導員の指導が教習生に対する一方通行にならないよう、教習生にも順次危険要因を拾い上げさせ、予測の仕方が定着するよう心がけさせること。 ・ 相手が異常な行動はとらないという「だろ運転」は現に慎み、予測しない行動にでる「かもしれない運転」に徹することを強調すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 潜在的危険を予測する。 	<p>を考慮し、早期発見・ゆとりある回避にたった予測を行わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 目に見えない危険要因（見通しの悪い交差点、駐車車両や対向車の死角）から生じる危険に対して適切な予測をさせる。 現に目に見えているが未だ危険要因とはなっていないものについても、そのものの行動いかんによっては危険要因となるものもあることを認識させ、その予測をさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 大型自動車は、前方の死角は少ないものの、自車の側方並びに後方は普通自動車に比べて死角が多いことを認識させる（特に右左折時の巻き込みに注意させる。）。
<p>③ 危険の少ない運転行動の選び方</p>	<p>○ 危険の少ない運転行動の選び方をつかむ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険に備えた速度にする。 適切な走行位置をとる。 安全な空間をとる。 	<p>○ 危険を予測した情報について、安全な回避行動の選び方を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 直面した危険に対しても安全に対応できる速度を選ばせて運転させる。 また、大型自動車は普通自動車に比べてブレーキの利きが遅く、それは荷重がかかった状況下においては特に顕著に現れることから「構え運転」の必要性を認識させる。 危険の少ない走行位置を選ばせる。 危険対象者に対する安全な空間のとり方を解説指導する。 対向車の状況を素早く読みとらせ適切な安全空間を保たせる。 速度や路面の状態に応じて停止距離と危険 	<ul style="list-style-type: none"> 大型自動車は、普通自動車に比べて車幅が広いことを認識させる。 また、サイドミラーはオーバーハングであることが多いため、このミラーの幅も念頭においた走行位置を確保させる。 危険を発見しやすい走行位置を選ばせる。 大型自動車は、普通自動車と比べ、回避行動を大きくとる必要があることから、普通自動車以上に安全な空間を大きくとる必要があることを認識させる。 相手から発見されやすい走行位置を選ばせる。 危険に遭遇しても安全に回避できる走行位置を選ばせる。 前車との距離を変化させ、適切な安全空間を感じとらせる。 後車を観察させ、後車との安全な空間を感じとらせる。 歩行者や駐車車両等の側方通過時における適切な安全空間を保たせる。 後続車両の追突を避けるため早めのブレーキングに留意させる。 走行中に運転のスムーズさを客観的に評価し、走行中に意識付けが図られるように加速度計、皿に乗せたボール、ティッシュの箱等を使用して

④ 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方

範囲が広がり変化することを理解させる。

- ・ 走行位置や車間距離により情報の見え方が変わることを理解させる。
- ・ 自車の存在を相手に知らせる工夫も必要である。
- ・ 結果を推測して、安全空間を常に確保することを強調する。
- ・ 対象物の状況並びにお互いの速度により安全空間が変化することを理解させる。
- ・ アクセル、ブレーキ、クラッチなど運転装置を適切に扱い、道路及び交通の状況に応じた速度で走行するとともに、0.3G以下で滑らかな速度調節ができるように指導する。
- ・ 直線部分は、できるだけ指示された速度で走行し、カーブや曲がり角部分では、曲がり具合や路面の状況等に応じて、適切な速度で走行できるよう指導する。
- ・ 速度調節を滑らかにする教習を重点的に行う。
- ・ 道路及び交通の状況に応じた速度での運転が、安全で円滑な運行に必要なことを再確認する。

行う。

3 教習項目3「夜間の運転」の指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
<p>① 夜間における運転視界の確保の仕方</p>	<p>○ 夜間の特性を理解するとともに、それに応じた運転行動がとれるように指導する。</p>	<p>○ 貨物自動車の運転者は、昼夜を問わず輸送業務に就かねばならないことから、夜間運転についてその危険予測も含めた教習を行わせる。</p> <p>○ 夜間教習の際は、あらかじめ夜間路上教習コースを設定し、繁華街、住宅地、見通しの悪い交差点など課題を決めておき、夜間の特性を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実車による夜間の運転を体験させる。 ・ 夜間教習例 <ul style="list-style-type: none"> ア 運転シミュレーターと夜間実車教習 イ 場内教習と夜間実車教習 ウ 暗室による夜間体験と夜間実車教習 <p>○ 夜間事故の特徴に留意した教習を行わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視界をできるだけ確保するように配慮する（前照灯の照射範囲により、走行用前照灯（上向き）とすれ違い用前照灯（下向き）により、視界の差がある。）。 ・ 歩行者など他の交通の色彩により、認識の難易度が異なる（具体的な事例に即して、その差を認識させるとともに早期発見の必要性を認識させる。）。 ・ 対向車の前照灯により、道路の右方向からの横断者などの発見が遅れやすい。（同上） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実車による教習は、日没後に限る。 ・ 運転シミュレーター、場内教習及び暗室と実車の組合せによる場合は、実車教習への移動時間の短いものに限る。こととし、運転シミュレーター及び暗室による教習について複数の教習生による教習を可とする。 ・ また、この場合における暗室及び場内走行は蒸発現象、眩惑等の体験とする。 ・ 日没後の教習が困難な地域・期間に限定して、運転シミュレーター又は暗室と場内教習の組合せを可とする。 ・ また、この場合における場内走行は、色つきゴーグル等による薄暮体験走行とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ コース内や他の交通の妨げとならない場所などで前照灯の上向きと下向きの照射範囲の差を実感させる。 ・ 前照灯の役割の一つに、自車を他の交通に認識させる点灯が必要なことも理解させる。
<p>② 夜間における道交関係情報の捉え方</p>		<p>○ タイミングの良い前照灯の切替え操作を行わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すれ違い時の前照灯の上下の切替えの必要性とともに、タイミング良く行うことが安全運転上必要なことを認識させる（すれ違う前は下向きにし、すれ違ったらなるべく素早く上向きとして視界を確保する。）。 ・ 追従の場合の前照灯の操作（下向きにさせる）曲がり角、交差点への接近の場合の前照灯操作など（上下の切替えにより、他の交通の注意を喚起するなど。）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地などでは、前照灯を下向きにしたまま走行した方が良いことも認識させる。
<p>③ 夜間における運転の仕方</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間においては、車両の尾灯点灯による距離感は同じ距離であっても尾灯の大きさや高さ・明るさ等により距離が異なって見える場合があることを理解させる。 ・ 中央分離帯のある道路は教習効果が薄いので可能な限り避ける。 ・ 薄暮時に事故が集中することから、なぜ危険なのか、どのような状況が危険なのかなど、色付きゴーグル又はサングラス等を活用して体験させることも効果的である。

4 教習項目4「悪条件下での運転」の指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
① 積雪、凍結道路の運転の仕方	○ 個々の悪条件に関する知識を幅広く学ぶとともに、その際の対応要領を学習する。	<p>○ 悪条件下の運転は、荷物の転落や荷崩れの危険性があるので、どの程度以上になると運転が危険であるかを判断し、運転を中止し、荷物の安全確保を優先することを強調する。</p> <p>○ 積雪・凍結路の運転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コース等で急ブレーキや急ハンドルの体験を行い（低速で）、積雪や凍結面の危険性を認識させる。 ・ エアコン、窓の電熱線等により視界確保の措置をさせる（エアコン・デフロスターの使用、曇り止め資材の利用など）。 ・ 安全と思われる速度を選んで走行させる（急激な速度変化を避け、なるべく一定速度で走行させる。）。 ・ 早めの制動を心がけさせる。 ・ 十分な車間距離を保たせる。 ・ 部分凍結路などのある場所は、その発見の仕方に留意させ、安全な速度まで減速して進入させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転シミュレーター教習及びスキッド教習による場合は複数の教習生による教習を可とする。 ・ 実車と運転シミュレーターの併用を可とする（ただし、移動時間の短い場合に限る。）。 ・ スキッド教習と運転シミュレーター教習の併用は不可。 ・ 積荷を想定し、制動は0.3 G以下とする。 ・ 全面凍結等の道路ばかりでなく、山陰、ビル陰、橋上など部分的な凍結路についても理解させる。 ・ 降雪が激しい時などの場合、信号待ちなど短時間の停車であっても、前照灯を点灯したままにすることを説明する（前照灯の前面へ雪の付着を防止し照度を確保するため。）。 ・ フォグランプの役割や性能等についても触れる。
② 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方		<p>○ 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視界不良の場合の前照灯操作の必要性を理解させる（視界の確保と自車の存在を示す。）。 ・ 視界内での障害物等の早期発見や対処が可能な速度を選択して走行させる。 ・ 早めの制動を心がけさせる。 ・ 十分な車間距離を保たせる。 ・ 必要な場合は、路端に停車して安全の確保を行わせる。 	
③ 豪雨、強風下での運転の仕方		<p>○ 豪雨及び道路冠水の場合の運転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワイパーによる視界の確保。 ・ 視界不良の場合の前照灯操作の必要性を理解させる（視界の確保と自車の存在を示す。）。 ・ 視界内での障害物等の早期発見や対処が可能な 	

④ 道路冠水の場合の措置

● スキッド教習

速度を選択して走行させる。

- ・ 早めの制動を心がけさせる。
- ・ 十分な車間距離を保たせる。

○ 強風下での運転

- ・ 強風の場合の走行への影響、特に横風の影響について留意させる（特に影響を受けやすい、橋梁の上、切り通し、トンネルの出口などでの注意が必要なことを強調する。）
- ・ 速度により走行への影響が異なることを認識させ、安全な速度で走行させる。

○ 冠水部分の通行の可否と安全の確保を行わせる（必要な場合は降車して冠水の程度を確認する。）。

○ 通過可能な冠水道路であっても、通過後にブレーキの性能に異常が無いか確認する。

○ スキッド教習

- ・ この教習は、ブレーキやハンドル操作のテクニックで危険を回避するのではなく、滑りやすい道路等の危険性に対する認識を持つことに重点があることを強調する。

○ スキッド路面でのブレーキ

- ・ 乾燥路面とスキッド路面との制動比較を行うとともに、ハンドル操作で障害物を回避する教習を行い、方向性が失われることを体験する（概ね、40 km/h）。

- ・ 走行速度を下げ（概ね30 km/h）、ハンドル操作による障害物の回避を行う。

- ・ 上記の教習を数回繰り返し行う。

○ スキッド路面でのハンドル操作

- ・ スキッド路面で、急制動をしながらハンドル操作で障害物を回避する教習を行い、方向性が失われることを体験する（概ね40 km/h）。
- ・ 速度を下げ（概ね30 km/h）、ハンドル操作による障害物を回避する。

- ・ 微調整によるブレーキ

- ・ 大型トラックは特に横風の影響が大きいことに留意させる。

- ・ 冠水の場合の走行不能状態についても触れる。（マフラーの水没等）

- ・ ABS装着車両とABS未装着車両の違いを理解させる。

		<p>(ノンロック) やポンピングブレーキによる制動をしながら、ハンドルでの障害物回避を行う (概ね40 km/h)。</p> <p>○ 減速の必要性 (まとめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上により、滑りやすい路面での減速の必要性及び、ブレーキの掛け方をまとめる。(滑りやすい道路では、テクニックによって危険を回避するのではなく、そのような場所を避けたり、減速によって危険を回避することの必要性を強調する。又、ABS 装備の車両であっても限界があり、万能でないことを理解させる。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スキッド教習は、悪条件下での運転の一部であることから、他の悪条件下の運転についても口頭で説明をする (特定の悪条件のみ実車体験する場合も同様。)
--	--	--	--

別添第5

普通免許に係る教習カリキュラム

事項	区分	教習項目	教習細目	指導内容	時限
危険予測教習	技能教習	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件の教習生に対しては、路上における実車走行を実施する前に、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できないでする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1時限以上
	学科教習	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び教習生の相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件の教習生に対しては、特に次の事項について、対話形式により行う。また、運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し、質疑を行い、今後、運転を実際に行い気付いた事項に	1時限以上

				<p>ついて、警察への連絡を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 踏切を通過しようとするときにおいて、列車が接近してきたことを周囲の交通の状況から認知する方法 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知する方法 その他交通の状況を聴覚により認知できない状態である運転に係る危険があるおそれがある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法 特定後写鏡等条件で運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡の意義、聴覚障害者標識の意義等） 	
高速道路	学 科 教 習	1 高速道路での運転に必要な知識	<p>(1) 高速道路利用上の心得</p> <p>(2) 走行計画の立て方</p> <p>(3) 本線車道への進入</p> <p>(4) 本線車線での走行</p> <p>(5) 本線車道からの離脱</p>	<p>○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路は、一般道路とは異なる注意が必要であることを強調するとともに、走行するに当たって最小限度とされる知識を理解させる。</p>	1 時 限 以 上

教 習	技 能 教 習	2 高速道 路での運 転	(1) 高速走行前の車両点検 の仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	○ 高速道路における実 車走行により、安全か つ円滑な走行要領を身 に付けさせるとともに、 高速走行の特性を理解 させる。	1 時 限 以 上
		合 計 4 時 限 以 上			

別添第 6

「特定後写鏡等条件の教習生に対して行うコースにおける教習の教習指導要領」

教習項目「1 危険を予測した運転」(技能)の指導要領

1 教習細目

- ・ 危険要因のとらえ方
- ・ 起こりうる危険の予測
- ・ より危険の少ない運転行動の選び方

2 指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
① 危険要因のとらえ方 ② 起こりうる危険の予測 ③ より危険の少ない運転行動の選び方	○ 交通の状況を聴覚により認知できない状態である運転に係る危険を予測した運転 ① 緊急自動車が増近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知し、対応するために必要な技能を習得する。 ア 緊急自動車の優先を理解させる。 イ 後方から増近してくる緊急自動車の認知と避譲措置の仕方	・ 緊急自動車の優先通行及び後方から緊急自動車が増進してきた場合の避譲措置要領について質問し、理解しているかの確認を行う。	・ コースにおいて実施すること。 ・ 補聴器を使用している教習生には、補聴器を使用させて差し支えない。 ・ 教習車両のリアトランクに赤色回転灯等を設置し、走行中に随時点灯できるようにすること（準中型車にあっては、車室内の後方をカーテンで覆った状態で後方の車両の有無を確認することができるようにすること。） ・ 交差点又はその付近では、交差点を避けて道路の左側に寄せて（一方通行の道路で左側に寄るとかえって緊急自動車の妨げになるときは、右側に寄せて）一時停止しなければならないことを理解させる。 ・ 交差点及びその付近以外では、道路の左側に寄せて（一方通行の道路で左側によると緊急自動車の増進の妨げになるときは右側に寄せて）進路を譲らなければならないことを理解させる。 ・ 説明資料等により、次の事項を説明する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ リアトランク赤色回転灯等の確認 ・ 赤色回転灯等を緊急自動車の赤色回転灯(緊急走行)

<p>・ 交差点又はその付近以外の場合</p> <p>・ 交差点又はその付近の場合</p> <p>② 狭い道路から広い道路に前進及び後退し、又は道路外から道路に前進及び後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能</p> <p>ア 前進で交差点に進入する。</p>	<p>・ 周回コースを走行中、指導員が赤色回転灯等を点灯させる。</p> <p>・ 赤色回転灯等を確認した後、道路の左側に寄せて進路を譲らせる。</p> <p>・ 幹線道路の信号機のある交差点の手前及び直近において、指導員が赤色回転灯等を点灯させる。</p> <p>・ アンプ点灯を確認した後、道路の左側に寄せて一時停止させる。</p> <p>・ 赤色回転灯等が点灯している間は、緊急自動車の接近中にとらえさせ、消えたら周囲の安全を確認させて発進させる。</p>	<p>とみなし、走行中に点灯したら避讓措置をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カーブでの走行時には赤色回転灯等は点灯しない。 <p>・ 点灯させる場所を配慮すること。</p> <p>・ 赤色回転灯等の点灯に気がつかなかった場合、どの程度の距離（時間）気がつかずに走行していたのかを具体的に説明し、その場合周囲へ与える影響について考えさせる。</p> <p>・ 赤色回転灯等を点灯していても、サイレンをならしていなければ避讓措置をとる必要がない場合があるので、周囲の交通状況に注意しなければならないことを説明すること。</p> <p>・ 補聴器を使用している教習生には、補聴器を使用させても差し支えない。ただし、後退時に外輪差のため縁石等に接触したことを認知することについて教習するときは、教習生に補聴器を使用させないこと。</p> <p>・ 他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、他の車両を確認しにくくする遮蔽物をコーナー等に設置して行うこと。</p>
---	---	--

- ・ 交差点の直前まで前進する。

- ・ 他車が確認できるまで前進する。

イ 後退で交差点に進入する。

- ・ 交差道路の状況を読み取る。

- ・ 速度を調節しながら、交差点に徐々に接近する。

- ・ 進行可否の判断をする。

- ・ 後方の安全確認と後退を

- ・ ゆっくり前進させ、車体のボンネット部分が主道路に進出した時点で停止させ、主道路を走行する車両が確認できないこと及び自車が主道路にどれくらい進入しているかを降車させて確認させる。

- ・ 更に前進させ、主道路延長上の通行車両に想定した目標物(パイロン等)が視認できる地点で停止させ、自車が主道路にどれくらい進入しているかを再度降車させて確認させる。

- ・ いきなり後退するのではなく、交差点の大きさや形状、通行車両の多寡等交差点とその付近の状況を把握させる。

- ・ 自車から後方の交通状況が確認できないことを考慮し、徐々に後退させる。

- ・ 周囲の状況と主道路を走行してくる車両の情報から進行可否を判断させる。

- ・ その場から主道路に向け、後続車や歩行者の有

- ・ いきなり前進することは、主道路を通行する車両に危険性を与えるとともに、衝突の危険性が高いことを理解させ、自車を徐々に見せながらゆっくり前進することの重要性を強調する。

- ・ 主道路を通行する車両が警音器を吹鳴することにより進行車両が前進を中止するものと判断し、減速等することなく走行してくる場合があることを理解させる。

- ・ 主道路を通行する車両の立場から見たときに感じる危険性について質問等をし、このような場面で警音器を吹鳴される可能性についても理解させる。

- ・ 実際の交通の場において、左折したが、道路前方が工事中のために後退して主道路に戻らなければならないような事態があることを説明し、理解させる。

- ・ このような危険場面における走行をしないためにどのような工夫(事前の経路設計の大切さ、見通しの悪い交差点の通行をできるだけ避けるなど)が必要かを考えさせ、理解させる。

- ・ 速度の調節に注意させる。

- ・ 危険性を認識させる。

<p>行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後退時において外輪差のため縁石等に接触したことを認知する。 ・ 車体が半分ほど主道路に進出するまで後退する。 ・ 他車が視認できるまで後退する。 ・ 前進と後退の違いを理解する。 <p>③ 「警笛鳴ら</p>	<p>無を確認させながら、徐々に後退させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後退時に生じる外輪差(オーバーハングを含む)による接触の可能性について説明し、主道路の交通に対しての確認だけでなく周囲をまんべんなく確認させる。 ・ 再度、元の位置に戻り、ゆっくりと後退させ、車体が半分ほど主道路に進出した時点で停止させ、主道路を走行する車両が確認できないこと及び自車が主道路にどのくらい進入しているかを降車させて確認させる。 ・ 更に後退させ、主道路延長上の他の車両を模した自動車その他の物が視認できる地点で停止させ、自車が主道路にどのくらい進入しているかを再度降車させて確認させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後退方向のみの確認にならないよう周囲を広く確認させる。 ・ 車両右前方に対する安全確認を怠っていた場合には指摘する。 ・ パイロン等を設置し、又は縁石等を利用するなどして、これらに接触してもその接触音を聞き取れないことから気付かないことがあることを理解させるため、外輪差を体験させ、車にかかる抵抗や振動を感じさせる。 ・ パイロン等は接触した場合でも安全なものを用いること。 ・ いきなり後退することは、主道路を通行する車両に危険性を与えるとともに、衝突の危険性が高いことを理解させ、自車を徐々に見せながらゆっくり後退することの重要性を強調する。 ・ 主道路を通行する車両が警音器を吹鳴することにより後退車両が後退を中止するものと判断し、減速等することなく走行してくる場合があることを説明し、理解させる。 ・ 主道路を通行する車両の立場から見た時に感じる危険性について質問等し、このような場面で警音器を吹鳴される可能性についても理解させる。 ・ 前進と後退の違いを理解させ、狭い脇道から後退により主道路へ進行することの危険性を認識させ、このような運転は努めて行わないよう指導する。 ・ 準中型車の特定教習において準中型車を使用して後退時の実技を実施する場合は、普通車における後退時の実技を省略することができるものとする。 ・ 補聴器を使用している教習生
--	--	---

せ)又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行するときにおける危険を予測した運転に必要な技能を習得する。

ア 「警笛鳴らせ」の標識の意味を理解する。

イ 警音器の操作の仕方をつかむ。

ウ 見通しの悪い道路状況で情報をとる。

エ 標識の読み取りと走行の仕方

- 「警笛鳴らせ」の標識の意味について質問し、理解しているかの確認を行う。

- 停止した状態で警音器のスイッチを押させ、確実に吹鳴させる。

- 前方状況の把握をさせる。
 - a 先行車の有無
 - b コーナーの曲がり具合(形状)
 - c 対向車の有無

- 「警笛鳴らせ」の規制標識を早めに認知させる。
- 徐行させる。
- 標識に従い警音器を吹鳴させた走行の仕方を習得させる。

には、補聴器を使用させても差し支えない。ただし、警音器の吹鳴について教習をするときは、教習生に補聴器を使用させないこと。

- 「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されているカーブにおいて、対向車を模したパイロン等をカーブ部分に、また、これを確認しにくくする遮蔽物をカーブ部分の内側に接するように設置して行うこと。

- 対向車を模したパイロン等を設置する場合には、他の教習車両の走行状況に配慮し、危険性がない状態のときに行うこと。

- 吹鳴することが義務づけられていることを理解させる。

- どのような場所が指定されているかも説明する。

- 標識が設置されている場所は、徐行しなければならない場所でもあることを説明し、理解させる。

- 聴覚障害者の場合、警音器が吹鳴しているか否かの判断が自身でできないことから、確実に吹鳴させられなかったり、手などが触れ鳴り続けていることに気がつかずトラブルになる可能性についても説明する。

- 次の各状況における危険性について考えさせる。
 - a 先行車がいた場合
 - b 急カーブの場合の危険性
 - c 対向車がいた場合

- 確実に吹鳴できたかその都度指導員が判定する。

- 「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識は、どのような場所に設置されて

	<p>オ 危険回避の仕方</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 幅員が狭いことなどから、対向車が自車の車線にはみ出して通行してくる危険性を理解させ、十分に減速して走行させるとともに一時停止に備えさせる。 • カーブ走行中に対向車を模したパイロン等を発見した場合には一時停止させる。 	<p>いる標識なのか、また、どのような注意が必要なのか考えさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 確実に警音器を吹鳴することで、自車の存在を他車に知らせることができ、他車にとっても周囲の状況を把握するために重要なことを理解させる。 • 警音器の使用は他車にとっても存在を知らせるものであり、警音器を鳴らして走行してくる対向車が対向車線からはみ出して進行してきた場合、正面衝突の危険に対する備えが必要なことを強調する。
--	------------------	---	--

別添第7

大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習カリキュラム

事項	区分	教習項目	教習細目	指導内容	時限
危険予測	技能教習	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 二輪車用運転シミュレーターを使用し、危険場面を体験させる。 ○ 他の教習生の運転状況を観察させ自分の運転との違いを気付かせる。 ○ 教習生は3人までとし、運転シミュレーターを交替で使用し模擬体験する。	1時限以上
	学科教習	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 運転シミュレーターで体験した危険場面等を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び教習生相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 現実の交通場面での危険予測を主眼とすること。	1時限以上
二人乗り教習	学科教習	3 二人乗り運転に関する知識	(1) 二人乗りに関する法規制の内容 (2) 二人乗りの運転特性	○ 自動二輪車の二人乗りに関する道路交通法の規制の内容、一人乗りと二人乗りとでの運転特性の違い及び一人乗りでの習熟の重要性について理解させる。	1時限以上
危険予測	技能教習	4 ケース・スタディ(交差点)	特徴的な事故の危険に対応した走行 ア 直進する場合 (右直、巻き込まれ、出会い頭) イ 右折する場合 エ 左折する場合	○ 交差点で起こる事故の特徴的パターンについて実車を用いて模擬体験又は観察等を行い、交差点における危険及び危険の防止とその対応について理解させる。	1時限以上
	技能教習	5 交通の状況及び道路環境に応じた運転	(1) 速度調節 (2) 行き違い及び側方通過 (3) 追越し及び追い越され (4) 制動の時期及び方法 (5) 自由走行	○ 教習細目に示す内容について、実車を用いてその危険性や安全運転の方法を理解させる。 ○ 教習生に自由に走行する時間を与え、自主的な走行の中で安全運転を理解させる。	
合計 3 時 限 以 上					

別添第 8

危険予測教習指導要領

第 1 教習項目「1 危険を予測した運転」(技能)の指導要領

1 運転シミュレーターを使用した教習

(1) 教習細目

- ・ 危険要因のとらえ方
- ・ 起こりうる危険の予測
- ・ より危険の少ない運転行動の選び方

(2) 指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
① 危険要因の とらえ方 ② 起こり得る 危険の 予測 ③ より 危険の 少ない 運転行 動の選 び方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転シミュレーターで危険を模擬体験することにより、危険に対する予測や対応の仕方を習得させる。 ・ 危険要因に対する予測の仕方をつかむ。 ・ 他人の運転を見学する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生は 3 人まで、1 人 10 分程度の体験走行を行う。 ・ 運転シミュレーターで模擬体験する。 <ul style="list-style-type: none"> a あらかじめ設定された危険場面、注意場面を選択し、複数の教習生に交代で体験させる。 b 後部から他人の運転状況を観察させ、自分の予測、判断、対応の仕方との違いを比較させる。 c 指導員の模範運転を行い、自分の運転との違いを気付かせる。その際、どこが違うのか指導員は説明しないで、その後のディスカッションに役立てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転シミュレーターの特 性、教習の目的について十分 理解させること（模擬体験す ることが中心であり、テクニ ックを習得するものではない。 ）。 ・ 教習人員に応じて、適切な 場面設定、時間配分を行う。 ・ 体験中は指導助言は行わ ず、運転状況を観察し指導要 点をチェックしておく。また、 次のディスカッション時に活 発な意見交換ができるよう 教習生に重要だと思った 点、改善すべきだと思った 点を見つけだし、チェックし ておくように指導する。 ・ 運転シミュレーターの特 性を有効に活用する。

2 運転シミュレーターを使用しない教習（普通二輪車講習に限る。）

（指導要領）

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
<p>① 危険要因のとりえ方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路上における指導員の模範運転の観察や、指導員の解説により、危険予測能力及び危険対応能力を習得させる。 ・ 危険要因のとりえ方をつかむ。 ア 情報を早くとらえる。（時期） イ 情報を広くとらえる。（範囲） ウ 情報を取捨選択する。（選択） エ 情報を深くとらえる。（深さ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員が普通二輪車を運転し、交通が輻輳する交差点、交通が閑散な道路、裏路地等を走行し、その後方から指導員が運転する四輪車に教習生を同乗させて追尾しながら予想される危険や対応の仕方について指導する。 ・ 予め予測される路上コース上の危険パターンのポイントをつかんでコメントする。 ・ 路端に停止し、他の交通の動きを観察させ、その良し悪しを判断させる。 ・ 状況に応じて予測される危険要因を教習生に答えさせる。 <p>《以上は、教習細目の全てに共通とする。》</p> <ul style="list-style-type: none"> a 視点を遠くとらせ、情報をできるだけ早くとらえさせる。 b 視野を広くとらせ、必要な情報を広範囲にとらえさせる。 c とらえた情報の中から注意を要する情報や危険につながる情報を取捨選択する。 d 危険度合の高い情報に対しては、目の中心で注視させ、その状況を深くとらえさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3名までの複数教習で行うことができる。 ・ 右直事故、直右事故、出合頭事故、横断歩行者妨害、巻き込み（巻き込まれ）事故など事故実態や危険な違反を想定して、予めコースを定めておく。 ・ 走行するコースの略図を用い、教習生に気付いたことや気になった点などを記入させてもよい。 ・ 危険場面に直面したとき、経験や知識により危険感受の度合いや行動を起こす判断基準に個人差があることを理解させる。 ・ 引き続きディスカッションが行われることを念頭においたコメントとする必要がある。 ・ 単に遠くを見るというだけでなく、具体的な注視距離や視点を指導する。 ・ 中心視でキョロキョロ見るのではなく、周辺視で対象物の動きをとらえることを強調する。 ・ 人間の目は視野と視力が両立しないので、状況により中心視と周辺視のバランスよい活用が必要であることを理解させる。
<p>② 起こり得る危険の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険要因に対する予測の仕方をつか 		

<p>予測</p>	<p>む。 ア 顕在危険を予測する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 目に見える危険要因（他車や歩行者等）をよく観察させ、その兆しをとらえ、自車との関わりがどう出てくるかを予測させる。 	<ul style="list-style-type: none"> どのような相手が、どこを見ているか、自車に気付いているか等を観察させ、相手の行動を予測させ、「だろー運転」ではなく、「かもしれない運転」に徹することを強調する。 目に見えない危険要因をとらえる方法として、屋根上情報、床下情報、影による情報等による予測の仕方があることを理解させる。
<p>③ 危険の少ない運転行動の選び方</p>	<p>・ 危険の少ない運転行動の選び方をつかむ。 ア 危険に備えた速度にする。 イ 適切な走行位置をとる。 ウ 安全空間をとる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 危険が予測される状況に対して、安全な対応行動の選び方を指導する。 万一危険が発生した場合でも安全に対応できる速度を選ばせ、「構え運転」をさせる。 危険の少ない走行位置を選ばせる。 <ul style="list-style-type: none"> a 危険対象物をとらえやすい走行位置を選ばせる。 b 相手から見えやすい走行位置を選ばせる。 c もし危険が飛び込んできて回避できる走行位置を選ばせる。 危険対象物に対する安全空間のとり方を指導する。 <ul style="list-style-type: none"> a 前車との車間距離をいろいろ変化させ適切な安全空間を感覚で覚えさせる。 b 後車を観察させ、後車との安全空間を適切に保つようにさせる。 c 歩行者や駐車車両等の側方通過時に、適切な安全空間を保つようにさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 速度に応じて、停止距離と危険範囲の広がりを変化することを理解させる。 特に、二輪車は車体が小さいことから四輪車から見落とされやすいので、自車の存在を相手に知らせる工夫も必要であることを理解させる。 速度を上げるか進路を譲るかを判断させる。 対象物の状況により、安全空間の保ち方が異なることを理解させる。 速度によってお互いの安全空間の広がりが変わることを理解させる。 先導する二輪車の運転状況をビデオで撮り、ディスカッションで活用することも効果的である。

第2 教習項目「4 ケース・スタディ（交差点）」の指導要領

1 教習細目

特徴的事故の危険に対応した走行

- ・ 直進する場合（右直、巻き込まれ、出合頭）
- ・ 右折する場合
- ・ 左折する場合

2 指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
特徴的事故の危険に対応した走行		<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両等の設定は、停止状態、走行状態いずれでもよいが、状況が理解しやすいように実施方法を工夫すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故防止には、特に留意し教習を行うこと。 ・ 四輪車からの見え方や二輪ライダーとしての注意点を確実に理解させる。
ア 直進する場合	a 直進二輪車と右折四輪車 b 直進二輪車と左折四輪車 c 見通しの悪い交差点での直進二輪車と直進四輪車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生が運転する直進二輪車と指導員が運転する四輪車との事故を想定した場面を設定する。 ・ 教習生が運転する直進二輪車と指導員が運転する四輪車との巻き込まれ事故を想定した場面を設定する。 ・ 教習生が運転する直進二輪車と指導員が運転する四輪車との出合頭事故を想定した場面を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四輪車の無理な右折や急な発進など、予期せぬ行動に対応できるよう注意して交差点に進入する必要があることを理解させる。 ・ それぞれの位置からの見え方を確かめ、確認の仕方や範囲を理解させる。 ・ 優先意識にとらわれず、他車の動きを十分確認しながら走行することが重要であることを理解させる。
イ 右折する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右折二輪車と直進四輪車 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生が運転する右折二輪車と指導員が運転する四輪車との事故を想定した場面を設定する。 	《実施上の共通事項》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生が運転する直進二輪車については、2台以上連続走行としてよい。
ウ 左折する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左折二輪車と直進二輪車又は右折四輪車 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生が運転する左折二輪車の左側を指導員が運転する二輪車が直進して通過する場面を設定する。 ・ 教習生が運転する左折二輪車と指導員が運転する右折対向車との事故を想定した場面を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員が運転する四輪車に適宜教習生を同乗させ、二輪車の見え方を体験させる。 ・ 形式的な教習とならないよう、実際の交通事故を想定した場面設定とさせること。

第3 教習項目「5 交通の状況及び道路環境に応じた運転」の指導要領

1 教習細目

- ・ 速度調節
- ・ 行き違い及び側方通過
- ・ 追い越し及び追い越され
- ・ 制動の時期及び方法
- ・ 自由走行

2 指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
① 速度調節	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路及び交通の状況に応じた速度の調節の仕方 a 直線路 b 交差点及びその付近 c カーブ d 狭い道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周回コース、幹線コース及び狭路コースの連続走行により実施する。 ・ 直進中でも歩行者の飛び出し等に注意を払う必要があることを指導させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ カーブでは次の点に留意させること。 ・ あらかじめカーブの程度を読み取り、それに応じた地点から減速する。 ・ 原則として、カーブの手前で一段減速チェンジをして駆動力に余裕をもたせるようにする。 ・ カーブ通過中は、軽く動力を伝えるようにし、できるだけアクセルグリップを一定に保つ。 ・ できるだけ速度を下げ、不安のない速度にする。
② 行き違い及び側方通過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全な行き違い及び側方通過の仕方 a 道幅の広い道路では、通行区分を正しく守る。 b 狭い道路では、道路の形状や対向車の車幅などを考えて、あらかじめ速度を十分に下げ、譲り合いの気持ちをもって通行する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 行き違い、側方通過とも安全な間隔を保つようにする。安全な間隔が保てないときは、直ちに停止できる速度で進行することが必要であることを理解させる。 ・ カーブでは、対向車が進路上にはみ出してくることがあるので、注意するよう指導する。 ・ 障害物のため、見通しがきかない場合は、減速するほか、飛び出しなどに備えて障害物との間隔を十分にとらせる。 ・ 進路前方に駐車車両などの障害物がある場合は、その手前の安全な場所で待つなどして、行き違いがしやすいようにさせる。 ・ 対向車線上の駐車車両の陰

<p>③ 追越し及び追い越され</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追越し及び追い越され方 a 追越しの判断 b 追越しの方法 c 追い越され 		<p>にも十分に目を配り、一方向に注意が片寄らないことを指導させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 追越しは危険な行為であるから、追越し禁止場所でない場合でも、できるだけ追越しをしないことを強調する。 ・ 対向車の有無を確認させる。 ・ 追い越そうとする車の前方の状況を確認し、前車が右へ進路を変えないことを確認させる。 ・ 後続車の動きを見落とさないようにさせる。 ・ 前車に接近しすぎると、前方の見通しを悪くし、追越しを始めるタイミングを逸することがあることを理解させる。 ・ 少しでも不安を感じたときは、ためらわずに減速し、追越しを中止することを特に強調する。 ・ 追い越されることを感じたときは、急激な進路変更や加速をしないようにさせる。 ・ 大型車に速い速度で追い越された場合、風圧によってふらつくことがあるので、速度を下げ十分注意する必要があることを指導させる。
<p>④ 制動の時期及び方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通の状況及び道路環境に応じた制動の時期と方法 a 空走距離及び制動距離を考慮に入れて、余裕のある制動を行う。 b 周囲の交通の状況に応じた安全かつ円滑な制動を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 二輪車は、ブレーキ操作の適否が直接バランスに影響を及ぼすので、ブレーキは早めにかけて始め、余裕のある緩やかな制動を習慣づける必要があることを理解させる。 ・ 一般道路では、常に数台先の車の動きも注目し、直前の車がブレーキをかける前に制動を開始できるくらいの安全で円滑なブレーキ操作を心掛けるようにさせる。
<p>⑤ 自由走行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生自ら走行コースを設定し、道路交通の状況に応じて自主的な運転行動がとれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な課題を法規に従って連続的に、自主的に走行する。 ・ 課題は、教習生の希望を踏まえながら3つ程度を通過するように指示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員は、走行状況を見ながら、必要に応じて助言指導すること。 ・ 右折、左折及び進路変更が確実に行われているかを観察させること。

別添第9

第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム

区分	方式	教習項目	教習細目	教習内容	時限
応急救護処置教習	講義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。	1 時 限 以 上
		2 実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保と負傷者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
		3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
		4 応急救護処置の基礎知識	(1) 負傷者の観察 (2) 負傷者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 ア 胸骨圧迫（心臓マッサージ） イ 気道確保 ウ 人工呼吸 (5) AEDを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止、救命の連鎖について指導する。	
	実技	5 応急救護処置の基本	(1) 応急救護処置の手順 (2) 各手技の要点	○ 指導員によるデモにより行う。	2 時 限 以 上
		6 応急救護処置の実践	(1) 負傷者の観察（意識） (2) 負傷者の移動 (3) 負傷者の観察（呼吸） (4) 体位管理 (5) 胸骨圧迫（心臓マッサージ） (6) 気道確保 (7) 人工呼吸	○ 肩をたたき、声をかけさせる。 ○ 気道を確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。 ○ 回復体位を重点的に指導する。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回実施させる。 ○ 頭部後屈あご先拳上法を重点的に指導する。 ○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 口対口で、息を約1秒かけて2回吹き込ませる。	

		<p>(8) 胸骨圧迫（心臓マッサージ）と人工呼吸（循環）</p> <p>(9) 気道異物除去</p> <p>(10) 止血法</p>	<p>○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。</p> <p>○ 腹部突き上げ法、背部叩打法について指導する。</p> <p>○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。</p>
7	まとめ	訓練の継続の実行と大切さ	
合計 3 時 限 以 上			

別添第10

大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習カリキュラム

区分	方式	教習項目	教習細目	教習内容	時限
危険予測教習	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因の捉え方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 交通量の多い市街地における旅客輸送を想定し、他の交通との関わりと危険性を認識させるとともに、的確な危険予測能力及び危険回避能力を修得させる。	2 時限以上
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こりうる危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえ、旅客を安全に輸送するための助言並びに意見交換を行い、自らの欠点を認識させるとともに危険予測能力の定着を図る。	1 時限以上
夜間教習	実技	3 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報の捉え方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 夜間における旅客輸送を想定し、対向車の前照灯等により発生する眩惑現象等を理解させ、視界確保の方法等の運転能力を修得させる。	1 時限以上
悪条件下教習	実技	4 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 旅客輸送を想定し、自然環境の中における様々な悪条件を理解した的確な危険予測及び危険回避による旅客の安全確保能力を修得させる。	1 時限以上
身体障害者等への対応	実習	5 身体障害者等への対応	(1) 子供、高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応 (2) 身体障害者等の行動特性を理解した運転行動と対応	○ 子供、老人及び身体障害者等の特性を理解させるとともに、的確な危険予測並びに危険回避能力を修得させる。 ○ 旅客となりうる身体障害者等の特性を理解させるとともに、身体障害者等に対するより安全で負担の少ない対応能力を修得させる。	1 時限以上
合計 6 時 限 以 上					

別添第 1 1

第二種免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領

1 教習項目 1 「危険を予測した運転」の指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
<p>① 危険要因の捉え方</p> <p>② 起こりうる危険の予測</p>	<p>○ 危険要因の捉え方をつかむ。</p> <p>① 情報を速く捉える。(時機)</p> <p>② 情報を広く捉える。(範囲)</p> <p>③ 情報の取捨選択をする。(選択)</p> <p>④ 情報を深く捉える。(深さ)</p> <p>○ 危険要因に対する予測の仕方をつかむ。</p> <p>① 顕在的危険を予測する。</p> <p>② 潜在的危険を予測する。</p>	<p>○ 変化する運転場面から、危険要因の認知の仕方を解説指導する。</p> <p>また、危険要因の認知が遅れば、急な運転操作につながり車内事故へと発展することを強調する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員自らコメントリドライビングにより模範運転を実施し、運転中の視点の取り方を具体的に明示する。 ・ 一般の運転よりは広範囲に視野をとらせる。(情報は広範囲に取らせることが重要である。) ・ 捉えた情報の中で、危険要因となるもの(顕在、潜在、中間的な危険)を判断させ、その重要度によって取捨選択させる。 ・ 危険要因の高い情報については、注視することによってその状況を深く捉えさせる。 ・ 捉えた情報から起こりうる危険の予測の仕方を解説指導する。 ・ 目に見える危険要因について、これをよく観察させることにより、その危険要因(人・車等)次にどのような行動にできるかを予測させる。 ・ 旅客輸送については、急な運転操作は即旅客の事故につながることを念頭に置くとともに、どのような回避行動をとれば旅客を安全に輸送できるかを考慮し、早期発見・ゆとりある回避にたった予測を行わせる。 ・ 目に見えない危険要因(見通しの悪い交差点、駐車車両や対向車の死角)から生じる危険に対して適切な予測をさせる。 ・ 特に旅客輸送においては、旅客の乗降という行為により、発進・進路変更・停車を繰り返すこととなることから、こうし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報を早く入手するには、より遠くに視点をおく必要がある。しかし、あまりに遠くに視点を置くと情報の入手後の危険環境の変化に対応できない場合があることに注意する。 また、走行位置、車間距離などによって、危険要因の情報がとりにくくなることも留意させる。 ・ 教習生個々において危険の捉え方が異なることを認識し、具体的に危険要因の重要度を示し教習生に理解させる。 ・ 危険要因を注視しすぎると、反対に他の危険要因に対して注意が散漫となることを念頭に置き速やかに判断できるように留意する。 ・ これまでの癖に捉われた予測を払拭し、どの危険に対してもどのような予測をするか個々具体的に指導する。 ・ 指導員の指導が教習生に対する一方通行にならないよう、教習生にも順次危険要因を拾い上げさせ、予測の仕方が定着するよう心がける。 ・ 相手が異常な行動はとらないという「だろう運転」は厳に慎み、予測しない行動に出る「かもしれない運転」に徹することを強調する。 ・ 大型自動車にあっては、旅客の乗降口が車外にはみ出さないことから側方通過車両が気付かない場合があるので旅客の乗降には注意すること。 ・ 大型自動車は、前方の死角は少ないものの側方及び後方の死角が多いことを認識させる。

<p>③ 危険の少ない運転行動の選び方</p>	<p>○ 危険の少ない運転行動の選び方をつかむ。</p> <p>① 危険に備えた速度にする。</p> <p>② 適切な走行位置をとる。</p> <p>③ 安全な空間をとる。</p>	<p>た場面における危険を予測させる。(発進・進路変更・停車時における車両の死角に伴う危険の予測)</p> <p>○ 入手しそれに伴う危険を予測した情報について、安全な回避行動の選び方を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直面した危険に対しても安全に対応できる速度を選ばせて運転させる。 ・ また、ブレーキの構えなど「構え運転」の必要性を認識させる。 <p>危険の少ない走行位置を選ばせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 危険を発見しやすい走行位置を選ばせる。 * 相手から発見されやすい走行位置を選ばせる。 * 危険に遭遇しても安全に回避できる走行位置を選ばせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険対象物に対する安全空間の取り方を解説指導する。 * 前車との距離を変化させ、適切な安全空間を感じとらせる。 * 後車を観察させ、後車との安全空間を感じとらせる。 * 歩行者や駐車車両等の側方通過時における適切な安全空間を保たせる。 * 対向車の状況を素早く読みとらせ適切な安全空間を保たせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 速度や路面の状況に応じて停止距離と危険範囲が広がり変化することを理解させる。 ・ 走行位置や車間距離により情報の見え方が変わることを理解させる。 ・ 自車の存在を相手に知らせる工夫も必要である。 ・ 結果を推測して、いつも逃げ道を残しておくことを強調する。 ・ 対象物の状況並びにお互いの速度により安全空間が変化することを理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型自動車は、サイドミラーはオーバーハングであることが多いためその幅も念頭に置くことに留意させること。 ・ 旅客輸送は、一般の運転と比べ、運転や旅客の乗降にともなう発進・進路変更・停車など危険な状況下で運転することが多い反面、旅客を安全に目的地まで輸送するという特殊性を有している。 したがって、一般の車両よりは広範囲に安全空間を確保し、余裕を持った回避行動ができる環境作りが必要不可欠であることを意識付ける。 ・ 大型車両に追従する場合、前方の信号機等が見えにくくなることを理解させ長めの車間距離を確保させる。 ・ 大型自動車は、回避行動を大きくとる必要があるため、普通自動車以上に安全な空間を大きくとる必要があることを認識させる。 また、立ち客が含まれていることを念頭におき早めの回避行動を実践できる体制を確保させること。 ・ 目線が高いことから車間距離が短くなりがちであることを理解させる。
-------------------------	--	--	--

2 教習項目3「夜間の運転」の指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
<p>① 夜間における運転視界の確保の仕方</p> <p>② 夜間における道路交通に係る情報の捉え方</p> <p>③ 夜間における運転の仕方</p>		<p>○ 旅客自動車の運転者は、昼夜を問わず輸送業務に就かねばならないこと、特にタクシーについては、夜間走行が業務上必要とされ、かつ、夜間事故が多発傾向にあることから、夜間走行についてその危険予測も含めた教習を行う。</p> <p>○ 夜間教習の際は、あらかじめ夜間路上教習コースを設定し、繁華街、住宅地、見通しの悪い交差点など課題を決めておき、夜間の特性を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間における実車走行を実施させる。 <p>○ 夜間教習例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転シミュレーターと夜間実車教習 ・ 場内教習と夜間実車教習 ・ 暗室教習と夜間実車教習 <p>○ 夜間事故の特徴に特に留意した教習を行わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視界をできるだけ確保するよう配慮する。 (前照灯の照射範囲により走行用前照灯(上向き)とすれ違い前照灯(下向き)により、視界に差があることを認識させる。) ・ 歩行者等他の交通の色彩により、認識の難易度が異なる。(具体的な事例に即して、その差を認識させるとともに早期発見の必要性を認識させる。) ・ 対向車の前照灯により、道路の右方向からの横断者の発見が遅れやすい。 (上記カッコ内と同じ) <p>○ タイミングの良い前照灯の切り替え操作を行わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すれ違い時の前照灯の上下の切り替えの必要性とともに、タイミングよく行うことが安全運転上必要なことを認識させる。 (すれ違う前は下向きにし、すれ違った後はなるべく素早く上向きにして視界を確保する。) ・ 追従の場合の前照灯の操作(下向きにさせる。)、曲がり角、交差点への接近の場合の前照灯操作など。(上下の切り替えにより、他の交通の注意喚起するなど。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 室内灯を点灯し、市街地(道路照明の明るいところ)や暗いところでの違いについて確認させる。 ・ コース内や他の交通の妨げとならない場所などで前照灯の上向きと下向きの照射範囲の差を実感させる。 ・ 前照灯の役割の一つに自車を他の交通に認識させる役割があるので、早めの点灯が必要なことも理解させる。 ・ 市街地などでは、前照灯を、すれ違い用前照灯(下向き)にしたまま走行した方が良いことも認識させる。 ・ 夜間車両の尾灯点灯による距離感と同じ距離であっても尾灯の大きさや高さ・明るさ等により距離が異なっている場合がある。 ・ 夜間旅客を乗降させる場合、自車後方若しくは側方から接近する車両・軽車両がミラーのみの確認では距離感や速度感が把握できず危険性が高いことを理解させる。

3 教習項目4「悪条件下での運転」の指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
<p>① 積雪、凍結道路の運転の仕方</p> <p>② 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方</p> <p>③ 豪雨、強風下での運転の仕方</p>	<p>個々の悪条件に関する知識を幅広く学ぶとともに、その際の対応要領を学習する。</p> <p>○ 実車での教習</p>	<p>○ 危険な悪条件下の走行は、旅客を危険に晒すこととなるので、どの程度以上になると運行が危険であるかを判断し、状況により、運転を中止し、旅客の安全確保を優先することを強調する。</p> <p>○ 積雪・凍結路の運転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コース等で急ブレーキや急ハンドルの体験を行い（低速で）、積雪や凍結面の危険性を認識させる。 ・ エアコン、窓の電熱線等により視界確保の措置をさせる（エアコン・デフロスターの使用、曇り止め資材の利用など。） ・ 安全と思われる速度を選んで走行させる。（急激な速度変化を避け、なるべく一定速度で走行させる。） ・ 早めの制動に心がける。 ・ 十分な車間距離を保たせる。 ・ 部分凍結路などのある場合は、その発見の仕方に留意させ、安全な速度まで減速して進入させる。 ・ 凍結した急な坂道等では、走行が極めて危険であり、状況によっては迂回する必要があることを理解させる。 <p>○ 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視界不良の場合の前照灯操作の必要性を理解させる。（視界の確保と自車の存在を示す。） ・ 視界内での障害物等の早期発見や対処が可能な速度を選択して走行させる。 ・ 早めの制動を心がけさせる。 ・ 十分な車間距離を保たせる。 ・ 必要な場合は、路端に停車して安全の確保を行わせる。 <p>○ 豪雨及び道路冠水の場合の運転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワイパーによる視界の確保 ・ 視界不良の場合の前照灯操作の必要性を理解さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客を想定し、制動は0.2G以下とする。 ・ 全面凍結等の道路ばかりでなく、山陰、ビルの陰、橋上などの部分的な凍結路についても理解させる。 ・ 状況により運転を中止することも必要であることを理解させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 降雪が激しいとき等の場合、信号待ちなど短時間の停車であっても、前照灯を点灯したままにすることを説明する。（前照灯への雪の付着を防止し照度を確保するため。） ・ フォグランプの役割や性能等についても触れる。

④ 道路冠水の場合の措置

○ スキッド教習

- せる。(視界の確保と自車の存在を示す。)
- ・ 視界内での障害物等の早期発見や対処が可能な速度を選択して走行させる。
 - ・ 早めの制動に心がけさせる。
 - ・ 十分な車間距離を保たせる。
- 強風下での運転
- ・ 強風の場合の走行への影響、特に横風の影響について留意させる。(特に影響を受けやすい、橋梁の上、トンネルの出口などでの注意が必要なことを強調する。)
 - ・ 速度により走行への影響が異なることを認識させ、安全な速度で走行させる。
 - ・ 冠水部分の通行の可否と安全の確保を行わせる。(必要な場合は降車して冠水の程度を確認する。)
 - ・ 通過可能な冠水道路であっても、通過後にブレーキの性能に異常がないか確認する。
- スキッド教習
- ・ ブレーキやハンドル操作のテクニックで危険を回避するのではなく、滑りやすい道路等の危険性の認識を持つことに重点があることを強調する。
- スキッド路面でのブレーキング
- ・ 乾燥路面とスキッド路面との制動比較を行い(おおむね40km/h)、ハンドル操作で障害物を回避する練習を行い、方向性が失われることがあることを体験する。(おおむね40km/h)
 - ・ 走行速度を下げて(おおむね30km/h)で、ハンドル操作による障害回避を行う。
 - ・ 上記の操作を数回繰り返して行う。
- スキッド路面でのハンドル操作
- ・ スキッド路面で、急制動をしながらハンドル操作で障害物を回避する練習を行い、方向性が失われることを体験する。(おおむね40km/h)
 - ・ 速度を下げて(おおむね30km/h)、ハンドル操作により障害物を回避する。)
 - ・ 微調整によるブレーキ(ノンロック)やポンピングブレーキによる制動

- ・ 冠水の場合の走行不能状態についても触れる。(マフラー水没水位等。)

- ・ ABS装着車とABS未装着車の違いを理解させる。

	<p>をしながら、ハンドルでの障害物回避を行う。(おむね40km/h)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 減速の必要性(まとめ)○ 以上により、滑りやすい路面での減速の必要性及び、ブレーキの掛けかたをまとめる。(滑りやすい道路ではテクニックによって危険を回避するのではなく、そのような場所を避けたり、減速によって危険を回避することの必要性を強調する。また、ABS装備の車両であっても限界があり、万能でないことを理解させる。)
--	--

別添第12

第二種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム

区分	方式	教習項目	教習細目	教習内容	時限
応急救護処置教習	講義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の必要性 (4) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について強調する。	1 時 限 以 上
		2 実施上の一般的留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保と傷病者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
		3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
		4 具体的な実施要領	(1) 傷病者の観察 (2) 傷病者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 (5) AEDを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法 (8) 包帯法 (9) 固定法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止、救命の連鎖について指導する。	
		5 各種傷病者に対する対応	(1) 各種外傷に対する対応 (2) 熱傷に対する対応 (3) 各種症状に対する対応 (4) 中毒に対する対応	○ 各種傷病者に対する対応要領について理解させる。	
		6 まとめ	(1) 訓練の継続と実行の大切さ		
	実技	7 傷病者の観察・移動	(1) 傷病者の観察 (2) 車内から車外に運び出す場合 (3) 路上に倒れている人を運ぶ場合	○ 肩をたたき、声をかけさせる。	1 時 限 以 上
			8 体位管理	(1) 傷病者に意識がある場合 (2) 傷病者に意識がない場合 (3) ショックの場合 (4) 呼吸困難の場合 (5) 心肺蘇生を行う場合	
		9 心肺蘇生	(1) 意識状態の観察 (2) 呼吸状態の観察 (3) 胸骨圧迫（心臓マッサージ） (4) 気道確保と人工呼吸	○ 気道確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回実施させる。 ○ 頭部後屈あご先挙上法を重点的に指導する。 ○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 口対口で、息を約1秒かけて2回吹き込ませる。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。	2 時 限 以 上
		10 気道異物除去	(1) 腹部突き上げ法 (2) 背部叩打法		
		11 止血法	(1) 出血の観察 (2) 傷口の圧迫 (3) 包帯等の利用 (4) 頭部、顔面の出血 (5) 効果的な止血法	○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。	

	12 包帯法	(1) 頭部の場合 (2) 体幹部位の場合 (3) 上肢・下肢の場合		1 時 限 以 上
	13 固定法			
合 計 6 時 限 以 上				

大型免許 目	① 運転操作と貨物との関係を理解し、貨物輸送を想定した適切な運転ができる。
中型免許 目	② 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。
	③ 夜間の特性を理解しそれに応じた運転行動がとれる。
	④ 様々な悪条件下における状況把握と適切な対応ができる。
	⑤ 応急救護処置に関する知識と手技を習得する。

教習事項	区分・方法	教習項目	目
危険を予測した 運 転	技 能	1 貨物自動車の特性を理解した運転	
	技 能	2 危険を予測した運転	
	学 科	3 危険予測ディスカッション	
夜間の運転	技 能	4 夜間の運転	
悪条件下での運転	技 能	5 悪条件下での運転	
応急救護処置	講 義	1 応急救護処置とは	2 実施上の留意事項
		3 救急体制	4 応急救護処置の基礎知識
	実 技	5 応急救護処置の基本	6 応急救護処置の実践
		7 まとめ	

教習事項	時限	年月日	指導員印	実施事項	備考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
	3				
夜間の運転	1				
悪条件下での運転					
応急救護処置	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複**、暗室教習を行った場合は **暗**、場内教習を行った場合は **場**、として備考欄に記載すること。

普通免許	目標	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ② 高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転できる。 ③ 応急救護処置に関する知識を習得する。
------	----	---

教習事項	区分・方法	教習項目
危険予測教習	技能	1 危険を予測した運転
	学科	2 危険予測ディスカッション
高速道路教習	学科	1 高速道路での運転に必要な知識
	技能	2 高速道路での運転
応急救護処置教習	講義	1 応急救護処置とは 2 実施上の留意事項 3 救急体制 4 応急救護処置の基礎知識
	実技	5 応急救護処置の基本 6 応急救護処置の実践 7 まとめ

教習事項	時限	年月日	指導員印	実施事項	備考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
高速道路教習	1				
	2				
応急救護処置教習	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複** として備考欄に記載すること。

大型二輪免許	目	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。
普通二輪免許	標	② 応急救護処置に関する知識を習得する。

教習事項	区分・方法	教習項目
危険予測教習	技能	1 危険を予測した運転 5 交通の状況及び道路環境に応じた運転 4 ケース・スタディ（交差点）
	学科	2 危険予測ディスカッション 3 二人乗り運転に関する知識
応急救護処置教習	講義	1 応急救護処置とは 3 救急体制 2 実施上の留意事項 4 応急救護処置の基礎知識
	実技	5 応急救護処置の基本 7 まとめ 6 応急救護処置の実践

教習事項	時限	年月日	指導員印	実施事項	備考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
	3				
応急救護処置教習	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複** として備考欄に記載すること。

大型第二種免許 中型第二種免許 普通第二種免許	目 標	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ② 夜間の特性を理解しそれに応じた運転行動がとれる。 ③ 様々な悪条件下における状況把握と適切な対応ができる。 ④ 子供、高齢者及び身体障害者の特性を理解し適切な対応ができる。 ⑤ 応急救護処置に関する知識と手技を習得する。
-------------------------------	-----	--

教 習 事 項	区分・方法	教 習 項 目
危険を予測した運 転	技 能	1 危険を予測した運転
	学 科	2 危険予測ディスカッション
夜 間 の 運 転	技 能	3 夜間の運転
悪条件下での運転	技 能	4 悪条件下での運転
身体障害者等への対応	実 習	5 身体障害者等への対応
応急救護処置	講 義	1 応急救護処置とは 2 実施上の一般的留意事項 3 救急体制 4 具体的な実施要領 5 各種傷病者に対する対応 6 まとめ
	実 技	7 傷病者の観察・移動 8 体位管理 9 心肺蘇生 10 気道異物除去 11 止血法 12 包帯法 13 固定法

教 習 事 項	時限	年月日	指導員印	実 施 事 項	備 考 (申 し 送 り 事 項 等)
危険予測教習	1				
	2				
	3				
夜 間 の 運 転	1				
悪条件下での運転	1				
身体障害者等交通弱者への対応	1				
応急救護処置	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複**、暗室教習を行った場合は **暗**、場内教習を行った場合は **場**、として備考欄に記載すること。

別記様式第2

届出自動車教習所の変更事項等届出書 年 月 日 公安委員会 殿 届出自動車教習所の名称 印	
自動車教習所の名称	
所在地	
変更（廃止）年月日	
設置者の住所・氏名 （法人にあってはその名称・所在地・代表者の氏名）	
管理者の氏名	
変更に係る事項及び 廃止又は変更の事由	
備考	

- 備考1 備考欄には、参考となる事項を記入すること。
 2 用紙の大きさは日本工業規格A列4版とする。

別記様式第3

<p>指定教習課程記録簿</p>					<ul style="list-style-type: none"> ・大型車教習 ・中型車教習 ・準中型車教習 ・普通車教習 ・大型二輪車教習 ・普通二輪車教習 ・大型旅客車教習 ・中型旅客車教習 ・普通旅客車教習
自		年	月	日	名称
至		年	月	日	代表者
印					
番号	氏名 生年月日	住所	性別	指導員氏名	教習実施年月日 教習終了年月日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名： 道路交通法施行令
根 拠 条 項： 第33条の6第2項第1号ハ
処 分 の 概 要： 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係るものに限る。）
原権者（委任先）： 都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第1条第6項及び第7項（指定の基準等）
審 査 基 準： 大型自動二輪車免許及び普通自動二輪車免許に係る教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間： 各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：

凡例

1	「法」	……………	道路交通法（昭和35年法律第105号）
2	「令」	……………	道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
3	「府令」	……………	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
4	「届出規則」	………	届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則 （平成6年国家公安委員会規則第1号）

1 特定届出教習所の管理運営

(1) 指定の基準

令第33条の6第1項第1号ハ、第2項第1号ハ又は第4項第1号ハの規定による指定（以下「指定」という。）は、法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所が運転免許を受けようとする者に対して行う教習の課程（法第99条第1項に規定する指定自動車教習所が当該指定に係る免許を受けようとする者に対して行う教習の課程を除く。）について、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行う（届出規則第1条第1項）。

(2) 指定の申請

指定の申請に際しては、教習課程の指定申請書（届出規則別記様式第1号）のほか、所定の添付書類を提出する（届出規則第2条）。

(3) 指定書の交付

公安委員会は、指定をしたときは指定書（届出規則別記様式第2号）を交付する（届出規則第3条）。

(4) 人的事項

ア 指導員に対する研修

指定を受けた教習の課程（以下「指定教習課程」という。）に係る教習（以下「特定教習」という。）を行う届出教習所（以下「特定届出教習所」という。）の管理者に対して、届出規則第1条第2項から第10項までに定める大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る届出教習所指導員（以下「特定指導員」という。）の資質の向上を図るため、特定指導員に対する教養を年1回以上実施するよう指導すること。

なお、全国届出自動車教習所協会（以下「全自教」という。）においては、毎年、特定指導員を対象に研修を行うこととしており、特定届出教習所が行う教養に代えて特定指導員に当該研修を受講させることとしても差し支えないものとする全自教では、当該研修を修了した者に対しては、所定の研修を修了したことを証明する証書等を交付することとしている。）。

イ 指導員の数

当該届出教習所における特定指導員の数については、法令上格別の規定はないが、当該施設において教習を受ける者の数等に応じて適当な数の特定指導員を置くよう指導すること。

ウ 指導員の資格要件の確認等

特定指導員の資格要件の事前確認については、当該特定届出教習所において行い、その結果を公安委員会に報告させること。

ただし、長期間（1年以上）その業務から離れていた者等教習知識、技能の低下のおそれのある者については、管理者に必要な教養を行わせるなどの措置を講じさせること。

なお、届出規則に定める欠格事由に該当しないことの確認は、本人の申告に基づき原則として届出教習所において行わせるものとするが、公安委員会においても確認するとともに、他の府県からの転入者については、相互に連絡照会すること。

エ 準中型免許に係る特定指導員

届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則（平成28年国家公安委員会規則第14号。以下「改正届出規則」という。）附則第7項の規定により届出自動車教習所指導員研修課程で中型自動車免許に係

るものを修了した者及び届出自動車教習所指導員研修課程で準中型自動車免許に係るものを修了した者とみなされる者を特定指導員として選任している特定届出教習所を管理する者が、これらの者に準中型自動車免許に係る教習の課程に従事させようとするときは、改正届出規則附則第11項で定めるところにより公安委員会が指定する研修を受けさせなければならないことから、当該研修に係る修了証の交付を受けている者であることについて、管理者において所要の確認を行わせること。

(5) 物的事項

ア 教習車両

特定教習に用いる自動車については、次の車両を使用させること。

- なお、二輪車以外の車両については、指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置（応急用ブレーキ等）を備えたものに限ること。
- (ア) 大型自動車については、専ら貨物を運搬する構造の大型自動車とさせること（届出規則第1条第2項第2号）。
 - (イ) 中型自動車については、専ら貨物を運搬する構造の中型自動車とさせること（届出規則第1条第2項第2号及び第3項第2号）。
 - (ウ) 準中型自動車については、専ら貨物を運搬する構造の準中型自動車とさせること（届出規則第1条第2項第2号、第3項第2号及び第4項第2号）。
また、特定後写鏡等条件の教習生に対しては、当該準中型自動車のサイドミラーに取り付ける特定後写鏡等を使用させること。
 - (エ) 普通自動車については、普通車の乗用車とさせること。ただし、AT限定普通免許を受けようとする者に対しては、AT車とさせること。また、特定後写鏡等条件の教習生に対しては、当該普通車の乗用車の車室内において特定後写鏡等を使用させること。
 - (オ) 大型自動二輪車については、総排気量0.700リットル以上の大型自動二輪車とさせること。ただし、AT限定大型二輪免許を受けようとする者に対しては、総排気量0.600リットル以上0.650リットル以下のAT二輪車とさせること。
 - (カ) 普通自動二輪車については、総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪

車とさせること。

また、小型限定普通二輪免許を受けようとする者に対しては、総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下とさせること。

なお、AT限定免許を受けようとする者に対しては、AT二輪車とさせること。

(キ) 大型第二種免許に係る大型自動車については、乗車定員30人以上のバス型の大型自動車とさせること（届出規則第1条第8項第2号）。

(ク) 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る中型自動車については、乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車とさせること（届出規則第1条第8項第2号及び第9項第2号）。

イ コース

(ア) 周回コース

周回コースは、「おおむね長円形」であることが必要であるが、これは、ある程度の高速走行を目的としたものであり、その機能を果たすものであれば、必ずしも形状にこだわる必要がないことに留意すること。

また、周回コースについては、総延長の2分の1以上に相当する部分が、簡易舗装程度以上の舗装がなされていなければならないこととする。

さらに、周回コースの幅員については、周回コースにおける教習を効果的に行うために、おおむね5メートル以上有するものとさせること。

(イ) 幹線コース

幹線コースは、おおむね直線で周回コースと連絡し、幅員がおおむね5メートル以上であるコースが相互に十字形に交差するものとさせること。

(ウ) スキッドコース、スキッド教習車コース

届出規則第1条第2項第3号の表、第3項第3号の表、第4項第3号の表、第8項第3号の表、第9項第3号の表及び第10項第3号の表に規定する「凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができる設備」は、スキッドコース又はスキッド教習車による教習（以下「スキッド教習」という。）をいい、その基準は次によること。

a スキッドコース

区	分	スキッド路	スキッド路(m)
---	---	-------	----------

	μ 値	長 さ	幅
普通車専用コース	0.2 μ 以下	40以上	5以上
普通車・準中型車・中型車・大型車 併用コース		50以上	15以上
準中型車専用コース		40以上	15以上
中型車専用コース		40以上	15以上
大型車専用コース		50以上	15以上

- (a) スキッドコースへの進入速度は40km/h以上とする
- (b) コースの周囲には、スキッド教習を実施する教習車両の大きさに応じた安全地帯を適宜設けること。

b スキッド教習車コース

スキッド教習車は、凍結路面の走行の教習が可能な装置を取り付けた車両であり、そのコースは別添第1のとおりとする。

なお、その他の基準については、次のとおりとする。

内 容	基 準
走 行 速 度	40km/h以上
設 定 μ 値	0.2 μ 以下

また、安全地帯はスキッドコース同様、コースの周囲に適宜設けること。

c 留意事項

スキッド教習は、届出教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができることとされている（届出規則第1条第2項、第3項、第4項、第8項、第9項及び第10項）が、同等の教習効果があると認める場合については、

- ・ スキッドコース又はスキッド教習車コースを当該教習において教習時間中独占的に使用できること。
- ・ スキッドコース又はスキッド教習車コースの設置場所が、周囲の人だかり等の状況を勘案して、教習に集中できるものであること。

の要件を満たす必要があることとする。

ウ 運転シミュレーター

運転シミュレーターによる教習は、届出教習所の建物以外の設備において行うことにより届出教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出教習所の建物以外の設備において行うことができることとされている（届出規則第1条第2項第3号の表、第3項第3号の表、第4項第3号の表、第5項第3号の表、第6項第3号の表、第7項第3号の表、第8項第3号の表、第9項第3号の表及び第10項第3号の表）が、同等の教習効果があると認める場合については、

- ・ 運転シミュレーターを当該教習において教習時間中独占的に使用できること。
- ・ 運転シミュレーターの設置場所が騒音等の状況を勘案して教習に集中できるものであること。

の要件を満たす必要があることとする。

エ 学科教習用教室等

特定教習を実施する施設については、自己所有であると借用であることを問わないが、当該教習を実施している間は、当該教習が適正になされるような使用形態となるよう指導すること。当該指導に当たっては、敷地、建物等について所有権等正当に使用できる権原を明らかにした書面を提出させ、確認すること。

(6) 教習の管理等

ア 教習原簿の作成

教習生毎に特定教習の実施状況等を記録した教習原簿を作成させること。教習原簿については、別記様式第1を参考とさせること。

イ 教習所への入所等の確認事項等

大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習を受けようとする者に対しては、あらかじめ当該教習に用いる自動車を運転することができる仮運転免許又は第一種免許を受けているかどうかを確認させること。

ウ 教習方法の統一

特定届出教習所に複数の特定指導員がおかれている場合、技能教習については、特定指導員ごとに教習の方法が異なることのないように、教習方法の統一を図るよう指導すること。

エ 実質教習時間の確保

- (ア) 教習は、所定の時間正確に行わせること（本人の確認及び引継ぎ事項、仮免許の有効期間等の確認時間は、教習時間に含めないこと。）。
- (イ) 教習指導員の急病その他の事情により、1時限の教習時間の途中で教習が打ち切られた場合は、改めて最初から教習を行わせること。
- (ウ) 教習時限の開始時に教習生が遅刻をし、実質教習時間が確保できないときは、当該教習生に対する教習は行わせないこと。

オ 道路における教習コースの届出

路上教習のためのコースについては、路上教習を行う区域（面）としてあらかじめ公安委員会の承認を受けさせること。

その際、曜日、時間帯等により、教習車両が通行するについて道路交通の安全と円滑等に支障がある場合については、教習を制限する路線、区域等として承認の対象から除外すること。

カ 必要な教材の使用

学科教習については、教習の効果を高めるため、ビデオ、オーバーヘッドプロジェクター等を使用した視聴覚教習を推進させること。

この場合において、映画、ビデオ等を使用する時間は、それぞれの教習時限の20分以下とし、いわゆる映画、ビデオ等の見せっ放しとしないものとさせること。また、教習に使用する映画、ビデオ等については、それが学科教習の教習項目に適合するものであるかどうかの確認をすること。

(7) 報告、資料の提出等

ア 報告

特定届出教習所からは届出規則第7条の規定に基づき、「定期報告」として、

- ・ 特定教習に係る入所者数
- ・ 特定教習に係る退所者数
- ・ 特定教習の終了者数

- ・ その他公安委員会が必要と認める事項
- を、また、「随時報告」として、
- ・ 特定教習中の交通事故報告
 - ・ 教習所職員の交通事故報告
 - ・ その他公安委員会が必要と認める特異事項報告
- を求めるものとする。

イ 資料の提出

特定届出教習所の設置者又は管理者に対し、当該特定届出教習所が届出規則に規定する指定の基準に適合しているか否かについて、届出規則第7条の規定に基づき、1年に1回以上、必要な資料の提出を求めて確認すること。

ウ その他

ア及びイのほか、特定届出教習所が、次のいずれかの事実該当する疑いがあるときは、届出規則第7条の規定に基づき、報告又は資料の提出を求めるなど、事実の有無を確認すること。

- (ア) 指定教習課程が、届出規則第1条第2項から第10項までに掲げる基準（当該指定教習課程に係る免許に係るものに限る。）に適合しなくなったと認めるとき
- (イ) 設置者又は管理者が届出規則第4条の規定に違反したとき
- (ウ) 届出規則第5条の規定に違反して終了証明書を発行し又は第6条の規定に違反したとき

(8) 指定の取消し等

特定届出教習所が次に該当すると認められるときは、その指定を取り消す。

ア 特定届出教習所について(7)ウに掲げる事由のいずれかに該当する事実が判明したとき。

イ 特定届出教習所の設置者又は管理者が届出規則第7条の規定による報告若しくは資料の提出をせず又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

ウ 指定教習課程に係る免許に係る指定自動車教習所として指定したとき。

なお、指定を取り消したときは、届出規則別記様式第4号の指定取消通知書により通知する。

(9) その他

ア 他の法令違反に係る指導

他の法令（例えば、コースの造成に係る農地法、教室等の建物等に係る建築基準法）に抵触することのないよう指導すること。

イ 指定申請書の記載事項の変更届出

記載事項変更の届出は、書面をもって行うこととし、その様式については、別記様式第2に準じて定める。

なお、指定教習課程に係る事項の変更届出があったときは、その内容が事実と相違ないかどうか、指定の基準に相当するかどうか等について確認し、その結果、不相当と認められる事項があるときは、必要な補正を求めるなどの処置を講じる。

指定は、教習に係る免許の種類ごとにそれぞれ指定することとされていることから、既に指定を受けている特定届出教習所が他の免許の種類に係る特定教習を行おうとする場合は、たとえ施設が同一の経営主体により運営される場合であっても、新たに行おうとする免許の種類に係る指定を受ける必要がある。

ウ 押出しスタンプの大きさ等の基準等

終了証明書に使用する押出しスタンプは、次による。

(ア) 印影の大きさは、おおむね縦20ミリメートル、横25ミリメートル程度とすること。

(イ) スタンプの文字は丸ゴシック体によること。

エ 帳簿

届出規則第6条に規定する帳簿の様式については、教習に係る免許の種類ごとに、別記様式第3に準じて定める。

なお、届出規則第6条に掲げる事項については、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができることとされている（届出規則第6条の2）。

この場合、情報システム安全対策指針（平成9年国家公安委員会告示第9号）において定める管理者が講ずべき対策を実施させる（電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成10年国家公安委員会告示第10号））。

2 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る特定教習の実施要領

(1) 大型免許及び中型免許に係る特定教習の指導要領

大型免許及び中型免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した大型免許及び中型免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下、大型免許に係る特定教習を「大型車教習」、中型免許に係る特定教習を「中型車教習」という。）の指導要領は次のとおりとする。

ア 教習の内容

当該教習は、別添第2「大型免許及び中型免許に係る教習カリキュラム」、別添第4「大型免許、中型免許及び準中型免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領」及び別添第9「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせること。

イ 指導員の要件

大型車教習は、届出規則第1条第2項第1号に定める大型免許に係る特定指導員に、中型車教習にあつては、届出規則第1条第3項第1号に定める中型免許に係る特定指導員（以下「大型車等特定指導員」という。）に行わせること。

ウ 1日当たりの教習時限数の制限

教習を受ける者1人に対する1日の技能教習時間は、3時限を超えないこと（1日3時限の教習を行う場合は、連続して3時限の教習を行わせないこと。ただし、複数教習（自動車による教習のうち、当該自動車に大型車等特定指導員のほか、教習を受ける者2人又は3人が乗車して行うものをいう。以下同じ。）又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合には、3時限連続した教習を行うことができるものとする。）。

エ 「危険予測教習」の教習方法

(ア) 教習項目1「貨物自動車の特性を理解した運転」

- a 本教習については、教習所のコースにおいて1時限以上実施させること。
- b 大型車教習のうち、荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得する教習については、中型車又は準中型車を使用して行うことができる。
- c 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目につ

いては、荷台の前部、後部及び車軸の上当たる部分の3か所に積荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させること。

- d 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の後軸上に最大積載量の概ね50パーセント以上の貨物を積んで場内コースを走行し、貨物が運転操作に与える影響を体感させること。
- e 教習中に貨物の積み降ろしを行う場合は、教習の中断時間が短い場合に限らせること。

(イ) 教習項目2「危険を予測した運転」

- a 観察教習（他人の運転を観察させることによる教習。以下同じ。）及びコメンタリードライビング（教習生が自動車の運転を通じ、見たり、感じたり、思ったりした危険に関する様々な情報を運転しながら短い言葉でコメントすることによる教習。以下同じ。）により行わせること。

また、観察教習についてのみ、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を行うことができるものとする。

なお、複数教習を行う場合は、それぞれの教習生の運転できる機会が均等になるよう配慮させること。また、運転シミュレーターによる教習を行う場合は、特定指導員1人が、同時に3人以内の教習生に対し教習（以下「集団教習」という。）を行うことができるものとする。

- b 本教習を1時限行った後、引き続き教習項目3「危険予測ディスカッション」（1時限）を行う方法により、2時限連続して行わせること。
- c 教習生の運転による教習は、その直後に教習項目3「危険予測ディスカッション」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、教習生に何らかの印象付けをさせるように努めさせること。
- d 複数の教習生により行う場合については、次の方法によることができるものとする。
 - (a) 観察教習を複数教習で行う場合は、それぞれの教習生の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うことができる。
 - (b) 観察教習を運転シミュレーターによる教習と複数教習で行う場合については、複数教習においてそれぞれの教習生が運転する機会をコメンタ

リードライビングとして行うことができる。

- e 運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。

(ウ) 教習項目3「危険予測ディスカッション」

- a 本教習は、教習項目2「危険を予測した運転」の教習に引き続き、連続して行わせること。
- b 大型車等特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるよう指導すること。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行わせるなど、実施方法について工夫させること。

- c 本教習における大型車等特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目2「危険を予測した運転」における大型車等特定指導員に行わせることとすること。
- d 教習生の数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とさせること。

オ 悪条件下教習

(ア) 「夜間の運転」の教習方法

- a 原則として、日没後、道路において行うこと。
- b ただし、次のいずれかの方法による場合は、aによる教習を行わなくてもよいものとする。

(a) 運転シミュレーターを使用して行う場合

(b) 教習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる教習、暗室における教習又は届出教習所のコースにおける教習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続きaによる教習を行う場合（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）。

- c a、bにより教習を行うことが困難な場合にあつては、次のいずれの要

件も満たすものに限りに行わせることができるものとする。

- (a) 日没に近接した時間に行うもの
- (b) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習又は暗室における教習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き届出教習所のコースにおいて擬似薄暮時走行を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間の短い場合に限る。）
- (c) 教習中に日没となった場合は、(b)の方法によるコースにおける走行に変えて道路における教習を行っても差し支えないものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限る。）。

d 留意事項

- (a) 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。
- (b) 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40%以下の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの）を使用させること。

また、あらかじめ届出教習所のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行わせること。

- (c) 道路における教習を行う場合は、中央分離帯のないコースで行わせること（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、可能な限り距離の長いものを設定させること。）。

e 本教習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団教習によることができるものとする。

f 暗室における教習については、施設の規模により適正な教習が実施できる人数とさせること。

(イ) 「悪条件下での運転」の教習方法

a 道路又は届出教習所のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る教習を行う場合は、凍結又は積雪の状態にある路面での走行に限らせる。

また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合

に限らせる。

- b ただし、aの方法に代えて次のいずれかの方法により行わせることができるものとする。
 - (a) 運転シミュレーターを使用して行うもの
 - (b) スキッド教習によるもの
 - (c) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習を行った後、引き続き前記aの方法による教習を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）
- c なお、道路における教習又は届出教習所のコースにおける教習において、実際の悪条件下における運転に係る教習を行う場合、又はスキッド教習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で補足説明させる。
- d 運転シミュレーターによる教習又はスキッド教習を行う場合は、集団教習を行うことができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド教習を集団で行う場合は、運転しない他の教習生は安全な場所で見学する方法によるものとさせる。
- e 大型車教習にあつては、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、中型車教習にあつては中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること（届出規則第1条第2項第3号の表及び第3項第3号の表）。

カ 「大型免許及び中型免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

(ア) 教習方法

講義に係る教習を1時限以上実施した後、できるだけ引き続き実技に係る教習を2時限以上実施する。ただし、やむを得ず分割して行う場合は、講義に係る教習を行った後、近接した機会（教習と教習の間に他の教習は挟まないこと。）に残りの教習を2時限連続して行う。

また、講義方式を終了後、実技方式を実施中に急病等により実技方式を履修できなかった場合は、実技方式（2時限以上）を再履修させること。

(イ) 教習生の人数

実技方式の教習においては、1人の特定指導員に対し教習生の人数はおお

むね10人以下とする。

(ウ) 模擬人体装置を使用する内容及び数

模擬人体装置を使用する内容は、胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保、人工呼吸とし、当該装置の数は、高い教習効果を得るため、教習生4人に対して大人全身2体（大人全身1体及び大人半身1体でも可。）とする。

(エ) 模擬人体装置の基準

模擬人体装置（人体に類似した形状を有する装置という。以下同じ。）は、別添第9「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に対応したものであって、胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保、人工呼吸その他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能（届出規則第1条第2項第3号又は第3項第3号の表の「気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識」の項の第2欄の1）を有し、かつ、次に掲げる基準に適合したものを使用させること。

a 全身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができ、かつ、次のいずれの機能をも有するものであること。

(a) 胸骨圧迫（心臓マッサージ）

- ① 人体と同じような感覚で胸骨圧迫を実施できる構造であること。
- ② 圧迫の深さが視覚的に確認できること。

(b) 気道確保

- ① 頭部後屈あご先挙上を行わないと気道が開通しない構造であること。
- ② 頭部後屈あご先挙上の状態が視覚的に確認できること。

(c) 人工呼吸

- ① 人体と同じように呼気吹き込みにより胸が膨らむ構造であること。
- ② 呼気が逆流しない構造であること。
- ③ 胸の動き（上がったたり下がったり）が視覚的に確認できること。

b 半身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができる機能を有するものであること。

(㉔) 合同教習の方法

本教習は、大型車教習、中型車教習、準中型免許に係る教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した準中型免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「準中型車教習」という。）、普通免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した普通免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「普通車教習」という。）、大型二輪免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した大型二輪免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「大型二輪車教習」という。）及び普通二輪免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した普通二輪免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「普通二輪車教習」という。）を合同で実施することができるものとする。

なお、合同教習により実施する場合には、大型車等特定指導員、届出規則第1条第4項第1号に定める準中型免許に係る特定指導員（以下「準中型車特定指導員」という。）、届出規則第1条第5項第1号に定める普通免許に係る特定指導員（以下「普通車特定指導員」という。）、同条第6項第1号に定める大型二輪免許に係る特定指導員（以下「大型二輪車特定指導員」という。）又は同条第7項第1号に定める普通二輪免許に係る特定指導員（以下「普通二輪車特定指導員」という。）であって、かつ、公安委員会が第一種免許又は第二種免許に係る応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限り行わせること。

(㉕) 指導員の要件

届出規則第1条第2項第3号及び第3項第3号の規定に係る「公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者」とは、

- a 第一種免許又は第二種免許に係る応急救護処置指導員の養成を行う講習として公安委員会が認めるものを受け、その課程を修了した者
- b 公安委員会が応急救護処置の指導に関し a に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

のいずれかに該当する者とする。

(㉖) 免除対象者

次のいずれかに該当する者に対しては、第一種免許に係る応急救護処置教

習を行わないことができることとされている（届出規則第1条第2項第3号の表の備考第10号及び第3項第3号の表の備考第10号）。

- a 現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者
- b 医師である者
- c 法定の規定による免許（医師免許を除く。）で応急救護処置に関するものを受けている者その他応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者であって、国家公安委員会規則で定める次の者
 - ・ 歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師又は救急救命士である者
 - ・ 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第44条第1項又は第44条の2第1項の救急隊員である者
 - ・ 日本赤十字社が行う応急救護処置に係る講習の課程のうち、応急救護処置に必要な知識の指導に必要な能力を有するものとして国家公安委員会が指定するものを修了した者
 - ・ 公安委員会が応急救護処置に必要な知識の指導に関し、前記国家公安委員会が指定するものを修了した者と同等以上の能力を有すると認める者

また、応急救護処置教習の免除を受ける者かどうかの確認は、(キ)に掲げる者のいずれかに該当することを確認することができるものにより行わせることとする。

なお、免除対象者の教習原簿には、当該事項を証明できる書類の写しを添付させるとともに、教習原簿の応急救護処置教習の指導員印欄に免除と朱書させる。

(ク) 感染予防への配慮

本教習を実施させる場合は、次のことに留意し、感染予防対策に配慮させる。

- a 実習前にうがい、手洗いを実施させること。
- b 模擬人体装置を使用して呼気吹き込み実習を行わせる場合には、教習生に対し、事前に酒精綿（エタノール綿）を用いて模擬人体装置の口及び口中を十分に清拭させるとともに、使い捨て呼気吹き込み器具を使用し実施

させること。

- c 教習生が実習中に出血し、模擬人体装置に血液が付着した場合は、予備の模擬人体装置を使用して実施できる場合を除き、同装置を使用しての事後の実習は中止すること。
- d 教習時に、顔面や口周辺から出血のある受講生に対しては、呼気吹き込み実習は控えてもらうよう留意すること。
- e 教習後は、ディスポ肺の交換やフェイスマスク、気道部分の清掃など衛生面の配慮について怠りのないようにすること。

(2) 準中型免許に係る特定教習の指導要領

準中型車教習の指導要領は次のとおりとする。

ア 教習の内容

当該教習は、別添第3「準中型免許に係る教習カリキュラム」、別添第4「大型免許、中型免許及び準中型免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領」、別添第6「特定後写鏡等条件の教習生に対して行うコースにおける教習の教習指導要領」及び別添第9「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせる。

なお、特定後写等条件の教習生に対しては、ワイドミラー及び補助ミラーの取り付け方法及び使用方法についての指導を行わせる。

イ 指導員の要件

本教習は、準中型車特定指導員に行わせる。

ウ 複数教習等

- (7) 「危険予測教習」及び「高速道路教習」における自動車の運転に関する技能の教習を自動車により行う場合は、複数教習ができることとする。

この場合、運転しない状態にある教習生に対しても、何を学ばせるのかを明確に指示するとともに、運転している教習生と同程度の教習効果が得られるよう、その方法に工夫を凝らさせる。また、それぞれの教習生の運転できる機会ができるだけ均等になるよう配慮させる。

運転シミュレーターによる教習を行う場合は、集団教習によることができるものとする。

(イ) 特定後写鏡等条件の教習生に対する「危険予測教習」は、別添第6に掲げる事項について教習を行う必要があることから、単独教習を実施させる。また、運転シミュレーターによる集団教習は実施させない。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数教習又は運転シミュレーターによる集団教習を実施させても差し支えない。

エ 1日当たりの教習時限数の制限

教習を受ける者1人に対する1日の技能教習時間は、3時限を超えないこと（1日3時限の教習を行う場合は、連続して3時限の教習を行わせない。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合には、3時限連続した教習を行うことができるものとする。）。

オ 「危険予測教習」の教習方法

(ア) 教習項目1「貨物自動車の特性を理解した運転」

- a 本教習については、教習所のコースにおいて1時限以上実施させる。
- b 準中型車を使用して行わせる。
- c 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、車軸の上の1か所に積荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させる。
- d 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の後軸上に最大積載量の概ね50パーセント以上の貨物を積んで場内コースを走行し、貨物が運転操作に与える影響を体感させる。
- e 教習中に貨物の積み降ろしを行う場合は、教習の中断時間が短い場合に限らせる。

(イ) 教習項目2「危険を予測した運転（貨物自動車）」

- a 観察教習及びコメンタリードライビングにより行わせる。

また、観察教習についてのみ、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を行うことができるものとする。

なお、複数教習を行う場合は、それぞれの教習生の運転できる機会が均等になるよう配慮させること。また、運転シミュレーターによる教習を行う場合は、集団教習を行うことができるものとする。

- b 本教習を1時限行った後、引き続き教習項目4「危険予測ディスカッション（貨物自動車）」（1時限）を行う方法により、2時限連続して行わせる。
 - c 教習生の運転による教習は、その直後に教習項目4「危険予測ディスカッション（貨物自動車）」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、教習生に何らかの印象付けをさせるように努めさせる。
 - d 複数の教習生により行う場合については、次の方法によることができるものとする。
 - (a) 観察教習を複数教習で行う場合は、それぞれの教習生の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うことができる。
 - (b) 観察教習を運転シミュレーターによる教習と複数教習で行う場合については、複数教習においてそれぞれの教習生が運転する機会をコメンタリードライビングとして行うことができる。
 - e 運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。
- (ウ) 教習項目3「危険を予測した運転（普通乗用自動車）」
- a 本教習については、道路における教習生の実車教習を1時限以上実施させる。

なお、前記方法により教習するに当たり、道路における準中型車特定指導員の運転による観察教習方式による教習又は運転シミュレーターによる教習を併せて実施することは差し支えないものとする。
 - b 運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。
 - c 準中型車特定指導員の運転（停止中を含む。）による観察教習を行う場合は、自らの運転行動に関わる情報（特に危険要因）の取り方や、その情報が

ら起こり得る危険の予測の仕方等を解説し、ときには教習生に質問するなどの方法も効果的であるので、実施方法について工夫させる。

なお、上記方法により教習を行う場合は、運転練習のための「仮免許練習中」の標識を特定教習に用いる普通自動車（以下「特定教習普通自動車」という。）に取り付けることのないよう指導する。

- d 教習生の運転による教習は、その直後に教習項目5「危険予測ディスカッション（普通乗用自動車）」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、教習生に何らかの印象付けをさせるように努めさせる。
- e 特定後写鏡等条件の教習生が補聴器を使用している場合には、一部の教習を除き、補聴器を使用しても差し支えないものとする。

(エ) 教習項目4「危険予測ディスカッション（貨物自動車）」

- a 本教習は、教習項目2「危険を予測した運転（貨物自動車）」の教習に引き続き、連続して行わせる。
- b 準中型車特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるよう指導する。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行わせるなど、実施方法について工夫させる。

- c 本教習における準中型車特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目2「危険を予測した運転（貨物自動車）」における準中型車特定指導員に行わせることとする。
- d 教習生の数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とさせる。

(オ) 教習項目5「危険予測ディスカッション（普通乗用自動車）」

- a 本教習は、教習項目3「危険を予測した運転（普通乗用自動車）」の教習に引き続き、連続して行わせる。
- b 準中型車特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるよう指導する。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行わせるなど、実施

方法について工夫させる。

- c 本教習における準中型車特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目3「危険を予測した運転（普通乗用自動車）」における準中型車特定指導員に行わせることとする。
- d 教習生の数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とさせる。
- e 特定後写鏡等条件の教習生に対する本教習は、教習項目3「危険を予測した運転（普通乗用自動車）」の教習に引き続き、連続して行うこと及び別添第6に掲げる事項について教習を行う必要があることから、準中型車特定指導員1人との個別の対話形式により行わせる。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数の特定後写鏡等条件の教習生によるディスカッションを実施させても差し支えない。

カ 悪条件下教習

(ア) 「夜間の運転」の教習方法

- a 原則として、日没後、道路において行う。
- b ただし、次のいずれかの方法による場合は、aによる教習を行わなくてもよいものとする。
 - (a) 運転シミュレーターを使用して行う場合
 - (b) 教習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる教習、暗室における教習又は届出教習所のコースにおける教習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続きaによる教習を行う場合（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）
- c a、bにより教習を行うことが困難な場合にあっては、次のいずれの要件も満たすものに限り行わせることができるものとする。
 - (a) 日没に近接した時間に行うもの
 - (b) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習又は暗室における教習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き届出教習所のコースにおいて擬似薄暮時走行を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間の短い場合に限る。）

(c) 教習中に日没となった場合は、(b)の方法によるコースにおける走行に変えて道路における教習を行っても差し支えないものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限る。）。

d 留意事項

(a) 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。

(b) 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40%以下の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの）を使用させること。

また、あらかじめ届出教習所のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行わせること。

(c) 道路における教習を行う場合は、中央分離帯のないコースで行わせること（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、可能な限り距離の長いものを設定させること。）。

e 本教習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団教習によることができるものとする。

f 暗室における教習については、施設の規模により適正な教習が実施できる人数とさせること。

(イ) 「悪条件下での運転」の教習方法

a 道路又は届出教習所のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る教習を行う場合は、凍結又は積雪の状態にある路面での走行に限らせること。

また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限らせる。

b ただし、aの方法に代えて次のいずれかの方法により行わせることができるものとする。

(a) 運転シミュレーターを使用して行うもの

(b) スキッド教習によるもの

(c) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習を行った後、引き続き

前記 a の方法による教習を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）

- c なお、道路における教習又は届出教習所のコースにおける教習において、実際の悪条件下における運転に係る教習を行う場合、又はスキッド教習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で補足説明させること。
- d 運転シミュレーターによる教習又はスキッド教習を行う場合は、集団教習を行うことができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド教習を集団で行う場合は、運転しない他の教習生は安全な場所で見学する方法によるものとさせること。
- e 準中型自動車又は普通自動車を使用する（届出規則第 1 条第 4 項第 3 号の表）。

キ 「高速道路教習」の教習方法

(ア) 教習項目 1 「高速道路での運転に必要な知識」

本教習は、教習項目 2 「高速道路での運転」の教習に先立って実施させるる。

(イ) 教習項目 2 「高速道路での運転」

- a あらかじめ特定届出教習所から具体的な教習計画を提出させ、これに基づいて高速道路の管理者との緊密な連絡をとるなどして、事故防止上問題がないかを確認した上で、円滑な教習が実施されるよう指導する。

なお、教習計画の策定に当たっては、事前に教習予定コースを実地踏査させ、教習に適した区間・距離・時間帯及びパーキングエリア等での指導要領等について綿密な検討をさせる。

- b 本教習における「高速道路」とは、高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路とする。
- c 本教習における実車教習は、高速道路及びこれに接続している一般道路において行わせる。
- d 本教習における実車教習は、普通自動車を用いて行わせる。
- e 教習生 1 人当たりの高速道路での実車教習の距離は、おおむね15キロメートル以上となるよう指導する。

- f 次のいずれかの項目に該当する場合は、管理者に対し、実車教習を行わないよう指導する。
- (a) 降雨、降雪等のため、通行止め、又は50キロメートル毎時以下の速度規制等の交通規制が実施されている場合
 - (b) 交通事故発生による交通規制や交通渋滞により、安全かつ円滑な教習が実施できないと認められる場合
 - (c) 高速道路に入るまでの教習において、教習生が極度に緊張していたり、特定教習普通自動車の異常が認められたりした場合
- g 次のいずれかの項目に該当する場合は、管理者に対し、実車教習を中止することを検討させる。
- (a) 交通規制は実施されていないが、風雨等により、当該教習を実施することが危険と認められる場合
 - (b) 出発時には異常ないが、教習中に異常気象等により当該教習を安全に実施できない蓋然性が高いと認められる場合
- h fにかかわらず、fに該当しない状況で1時限当たりおおむね15キロメートル以上を走行した教習生が1名以上いる場合は、当該教習時間中にfに該当する状況になったとしても、引き続きcの道路において行われ、かつ、安全な教習が行われると認められるときは、引き続き当該状況下において観察教習（fに該当しない状況でおおむね15キロメートル以上を走行した教習生が、準中型車特定指導員の運転を観察するものに限る。）を実施させても差し支えない。この場合において、準中型車特定指導員には管理者等に連絡し、指示を受けさせることとし、やむを得ない事情により管理者等に連絡することができないときは、帰所後必要な事項を管理者に報告させる。
- i 本教習は、次のいずれかに該当する場合は、運転シミュレーターにより行わせることができるものとする。
- (a) 当該届出教習所が高速道路から離れた地域に位置する場合
 - (b) f又はgにより自動車による教習を行わない場合
 - (c) その他自動車による教習を行うことが困難な場合
- j 運転シミュレーターにより教習を行う場合は、教習生1人当たりの走行

距離は、おおむね15キロメートル以上とさせる。

なお、模擬走行コースの所定の区間を運転するだけでなく、本線車道への進入や車線変更を繰り返し練習させるなど効果的な教習に努めさせる。

ク 「準中型免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

「準中型免許に係る応急救護処置教習」の教習方法については、2(1)カの場合による。

(3) 普通免許に係る特定教習の指導要領

普通免許に係る特定教習の指導要領は次のとおりとする。

ア 教習の内容

本教習は、別添第5「普通免許に係る教習カリキュラム」、別添第6「特定後写鏡等条件の教習生に対して行うコースにおける教習の教習指導要領」及び別添第9「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせること。

イ 指導員の要件

本教習は、普通車特定指導員に行わせること。

ウ 複数教習等

(ア) 「危険予測教習」及び「高速道路教習」における自動車の運転に関する技能の教習を自動車により行う場合は、複数教習ができることとする。

この場合、運転しない状態にある教習生に対しても、何を学ばせるのかを明確に指示するとともに、運転している教習生と同程度の教習効果が得られるよう、その方法に工夫を凝らさせる。また、それぞれの教習生の運転できる機会ができるだけ均等になるよう配慮させる。

運転シミュレーターによる教習を行う場合は、集団教習によることができるものとする。

(イ) 特定後写鏡等条件の教習生に対する「危険予測教習」は、別添第6に掲げる事項について教習を行う必要があることから、単独教習を実施させる。また、運転シミュレーターによる集団教習は実施させない。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数教習又は運転シミュレーターによる集団教習を実施させても差

し支えない。

エ 1日当たりの教習時限数の制限

教習を受ける者1人に対する1日の技能教習時間は、3時限を超えないこと（1日3時限の教習を行う場合は、連続して3時限の教習を行わせないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合には、3時限連続した教習を行うことができるものとする。）。

オ 「危険予測教習」の教習方法

(ア) 教習項目1「危険を予測した運転」

a 本教習については、道路における教習生の実車教習を1時限以上実施させる。

なお、前記方法により教習するに当たり、道路における普通車特定指導員の運転による観察教習方式による教習又は運転シミュレーターによる教習を併せて実施することは差し支えないものとする。

b 運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。

c 普通車特定指導員の運転（停止中を含む。）による観察教習を行う場合は、自らの運転行動に関わる情報（特に危険要因）の取り方や、その情報から起こり得る危険の予測の仕方等を解説し、ときには教習生に質問するなどの方法も効果的であるので、実施方法について工夫させる。

なお、上記方法により教習を行う場合は、運転練習のための「仮免許練習中」の標識を特定教習に用いる普通自動車）に取り付けることのないよう指導する。

d 教習生の運転による教習は、その直後に教習項目2「危険予測ディスカッション」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、教習生に何らかの印象付けをさせるように努めさせること。

e 特定後写鏡等条件の教習生が補聴器を使用している場合には、一部の教習を除き、補聴器を使用しても差し支えないものとする。

(イ) 教習項目 2 「危険予測ディスカッション」

- a 本教習は、教習項目 1 「危険を予測した運転」の教習に引き続き、連続して行わせる。
- b 普通車特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるよう指導する。
また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行わせるなど、実施方法について工夫させる。
- c 本教習における普通車特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目 1 「危険を予測した運転」における普通車特定指導員に行わせることとする。
- d 教習生の数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とさせる。
- e 特定後写鏡等条件の教習生に対する本教習は、教習項目 1 「危険を予測した運転」の教習に引き続き、連続して行い、及び別添第 6 に掲げる事項について教習を行う必要があることから、普通車特定指導員 1 人との個別の対話形式により行わせる。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数の特定後写鏡等条件の教習生によるディスカッションを実施させても差し支えない。

カ 「高速道路教習」の教習方法

(ア) 教習項目 1 「高速道路での運転に必要な知識」

本教習は、教習項目 2 「高速道路での運転」の教習に先立って実施させるる。

(イ) 教習項目 2 「高速道路での運転」

- a あらかじめ特定届出教習所から具体的な教習計画を提出させ、これに基づいて高速道路の管理者との緊密な連絡をとるなどして、事故防止上問題がないかを確認した上で、円滑な教習が実施されるよう指導する。
なお、教習計画の策定に当たっては、事前に教習予定コースを実地踏査させ、教習に適した区間・距離・時間帯及びパーキングエリア等での指導要領等について綿密な検討をさせる。

- b 本教習における「高速道路」とは、高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路とする。
- c 本教習における実車教習は、高速道路及びこれに接続している一般道路において行わせる。
- d 教習生1人当たりの高速道路での実車教習の距離は、おおむね15キロメートル以上となるよう指導する。
- e 次のいずれかの項目に該当する場合は、管理者に対し、実車教習を行わないよう指導する。
 - (a) 降雨、降雪等のため、通行止め、又は50キロメートル毎時以下の速度規制等の交通規制が実施されている場合
 - (b) 交通事故発生による交通規制や交通渋滞により、安全かつ円滑な教習が実施できないと認められる場合
 - (c) 高速道路に入るまでの教習において、教習生が極度に緊張していたり、特定教習普通自動車の異常が認められたりした場合
- f 次のいずれかの項目に該当する場合は、管理者に対し、実車教習を中止することを検討させる。
 - (a) 交通規制は実施されていないが、風雨等により、当該教習を実施することが危険と認められる場合
 - (b) 出発時には異常ないが、教習中に異常気象等により当該教習を安全に実施できない蓋然性が高いと認められる場合
- g eにかかわらず、eに該当しない状況で1時限当たりおおむね15キロメートル以上を走行した教習生が1名以上いる場合は、当該教習時間中にeに該当する状況になったとしても、引き続きbの道路において行われ、かつ、安全な教習が行われると認められるときは、引き続き当該状況下において観察教習（eに該当しない状況でおおむね15キロメートル以上を走行した教習生が、普通車特定指導員の運転を観察するものに限る。）を実施させても差し支えない。この場合において、普通車特定指導員には管理者等に連絡し、指示を受けさせることとし、やむを得ない事情により管理者等に連絡することができないときは、帰所後必要な事項を管理者に報告させる。
- h 本教習は、次のいずれかに該当する場合は、運転シミュレーターにより

行わせることができるものとする。

(a) 当該届出教習所が高速道路から離れた地域に位置する場合

(b) e 又は f により自動車による教習を行わない場合

(c) その他自動車による教習を行うことが困難な場合

i 運転シミュレーターにより教習を行う場合は、教習生1人当たりの走行距離は、おおむね15キロメートル以上とさせる。

なお、模擬走行コースの所定の区間を運転するだけでなく、本線車道への進入や車線変更を繰り返し練習させるなど効果的な教習に努めさせる。

キ 「普通免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

「普通免許に係る応急救護処置教習」の教習方法については、2(1)カの例による。

なお、2(1)カに規定する第一種免許に係る応急救護処置教習免除者のうち「現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者」は、「現に大型二輪免許又は普通二輪免許を運転することができる運転免許を受けている者」と読み替えるものとする。

(4) 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る特定教習の指導要領

大型二輪免許及び普通二輪免許に係る特定教習の指導要領は、次のとおりとする。

ア 教習の内容

本教習は、別添第7「大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習カリキュラム」及び別添第9「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせる。

イ 指導員の要件

大型二輪車教習は大型二輪車特定指導員、普通二輪車教習は普通二輪車特定指導員に行わせる。

ウ 「危険予測教習」の教習方法

(ア) 教習項目1「危険を予測した運転」、4「ケース・スタディ(交差点)」及び5「交通の状況及び道路環境に応じた運転」

当該教習は、大型二輪車、普通二輪車及び運転シミュレーターを用いて行わせる。

(イ) 運転シミュレーターによる教習方法

運転シミュレーターによる教習は、別添第8「危険予測教習指導要領」の「第1 教習項目1「危険を予測した運転」(技能)の指導要領」中、「1 運転シミュレーターを使用した教習」に基づいて行わせることとする。

(ウ) 大型二輪車及び普通二輪車による教習方法

届出教習所のコースにおいて技能教習を行う場合にあっては、教習生に乗車用ヘルメットを着装させ、おおむね5分間のウォーミングアップ走行を行って、教習生の技量のおおまかなみきわめを行い、届出教習所のコースにおける教習に必要な技能について指導させる。

(エ) 集団教習

本教習については、集団教習を行うことができるものとする。ただし、聴覚障害者及び聴力に不安があるため、教習を受けるに当たり安全を確保するため特別な対応を受けることを希望する者を含めて集団教習(実車を用いた技能教習)を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、教習生の安全を確保する。

エ 「二人乗り教習」の教習方法

教習項目3「二人乗り運転に関する知識」については、二人乗りに関する法規制の内容及び二人乗りの運転特性に係る知識等を理解させるために必要な視聴覚教材を使用して教習を行わせる。

オ 「大型二輪免許及び普通二輪免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

「大型二輪免許及び普通二輪免許に係る応急救護処置教習」の教習方法については、2(1)カの例による。

なお、2(1)カに規定する第一種免許に係る応急救護処置教習免除者のうち「現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者」は、「現に普通自動車を運転することができる運転免許を受けている者」と読み替えるものとする。

3 大型第二種免許、中型第二種及び普通第二種免許に係る特定教習の実施要領

大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下、大型第二種免許に係る特定教習を「大型旅客車教習」、中型第二種免許に係る特定教習を「中型旅客車教習」、普通第二種免許に係る特定教習を「普通旅客車教習」という。）の指導要領は、次のとおりとする。

(1) 教習の内容

本教習は、別添第10「大型第二種免許、中型第二種及び普通第二種免許に係る教習カリキュラム」、別添第11「第二種免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領」及び別添第12「第二種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせる。

(2) 指導員の要件

大型旅客車教習は、届出規則第1条第8項第1号に定める大型第二種免許に係る特定指導員に、中型旅客車教習は、届出規則第1条第9項第1号に定める中型第二種免許に係る特定指導員に、普通旅客車教習は、届出規則第1条第10項第1号に定める普通第二種免許に係る特定指導員（以下「大型旅客車等特定指導員」という。）に行わせる。

(3) 1日当たりの教習時限数の制限

教習を受ける者1人に対する1日の技能教習は、3時限を超えないこと。

(4) 「危険予測教習」の教習方法

ア 観察教習、及びコメンタリードライビングによる教習を合わせて2時限以上行わせるものとする。ただし、観察教習については、教習生が観察することのみに終始しないよう指導する。

また、観察教習についてのみ、運転シミュレーターによる教習（集団教習可）を行うことができるものとする。

なお、運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより

映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。

イ アの方法による教習を2時限以上連続で行った後、引き続き教習項目2「危険予測ディスカッション」（1時限以上）を行うことが望ましいものとする。

ただし、3時限以上連続で行うことが困難な場合については、次の方法により行わせるものとする。

(ア) 観察教習を行った後、引き続き教習項目2「危険予測ディスカッション」を行い、その後近接した機会（教習と教習の間に他の教習を挟まないもの）にコメンタリードライビングを行うもの

(イ) 観察教習を行った後、これに近接した機会にコメンタリードライビングを行い、それに引き続き教習項目2「危険予測ディスカッション」を行うもの

ウ 観察教習、及び上記イの方法により本教習及び教習項目2「危険予測ディスカッション」を3時限以上連続で行う場合におけるコメンタリードライビングについてのみ、複数教習を行うことができるものとする。

なお、複数教習を行う場合は、それぞれの教習生の運転できる機会が均等になるよう配慮させること。

(5) 「危険予測ディスカッション」の教習方法

ア 教習項目1「危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本項目を行わせることが望ましいものとする。

ただし、3時限以上連続して行うことができない場合にあっては、前記(4)教習項目1「危険を予測した運転」の教習方法におけるイ(ア)、(イ)の方法により、少なくとも技能教習を1時限以上行った後に引き続き連続して行わせる。

イ 大型旅客車等特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるものとする。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行うなど、実施方法について工夫させる。

- ウ 本教習における大型旅客車等特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目1「危険を予測した運転」における指導員に引き続き行わせるものとする。
- エ 教習生の人数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とさせる。

(6) 「夜間教習」の教習方法

- ア 原則として、日没後、道路において行う。
- イ ただし、次のいずれかの方法による場合は、アによる教習を行わなくてもよいものとする。
 - (ア) 運転シミュレーターを使用して行う場合
 - (イ) 教習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる教習、暗室における教習又は届出教習所のコースにおける教習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続きアによる教習を行う場合（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）
- ウ ア、イにより教習を行うことが困難な場合にあっては、次のいずれの要件も満たすものに限り行わせることができるものとする。
 - (ア) 日没に近接した時間に行うもの
 - (イ) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習又は暗室による教習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き届出教習所のコースにおいて擬似薄暮時走行を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間の短い場合に限る。）
 - (ウ) 教習中に日没となった場合は、(イ)の方法によるコースにおける走行に変えて道路における教習を行っても差し支えないものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限る。）。
- エ 留意事項
 - (ア) 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。
 - (イ) 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40%以下の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの）を使用させること。

また、あらかじめ届出教習所のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行わせること。

- (ウ) 道路における教習を行う場合は、中央分離帯のないコースで車内の照明を点灯（大型旅客車及び中型旅客車教習のみ）させて行わせること（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定させること。）。

オ 本教習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団教習によることができるものとする。

カ 暗室における教習については、施設の規模により適正な教習が実施できる人数とさせること。

(7) 「悪条件下教習」の教習方法

ア 道路又は届出教習所のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る教習を行う場合は、凍結又は積雪の状態にある路面での走行に限らせる。

また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限らせる。

イ ただし、アの方法に代えて次のいずれかの方法により行わせることができるものとする。

- (ア) 運転シミュレーターを使用して行うもの

- (イ) スキッド教習によるもの

- (ウ) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習を行った後、引き続き上記アの方法による教習を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）

ウ なお、道路における教習又は届出教習所のコースにおける教習において、実際の悪条件下における運転に係る教習を行う場合、又はスキッド教習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で補足説明させる。

エ 運転シミュレーターによる教習又はスキッド教習を行う場合は、集団教習を

行うことができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド教習を集団で行う場合は、運転しない他の教習生は安全な場所で見学する方法によるものとさせる。

オ 大型旅客車教習にあつては、大型自動車（バス型、乗車定員30人以上）、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）又は普通自動車を、中型旅客車教習にあつては、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）又は普通自動車を、普通旅客車教習にあつては普通自動車を使用する（届出規則第1条第8項第3号の表、第9項第3号の表及び第10項第3号の表）。

(8) 「身体障害者等への対応」の教習方法

ア 大型旅客車教習にあつては、バス型の大型自動車（及び必要に応じバス型の中型自動車又は普通自動車）を、中型旅客自動車教習にあつては、バス型の中型自動車（及び必要に応じバス型の大型自動車又は普通自動車）を、普通旅客車教習にあつては、普通自動車（及び必要に応じバス型の大型自動車又はバス型の中型自動車）を用い、届出教習所のコースその他の設備において実習形式により行わせる。

イ 教習の一部として車椅子利用者に係る乗降時の対応要領について、大型旅客車等特定指導員又は教習生が互いに運転者又は乗客となって実習を行わせる。

なお、この場合車椅子を使用することが望ましいものとするが、車椅子に代えて椅子を使用しても差し支えないものとする。

ウ 教習の一部（約20分以内）については、映画、ビデオ等を使用した教習を行わせることができるものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限る。）。

エ 1人の大型旅客車等特定指導員に対し、教習生の人数は6人以下とさせること。

オ 本教習については、大型旅客車教習、中型旅客車教習及び普通旅客車教習を合同で行うことができるものとする。

(9) 「大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

「大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る応急救護処置教

習」の教習方法については、次に掲げるものによるほか2(1)カの例によるものとする。

ア 教習方法

できるだけ講義及び実技方式の教習を6時限以上連続で実施させるよう指導すること。ただし、やむを得ず分割して実施する場合は、講義は連続2時限以上実施するとともに、前半の教習を実施した後、近接した機会（教習と教習の間に他の教習は挟まないこと。）に残りの教習を連続して2時限以上ずつ実施させる。

イ 模擬人体装置の数

模擬人体装置の数は、教習生4人に対して「大人全身」2体及び「乳児全身」1体（「大人全身」1体、「大人半身」1体及び「乳児全身」1体でも可。）とさせる。

ウ 模擬人体装置の基準

模擬人体装置は、別添第12「第二種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に対応したものであって、胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保、人工呼吸その他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能（届出規則第1条第8項第3号、第9項第3号又は第10項第3号の表の「気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に応じた対応その他の応急救護処置に必要な知識」の項の第2欄の1）を有し、かつ、2(1)カ(エ)に掲げる基準に適合したものを使用させる。

エ 合同教習の方法

本教習は、大型旅客車教習、中型旅客車教習及び普通旅客車教習を合同で実施することができるものとする。

なお、合同教習により実施する場合には、大型旅客車特定指導員、中型旅客車特定指導員又は普通旅客車特定指導員であり、かつ、公安委員会が第二種免許に係る応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限り行わせる。

オ 指導員の要件

届出規則第1条第8項第3号、第9項第3号及び第10項第3号の規定に係る「公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者」とは、

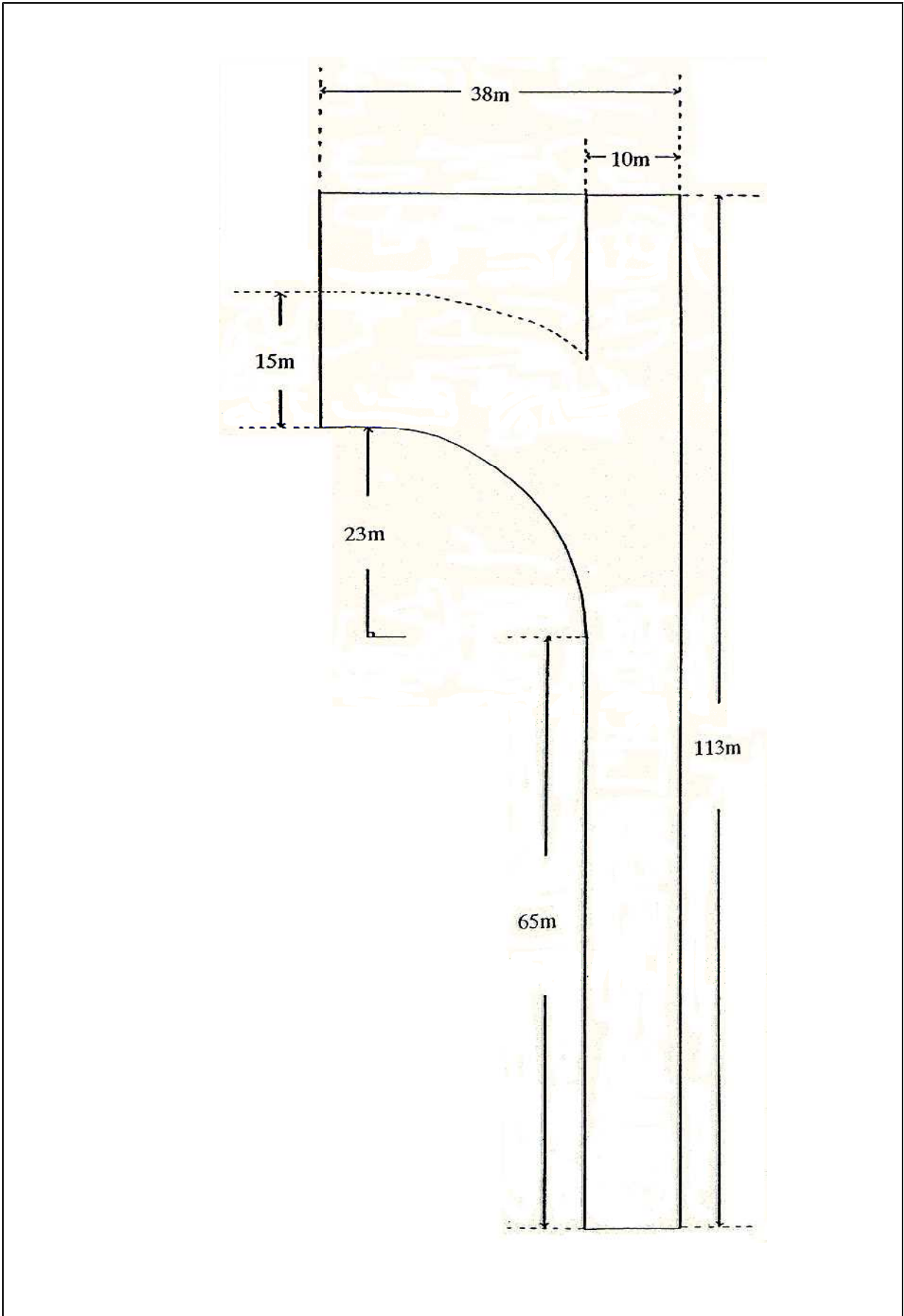
- (ア) 第二種免許に係る応急救護処置指導員の養成を行う講習として公安委員会
が認めるものを受け、その課程を修了した者
 - (イ) 公安委員会が応急救護処置の指導に関し(ア)に掲げる者と同等以上の能力
を有すると認める者
- のいずれかに該当する者とする。

カ 免除対象者

第二種免許に係る応急救護処置教習の免除対象者は、2(1)カ(キ)に規定する
者から、「現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者」を
除いたものとする（届出規則第1条第8項第3号の表備考第9号、第9項第3
号の表備考第9号及び第10項第3号の表備考第9号）。

別添第1

スキッド教習車コース



別添第2

大型免許及び中型免許に係る教習カリキュラム

事項	区分	教習項目	教習細目	指導内容	時限
危険予測教習	技能	1 貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭においた適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	1 時限以上
		2 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	○ 大型自動車又は中型自動車に係る他の交通とのかかわりにおける危険性を的確に予測し、危険を回避する能力を養わせる。	1 時限以上
	学科教習	3 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び教習生の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1 時限以上
悪条件下教習	技能	1 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報の捉え方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運動能力を養わせる。	1 時限
		2 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することができる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養う。	1 時限以上
合計 4 時限以上					

別添第 3

準中型免許に係る教習カリキュラム

事項	区分	教習項目	教習細目	指導内容	時限
危険予測教習	技能教習	1 貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭においた適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	1 時限以上
		2 危険を予測した運転（貨物自動車）	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	○ 準中型自動車に係る他の交通とのかかわりにおける危険性を的確に予測し、危険を回避する能力を養わせる。	1 時限以上
		3 危険を予測した運転（普通乗用自動車）	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件の教習生に対しては、路上における実車走行を実施する前に、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できないで運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1 時限以上
	学科教習	4 危険予測ディスカッション（貨物自動車）	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び教習生の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1 時限以上
		5 危険予測ディスカッション（普通乗用自動車）	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び教習生の相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件の	1 時限以上

				<p>教習生に対しては、特に次の事項について、対話形式により行う。また、運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し、質疑を行い、今後、運転を実際に行い気付いた事項について、警察への連絡を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 踏切を通過しようとするときにおいて、列車が接近してきたことを周囲の交通の状況から認知する方法 緊急自動車接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知する方法 その他交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険があるおそれがある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法 特定後写鏡等条件で運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡等の意義、聴覚障害者標識の意義等） 	
悪条件 下 教習	技能 教習	1 夜間の運転	<p>(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報の捉え方 (3) 夜間における運転の仕方</p>	○ 夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運動能力を養わせる。	1 時 限 以 上
		2 悪条件下での運転	<p>(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の</p>	○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することが	

			仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	できる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養う。	
高速道路教習	学科	1 高速道路での運転に必要な知識	(1) 高速道路利用上の心得 (2) 走行計画の立て方 (3) 本線車道への進入 (4) 本線車線での走行 (5) 本線車道からの離脱	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路は、一般道路とは異なる注意が必要であることを強調するとともに、走行するに当たって最小限度とされる知識を理解させる。	1 時限以上
	技能	2 高速道路での運転	(1) 高速走行前の車両点検の仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	○ 高速道路における実車走行により、安全かつ円滑な走行要領を身に付けさせるとともに、高速走行の特性を理解させる。	1 時限以上
合計 8 時 限 以 上					

※ 現に普通免許を受けている者に対しては、危険予測教習のうち「3 危険を予測した運転（普通乗用自動車）」及び「5 危険予測ディスカッション（普通乗用自動車）」並びに高速道路教習を行わないこととする。

別添第 4

大型免許、中型免許及び準中型免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領

1 教習項目 1 「貨物自動車の特性を理解した運転」の指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
<p>① 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転</p> <p>② 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転</p> <p>③ 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転</p>	<p>○ 貨物輸送を想定した運転を実際の道路において適切に行うことができるよう指導する。</p> <p>○ 運転操作と貨物との関係を理解し、適切に運転することができるよう指導する。</p>	<p>○ 荷台の前部、後部及び車軸の上の3か所に積荷を置く（準中型車にあっては後輪の軸上の1か所）。</p> <p>○ 周回コースなどの場内コースを利用してR（10m、20m、30m等）が異なるカーブを走行し、積荷の動きを観察させる。</p> <p>○ 1つのコーナーを走行するごとにタイヤの位置を確認させる。 速度は、20km/h、30km/h等で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「運転操作が貨物に与える影響を理解した運転」で確認した3か所の積荷の位置のうち、積荷の移動量が最も大きかった位置（準中型車にあっては後輪の軸上）に積荷を1つ置き、当該積荷が動かないように運転させる。 <p>○ アクセル、ブレーキ、クラッチなど運転装置を適切に扱い、道路及び交通の状況に応じた速度で走行するとともに、0.3G以下で滑らかな速度調節ができるよう指導する。</p> <p>○ 直線部分はできるだけ指示された速度で走行し、カーブや曲がり角部分では、曲がり具合や路面状況等に応じて、適切な速度で走行できるよう指導する。</p> <p>○ 貨物輸送に配慮した運転ができるように発進、加速、車線変更、減速、停止などの一連の運転行動が0.3G以下で滑らかにできるように指導する。</p> <p>○ それぞれの行為の際に、貨物の荷崩れ、転落防止が適切になされるよう指導を行う。</p> <p>○ 荷重がかかることにより、ハンドル及び制動効果が違うことを理解させるとともに、発進時における動力の伝達方法の違いを理解させる。</p> <p>○ 積荷（教習に使用する車両の最大積載量の50%程度）を荷台の後軸上に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貨物の確認は、積載の状況に応じ適宜ミラー等により行うよう留意させる。 ・ 運転操作が貨物に与える影響を客観的に評価し、走行中に意識付けが図られるように荷台にタイヤ等を積載して行う。 場内コースで十分な速度が出せず、積荷の移動が見られない場合は、コンクリートブロックや砂袋を入れたコンテナ容器などを使用し、視覚を通じて積荷の移動を確認できるようにする。 ・ 速度調節を滑らかにする教習を重点的に行う。 ・ 道路及び交通の状況に応じた速度での運転が、安全で円滑な運行に必要なことを再確認させる。

	<p>置いた場合について、それぞれの運転操作を体験する。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 周回コースなどの場内コースを利用してR(10m、20m、30m等)が異なるカーブを走行し、ハンドルやブレーキの効き具合を体験する。<ul style="list-style-type: none">・ コーナーを走行するごとに、ハンドルの操作(切り方・戻し方)を体験させる。<ul style="list-style-type: none">速度は、20km/h、30km/h等で行う。	
--	--	--

2 教習項目2「危険を予測した運転」の指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
① 危険要因の捉え方	<p>○ 危険要因の捉え方を修得する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報を早く捉える(時機)。 ・ 情報を広く捉える(範囲)。 ・ 情報を取捨選択する(選択)。 ・ 情報を深く捉える(深さ)。 	<p>○ 絶えず変化する運転場面から、自分に関する危険要因の認知の仕方を解説指導する。</p> <p>また、貨物輸送中はハンドル操作やブレーキ操作などの運転操作が制限される(急ハンドル、急ブレーキは、荷崩れに直結する)ことを念頭に置き、余裕を持った早めの運転操作を実現するために、より早く、より多く、より確実な危険要因の入手を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まず、指導員自らコメントリードライビングにより模範運転を示すことにより、運転中の視点のとり方等を具体的に明示する。 ・ 一般の運転よりは広範囲に視野をとらせる(情報は広範囲にとらせることが重要である。) ・ 捉えた情報の中で、危険要因となるもの(顕在・潜在)を判断させ、その重要度によって取捨選択させる。 ・ 危険要因の高い情報については、注視することによってその状況を深く捉えさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報を早く入手するには、より遠くに視点を置くことが必要である。しかし、あまり遠くに視点を置くと情報入手が危険環境の変化に対応できない場合があることに注意すること。 また、走行位置、車間距離等によって、危険要因の情報がとりにくくなることにも留意させること。 ・ 教習生個々において危険の捉え方が異なることを認識し、具体的に危険要因の重要度を示し教習生に理解させる。 ・ 危険要因を注視し過ぎると、反対に他の危険要因に対して注意が散漫となることを念頭に置き、速やかに判断できるよう留意する。
② 起こりうる危険の予測	<p>○ 危険要因に対する予測の仕方を修得する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顕在的危険を予測する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捉えた情報から起こりうる危険の予測の仕方を解説指導する。 ・ 目に見える危険要因については、これをよく観察させることにより、その危険要因(人・車等)が次にどのような行動にでるか予測させる。 ・ 貨物輸送時は、急な運転操作が荷崩れ等の原因となることを念頭に置くとともに、どのような回避行動をとれば安全に輸送できるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの個癖にとらわれた予測を払拭し、どのような予測をするのか個々具体的に指導する。 ・ 指導員の指導が教習生に対する一方通行にならないよう、教習生にも順次危険要因を拾い上げさせ、予測の仕方が定着するよう心がけさせること。 ・ 相手が異常な行動はとらないという「だろ運転」は現に慎み、予測しない行動にでる「かもしれない運転」に徹することを強調すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 潜在的危険を予測する。 	<p>を考慮し、早期発見・ゆとりある回避にたった予測を行わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 目に見えない危険要因（見通しの悪い交差点、駐車車両や対向車の死角）から生じる危険に対して適切な予測をさせる。 現に目に見えているが未だ危険要因とはなっていないものについても、そのものの行動いかんによっては危険要因となるものもあることを認識させ、その予測をさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 大型自動車は、前方の死角は少ないものの、自車の側方並びに後方は普通自動車に比べて死角が多いことを認識させる（特に右左折時の巻き込みに注意させる。）。
<p>③ 危険の少ない運転行動の選び方</p>	<p>○ 危険の少ない運転行動の選び方をつかむ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険に備えた速度にする。 適切な走行位置をとる。 安全な空間をとる。 	<p>○ 危険を予測した情報について、安全な回避行動の選び方を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 直面した危険に対しても安全に対応できる速度を選ばせて運転させる。 また、大型自動車は普通自動車に比べてブレーキの利きが遅く、それは荷重がかかった状況下においては特に顕著に現れることから「ブレーキの構えなど「構え運転」の必要性を認識させる。 危険の少ない走行位置を選ばせる。 危険対象者に対する安全な空間のとり方を解説指導する。 対向車の状況を素早く読みとらせ適切な安全空間を保たせる。 速度や路面の状態に応じて停止距離と危険 	<ul style="list-style-type: none"> 大型自動車は、普通自動車に比べて車幅が広いことを認識させる。 また、サイドミラーはオーバーハングであることが多いため、このミラーの幅も念頭においた走行位置を確保させる。 危険を発見しやすい走行位置を選ばせる。 大型自動車は、普通自動車と比べ、回避行動を大きくとる必要があることから、普通自動車以上に安全な空間を大きくとる必要があることを認識させる。 相手から発見されやすい走行位置を選ばせる。 危険に遭遇しても安全に回避できる走行位置を選ばせる。 前車との距離を変化させ、適切な安全空間を感じとらせる。 後車を観察させ、後車との安全な空間を感じとらせる。 歩行者や駐車車両等の側方通過時における適切な安全空間を保たせる。 後続車両の追突を避けるため早めのブレーキングに留意させる。 走行中に運転のスムーズさを客観的に評価し、走行中に意識付けが図られるように加速度計、皿に乗せたボール、ティッシュの箱等を使用して

④ 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方

範囲が広がり変化することを理解させる。

- ・ 走行位置や車間距離により情報の見え方が変わることを理解させる。
- ・ 自車の存在を相手に知らせる工夫も必要である。
- ・ 結果を推測して、安全空間を常に確保することを強調する。
- ・ 対象物の状況並びにお互いの速度により安全空間が変化することを理解させる。
- ・ アクセル、ブレーキ、クラッチなど運転装置を適切に扱い、道路及び交通の状況に応じた速度で走行するとともに、0.3G以下で滑らかな速度調節ができるように指導する。
- ・ 直線部分は、できるだけ指示された速度で走行し、カーブや曲がり角部分では、曲がり具合や路面の状況等に応じて、適切な速度で走行できるよう指導する。
- ・ 速度調節を滑らかにする教習を重点的に行う。
- ・ 道路及び交通の状況に応じた速度での運転が、安全で円滑な運行に必要なことを再確認する。

行う。

3 教習項目3「夜間の運転」の指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
<p>① 夜間における運転視界の確保の仕方</p>	<p>○ 夜間の特性を理解するとともに、それに応じた運転行動がとれるように指導する。</p>	<p>○ 貨物自動車の運転者は、昼夜を問わず輸送業務に就かねばならないことから、夜間運転についてその危険予測も含めた教習を行わせる。</p> <p>○ 夜間教習の際は、あらかじめ夜間路上教習コースを設定し、繁華街、住宅地、見通しの悪い交差点など課題を決めておき、夜間の特性を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実車による夜間の運転を体験させる。 ・ 夜間教習例 <ul style="list-style-type: none"> ア 運転シミュレーターと夜間実車教習 イ 場内教習と夜間実車教習 ウ 暗室による夜間体験と夜間実車教習 <p>○ 夜間事故の特徴に留意した教習を行わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視界をできるだけ確保するように配慮する（前照灯の照射範囲により、走行用前照灯（上向き）とすれ違い用前照灯（下向き）により、視界の差がある。）。 ・ 歩行者など他の交通の色彩により、認識の難易度が異なる（具体的な事例に即して、その差を認識させるとともに早期発見の必要性を認識させる。）。 ・ 対向車の前照灯により、道路の右方向からの横断者などの発見が遅れやすい。（同上） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実車による教習は、日没後に限る。 ・ 運転シミュレーター、場内教習及び暗室と実車の組合せによる場合は、実車教習への移動時間の短いものに限る。こゝととし、運転シミュレーター及び暗室による教習について複数の教習生による教習を可とする。 ・ また、この場合における暗室及び場内走行は蒸発現象、眩惑等の体験とする。 ・ 日没後の教習が困難な地域・期間に限定して、運転シミュレーター又は暗室と場内教習の組合せを可とする。 ・ また、この場合における場内走行は、色つきゴーグル等による薄暮体験走行とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ コース内や他の交通の妨げとならない場所などで前照灯の上向きと下向きの照射範囲の差を実感させる。 ・ 前照灯の役割の一つに、自車を他の交通に認識の点灯が必要なことも理解させる。
<p>② 夜間における道交関係情報の捉え方</p>		<p>○ タイミングの良い前照灯の切替え操作を行わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すれ違い時の前照灯の上下の切替えの必要性とともに、タイミング良く行うことが安全運転上必要なことを認識させる（すれ違う前は下向きにし、すれ違ったらなるべく素早く上向きとして視界を確保する。）。 ・ 追従の場合の前照灯の操作（下向きにさせる）曲がり角、交差点への接近の場合の前照灯操作など（上下の切替えにより、他の交通の注意を喚起するなど。）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地などでは、前照灯を下向きにしたまま走行した方が良いことも認識させる。
<p>③ 夜間における運転の仕方</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間においては、車両の尾灯点灯による距離感は同じ距離であっても尾灯の大きさや高さ・明るさ等により距離が異なって見える場合があることを理解させる。 ・ 中央分離帯のある道路は教習効果が薄いので可能な限り避ける。 ・ 薄暮時に事故が集中することから、なぜ危険なのか、どのような状況が危険なのかなど、色付きゴーグル又はサングラス等を活用して体験させることも効果的である。

4 教習項目4「悪条件下での運転」の指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
① 積雪、凍結道路の運転の仕方	○ 個々の悪条件に関する知識を幅広く学ぶとともに、その際の対応要領を学習する。	<p>○ 悪条件下の運転は、荷物の転落や荷崩れの危険性があるので、どの程度以上になると運転が危険であるかを判断し、運転を中止し、荷物の安全確保を優先することを強調する。</p> <p>○ 積雪・凍結路の運転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コース等で急ブレーキや急ハンドルの体験を行い（低速で）、積雪や凍結面の危険性を認識させる。 ・ エアコン、窓の電熱線等により視界確保の措置をさせる（エアコン・デフロスターの使用、曇り止め資材の利用など）。 ・ 安全と思われる速度を選んで走行させる（急激な速度変化を避け、なるべく一定速度で走行させる。）。 ・ 早めの制動を心がけさせる。 ・ 十分な車間距離を保たせる。 ・ 部分凍結路などのある場所は、その発見の仕方に留意させ、安全な速度まで減速して進入させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転シミュレーター教習及びスキッド教習による場合は複数の教習生による教習を可とする。 ・ 実車と運転シミュレーターの併用を可とする（ただし、移動時間の短い場合に限る。）。 ・ スキッド教習と運転シミュレーター教習の併用は不可。 ・ 積荷を想定し、制動は0.3 G以下とする。 ・ 全面凍結等の道路ばかりでなく、山陰、ビル陰、橋上など部分的な凍結路についても理解させる。 ・ 降雪が激しい時などの場合、信号待ちなど短時間の停車であっても、前照灯を点灯したままにすることを説明する（前照灯の前面へ雪の付着を防止し照度を確保するため。）。 ・ フォグランプの役割や性能等についても触れる。
② 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方		<p>○ 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視界不良の場合の前照灯操作の必要性を理解させる（視界の確保と自車の存在を示す。）。 ・ 視界内での障害物等の早期発見や対処が可能な速度を選択して走行させる。 ・ 早めの制動を心がけさせる。 ・ 十分な車間距離を保たせる。 ・ 必要な場合は、路端に停車して安全の確保を行わせる。 	
③ 豪雨、強風下での運転の仕方		<p>○ 豪雨及び道路冠水の場合の運転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワイパーによる視界の確保。 ・ 視界不良の場合の前照灯操作の必要性を理解させる（視界の確保と自車の存在を示す。）。 ・ 視界内での障害物等の早期発見や対処が可能な 	

④ 道路冠水の場合の措置

● スキッド教習

速度を選択して走行させる。

- ・ 早めの制動を心がけさせる。
- ・ 十分な車間距離を保たせる。

○ 強風下での運転

- ・ 強風の場合の走行への影響、特に横風の影響について留意させる（特に影響を受けやすい、橋梁の上、切り通し、トンネルの出口などでの注意が必要なことを強調する。）
- ・ 速度により走行への影響が異なることを認識させ、安全な速度で走行させる。

○ 冠水部分の通行の可否と安全の確保を行わせる（必要な場合は降車して冠水の程度を確認する。）。

○ 通過可能な冠水道路であっても、通過後にブレーキの性能に異常が無いか確認する。

○ スキッド教習

- ・ この教習は、ブレーキやハンドル操作のテクニックで危険を回避するのではなく、滑りやすい道路等の危険性に対する認識を持つことに重点があることを強調する。

○ スキッド路面でのブレーキ

- ・ 乾燥路面とスキッド路面との制動比較を行うとともに、ハンドル操作で障害物を回避する教習を行い、方向性が失われることを体験する（概ね、40 km/h）。

- ・ 走行速度を下げ（概ね30 km/h）、ハンドル操作による障害物の回避を行う。

- ・ 上記の教習を数回繰り返し行う。

○ スキッド路面でのハンドル操作

- ・ スキッド路面で、急制動をしながらハンドル操作で障害物を回避する教習を行い、方向性が失われることを体験する（概ね40 km/h）。
- ・ 速度を下げ（概ね30 km/h）、ハンドル操作による障害物を回避する。

- ・ 微調整によるブレーキ

- ・ 大型トラックは特に横風の影響が大きいことに留意させる。

- ・ 冠水の場合の走行不能状態についても触れる。（マフラーの水没等）

- ・ ABS装着車両とABS未装着車両の違いを理解させる。

		<p>(ノンロック) やポンピングブレーキによる制動をしながら、ハンドルでの障害物回避を行う (概ね40 km/h)。</p> <p>○ 減速の必要性 (まとめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上により、滑りやすい路面での減速の必要性及び、ブレーキの掛け方をまとめる。(滑りやすい道路では、テクニックによって危険を回避するのではなく、そのような場所を避けたり、減速によって危険を回避することの必要性を強調する。又、ABS 装備の車両であっても限界があり、万能でないことを理解させる。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スキッド教習は、悪条件下での運転の一部であることから、他の悪条件下の運転についても口頭で説明をする (特定の悪条件のみ実車体験する場合も同様。)
--	--	--	--

別添第5

普通免許に係る教習カリキュラム

事項	区分	教習項目	教習細目	指導内容	時限
危険予測教習	技能教習	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件の教習生に対しては、路上における実車走行を実施する前に、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できないでする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1時限以上
	学科教習	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び教習生の相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件の教習生に対しては、特に次の事項について、対話形式により行う。また、運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し、質疑を行い、今後、運転を実際に行い気付いた事項に	1時限以上

				<p>ついて、警察への連絡を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 踏切を通過しようとするときにおいて、列車が接近してきたことを周囲の交通の状況から認知する方法 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知する方法 その他交通の状況を聴覚により認知できない状態である運転に係る危険があるおそれがある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法 特定後写鏡等条件で運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡の意義、聴覚障害者標識の意義等） 	
高速道路	学科教習	1 高速道路での運転に必要な知識	<p>(1) 高速道路利用上の心得</p> <p>(2) 走行計画の立て方</p> <p>(3) 本線車道への進入</p> <p>(4) 本線車線での走行</p> <p>(5) 本線車道からの離脱</p>	<p>○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路は、一般道路とは異なる注意が必要であることを強調するとともに、走行するに当たって最小限度とされる知識を理解させる。</p>	1 時 限 以 上

教 習	技 能 教 習	2 高速道 路での運 転	(1) 高速走行前の車両点検 の仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	○ 高速道路における実 車走行により、安全か つ円滑な走行要領を身 に付けさせるとともに、 高速走行の特性を理解 させる。	1 時 限 以 上
		合 計 4 時 限 以 上			

別添第 6

「特定後写鏡等条件の教習生に対して行うコースにおける教習の教習指導要領」

教習項目「1 危険を予測した運転」(技能)の指導要領

1 教習細目

- ・ 危険要因のとらえ方
- ・ 起こりうる危険の予測
- ・ より危険の少ない運転行動の選び方

2 指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
① 危険要因のとらえ方 ② 起こりうる危険の予測 ③ より危険の少ない運転行動の選び方	○ 交通の状況を聴覚により認知できない状態である運転に係る危険を予測した運転 ① 緊急自動車接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知し、対応するために必要な技能を習得する。 ア 緊急自動車の優先を理解させる。 イ 後方から接近してくる緊急自動車の認知と避譲措置の仕方	・ 緊急自動車の優先通行及び後方から緊急自動車が進捗してきた場合の避譲措置要領について質問し、理解しているかの確認を行う。	・ コースにおいて実施すること。 ・ 補聴器を使用している教習生には、補聴器を使用させて差し支えない。 ・ 教習車両のリアトランクに赤色回転灯等を設置し、走行中に随時点灯できるようにすること(準中型車にあっては、車室内の後方をカーテンで覆った状態で後方の車両の有無を確認することができるようにすること。) ・ 交差点又はその付近では、交差点を避けて道路の左側に寄せて(一方通行の道路で左側に寄るとかえって緊急自動車の妨げになるときは、右側に寄せて)一時停止しなければならないことを理解させる。 ・ 交差点及びその付近以外では、道路の左側に寄せて(一方通行の道路で左側によると緊急自動車の進行の妨げになるときは右側に寄せて)進路を譲らなければならないことを理解させる。 ・ 説明資料等により、次の事項を説明する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ リアトランク赤色回転灯等の確認 ・ 赤色回転灯等を緊急自動車の赤色回転灯(緊急走行)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交差点又はその付近以外の場合 ・ 交差点又はその付近の場合 <p>② 狭い道路から広い道路に前進及び後退し、又は道路外から道路に前進及び後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能</p> <p>ア 前進で交差点に進入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周回コースを走行中、指導員が赤色回転灯等を点灯させる。 ・ 赤色回転灯等を確認した後、道路の左側に寄せて進路を譲らせる。 ・ 幹線道路の信号機のある交差点の手前及び直近において、指導員が赤色回転灯等を点灯させる。 ・ アンプ点灯を確認した後、道路の左側に寄せて一時停止させる。 ・ 赤色回転灯等が点灯している間は、緊急自動車の接近中にとらえさせ、消えたら周囲の安全を確認させて発進させる。 	<p>とみなし、走行中に点灯したら避讓措置をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カーブでの走行時には赤色回転灯等は点灯しない。 ・ 点灯させる場所を配慮すること。 ・ 赤色回転灯等の点灯に気がつかなかった場合、どの程度の距離（時間）気がつかずに走行していたのかを具体的に説明し、その場合周囲へ与える影響について考えさせる。 ・ 赤色回転灯等を点灯していても、サイレンをならしていなければ避讓措置をとる必要がない場合があるので、周囲の交通状況に注意しなければならないことを説明すること。 ・ 補聴器を使用している教習生には、補聴器を使用させても差し支えない。ただし、後退時に外輪差のため縁石等に接触したことを認知することについて教習するときは、教習生に補聴器を使用させないこと。 ・ 他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、他の車両を確認しにくくする遮蔽物をコーナー等に設置して行うこと。
--	--	--	--

- ・ 交差点の直前まで前進する。

- ・ 他車が確認できるまで前進する。

イ 後退で交差点に進入する。

- ・ 交差道路の状況を読み取る。

- ・ 速度を調節しながら、交差点に徐々に接近する。

- ・ 進行可否の判断をする。

- ・ 後方の安全確認と後退を

- ・ ゆっくり前進させ、車体のボンネット部分が主道路に進出した時点で停止させ、主道路を走行する車両が確認できないこと及び自車が主道路にどれくらい進入しているかを降車させて確認させる。

- ・ 更に前進させ、主道路延長上の通行車両に想定した目標物(パイロン等)が視認できる地点で停止させ、自車が主道路にどれくらい進入しているかを再度降車させて確認させる。

- ・ いきなり後退するのではなく、交差点の大きさや形状、通行車両の多寡等交差点とその付近の状況を把握させる。

- ・ 自車から後方の交通状況が確認できないことを考慮し、徐々に後退させる。

- ・ 周囲の状況と主道路を走行してくる車両の情報から進行可否を判断させる。

- ・ その場から主道路に向け、後続車や歩行者の有

- ・ いきなり前進することは、主道路を通行する車両に危険性を与えるとともに、衝突の危険性が高いことを理解させ、自車を徐々に見せながらゆっくり前進することの重要性を強調する。

- ・ 主道路を通行する車両が警音器を吹鳴することにより進行車両が前進を中止するものと判断し、減速等することなく走行してくる場合があることを理解させる。

- ・ 主道路を通行する車両の立場から見たときに感じる危険性について質問等をし、このような場面で警音器を吹鳴される可能性についても理解させる。

- ・ 実際の交通の場において、左折したが、道路前方が工事中のために後退して主道路に戻らなければならないような事態があることを説明し、理解させる。

- ・ このような危険場面における走行をしないためにどのような工夫(事前の経路設計の大切さ、見通しの悪い交差点の通行をできるだけ避けるなど)が必要かを考えさせ、理解させる。

- ・ 速度の調節に注意させる。

- ・ 危険性を認識させる。

<p>行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後退時において外輪差のため縁石等に接触したことを認知する。 ・ 車体が半分ほど主道路に進出するまで後退する。 ・ 他車が視認できるまで後退する。 ・ 前進と後退の違いを理解する。 <p>③ 「警笛鳴ら</p>	<p>無を確認させながら、徐々に後退させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後退時に生じる外輪差(オーバーハングを含む)による接触の可能性について説明し、主道路の交通に対しての確認だけでなく周囲をまんべんなく確認させる。 ・ 再度、元の位置に戻り、ゆっくりと後退させ、車体が半分ほど主道路に進出した時点で停止させ、主道路を走行する車両が確認できないこと及び自車が主道路にどのくらい進入しているかを降車させて確認させる。 ・ 更に後退させ、主道路延長上の他の車両を模した自動車その他の物が視認できる地点で停止させ、自車が主道路にどのくらい進入しているかを再度降車させて確認させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後退方向のみの確認にならないよう周囲を広く確認させる。 ・ 車両右前方に対する安全確認を怠っていた場合には指摘する。 ・ パイロン等を設置し、又は縁石等を利用するなどして、これらに接触してもその接触音を聞き取れないことから気付かないことがあることを理解させるため、外輪差を体験させ、車にかかる抵抗や振動を感じさせる。 ・ パイロン等は接触した場合でも安全なものを用いること。 ・ いきなり後退することは、主道路を通行する車両に危険性を与えるとともに、衝突の危険性が高いことを理解させ、自車を徐々に見せながらゆっくり後退することの重要性を強調する。 ・ 主道路を通行する車両が警音器を吹鳴することにより後退車両が後退を中止するものと判断し、減速等することなく走行してくる場合があることを説明し、理解させる。 ・ 主道路を通行する車両の立場から見た時に感じる危険性について質問等し、このような場面で警音器を吹鳴される可能性についても理解させる。 ・ 前進と後退の違いを理解させ、狭い脇道から後退により主道路へ進行することの危険性を認識させ、このような運転は努めて行わないよう指導する。 ・ 準中型車の特定教習において準中型車を使用して後退時の実技を実施する場合は、普通車における後退時の実技を省略することができるものとする。 ・ 補聴器を使用している教習生
--	--	---

せ)又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行するときにおける危険を予測した運転に必要な技能を習得する。

ア 「警笛鳴らせ」の標識の意味を理解する。

イ 警音器の操作の仕方をつかむ。

ウ 見通しの悪い道路状況で情報をとる。

エ 標識の読み取りと走行の仕方

- ・ 「警笛鳴らせ」の標識の意味について質問し、理解しているかの確認を行う。

- ・ 停止した状態で警音器のスイッチを押させ、確実に吹鳴させる。

- ・ 前方状況の把握をさせる。
 - a 先行車の有無
 - b コーナーの曲がり具合(形状)
 - c 対向車の有無

- ・ 「警笛鳴らせ」の規制標識を早めに認知させる。
- ・ 徐行させる。
- ・ 標識に従い警音器を吹鳴させた走行の仕方を習得させる。

には、補聴器を使用させても差し支えない。ただし、警音器の吹鳴について教習をするときは、教習生に補聴器を使用させないこと。

- ・ 「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されているカーブにおいて、対向車を模したパイロン等をカーブ部分に、また、これを確認しにくくする遮蔽物をカーブ部分の内側に接するように設置して行うこと。

- ・ 対向車を模したパイロン等を設置する場合には、他の教習車両の走行状況に配慮し、危険性がない状態のときに行うこと。

- ・ 吹鳴することが義務づけられていることを理解させる。

- ・ どのような場所が指定されているかも説明する。

- ・ 標識が設置されている場所は、徐行しなければならない場所でもあることを説明し、理解させる。

- ・ 聴覚障害者の場合、警音器が吹鳴しているか否かの判断が自身でできないことから、確実に吹鳴させられなかったり、手などが触れ鳴り続けていることに気がつかずトラブルになる可能性についても説明する。

- ・ 次の各状況における危険性について考えさせる。
 - a 先行車がいた場合
 - b 急カーブの場合の危険性
 - c 対向車がいた場合

- ・ 確実に吹鳴できたかその都度指導員が判定する。

- ・ 「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識は、どのような場所に設置されて

	<p>オ 危険回避の仕方</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 幅員が狭いことなどから、対向車が自車の車線にはみ出して通行してくる危険性を理解させ、十分に減速して走行させるとともに一時停止に備えさせる。 • カーブ走行中に対向車を模したパイロン等を発見した場合には一時停止させる。 	<p>いる標識なのか、また、どのような注意が必要なのか考えさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 確実に警音器を吹鳴することで、自車の存在を他車に知らせることができ、他車にとっても周囲の状況を把握するために重要なことを理解させる。 • 警音器の使用は他車にとっても存在を知らせるものであり、警音器を鳴らして走行してくる対向車が対向車線からはみ出して進行してきた場合、正面衝突の危険に対する備えが必要なことを強調する。
--	------------------	---	--

別添第7

大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習カリキュラム

事項	区分	教習項目	教習細目	指導内容	時限
危険予測	技能教習	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 二輪車用運転シミュレーターを使用し、危険場面を体験させる。 ○ 他の教習生の運転状況を観察させ自分の運転との違いを気付かせる。 ○ 教習生は3人までとし、運転シミュレーターを交替で使用し模擬体験する。	1時限以上
	学科教習	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 運転シミュレーターで体験した危険場面等を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び教習生相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 現実の交通場面での危険予測を主眼とすること。	1時限以上
二人乗り教習	学科教習	3 二人乗り運転に関する知識	(1) 二人乗りに関する法規制の内容 (2) 二人乗りの運転特性	○ 自動二輪車の二人乗りに関する道路交通法の規制の内容、一人乗りと二人乗りとでの運転特性の違い及び一人乗りでの習熟の重要性について理解させる。	1時限以上
危険予測	技能教習	4 ケース・スタディ(交差点)	特徴的な事故の危険に対応した走行 ア 直進する場合 (右直、巻き込まれ、出会い頭) イ 右折する場合 エ 左折する場合	○ 交差点で起こる事故の特徴的パターンについて実車を用いて模擬体験又は観察等を行い、交差点における危険及び危険の防止とその対応について理解させる。	1時限以上
	技能教習	5 交通の状況及び道路環境に応じた運転	(1) 速度調節 (2) 行き違い及び側方通過 (3) 追越し及び追い越され (4) 制動の時期及び方法 (5) 自由走行	○ 教習細目に示す内容について、実車を用いてその危険性や安全運転の方法を理解させる。 ○ 教習生に自由に走行する時間を与え、自主的な走行の中で安全運転を理解させる。	
合計 3 時 限 以 上					

別添第 8

危険予測教習指導要領

第 1 教習項目「1 危険を予測した運転」(技能)の指導要領

1 運転シミュレーターを使用した教習

(1) 教習細目

- ・ 危険要因のとらえ方
- ・ 起こりうる危険の予測
- ・ より危険の少ない運転行動の選び方

(2) 指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
① 危険要因の とらえ方 ② 起こり得る 危険の 予測 ③ より 危険の 少ない 運転行 動の選 び方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転シミュレーターで危険を模擬体験することにより、危険に対する予測や対応の仕方を習得させる。 ・ 危険要因に対する予測の仕方をつかむ。 ・ 他人の運転を見学する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生は 3 人まで、1 人 10 分程度の体験走行を行う。 ・ 運転シミュレーターで模擬体験する。 <ul style="list-style-type: none"> a あらかじめ設定された危険場面、注意場面を選択し、複数の教習生に交代で体験させる。 b 後部から他人の運転状況を観察させ、自分の予測、判断、対応の仕方との違いを比較させる。 c 指導員の模範運転を行い、自分の運転との違いを気付かせる。その際、どこが違うのか指導員は説明しないで、その後のディスカッションに役立てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転シミュレーターの特 性、教習の目的について十分 理解させること（模擬体験す ることが中心であり、テクニ ックを習得するものではない。 ）。 ・ 教習人員に応じて、適切な 場面設定、時間配分を行う。 ・ 体験中は指導助言は行わ ず、運転状況を観察し指導要 点をチェックしておく。また、 次のディスカッション時に活 発な意見交換ができるよう 教習生に重要だと思った 点、改善すべきだと思った 点を見つけだし、チェックし ておくように指導する。 ・ 運転シミュレーターの特 性を有効に活用する。

2 運転シミュレーターを使用しない教習（普通二輪車講習に限る。）

（指導要領）

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
<p>① 危険要因のとりえ方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路上における指導員の模範運転の観察や、指導員の解説により、危険予測能力及び危険対応能力を習得させる。 ・ 危険要因のとりえ方をつかむ。 ア 情報を早くとらえる。（時期） イ 情報を広くとらえる。（範囲） ウ 情報を取捨選択する。（選択） エ 情報を深くとらえる。（深さ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員が普通二輪車を運転し、交通が輻輳する交差点、交通が閑散な道路、裏路地等を走行し、その後方から指導員が運転する四輪車に教習生を同乗させて追尾しながら予想される危険や対応の仕方について指導する。 ・ 予め予測される路上コース上の危険パターンのポイントをつかんでコメントする。 ・ 路端に停止し、他の交通の動きを観察させ、その良し悪しを判断させる。 ・ 状況に応じて予測される危険要因を教習生に答えさせる。 <p>《以上は、教習細目の全てに共通とする。》</p> <p>a 視点を遠くとらせ、情報をできるだけ早くとらえさせる。</p> <p>b 視野を広くとらせ、必要な情報を広範囲にとらえさせる。</p> <p>c とらえた情報の中から注意を要する情報や危険につながる情報を取捨選択する。</p> <p>d 危険度合の高い情報に対しては、目の中心で注視させ、その状況を深くとらえさせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3名までの複数教習で行うことができる。 ・ 右直事故、直右事故、出合頭事故、横断歩行者妨害、巻き込み（巻き込まれ）事故など事故実態や危険な違反を想定して、予めコースを定めておく。 ・ 走行するコースの略図を用い、教習生に気付いたことや気になった点などを記入させてもよい。 ・ 危険場面に直面したとき、経験や知識により危険感受の度合いや行動を起こす判断基準に個人差があることを理解させる。 ・ 引き続きディスカッションが行われることを念頭においたコメントとする必要がある。 ・ 単に遠くを見るというだけでなく、具体的な注視距離や視点を指導する。 ・ 中心視でキョロキョロ見るのではなく、周辺視で対象物の動きをとらえることを強調する。 ・ 人間の目は視野と視力が両立しないので、状況により中心視と周辺視のバランスよい活用が必要であることを理解させる。
<p>② 起こり得る危険の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険要因に対する予測の仕方をつか 		

<p>予測</p>	<p>む。 ア 顕在危険を予測する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 目に見える危険要因（他車や歩行者等）をよく観察させ、その兆しをとらえ、自車との関わりがどう出てくるかを予測させる。 	<ul style="list-style-type: none"> どのような相手が、どこを見ているか、自車に気付いているか等を観察させ、相手の行動を予測させ、「だろー運転」ではなく、「かもしれない運転」に徹することを強調する。 目に見えない危険要因をとらえる方法として、屋根上情報、床下情報、影による情報等による予測の仕方があることを理解させる。
<p>③ 危険の少ない運転行動の選び方</p>	<p>・ 危険の少ない運転行動の選び方をつかむ。 ア 危険に備えた速度にする。 イ 適切な走行位置をとる。 ウ 安全空間をとる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 危険が予測される状況に対して、安全な対応行動の選び方を指導する。 万一危険が発生した場合でも安全に対応できる速度を選ばせ、「構え運転」をさせる。 危険の少ない走行位置を選ばせる。 <ul style="list-style-type: none"> a 危険対象物をとらえやすい走行位置を選ばせる。 b 相手から見えやすい走行位置を選ばせる。 c もし危険が飛び込んできて回避できる走行位置を選ばせる。 危険対象物に対する安全空間のとり方を指導する。 <ul style="list-style-type: none"> a 前車との車間距離をいろいろ変化させ適切な安全空間を感覚で覚えさせる。 b 後車を観察させ、後車との安全空間を適切に保つようにさせる。 c 歩行者や駐車車両等の側方通過時に、適切な安全空間を保つようにさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 速度に応じて、停止距離と危険範囲の広がりを変化することを理解させる。 特に、二輪車は車体が小さいことから四輪車から見落とされやすいので、自車の存在を相手に知らせる工夫も必要であることを理解させる。 速度を上げるか進路を譲るかを判断させる。 対象物の状況により、安全空間の保ち方が異なることを理解させる。 速度によってお互いの安全空間の広がりが変わることを理解させる。 先導する二輪車の運転状況をビデオで撮り、ディスカッションで活用することも効果的である。

第2 教習項目「4 ケース・スタディ（交差点）」の指導要領

1 教習細目

特徴的事故の危険に対応した走行

- ・ 直進する場合（右直、巻き込まれ、出合頭）
- ・ 右折する場合
- ・ 左折する場合

2 指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
特徴的事故の危険に対応した走行		<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両等の設定は、停止状態、走行状態いずれでもよいが、状況が理解しやすいように実施方法を工夫すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故防止には、特に留意し教習を行うこと。 ・ 四輪車からの見え方や二輪ライダーとしての注意点を確実に理解させる。
ア 直進する場合	a 直進二輪車と右折四輪車 b 直進二輪車と左折四輪車 c 見通しの悪い交差点での直進二輪車と直進四輪車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生が運転する直進二輪車と指導員が運転する四輪車との事故を想定した場面を設定する。 ・ 教習生が運転する直進二輪車と指導員が運転する四輪車との巻き込まれ事故を想定した場面を設定する。 ・ 教習生が運転する直進二輪車と指導員が運転する四輪車との出合頭事故を想定した場面を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四輪車の無理な右折や急な発進など、予期せぬ行動に対応できるよう注意して交差点に進入する必要があることを理解させる。 ・ それぞれの位置からの見え方を確かめ、確認の仕方や範囲を理解させる。 ・ 優先意識にとらわれず、他車の動きを十分確認しながら走行することが重要であることを理解させる。
イ 右折する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右折二輪車と直進四輪車 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生が運転する右折二輪車と指導員が運転する四輪車との事故を想定した場面を設定する。 	《実施上の共通事項》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生が運転する直進二輪車については、2台以上連続走行としてよい。
ウ 左折する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左折二輪車と直進二輪車又は右折四輪車 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生が運転する左折二輪車の左側を指導員が運転する二輪車が直進して通過する場面を設定する。 ・ 教習生が運転する左折二輪車と指導員が運転する右折対向車との事故を想定した場面を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員が運転する四輪車に適宜教習生を同乗させ、二輪車の見え方を体験させる。 ・ 形式的な教習とならないよう、実際の交通事故を想定した場面設定とさせること。

第3 教習項目「5 交通の状況及び道路環境に応じた運転」の指導要領

1 教習細目

- ・ 速度調節
- ・ 行き違い及び側方通過
- ・ 追い越し及び追い越され
- ・ 制動の時期及び方法
- ・ 自由走行

2 指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
① 速度調節	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路及び交通の状況に応じた速度の調節の仕方 a 直線路 b 交差点及びその付近 c カーブ d 狭い道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周回コース、幹線コース及び狭路コースの連続走行により実施する。 ・ 直進中でも歩行者の飛び出し等に注意を払う必要があることを指導させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ カーブでは次の点に留意させること。 ・ あらかじめカーブの程度を読み取り、それに応じた地点から減速する。 ・ 原則として、カーブの手前で一段減速チェンジをして駆動力に余裕をもたせるようにする。 ・ カーブ通過中は、軽く動力を伝えるようにし、できるだけアクセルグリップを一定に保つ。 ・ できるだけ速度を下げ、不安のない速度にする。
② 行き違い及び側方通過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全な行き違い及び側方通過の仕方 a 道幅の広い道路では、通行区分を正しく守る。 b 狭い道路では、道路の形状や対向車の車幅などを考えて、あらかじめ速度を十分に下げ、譲り合いの気持ちをもって通行する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 行き違い、側方通過とも安全な間隔を保つようにする。安全な間隔が保てないときは、直ちに停止できる速度で進行することが必要であることを理解させる。 ・ カーブでは、対向車が進路上にはみ出してくることがあるので、注意するよう指導する。 ・ 障害物のため、見通しがきかない場合は、減速するほか、飛び出しなどに備えて障害物との間隔を十分にとらせる。 ・ 進路前方に駐車車両などの障害物がある場合は、その手前の安全な場所で待つなどして、行き違いがしやすいようにさせる。 ・ 対向車線上の駐車車両の陰

<p>③ 追越し及び追い越され</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追越し及び追い越され方 a 追越しの判断 b 追越しの方法 c 追い越され 		<p>にも十分に目を配り、一方向に注意が片寄らないことを指導させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 追越しは危険な行為であるから、追越し禁止場所でない場合でも、できるだけ追越しをしないことを強調する。 ・ 対向車の有無を確認させる。 ・ 追い越そうとする車の前方の状況を確認し、前車が右へ進路を変えないことを確認させる。 ・ 後続車の動きを見落とさないようにさせる。 ・ 前車に接近しすぎると、前方の見通しを悪くし、追越しを始めるタイミングを逸することがあることを理解させる。 ・ 少しでも不安を感じたときは、ためらわずに減速し、追越しを中止することを特に強調する。 ・ 追い越されることを感じたときは、急激な進路変更や加速をしないようにさせる。 ・ 大型車に速い速度で追い越された場合、風圧によってふらつくことがあるので、速度を下げ十分注意する必要があることを指導させる。
<p>④ 制動の時期及び方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通の状況及び道路環境に応じた制動の時期と方法 a 空走距離及び制動距離を考慮に入れて、余裕のある制動を行う。 b 周囲の交通の状況に応じた安全かつ円滑な制動を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 二輪車は、ブレーキ操作の適否が直接バランスに影響を及ぼすので、ブレーキは早めにかけて始め、余裕のある緩やかな制動を習慣づける必要があることを理解させる。 ・ 一般道路では、常に数台先の車の動きも注目し、直前の車がブレーキをかける前に制動を開始できるくらいの安全で円滑なブレーキ操作を心掛けるようにさせる。
<p>⑤ 自由走行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生自ら走行コースを設定し、道路交通の状況に応じて自主的な運転行動がとれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な課題を法規に従って連続的に、自主的に走行する。 ・ 課題は、教習生の希望を踏まえながら3つ程度を通過するように指示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員は、走行状況を見ながら、必要に応じて助言指導すること。 ・ 右折、左折及び進路変更が確実に行われているかを観察させること。

別添第9

第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム

区分	方式	教習項目	教習細目	教習内容	時限
応急救護処置教習	講義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。	1 時 限 以 上
		2 実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保と負傷者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
		3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
		4 応急救護処置の基礎知識	(1) 負傷者の観察 (2) 負傷者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 ア 胸骨圧迫（心臓マッサージ） イ 気道確保 ウ 人工呼吸 (5) AEDを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止、救命の連鎖について指導する。	
	実技	5 応急救護処置の基本	(1) 応急救護処置の手順 (2) 各手技の要点	○ 指導員によるデモにより行う。	2 時 限 以 上
		6 応急救護処置の実践	(1) 負傷者の観察（意識） (2) 負傷者の移動 (3) 負傷者の観察（呼吸） (4) 体位管理 (5) 胸骨圧迫（心臓マッサージ） (6) 気道確保 (7) 人工呼吸	○ 肩をたたき、声をかけさせる。 ○ 気道を確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。 ○ 回復体位を重点的に指導する。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回実施させる。 ○ 頭部後屈あご先拳上法を重点的に指導する。 ○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 口対口で、息を約1秒かけて2回吹き込ませる。	

		<p>(8) 胸骨圧迫（心臓マッサージ）と人工呼吸（循環）</p> <p>(9) 気道異物除去</p> <p>(10) 止血法</p>	<p>○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。</p> <p>○ 腹部突き上げ法、背部叩打法について指導する。</p> <p>○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。</p>
7	まとめ	訓練の継続の実行と大切さ	
合計 3 時 限 以 上			

別添第10

大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習カリキュラム

区分	方式	教習項目	教習細目	教習内容	時限
危険予測 教習	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因の捉え方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 交通量の多い市街地における旅客輸送を想定し、他の交通との関わりと危険性を認識させるとともに、的確な危険予測能力及び危険回避能力を修得させる。	2 時限以上
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こりうる危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえ、旅客を安全に輸送するための助言並びに意見交換を行い、自らの欠点を認識させるとともに危険予測能力の定着を図る。	1 時限以上
夜間教習	実技	3 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報の捉え方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 夜間における旅客輸送を想定し、対向車の前照灯等により発生する眩惑現象等を理解させ、視界確保の方法等の運転能力を修得させる。	1 時限以上
悪条件下教習	実技	4 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 旅客輸送を想定し、自然環境の中における様々な悪条件を理解した的確な危険予測及び危険回避による旅客の安全確保能力を修得させる。	1 時限以上
身体障害者等への対応	実習	5 身体障害者等への対応	(1) 子供、高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応 (2) 身体障害者等の行動特性を理解した運転行動と対応	○ 子供、老人及び身体障害者等の特性を理解させるとともに、的確な危険予測並びに危険回避能力を修得させる。 ○ 旅客となりうる身体障害者等の特性を理解させるとともに、身体障害者等に対するより安全で負担の少ない対応能力を修得させる。	1 時限以上
合計 6 時 限 以 上					

別添第 1 1

第二種免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領

1 教習項目 1 「危険を予測した運転」の指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
<p>① 危険要因の捉え方</p> <p>② 起こりうる危険の予測</p>	<p>○ 危険要因の捉え方をつかむ。</p> <p>① 情報を速く捉える。(時機)</p> <p>② 情報を広く捉える。(範囲)</p> <p>③ 情報の取捨選択をする。(選択)</p> <p>④ 情報を深く捉える。(深さ)</p> <p>○ 危険要因に対する予測の仕方をつかむ。</p> <p>① 顕在的危険を予測する。</p> <p>② 潜在的危険を予測する。</p>	<p>○ 変化する運転場面から、危険要因の認知の仕方を解説指導する。</p> <p>また、危険要因の認知が遅れば、急な運転操作につながり車内事故へと発展することを強調する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員自らコメントリドライビングにより模範運転を実施し、運転中の視点の取り方を具体的に明示する。 ・ 一般の運転よりは広範囲に視野をとらせる。(情報は広範囲に取らせることが重要である。) ・ 捉えた情報の中で、危険要因となるもの(顕在、潜在、中間的な危険)を判断させ、その重要度によって取捨選択させる。 ・ 危険要因の高い情報については、注視することによってその状況を深く捉えさせる。 ・ 捉えた情報から起こりうる危険の予測の仕方を解説指導する。 ・ 目に見える危険要因について、これをよく観察させることにより、その危険要因(人・車等)次にどのような行動にできるかを予測させる。 ・ 旅客輸送については、急な運転操作は即旅客の事故につながることを念頭に置くとともに、どのような回避行動をとれば旅客を安全に輸送できるかを考慮し、早期発見・ゆとりある回避にたった予測を行わせる。 ・ 目に見えない危険要因(見通しの悪い交差点、駐車車両や対向車の死角)から生じる危険に対して適切な予測をさせる。 ・ 特に旅客輸送においては、旅客の乗降という行為により、発進・進路変更・停車を繰り返すこととなることから、こうし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報を早く入手するには、より遠くに視点をおく必要がある。しかし、あまりに遠くに視点を置くと情報の入手後の危険環境の変化に対応できない場合があることに注意する。 ・ また、走行位置、車間距離などによって、危険要因の情報がとりにくくなることも留意させる。 ・ 教習生個々において危険の捉え方が異なることを認識し、具体的に危険要因の重要度を示し教習生に理解させる。 ・ 危険要因を注視しすぎると、反対に他の危険要因に対して注意が散漫となることを念頭に置き速やかに判断できるように留意する。 ・ これまでの癖に捉われた予測を払拭し、どの危険に対してもどのような予測をするか個々具体的に指導する。 ・ 指導員の指導が教習生に対する一方通行にならないよう、教習生にも順次危険要因を拾い上げさせ、予測の仕方が定着するよう心がける。 ・ 相手が異常な行動はとらないという「だろー運転」は厳に慎み、予測しない行動に出る「かもしれない運転」に徹することを強調する。 ・ 大型自動車にあっては、旅客の乗降口が車外にはみ出さないことから側方通過車両が気付かない場合があるので旅客の乗降には注意すること。 ・ 大型自動車は、前方の死角は少ないものの側方及び後方の死角が多いことを認識させる。

<p>③ 危険の少ない運転行動の選び方</p>	<p>○ 危険の少ない運転行動の選び方をつかむ。</p> <p>① 危険に備えた速度にする。</p> <p>② 適切な走行位置をとる。</p> <p>③ 安全な空間をとる。</p>	<p>た場面における危険を予測させる。(発進・進路変更・停車時における車両の死角に伴う危険の予測)</p> <p>○ 入手しそれに伴う危険を予測した情報について、安全な回避行動の選び方を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直面した危険に対しても安全に対応できる速度を選ばせて運転させる。 ・ また、ブレーキの構えなど「構え運転」の必要性を認識させる。 <p>危険の少ない走行位置を選ばせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 危険を発見しやすい走行位置を選ばせる。 * 相手から発見されやすい走行位置を選ばせる。 * 危険に遭遇しても安全に回避できる走行位置を選ばせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険対象物に対する安全空間の取り方を解説指導する。 * 前車との距離を変化させ、適切な安全空間を感じとらせる。 * 後車を観察させ、後車との安全空間を感じとらせる。 * 歩行者や駐車車両等の側方通過時における適切な安全空間を保たせる。 * 対向車の状況を素早く読みとらせ適切な安全空間を保たせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 速度や路面の状況に応じて停止距離と危険範囲が広がり変化することを理解させる。 ・ 走行位置や車間距離により情報の見え方が変わることを理解させる。 ・ 自車の存在を相手に知らせる工夫も必要である。 ・ 結果を推測して、いつも逃げ道を残しておくことを強調する。 ・ 対象物の状況並びにお互いの速度により安全空間が変化することを理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型自動車は、サイドミラーはオーバーハングであることが多いためその幅も念頭に置くことに留意させること。 ・ 旅客輸送は、一般の運転と比べ、運転や旅客の乗降にともなう発進・進路変更・停車など危険な状況下で運転することが多い反面、旅客を安全に目的地まで輸送するという特殊性を有している。 したがって、一般の車両よりは広範囲に安全空間を確保し、余裕を持った回避行動ができる環境作りが必要不可欠であることを意識付ける。 ・ 大型車両に追従する場合、前方の信号機等が見えにくくなることを理解させ長めの車間距離を確保させる。 ・ 大型自動車は、回避行動を大きくとる必要があるため、普通自動車以上に安全な空間を大きくとる必要があることを認識させる。 また、立ち客が含まれていることを念頭におき早めの回避行動を実践できる体制を確保させること。 ・ 目線が高いことから車間距離が短くなりがちであることを理解させる。
-------------------------	--	--	--

2 教習項目3「夜間の運転」の指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
<p>① 夜間における運転視界の確保の仕方</p> <p>② 夜間における道路交通に係る情報の捉え方</p> <p>③ 夜間における運転の仕方</p>		<p>○ 旅客自動車の運転者は、昼夜を問わず輸送業務に就かねばならないこと、特にタクシーについては、夜間走行が業務上必要とされ、かつ、夜間事故が多発傾向にあることから、夜間走行についてその危険予測も含めた教習を行う。</p> <p>○ 夜間教習の際は、あらかじめ夜間路上教習コースを設定し、繁華街、住宅地、見通しの悪い交差点など課題を決めておき、夜間の特性を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間における実車走行を実施させる。 <p>○ 夜間教習例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転シミュレーターと夜間実車教習 ・ 場内教習と夜間実車教習 ・ 暗室教習と夜間実車教習 <p>○ 夜間事故の特徴に特に留意した教習を行わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視界をできるだけ確保するよう配慮する。 (前照灯の照射範囲により走行用前照灯(上向き)とすれ違い前照灯(下向き)により、視界に差があることを認識させる。) ・ 歩行者等他の交通の色彩により、認識の難易度が異なる。(具体的な事例に即して、その差を認識させるとともに早期発見の必要性を認識させる。) ・ 対向車の前照灯により、道路の右方向からの横断者の発見が遅れやすい。 (上記カッコ内と同じ) <p>○ タイミングの良い前照灯の切り替え操作を行わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すれ違い時の前照灯の上下の切り替えの必要性とともに、タイミングよく行うことが安全運転上必要なことを認識させる。 (すれ違う前は下向きにし、すれ違った後はなるべく素早く上向きにして視界を確保する。) ・ 追従の場合の前照灯の操作(下向きにさせる。)、曲がり角、交差点への接近の場合の前照灯操作など。(上下の切り替えにより、他の交通の注意喚起するなど。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 室内灯を点灯し、市街地(道路照明の明るいところ)や暗いところでの違いについて確認させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ コース内や他の交通の妨げとならない場所などで前照灯の上向きと下向きの照射範囲の差を実感させる。 ・ 前照灯の役割の一つに自車を他の交通に認識させる役割があるので、早めの点灯が必要なことも理解させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地などでは、前照灯を、すれ違い用前照灯(下向き)にしたまま走行した方が良いことも認識させる。 ・ 夜間車両の尾灯点灯による距離感と同じ距離であっても尾灯の大きさや高さ・明るさ等により距離が異なっている場合がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間旅客を乗降させる場合、自車後方若しくは側方から接近する車両・軽車両がミラーのみの確認では距離感や速度感が把握できず危険性が高いことを理解させる。

3 教習項目4「悪条件下での運転」の指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
<p>① 積雪、凍結道路の運転の仕方</p> <p>② 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方</p> <p>③ 豪雨、強風下での運転の仕方</p>	<p>個々の悪条件に関する知識を幅広く学ぶとともに、その際の対応要領を学習する。</p> <p>○ 実車での教習</p>	<p>○ 危険な悪条件下の走行は、旅客を危険に晒すこととなるので、どの程度以上になると運行が危険であるかを判断し、状況により、運転を中止し、旅客の安全確保を優先することを強調する。</p> <p>○ 積雪・凍結路の運転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コース等で急ブレーキや急ハンドルの体験を行い（低速で）、積雪や凍結面の危険性を認識させる。 ・ エアコン、窓の電熱線等により視界確保の措置をさせる（エアコン・デフロスターの使用、曇り止め資材の利用など。） ・ 安全と思われる速度を選んで走行させる。（急激な速度変化を避け、なるべく一定速度で走行させる。） ・ 早めの制動に心がける。 ・ 十分な車間距離を保たせる。 ・ 部分凍結路などのある場合は、その発見の仕方に留意させ、安全な速度まで減速して進入させる。 ・ 凍結した急な坂道等では、走行が極めて危険であり、状況によっては迂回する必要があることを理解させる。 <p>○ 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視界不良の場合の前照灯操作の必要性を理解させる。（視界の確保と自車の存在を示す。） ・ 視界内での障害物等の早期発見や対処が可能な速度を選択して走行させる。 ・ 早めの制動を心がけさせる。 ・ 十分な車間距離を保たせる。 ・ 必要な場合は、路端に停車して安全の確保を行わせる。 <p>○ 豪雨及び道路冠水の場合の運転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワイパーによる視界の確保 ・ 視界不良の場合の前照灯操作の必要性を理解さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客を想定し、制動は0.2G以下とする。 ・ 全面凍結等の道路ばかりでなく、山陰、ビルの陰、橋上などの部分的な凍結路についても理解させる。 ・ 状況により運転を中止することも必要であることを理解させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 降雪が激しいとき等の場合、信号待ちなど短時間の停車であっても、前照灯を点灯したままにすることを説明する。（前照灯への雪の付着を防止し照度を確保するため。） ・ フォグランプの役割や性能等についても触れる。

④ 道路冠水の場合の措置

○ スキッド教習

- せる。(視界の確保と自車の存在を示す。)
- ・ 視界内での障害物等の早期発見や対処が可能な速度を選択して走行させる。
 - ・ 早めの制動に心がけさせる。
 - ・ 十分な車間距離を保たせる。
- 強風下での運転
- ・ 強風の場合の走行への影響、特に横風の影響について留意させる。(特に影響を受けやすい、橋梁の上、トンネルの出口などでの注意が必要なことを強調する。)
 - ・ 速度により走行への影響が異なることを認識させ、安全な速度で走行させる。
 - ・ 冠水部分の通行の可否と安全の確保を行わせる。(必要な場合は降車して冠水の程度を確認する。)
 - ・ 通過可能な冠水道路であっても、通過後にブレーキの性能に異常がないか確認する。
- スキッド教習
- ・ ブレーキやハンドル操作のテクニックで危険を回避するのではなく、滑りやすい道路等の危険性の認識を持つことに重点があることを強調する。
- スキッド路面でのブレーキング
- ・ 乾燥路面とスキッド路面との制動比較を行い(おおむね40km/h)、ハンドル操作で障害物を回避する練習を行い、方向性が失われることがあることを体験する。(おおむね40km/h)
 - ・ 走行速度を下げて(おおむね30km/h)で、ハンドル操作による障害回避を行う。
 - ・ 上記の操作を数回繰り返して行う。
- スキッド路面でのハンドル操作
- ・ スキッド路面で、急制動をしながらハンドル操作で障害物を回避する練習を行い、方向性が失われることを体験する。(おおむね40km/h)
 - ・ 速度を下げて(おおむね30km/h)、ハンドル操作により障害物を回避する。)
 - ・ 微調整によるブレーキ(ノンロック)やポンピングブレーキによる制動

- ・ 冠水の場合の走行不能状態についても触れる。(マフラー水没水位等。)

- ・ ABS装着車とABS未装着車の違いを理解させる。

をしながら、ハンドルでの障害物回避を行う。(おむね40km/h)

- 減速の必要性(まとめ)
- 以上により、滑りやすい路面での減速の必要性及び、ブレーキの掛けかたをまとめる。(滑りやすい道路ではテクニックによって危険を回避するのではなく、そのような場所を避けたり、減速によって危険を回避することの必要性を強調する。また、ABS装備の車両であっても限界があり、万能でないことを理解させる。)

別添第12

第二種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム

区分	方式	教習項目	教習細目	教習内容	時限
応急救護処置教習	講義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の必要性 (4) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について強調する。	1 時 限 以 上
		2 実施上の一般的留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保と傷病者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
		3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
		4 具体的な実施要領	(1) 傷病者の観察 (2) 傷病者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 (5) AEDを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法 (8) 包帯法 (9) 固定法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止、救命の連鎖について指導する。	
		5 各種傷病者に対する対応	(1) 各種外傷に対する対応 (2) 熱傷に対する対応 (3) 各種症状に対する対応 (4) 中毒に対する対応	○ 各種傷病者に対する対応要領について理解させる。	
		6 まとめ	(1) 訓練の継続と実行の大切さ		
	実技	7 傷病者の観察・移動	(1) 傷病者の観察 (2) 車内から車外に運び出す場合 (3) 路上に倒れている人を運ぶ場合	○ 肩をたたき、声をかけさせる。	1 時 限 以 上
			8 体位管理	(1) 傷病者に意識がある場合 (2) 傷病者に意識がない場合 (3) ショックの場合 (4) 呼吸困難の場合 (5) 心肺蘇生を行う場合	
		9 心肺蘇生	(1) 意識状態の観察 (2) 呼吸状態の観察 (3) 胸骨圧迫（心臓マッサージ） (4) 気道確保と人工呼吸	○ 気道確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回実施させる。 ○ 頭部後屈あご先挙上法を重点的に指導する。 ○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 口対口で、息を約1秒かけて2回吹き込ませる。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。	2 時 限 以 上
		10 気道異物除去	(1) 腹部突き上げ法 (2) 背部叩打法		
		11 止血法	(1) 出血の観察 (2) 傷口の圧迫 (3) 包帯等の利用 (4) 頭部、顔面の出血 (5) 効果的な止血法	○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。	

	12 包帯法	(1) 頭部の場合 (2) 体幹部位の場合 (3) 上肢・下肢の場合		1 時 限 以 上
	13 固定法			
合 計 6 時 限 以 上				

大型免許	目	① 運転操作と貨物との関係を理解し、貨物輸送を想定した適切な運転ができる。
中型免許	標	② 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ③ 夜間の特性を理解しそれに応じた運転行動がとれる。 ④ 様々な悪条件下における状況把握と適切な対応ができる。 ⑤ 応急救護処置に関する知識と手技を習得する。

教習事項	区分・方法	教習項目	目
危険を予測した運転	技能	1 貨物自動車の特性を理解した運転	
	技能	2 危険を予測した運転	
	学科	3 危険予測ディスカッション	
夜間の運転	技能	4 夜間の運転	
悪条件下での運転	技能	5 悪条件下での運転	
応急救護処置	講義	1 応急救護処置とは	2 実施上の留意事項
		3 救急体制	4 応急救護処置の基礎知識
	実技	5 応急救護処置の基本	6 応急救護処置の実践
		7 まとめ	

教習事項	時限	年月日	指導員印	実施事項	備考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
	3				
夜間の運転	1				
悪条件下での運転					
応急救護処置	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複**、暗室教習を行った場合は **暗**、場内教習を行った場合は **場**、として備考欄に記載すること。

普通免許	目標	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ② 高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転できる。 ③ 応急救護処置に関する知識を習得する。
------	----	---

教習事項	区分・方法	教習項目
危険予測教習	技能	1 危険を予測した運転
	学科	2 危険予測ディスカッション
高速道路教習	学科	1 高速道路での運転に必要な知識
	技能	2 高速道路での運転
応急救護処置教習	講義	1 応急救護処置とは 2 実施上の留意事項 3 救急体制 4 応急救護処置の基礎知識
	実技	5 応急救護処置の基本 6 応急救護処置の実践 7 まとめ

教習事項	時限	年月日	指導員印	実施事項	備考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
高速道路教習	1				
	2				
応急救護処置教習	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複** として備考欄に記載すること。

大型二輪免許	目	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。
普通二輪免許	標	② 応急救護処置に関する知識を習得する。

教習事項	区分・方法	教習項目
危険予測教習	技能	1 危険を予測した運転 4 ケース・スタディ（交差点） 5 交通の状況及び道路環境に応じた運転
	学科	2 危険予測ディスカッション 3 二人乗り運転に関する知識
応急救護処置教習	講義	1 応急救護処置とは 2 実施上の留意事項 3 救急体制 4 応急救護処置の基礎知識
	実技	5 応急救護処置の基本 6 応急救護処置の実践 7 まとめ

教習事項	時限	年月日	指導員印	実施事項	備考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
	3				
応急救護処置教習	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複** として備考欄に記載すること。

大型第二種免許 中型第二種免許 普通第二種免許	目 標	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ② 夜間の特性を理解しそれに応じた運転行動がとれる。 ③ 様々な悪条件下における状況把握と適切な対応ができる。 ④ 子供、高齢者及び身体障害者の特性を理解し適切な対応ができる。 ⑤ 応急救護処置に関する知識と手技を習得する。
-------------------------------	-----	--

教 習 事 項	区分・方法	教 習 項 目
危険を予測した運 転	技 能	1 危険を予測した運転
	学 科	2 危険予測ディスカッション
夜 間 の 運 転	技 能	3 夜間の運転
悪条件下での運転	技 能	4 悪条件下での運転
身体障害者等への対応	実 習	5 身体障害者等への対応
応急救護処置	講 義	1 応急救護処置とは 2 実施上の一般的留意事項
		3 救急体制 4 具体的な実施要領
		5 各種傷病者に対する対応 6 まとめ
	実 技	7 傷病者の観察・移動 8 体位管理
		9 心肺蘇生 10 気道異物除去
		11 止血法 12 包帯法
		13 固定法

教 習 事 項	時限	年月日	指導員印	実 施 事 項	備 考 (申 し 送 り 事 項 等)
危険予測教習	1				
	2				
	3				
夜 間 の 運 転	1				
悪条件下での運転	1				
身体障害者等交通弱者への対応	1				
応急救護処置	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複**、暗室教習を行った場合は **暗**、場内教習を行った場合は **場**、として備考欄に記載すること。

別記様式第2

届出自動車教習所の変更事項等届出書 年 月 日 公安委員会 殿 届出自動車教習所の名称 印	
自動車教習所の名称	
所在地	
変更（廃止）年月日	
設置者の住所・氏名 （法人にあってはその名称・所在地・代表者の氏名）	
管理者の氏名	
変更に係る事項及び 廃止又は変更の事由	
備考	

- 備考1 備考欄には、参考となる事項を記入すること。
 2 用紙の大きさは日本工業規格A列4版とする。

別記様式第3

<p>指定教習課程記録簿</p>					<ul style="list-style-type: none"> ・大型車教習 ・中型車教習 ・準中型車教習 ・普通車教習 ・大型二輪車教習 ・普通二輪車教習 ・大型旅客車教習 ・中型旅客車教習 ・普通旅客車教習
自		年	月	日	名称
至		年	月	日	代表者
印					
番号	氏名 生年月日	住所	性別	指導員氏名	教習実施年月日 教習終了年月日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名： 道路交通法施行令
根 拠 条 項： 第33条の6第4項第1号ハ
処 分 の 概 要： 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定（大型第二種免許、 中型第二種免許及び普通第二種免許に係るものに限る。）
原権者（委任先）： 都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則第1条 第8項、第9項及び第10項（指定の基準等）
審 査 基 準： 大型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習の課程の指定の 基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間： 各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：

凡例

- | | | | |
|---|--------|-------|---|
| 1 | 「法」 | …………… | 道路交通法（昭和35年法律第105号） |
| 2 | 「令」 | …………… | 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号） |
| 3 | 「府令」 | …………… | 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号） |
| 4 | 「届出規則」 | ……… | 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則
（平成6年国家公安委員会規則第1号） |

1 特定届出教習所の管理運営

(1) 指定の基準

令第33条の6第1項第1号ハ、第2項第1号ハ又は第4項第1号ハの規定による指定（以下「指定」という。）は、法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所が運転免許を受けようとする者に対して行う教習の課程（法第99条第1項に規定する指定自動車教習所が当該指定に係る免許を受けようとする者に対して行う教習の課程を除く。）について、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行う（届出規則第1条第1項）。

(2) 指定の申請

指定の申請に際しては、教習課程の指定申請書（届出規則別記様式第1号）のほか、所定の添付書類を提出する（届出規則第2条）。

(3) 指定書の交付

公安委員会は、指定をしたときは指定書（届出規則別記様式第2号）を交付する（届出規則第3条）。

(4) 人的事項

ア 指導員に対する研修

指定を受けた教習の課程（以下「指定教習課程」という。）に係る教習（以下「特定教習」という。）を行う届出教習所（以下「特定届出教習所」という。）の管理者に対して、届出規則第1条第2項から第10項までに定める大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る届出教習所指導員（以下「特定指導員」という。）の資質の向上を図るため、特定指導員に対する教養を年1回以上実施するよう指導すること。

なお、全国届出自動車教習所協会（以下「全自教」という。）においては、毎年、特定指導員を対象に研修を行うこととしており、特定届出教習所が行う教養に代えて特定指導員に当該研修を受講させることとしても差し支えないものとする全自教では、当該研修を修了した者に対しては、所定の研修を修了したことを証明する証書等を交付することとしている。）。

イ 指導員の数

当該届出教習所における特定指導員の数については、法令上格別の規定はないが、当該施設において教習を受ける者の数等に応じて適当な数の特定指導員を置くよう指導すること。

ウ 指導員の資格要件の確認等

特定指導員の資格要件の事前確認については、当該特定届出教習所において行い、その結果を公安委員会に報告させること。

ただし、長期間（1年以上）その業務から離れていた者等教習知識、技能の低下のおそれのある者については、管理者に必要な教養を行わせるなどの措置を講じさせること。

なお、届出規則に定める欠格事由に該当しないことの確認は、本人の申告に基づき原則として届出教習所において行わせるものとするが、公安委員会においても確認するとともに、他の府県からの転入者については、相互に連絡照会すること。

エ 準中型免許に係る特定指導員

届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部を改正する規則（平成28年国家公安委員会規則第14号。以下「改正届出規則」という。）附則第7項の規定により届出自動車教習所指導員研修課程で中型自動車免許に係

るものを修了した者及び届出自動車教習所指導員研修課程で準中型自動車免許に係るものを修了した者とみなされる者を特定指導員として選任している特定届出教習所を管理する者が、これらの者に準中型自動車免許に係る教習の課程に従事させようとするときは、改正届出規則附則第11項で定めるところにより公安委員会が指定する研修を受けさせなければならないことから、当該研修に係る修了証の交付を受けている者であることについて、管理者において所要の確認を行わせること。

(5) 物的事項

ア 教習車両

特定教習に用いる自動車については、次の車両を使用させること。

- なお、二輪車以外の車両については、指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置（応急用ブレーキ等）を備えたものに限ること。
- (ア) 大型自動車については、専ら貨物を運搬する構造の大型自動車とさせること（届出規則第1条第2項第2号）。
 - (イ) 中型自動車については、専ら貨物を運搬する構造の中型自動車とさせること（届出規則第1条第2項第2号及び第3項第2号）。
 - (ウ) 準中型自動車については、専ら貨物を運搬する構造の準中型自動車とさせること（届出規則第1条第2項第2号、第3項第2号及び第4項第2号）。
また、特定後写鏡等条件の教習生に対しては、当該準中型自動車のサイドミラーに取り付ける特定後写鏡等を使用させること。
 - (エ) 普通自動車については、普通車の乗用車とさせること。ただし、AT限定普通免許を受けようとする者に対しては、AT車とさせること。また、特定後写鏡等条件の教習生に対しては、当該普通車の乗用車の車室内において特定後写鏡等を使用させること。
 - (オ) 大型自動二輪車については、総排気量0.700リットル以上の大型自動二輪車とさせること。ただし、AT限定大型二輪免許を受けようとする者に対しては、総排気量0.600リットル以上0.650リットル以下のAT二輪車とさせること。
 - (カ) 普通自動二輪車については、総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪

車とさせること。

また、小型限定普通二輪免許を受けようとする者に対しては、総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下とさせること。

なお、AT限定免許を受けようとする者に対しては、AT二輪車とさせること。

(キ) 大型第二種免許に係る大型自動車については、乗車定員30人以上のバス型の大型自動車とさせること（届出規則第1条第8項第2号）。

(ク) 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る中型自動車については、乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車とさせること（届出規則第1条第8項第2号及び第9項第2号）。

イ コース

(ア) 周回コース

周回コースは、「おおむね長円形」であることが必要であるが、これは、ある程度の高速走行を目的としたものであり、その機能を果たすものであれば、必ずしも形状にこだわる必要がないことに留意すること。

また、周回コースについては、総延長の2分の1以上に相当する部分が、簡易舗装程度以上の舗装がなされていなければならないこととする。

さらに、周回コースの幅員については、周回コースにおける教習を効果的に行うために、おおむね5メートル以上有するものとさせること。

(イ) 幹線コース

幹線コースは、おおむね直線で周回コースと連絡し、幅員がおおむね5メートル以上であるコースが相互に十字形に交差するものとさせること。

(ウ) スキッドコース、スキッド教習車コース

届出規則第1条第2項第3号の表、第3項第3号の表、第4項第3号の表、第8項第3号の表、第9項第3号の表及び第10項第3号の表に規定する「凍結の状態にある路面での走行に係る教習を行うことができる設備」は、スキッドコース又はスキッド教習車による教習（以下「スキッド教習」という。）をいい、その基準は次によること。

a スキッドコース

区	分	スキッド路	スキッド路(m)
---	---	-------	----------

	μ 値	長 さ	幅
普通車専用コース	0.2 μ 以下	40以上	5以上
普通車・準中型車・中型車・大型車 併用コース		50以上	15以上
準中型車専用コース		40以上	15以上
中型車専用コース		40以上	15以上
大型車専用コース		50以上	15以上

(a) スキッドコースへの進入速度は40km/h以上とする

(b) コースの周囲には、スキッド教習を実施する教習車両の大きさに応じた安全地帯を適宜設けること。

b スキッド教習車コース

スキッド教習車は、凍結路面の走行の教習が可能な装置を取り付けた車両であり、そのコースは別添第1のとおりとする。

なお、その他の基準については、次のとおりとする。

内 容	基 準
走 行 速 度	40km/h以上
設 定 μ 値	0.2 μ 以下

また、安全地帯はスキッドコース同様、コースの周囲に適宜設けること。

c 留意事項

スキッド教習は、届出教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができることとされている（届出規則第1条第2項、第3項、第4項、第8項、第9項及び第10項）が、同等の教習効果があると認める場合については、

- ・ スキッドコース又はスキッド教習車コースを当該教習において教習時間中独占的に使用できること。
- ・ スキッドコース又はスキッド教習車コースの設置場所が、周囲の人だかり等の状況を勘案して、教習に集中できるものであること。

の要件を満たす必要があることとする。

ウ 運転シミュレーター

運転シミュレーターによる教習は、届出教習所の建物以外の設備において行うことにより届出教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出教習所の建物以外の設備において行うことができることとされている（届出規則第1条第2項第3号の表、第3項第3号の表、第4項第3号の表、第5項第3号の表、第6項第3号の表、第7項第3号の表、第8項第3号の表、第9項第3号の表及び第10項第3号の表）が、同等の教習効果があると認める場合については、

- ・ 運転シミュレーターを当該教習において教習時間中独占的に使用できること。
- ・ 運転シミュレーターの設置場所が騒音等の状況を勘案して教習に集中できるものであること。

の要件を満たす必要があることとする。

エ 学科教習用教室等

特定教習を実施する施設については、自己所有であると借用であることを問わないが、当該教習を実施している間は、当該教習が適正になされるような使用形態となるよう指導すること。当該指導に当たっては、敷地、建物等について所有権等正当に使用できる権原を明らかにした書面を提出させ、確認すること。

(6) 教習の管理等

ア 教習原簿の作成

教習生毎に特定教習の実施状況等を記録した教習原簿を作成させること。教習原簿については、別記様式第1を参考とさせること。

イ 教習所への入所等の確認事項等

大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習を受けようとする者に対しては、あらかじめ当該教習に用いる自動車を運転することができる仮運転免許又は第一種免許を受けているかどうかを確認させること。

ウ 教習方法の統一

特定届出教習所に複数の特定指導員がおかれている場合、技能教習については、特定指導員ごとに教習の方法が異なることのないように、教習方法の統一を図るよう指導すること。

エ 実質教習時間の確保

- (ア) 教習は、所定の時間正確に行わせること（本人の確認及び引継ぎ事項、仮免許の有効期間等の確認時間は、教習時間に含めないこと。）。
- (イ) 教習指導員の急病その他の事情により、1時限の教習時間の途中で教習が打ち切られた場合は、改めて最初から教習を行わせること。
- (ウ) 教習時限の開始時に教習生が遅刻をし、実質教習時間が確保できないときは、当該教習生に対する教習は行わせないこと。

オ 道路における教習コースの届出

路上教習のためのコースについては、路上教習を行う区域（面）としてあらかじめ公安委員会の承認を受けさせること。

その際、曜日、時間帯等により、教習車両が通行するについて道路交通の安全と円滑等に支障がある場合については、教習を制限する路線、区域等として承認の対象から除外すること。

カ 必要な教材の使用

学科教習については、教習の効果を高めるため、ビデオ、オーバーヘッドプロジェクター等を使用した視聴覚教習を推進させること。

この場合において、映画、ビデオ等を使用する時間は、それぞれの教習時限の20分以下とし、いわゆる映画、ビデオ等の見せっ放しとしないものとさせること。また、教習に使用する映画、ビデオ等については、それが学科教習の教習項目に適合するものであるかどうかの確認をすること。

(7) 報告、資料の提出等

ア 報告

特定届出教習所からは届出規則第7条の規定に基づき、「定期報告」として、

- ・ 特定教習に係る入所者数
- ・ 特定教習に係る退所者数
- ・ 特定教習の終了者数

- ・ その他公安委員会が必要と認める事項
- を、また、「随時報告」として、
- ・ 特定教習中の交通事故報告
 - ・ 教習所職員の交通事故報告
 - ・ その他公安委員会が必要と認める特異事項報告
- を求めるものとする。

イ 資料の提出

特定届出教習所の設置者又は管理者に対し、当該特定届出教習所が届出規則に規定する指定の基準に適合しているか否かについて、届出規則第7条の規定に基づき、1年に1回以上、必要な資料の提出を求めて確認すること。

ウ その他

ア及びイのほか、特定届出教習所が、次のいずれかの事実該当する疑いがあるときは、届出規則第7条の規定に基づき、報告又は資料の提出を求めるなど、事実の有無を確認すること。

- (ア) 指定教習課程が、届出規則第1条第2項から第10項までに掲げる基準（当該指定教習課程に係る免許に係るものに限る。）に適合しなくなったと認めるとき
- (イ) 設置者又は管理者が届出規則第4条の規定に違反したとき
- (ウ) 届出規則第5条の規定に違反して終了証明書を発行し又は第6条の規定に違反したとき

(8) 指定の取消し等

特定届出教習所が次に該当すると認められるときは、その指定を取り消す。

ア 特定届出教習所について(7)ウに掲げる事由のいずれかに該当する事実が判明したとき。

イ 特定届出教習所の設置者又は管理者が届出規則第7条の規定による報告若しくは資料の提出をせず又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

ウ 指定教習課程に係る免許に係る指定自動車教習所として指定したとき。

なお、指定を取り消したときは、届出規則別記様式第4号の指定取消通知書により通知する。

(9) その他

ア 他の法令違反に係る指導

他の法令（例えば、コースの造成に係る農地法、教室等の建物等に係る建築基準法）に抵触することのないよう指導すること。

イ 指定申請書の記載事項の変更届出

記載事項変更の届出は、書面をもって行うこととし、その様式については、別記様式第2に準じて定める。

なお、指定教習課程に係る事項の変更届出があったときは、その内容が事実と相違ないかどうか、指定の基準に適合するかどうか等について確認し、その結果、不適合と認められる事項があるときは、必要な補正を求めるなどの処置を講じる。

指定は、教習に係る免許の種類ごとにそれぞれ指定することとされていることから、既に指定を受けている特定届出教習所が他の免許の種類に係る特定教習を行おうとする場合は、たとえ施設が同一の経営主体により運営される場合であっても、新たに行おうとする免許の種類に係る指定を受ける必要がある。

ウ 押出しスタンプの大きさ等の基準等

終了証明書に使用する押出しスタンプは、次による。

(ア) 印影の大きさは、おおむね縦20ミリメートル、横25ミリメートル程度とすること。

(イ) スタンプの文字は丸ゴシック体によること。

エ 帳簿

届出規則第6条に規定する帳簿の様式については、教習に係る免許の種類ごとに、別記様式第3に準じて定める。

なお、届出規則第6条に掲げる事項については、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができることとされている（届出規則第6条の2）。

この場合、情報システム安全対策指針(平成9年国家公安委員会告示第9号)において定める管理者が講ずべき対策を実施させる(電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準(平成10年国家公安委員会告示第10号))。

2 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る特定教習の実施要領

(1) 大型免許及び中型免許に係る特定教習の指導要領

大型免許及び中型免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した大型免許及び中型免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下、大型免許に係る特定教習を「大型車教習」、中型免許に係る特定教習を「中型車教習」という。）の指導要領は次のとおりとする。

ア 教習の内容

当該教習は、別添第2「大型免許及び中型免許に係る教習カリキュラム」、別添第4「大型免許、中型免許及び準中型免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領」及び別添第9「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせること。

イ 指導員の要件

大型車教習は、届出規則第1条第2項第1号に定める大型免許に係る特定指導員に、中型車教習にあつては、届出規則第1条第3項第1号に定める中型免許に係る特定指導員（以下「大型車等特定指導員」という。）に行わせること。

ウ 1日当たりの教習時限数の制限

教習を受ける者1人に対する1日の技能教習時間は、3時限を超えないこと（1日3時限の教習を行う場合は、連続して3時限の教習を行わせないこと。ただし、複数教習（自動車による教習のうち、当該自動車に大型車等特定指導員のほか、教習を受ける者2人又は3人が乗車して行うものをいう。以下同じ。）又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合には、3時限連続した教習を行うことができるものとする。）。

エ 「危険予測教習」の教習方法

(ア) 教習項目1「貨物自動車の特性を理解した運転」

- a 本教習については、教習所のコースにおいて1時限以上実施させること。
- b 大型車教習のうち、荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得する教習については、中型車又は準中型車を使用して行うことができる。
- c 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目につ

いては、荷台の前部、後部及び車軸の上当たる部分の3か所に積荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させること。

- d 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の後軸上に最大積載量の概ね50パーセント以上の貨物を積んで場内コースを走行し、貨物が運転操作に与える影響を体感させること。
- e 教習中に貨物の積み降ろしを行う場合は、教習の中断時間が短い場合に限らせること。

(イ) 教習項目2「危険を予測した運転」

- a 観察教習（他人の運転を観察させることによる教習。以下同じ。）及びコメンタリードライビング（教習生が自動車の運転を通じ、見たり、感じたり、思ったりした危険に関する様々な情報を運転しながら短い言葉でコメントすることによる教習。以下同じ。）により行わせること。

また、観察教習についてのみ、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を行うことができるものとする。

なお、複数教習を行う場合は、それぞれの教習生の運転できる機会が均等になるよう配慮させること。また、運転シミュレーターによる教習を行う場合は、特定指導員1人が、同時に3人以内の教習生に対し教習（以下「集団教習」という。）を行うことができるものとする。

- b 本教習を1時限行った後、引き続き教習項目3「危険予測ディスカッション」（1時限）を行う方法により、2時限連続して行わせること。
- c 教習生の運転による教習は、その直後に教習項目3「危険予測ディスカッション」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、教習生に何らかの印象付けをさせるように努めさせること。
- d 複数の教習生により行う場合については、次の方法によることができるものとする。
 - (a) 観察教習を複数教習で行う場合は、それぞれの教習生の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うことができる。
 - (b) 観察教習を運転シミュレーターによる教習と複数教習で行う場合については、複数教習においてそれぞれの教習生が運転する機会をコメンタ

リードライビングとして行うことができる。

- e 運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。

(ウ) 教習項目3「危険予測ディスカッション」

- a 本教習は、教習項目2「危険を予測した運転」の教習に引き続き、連続して行わせること。
- b 大型車等特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるよう指導すること。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行わせるなど、実施方法について工夫させること。

- c 本教習における大型車等特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目2「危険を予測した運転」における大型車等特定指導員に行わせることとすること。
- d 教習生の数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とさせること。

オ 悪条件下教習

(ア) 「夜間の運転」の教習方法

- a 原則として、日没後、道路において行うこと。
- b ただし、次のいずれかの方法による場合は、aによる教習を行わなくてもよいものとする。

(a) 運転シミュレーターを使用して行う場合

(b) 教習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる教習、暗室における教習又は届出教習所のコースにおける教習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続きaによる教習を行う場合（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）。

- c a、bにより教習を行うことが困難な場合にあっては、次のいずれの要

件も満たすものに限りに行わせることができるものとする。

- (a) 日没に近接した時間に行うもの
- (b) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習又は暗室における教習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き届出教習所のコースにおいて擬似薄暮時走行を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間の短い場合に限る。）
- (c) 教習中に日没となった場合は、(b)の方法によるコースにおける走行に変えて道路における教習を行っても差し支えないものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限る。）。

d 留意事項

- (a) 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。
- (b) 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40%以下の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの）を使用させること。

また、あらかじめ届出教習所のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行わせること。

- (c) 道路における教習を行う場合は、中央分離帯のないコースで行わせること（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、可能な限り距離の長いものを設定させること。）。

e 本教習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団教習によることができるものとする。

f 暗室における教習については、施設の規模により適正な教習が実施できる人数とさせること。

(イ) 「悪条件下での運転」の教習方法

a 道路又は届出教習所のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る教習を行う場合は、凍結又は積雪の状態にある路面での走行に限らせる。

また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合

に限らせる。

- b ただし、aの方法に代えて次のいずれかの方法により行わせることができるものとする。
 - (a) 運転シミュレーターを使用して行うもの
 - (b) スキッド教習によるもの
 - (c) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習を行った後、引き続き前記aの方法による教習を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）
- c なお、道路における教習又は届出教習所のコースにおける教習において、実際の悪条件下における運転に係る教習を行う場合、又はスキッド教習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で補足説明させる。
- d 運転シミュレーターによる教習又はスキッド教習を行う場合は、集団教習を行うことができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド教習を集団で行う場合は、運転しない他の教習生は安全な場所で見学する方法によるものとさせる。
- e 大型車教習にあつては、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、中型車教習にあつては中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること（届出規則第1条第2項第3号の表及び第3項第3号の表）。

カ 「大型免許及び中型免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

(ア) 教習方法

講義に係る教習を1時限以上実施した後、できるだけ引き続き実技に係る教習を2時限以上実施する。ただし、やむを得ず分割して行う場合は、講義に係る教習を行った後、近接した機会（教習と教習の間に他の教習は挟まないこと。）に残りの教習を2時限連続して行う。

また、講義方式を終了後、実技方式を実施中に急病等により実技方式を履修できなかった場合は、実技方式（2時限以上）を再履修させること。

(イ) 教習生の人数

実技方式の教習においては、1人の特定指導員に対し教習生の人数はおお

むね10人以下とする。

(ウ) 模擬人体装置を使用する内容及び数

模擬人体装置を使用する内容は、胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保、人工呼吸とし、当該装置の数は、高い教習効果を得るため、教習生4人に対して大人全身2体（大人全身1体及び大人半身1体でも可。）とする。

(エ) 模擬人体装置の基準

模擬人体装置（人体に類似した形状を有する装置という。以下同じ。）は、別添第9「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に対応したものであって、胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保、人工呼吸その他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能（届出規則第1条第2項第3号又は第3項第3号の表の「気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識」の項の第2欄の1）を有し、かつ、次に掲げる基準に適合したものを使用させること。

a 全身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができ、かつ、次のいずれの機能をも有するものであること。

(a) 胸骨圧迫（心臓マッサージ）

- ① 人体と同じような感覚で胸骨圧迫を実施できる構造であること。
- ② 圧迫の深さが視覚的に確認できること。

(b) 気道確保

- ① 頭部後屈あご先挙上を行わないと気道が開通しない構造であること。
- ② 頭部後屈あご先挙上の状態が視覚的に確認できること。

(c) 人工呼吸

- ① 人体と同じように呼気吹き込みにより胸が膨らむ構造であること。
- ② 呼気が逆流しない構造であること。
- ③ 胸の動き（上がったたり下がったり）が視覚的に確認できること。

b 半身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができる機能を有するものであること。

(㉔) 合同教習の方法

本教習は、大型車教習、中型車教習、準中型免許に係る教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した準中型免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「準中型車教習」という。）、普通免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した普通免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「普通車教習」という。）、大型二輪免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した大型二輪免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「大型二輪車教習」という。）及び普通二輪免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した普通二輪免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下「普通二輪車教習」という。）を合同で実施することができるものとする。

なお、合同教習により実施する場合には、大型車等特定指導員、届出規則第1条第4項第1号に定める準中型免許に係る特定指導員（以下「準中型車特定指導員」という。）、届出規則第1条第5項第1号に定める普通免許に係る特定指導員（以下「普通車特定指導員」という。）、同条第6項第1号に定める大型二輪免許に係る特定指導員（以下「大型二輪車特定指導員」という。）又は同条第7項第1号に定める普通二輪免許に係る特定指導員（以下「普通二輪車特定指導員」という。）であって、かつ、公安委員会が第一種免許又は第二種免許に係る応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限り行わせること。

(㉕) 指導員の要件

届出規則第1条第2項第3号及び第3項第3号の規定に係る「公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者」とは、

- a 第一種免許又は第二種免許に係る応急救護処置指導員の養成を行う講習として公安委員会が認めるものを受け、その課程を修了した者
- b 公安委員会が応急救護処置の指導に関し a に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

のいずれかに該当する者とする。

(㉖) 免除対象者

次のいずれかに該当する者に対しては、第一種免許に係る応急救護処置教

習を行わないことができることとされている（届出規則第1条第2項第3号の表の備考第10号及び第3項第3号の表の備考第10号）。

- a 現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者
- b 医師である者
- c 法定の規定による免許（医師免許を除く。）で応急救護処置に関するものを受けている者その他応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者であって、国家公安委員会規則で定める次の者
 - ・ 歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師又は救急救命士である者
 - ・ 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第44条第1項又は第44条の2第1項の救急隊員である者
 - ・ 日本赤十字社が行う応急救護処置に係る講習の課程のうち、応急救護処置に必要な知識の指導に必要な能力を有するものとして国家公安委員会が指定するものを修了した者
 - ・ 公安委員会が応急救護処置に必要な知識の指導に関し、前記国家公安委員会が指定するものを修了した者と同等以上の能力を有すると認める者

また、応急救護処置教習の免除を受ける者かどうかの確認は、(キ)に掲げる者のいずれかに該当することを確認することができるものにより行わせることとする。

なお、免除対象者の教習原簿には、当該事項を証明できる書類の写しを添付させるとともに、教習原簿の応急救護処置教習の指導員印欄に免除と朱書させる。

(ク) 感染予防への配慮

本教習を実施させる場合は、次のことに留意し、感染予防対策に配慮させる。

- a 実習前にうがい、手洗いを実施させること。
- b 模擬人体装置を使用して呼気吹き込み実習を行わせる場合には、教習生に対し、事前に酒精綿（エタノール綿）を用いて模擬人体装置の口及び口中を十分に清拭させるとともに、使い捨て呼気吹き込み器具を使用し実施

させること。

- c 教習生が実習中に出血し、模擬人体装置に血液が付着した場合は、予備の模擬人体装置を使用して実施できる場合を除き、同装置を使用しての事後の実習は中止すること。
- d 教習時に、顔面や口周辺から出血のある受講生に対しては、呼気吹き込み実習は控えてもらうよう留意すること。
- e 教習後は、ディスポ肺の交換やフェイスマスク、気道部分の清掃など衛生面の配慮について怠りのないようにすること。

(2) 準中型免許に係る特定教習の指導要領

準中型車教習の指導要領は次のとおりとする。

ア 教習の内容

当該教習は、別添第3「準中型免許に係る教習カリキュラム」、別添第4「大型免許、中型免許及び準中型免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領」、別添第6「特定後写鏡等条件の教習生に対して行うコースにおける教習の教習指導要領」及び別添第9「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせる。

なお、特定後写等条件の教習生に対しては、ワイドミラー及び補助ミラーの取り付け方法及び使用方法についての指導を行わせる。

イ 指導員の要件

本教習は、準中型車特定指導員に行わせる。

ウ 複数教習等

- (7) 「危険予測教習」及び「高速道路教習」における自動車の運転に関する技能の教習を自動車により行う場合は、複数教習ができることとする。

この場合、運転しない状態にある教習生に対しても、何を学ばせるのかを明確に指示するとともに、運転している教習生と同程度の教習効果が得られるよう、その方法に工夫を凝らさせる。また、それぞれの教習生の運転できる機会ができるだけ均等になるよう配慮させる。

運転シミュレーターによる教習を行う場合は、集団教習によることができるものとする。

(イ) 特定後写鏡等条件の教習生に対する「危険予測教習」は、別添第6に掲げる事項について教習を行う必要があることから、単独教習を実施させる。また、運転シミュレーターによる集団教習は実施させない。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数教習又は運転シミュレーターによる集団教習を実施させても差し支えない。

エ 1日当たりの教習時限数の制限

教習を受ける者1人に対する1日の技能教習時間は、3時限を超えないこと（1日3時限の教習を行う場合は、連続して3時限の教習を行わせない。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合には、3時限連続した教習を行うことができるものとする。）。

オ 「危険予測教習」の教習方法

(ア) 教習項目1「貨物自動車の特性を理解した運転」

- a 本教習については、教習所のコースにおいて1時限以上実施させる。
- b 準中型車を使用して行わせる。
- c 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、車軸の上の1か所に積荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させる。
- d 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の後軸上に最大積載量の概ね50パーセント以上の貨物を積んで場内コースを走行し、貨物が運転操作に与える影響を体感させる。
- e 教習中に貨物の積み降ろしを行う場合は、教習の中断時間が短い場合に限らせる。

(イ) 教習項目2「危険を予測した運転（貨物自動車）」

- a 観察教習及びコメンタリードライビングにより行わせる。

また、観察教習についてのみ、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を行うことができるものとする。

なお、複数教習を行う場合は、それぞれの教習生の運転できる機会が均等になるよう配慮させること。また、運転シミュレーターによる教習を行う場合は、集団教習を行うことができるものとする。

- b 本教習を1時限行った後、引き続き教習項目4「危険予測ディスカッション（貨物自動車）」（1時限）を行う方法により、2時限連続して行わせる。
 - c 教習生の運転による教習は、その直後に教習項目4「危険予測ディスカッション（貨物自動車）」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、教習生に何らかの印象付けをさせるように努めさせる。
 - d 複数の教習生により行う場合については、次の方法によることができるものとする。
 - (a) 観察教習を複数教習で行う場合は、それぞれの教習生の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うことができる。
 - (b) 観察教習を運転シミュレーターによる教習と複数教習で行う場合については、複数教習においてそれぞれの教習生が運転する機会をコメンタリードライビングとして行うことができる。
 - e 運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。
- (ウ) 教習項目3「危険を予測した運転（普通乗用自動車）」
- a 本教習については、道路における教習生の実車教習を1時限以上実施させる。

なお、前記方法により教習するに当たり、道路における準中型車特定指導員の運転による観察教習方式による教習又は運転シミュレーターによる教習を併せて実施することは差し支えないものとする。
 - b 運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。
 - c 準中型車特定指導員の運転（停止中を含む。）による観察教習を行う場合は、自らの運転行動に関わる情報（特に危険要因）の取り方や、その情報が

ら起こり得る危険の予測の仕方等を解説し、ときには教習生に質問するなどの方法も効果的であるので、実施方法について工夫させる。

なお、上記方法により教習を行う場合は、運転練習のための「仮免許練習中」の標識を特定教習に用いる普通自動車（以下「特定教習普通自動車」という。）に取り付けることのないよう指導する。

- d 教習生の運転による教習は、その直後に教習項目5「危険予測ディスカッション（普通乗用自動車）」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、教習生に何らかの印象付けをさせるように努めさせる。
- e 特定後写鏡等条件の教習生が補聴器を使用している場合には、一部の教習を除き、補聴器を使用しても差し支えないものとする。

(エ) 教習項目4「危険予測ディスカッション（貨物自動車）」

- a 本教習は、教習項目2「危険を予測した運転（貨物自動車）」の教習に引き続き、連続して行わせる。
- b 準中型車特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるよう指導する。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行わせるなど、実施方法について工夫させる。

- c 本教習における準中型車特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目2「危険を予測した運転（貨物自動車）」における準中型車特定指導員に行わせることとする。
- d 教習生の数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とさせる。

(オ) 教習項目5「危険予測ディスカッション（普通乗用自動車）」

- a 本教習は、教習項目3「危険を予測した運転（普通乗用自動車）」の教習に引き続き、連続して行わせる。
- b 準中型車特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるよう指導する。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行わせるなど、実施

方法について工夫させる。

- c 本教習における準中型車特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目3「危険を予測した運転（普通乗用自動車）」における準中型車特定指導員に行わせることとする。
- d 教習生の数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とさせる。
- e 特定後写鏡等条件の教習生に対する本教習は、教習項目3「危険を予測した運転（普通乗用自動車）」の教習に引き続き、連続して行うこと及び別添第6に掲げる事項について教習を行う必要があることから、準中型車特定指導員1人との個別の対話形式により行わせる。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数の特定後写鏡等条件の教習生によるディスカッションを実施させても差し支えない。

カ 悪条件下教習

(ア) 「夜間の運転」の教習方法

- a 原則として、日没後、道路において行う。
- b ただし、次のいずれかの方法による場合は、aによる教習を行わなくてもよいものとする。
 - (a) 運転シミュレーターを使用して行う場合
 - (b) 教習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる教習、暗室における教習又は届出教習所のコースにおける教習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続きaによる教習を行う場合（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）
- c a、bにより教習を行うことが困難な場合にあっては、次のいずれの要件も満たすものに限り行わせることができるものとする。
 - (a) 日没に近接した時間に行うもの
 - (b) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習又は暗室における教習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き届出教習所のコースにおいて擬似薄暮時走行を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間の短い場合に限る。）

(c) 教習中に日没となった場合は、(b)の方法によるコースにおける走行に変えて道路における教習を行っても差し支えないものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限る。）。

d 留意事項

(a) 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。

(b) 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40%以下の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの）を使用させること。

また、あらかじめ届出教習所のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行わせること。

(c) 道路における教習を行う場合は、中央分離帯のないコースで行わせること（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、可能な限り距離の長いものを設定させること。）。

e 本教習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団教習によることができるものとする。

f 暗室における教習については、施設の規模により適正な教習が実施できる人数とさせること。

(イ) 「悪条件下での運転」の教習方法

a 道路又は届出教習所のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る教習を行う場合は、凍結又は積雪の状態にある路面での走行に限らせること。

また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限らせる。

b ただし、aの方法に代えて次のいずれかの方法により行わせることができるものとする。

(a) 運転シミュレーターを使用して行うもの

(b) スキッド教習によるもの

(c) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習を行った後、引き続き

前記 a の方法による教習を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）

- c なお、道路における教習又は届出教習所のコースにおける教習において、実際の悪条件下における運転に係る教習を行う場合、又はスキッド教習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で補足説明させること。
- d 運転シミュレーターによる教習又はスキッド教習を行う場合は、集団教習を行うことができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド教習を集団で行う場合は、運転しない他の教習生は安全な場所で見学する方法によるものとさせること。
- e 準中型自動車又は普通自動車を使用する（届出規則第 1 条第 4 項第 3 号の表）。

キ 「高速道路教習」の教習方法

(ア) 教習項目 1 「高速道路での運転に必要な知識」

本教習は、教習項目 2 「高速道路での運転」の教習に先立って実施させるる。

(イ) 教習項目 2 「高速道路での運転」

- a あらかじめ特定届出教習所から具体的な教習計画を提出させ、これに基づいて高速道路の管理者との緊密な連絡をとるなどして、事故防止上問題がないかを確認した上で、円滑な教習が実施されるよう指導する。

なお、教習計画の策定に当たっては、事前に教習予定コースを実地踏査させ、教習に適した区間・距離・時間帯及びパーキングエリア等での指導要領等について綿密な検討をさせる。

- b 本教習における「高速道路」とは、高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路とする。
- c 本教習における実車教習は、高速道路及びこれに接続している一般道路において行わせる。
- d 本教習における実車教習は、普通自動車を用いて行わせる。
- e 教習生 1 人当たりの高速道路での実車教習の距離は、おおむね15キロメートル以上となるよう指導する。

- f 次のいずれかの項目に該当する場合は、管理者に対し、実車教習を行わないよう指導する。
- (a) 降雨、降雪等のため、通行止め、又は50キロメートル毎時以下の速度規制等の交通規制が実施されている場合
 - (b) 交通事故発生による交通規制や交通渋滞により、安全かつ円滑な教習が実施できないと認められる場合
 - (c) 高速道路に入るまでの教習において、教習生が極度に緊張していたり、特定教習普通自動車の異常が認められたりした場合
- g 次のいずれかの項目に該当する場合は、管理者に対し、実車教習を中止することを検討させる。
- (a) 交通規制は実施されていないが、風雨等により、当該教習を実施することが危険と認められる場合
 - (b) 出発時には異常ないが、教習中に異常気象等により当該教習を安全に実施できない蓋然性が高いと認められる場合
- h fにかかわらず、fに該当しない状況で1時限当たりおおむね15キロメートル以上を走行した教習生が1名以上いる場合は、当該教習時間中にfに該当する状況になったとしても、引き続きcの道路において行われ、かつ、安全な教習が行われると認められるときは、引き続き当該状況下において観察教習（fに該当しない状況でおおむね15キロメートル以上を走行した教習生が、準中型車特定指導員の運転を観察するものに限る。）を実施させても差し支えない。この場合において、準中型車特定指導員には管理者等に連絡し、指示を受けさせることとし、やむを得ない事情により管理者等に連絡することができないときは、帰所後必要な事項を管理者に報告させる。
- i 本教習は、次のいずれかに該当する場合は、運転シミュレーターにより行わせることができるものとする。
- (a) 当該届出教習所が高速道路から離れた地域に位置する場合
 - (b) f又はgにより自動車による教習を行わない場合
 - (c) その他自動車による教習を行うことが困難な場合
- j 運転シミュレーターにより教習を行う場合は、教習生1人当たりの走行

距離は、おおむね15キロメートル以上とさせる。

なお、模擬走行コースの所定の区間を運転するだけでなく、本線車道への進入や車線変更を繰り返し練習させるなど効果的な教習に努めさせる。

ク 「準中型免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

「準中型免許に係る応急救護処置教習」の教習方法については、2(1)カの場合による。

(3) 普通免許に係る特定教習の指導要領

普通免許に係る特定教習の指導要領は次のとおりとする。

ア 教習の内容

本教習は、別添第5「普通免許に係る教習カリキュラム」、別添第6「特定後写鏡等条件の教習生に対して行うコースにおける教習の教習指導要領」及び別添第9「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせること。

イ 指導員の要件

本教習は、普通車特定指導員に行わせること。

ウ 複数教習等

(ア) 「危険予測教習」及び「高速道路教習」における自動車の運転に関する技能の教習を自動車により行う場合は、複数教習ができることとする。

この場合、運転しない状態にある教習生に対しても、何を学ばせるのかを明確に指示するとともに、運転している教習生と同程度の教習効果が得られるよう、その方法に工夫を凝らさせる。また、それぞれの教習生の運転できる機会ができるだけ均等になるよう配慮させる。

運転シミュレーターによる教習を行う場合は、集団教習によることができるものとする。

(イ) 特定後写鏡等条件の教習生に対する「危険予測教習」は、別添第6に掲げる事項について教習を行う必要があることから、単独教習を実施させる。また、運転シミュレーターによる集団教習は実施させない。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数教習又は運転シミュレーターによる集団教習を実施させても差

し支えない。

エ 1日当たりの教習時限数の制限

教習を受ける者1人に対する1日の技能教習時間は、3時限を超えないこと（1日3時限の教習を行う場合は、連続して3時限の教習を行わせないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を2時限行う場合には、3時限連続した教習を行うことができるものとする。）。

オ 「危険予測教習」の教習方法

(ア) 教習項目1「危険を予測した運転」

a 本教習については、道路における教習生の実車教習を1時限以上実施させる。

なお、前記方法により教習するに当たり、道路における普通車特定指導員の運転による観察教習方式による教習又は運転シミュレーターによる教習を併せて実施することは差し支えないものとする。

b 運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。

c 普通車特定指導員の運転（停止中を含む。）による観察教習を行う場合は、自らの運転行動に関わる情報（特に危険要因）の取り方や、その情報から起こり得る危険の予測の仕方等を解説し、ときには教習生に質問するなどの方法も効果的であるので、実施方法について工夫させる。

なお、上記方法により教習を行う場合は、運転練習のための「仮免許練習中」の標識を特定教習に用いる普通自動車）に取り付けることのないよう指導する。

d 教習生の運転による教習は、その直後に教習項目2「危険予測ディスカッション」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、教習生に何らかの印象付けをさせるように努めさせること。

e 特定後写鏡等条件の教習生が補聴器を使用している場合には、一部の教習を除き、補聴器を使用しても差し支えないものとする。

(イ) 教習項目 2 「危険予測ディスカッション」

- a 本教習は、教習項目 1 「危険を予測した運転」の教習に引き続き、連続して行わせる。
- b 普通車特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるよう指導する。
また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行わせるなど、実施方法について工夫させる。
- c 本教習における普通車特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目 1 「危険を予測した運転」における普通車特定指導員に行わせることとする。
- d 教習生の数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とさせる。
- e 特定後写鏡等条件の教習生に対する本教習は、教習項目 1 「危険を予測した運転」の教習に引き続き、連続して行い、及び別添第 6 に掲げる事項について教習を行う必要があることから、普通車特定指導員 1 人との個別の対話形式により行わせる。ただし、複数の特定後写鏡等条件の教習生に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数の特定後写鏡等条件の教習生によるディスカッションを実施させても差し支えない。

カ 「高速道路教習」の教習方法

(ア) 教習項目 1 「高速道路での運転に必要な知識」

本教習は、教習項目 2 「高速道路での運転」の教習に先立って実施させる。

(イ) 教習項目 2 「高速道路での運転」

- a あらかじめ特定届出教習所から具体的な教習計画を提出させ、これに基づいて高速道路の管理者との緊密な連絡をとるなどして、事故防止上問題がないかを確認した上で、円滑な教習が実施されるよう指導する。
なお、教習計画の策定に当たっては、事前に教習予定コースを実地踏査させ、教習に適した区間・距離・時間帯及びパーキングエリア等での指導要領等について綿密な検討をさせる。

- b 本教習における「高速道路」とは、高速自動車国道又は60キロメートル毎時を超える最高速度が指定されている自動車専用道路とする。
- c 本教習における実車教習は、高速道路及びこれに接続している一般道路において行わせる。
- d 教習生1人当たりの高速道路での実車教習の距離は、おおむね15キロメートル以上となるよう指導する。
- e 次のいずれかの項目に該当する場合は、管理者に対し、実車教習を行わないよう指導する。
 - (a) 降雨、降雪等のため、通行止め、又は50キロメートル毎時以下の速度規制等の交通規制が実施されている場合
 - (b) 交通事故発生による交通規制や交通渋滞により、安全かつ円滑な教習が実施できないと認められる場合
 - (c) 高速道路に入るまでの教習において、教習生が極度に緊張していたり、特定教習普通自動車の異常が認められたりした場合
- f 次のいずれかの項目に該当する場合は、管理者に対し、実車教習を中止することを検討させる。
 - (a) 交通規制は実施されていないが、風雨等により、当該教習を実施することが危険と認められる場合
 - (b) 出発時には異常ないが、教習中に異常気象等により当該教習を安全に実施できない蓋然性が高いと認められる場合
- g eにかかわらず、eに該当しない状況で1時限当たりおおむね15キロメートル以上を走行した教習生が1名以上いる場合は、当該教習時間中にeに該当する状況になったとしても、引き続きbの道路において行われ、かつ、安全な教習が行われると認められるときは、引き続き当該状況下において観察教習（eに該当しない状況でおおむね15キロメートル以上を走行した教習生が、普通車特定指導員の運転を観察するものに限る。）を実施させても差し支えない。この場合において、普通車特定指導員には管理者等に連絡し、指示を受けさせることとし、やむを得ない事情により管理者等に連絡することができないときは、帰所後必要な事項を管理者に報告させる。
- h 本教習は、次のいずれかに該当する場合は、運転シミュレーターにより

行わせることができるものとする。

(a) 当該届出教習所が高速道路から離れた地域に位置する場合

(b) e 又は f により自動車による教習を行わない場合

(c) その他自動車による教習を行うことが困難な場合

i 運転シミュレーターにより教習を行う場合は、教習生 1 人当たりの走行距離は、おおむね 15 キロメートル以上とさせる。

なお、模擬走行コースの所定の区間を運転するだけでなく、本線車道への進入や車線変更を繰り返し練習させるなど効果的な教習に努めさせる。

キ 「普通免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

「普通免許に係る応急救護処置教習」の教習方法については、2 (1) カの例による。

なお、2 (1) カに規定する第一種免許に係る応急救護処置教習免除者のうち「現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者」は、「現に大型二輪免許又は普通二輪免許を運転することができる運転免許を受けている者」と読み替えるものとする。

(4) 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る特定教習の指導要領

大型二輪免許及び普通二輪免許に係る特定教習の指導要領は、次のとおりとする。

ア 教習の内容

本教習は、別添第 7 「大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習カリキュラム」及び別添第 9 「第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせる。

イ 指導員の要件

大型二輪車教習は大型二輪車特定指導員、普通二輪車教習は普通二輪車特定指導員に行わせる。

ウ 「危険予測教習」の教習方法

(ア) 教習項目 1 「危険を予測した運転」、4 「ケース・スタディ (交差点)」及び 5 「交通の状況及び道路環境に応じた運転」

当該教習は、大型二輪車、普通二輪車及び運転シミュレーターを用いて行わせる。

(イ) 運転シミュレーターによる教習方法

運転シミュレーターによる教習は、別添第8「危険予測教習指導要領」の「第1 教習項目1「危険を予測した運転」(技能)の指導要領」中、「1 運転シミュレーターを使用した教習」に基づいて行わせることとする。

(ウ) 大型二輪車及び普通二輪車による教習方法

届出教習所のコースにおいて技能教習を行う場合にあっては、教習生に乗車用ヘルメットを着装させ、おおむね5分間のウォーミングアップ走行を行って、教習生の技量のおおまかなみきわめを行い、届出教習所のコースにおける教習に必要な技能について指導させる。

(エ) 集団教習

本教習については、集団教習を行うことができるものとする。ただし、聴覚障害者及び聴力に不安があるため、教習を受けるに当たり安全を確保するため特別な対応を受けることを希望する者を含めて集団教習(実車を用いた技能教習)を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、教習生の安全を確保する。

エ 「二人乗り教習」の教習方法

教習項目3「二人乗り運転に関する知識」については、二人乗りに関する法規制の内容及び二人乗りの運転特性に係る知識等を理解させるために必要な視聴覚教材を使用して教習を行わせる。

オ 「大型二輪免許及び普通二輪免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

「大型二輪免許及び普通二輪免許に係る応急救護処置教習」の教習方法については、2(1)カの例による。

なお、2(1)カに規定する第一種免許に係る応急救護処置教習免除者のうち「現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者」は、「現に普通自動車を運転することができる運転免許を受けている者」と読み替えるものとする。

3 大型第二種免許、中型第二種及び普通第二種免許に係る特定教習の実施要領

大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る特定教習（届出規則の規定に基づき、公安委員会が指定した大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習の課程に係る教習をいう。以下、大型第二種免許に係る特定教習を「大型旅客車教習」、中型第二種免許に係る特定教習を「中型旅客車教習」、普通第二種免許に係る特定教習を「普通旅客車教習」という。）の指導要領は、次のとおりとする。

(1) 教習の内容

本教習は、別添第10「大型第二種免許、中型第二種及び普通第二種免許に係る教習カリキュラム」、別添第11「第二種免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領」及び別添第12「第二種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に基づいて行わせる。

(2) 指導員の要件

大型旅客車教習は、届出規則第1条第8項第1号に定める大型第二種免許に係る特定指導員に、中型旅客車教習は、届出規則第1条第9項第1号に定める中型第二種免許に係る特定指導員に、普通旅客車教習は、届出規則第1条第10項第1号に定める普通第二種免許に係る特定指導員（以下「大型旅客車等特定指導員」という。）に行わせる。

(3) 1日当たりの教習時限数の制限

教習を受ける者1人に対する1日の技能教習は、3時限を超えないこと。

(4) 「危険予測教習」の教習方法

ア 観察教習、及びコメンタリードライビングによる教習を合わせて2時限以上行わせるものとする。ただし、観察教習については、教習生が観察することのみに終始しないよう指導する。

また、観察教習についてのみ、運転シミュレーターによる教習（集団教習可）を行うことができるものとする。

なお、運転シミュレーターによる教習において、運転シミュレーターにより

映写される擬似視界の画面と教習生の身体感覚の差異により生ずるいわゆる「シミュレーター酔い」の症状を訴え、通常の教習の継続が困難と認められる教習生に対しては、公安委員会が適当と認める方法により、教習を行わせることができるものとする。

イ アの方法による教習を2時限以上連続で行った後、引き続き教習項目2「危険予測ディスカッション」（1時限以上）を行うことが望ましいものとする。

ただし、3時限以上連続で行うことが困難な場合については、次の方法により行わせるものとする。

(ア) 観察教習を行った後、引き続き教習項目2「危険予測ディスカッション」を行い、その後近接した機会（教習と教習の間に他の教習を挟まないもの）にコメンタリードライビングを行うもの

(イ) 観察教習を行った後、これに近接した機会にコメンタリードライビングを行い、それに引き続き教習項目2「危険予測ディスカッション」を行うもの

ウ 観察教習、及び上記イの方法により本教習及び教習項目2「危険予測ディスカッション」を3時限以上連続で行う場合におけるコメンタリードライビングについてのみ、複数教習を行うことができるものとする。

なお、複数教習を行う場合は、それぞれの教習生の運転できる機会が均等になるよう配慮させること。

(5) 「危険予測ディスカッション」の教習方法

ア 教習項目1「危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本項目を行わせることが望ましいものとする。

ただし、3時限以上連続して行うことができない場合にあつては、前記(4)教習項目1「危険を予測した運転」の教習方法におけるイ(ア)、(イ)の方法により、少なくとも技能教習を1時限以上行った後に引き続き連続して行わせる。

イ 大型旅客車等特定指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ教習生の考え方や疑問を引き出し、発言させるものとする。

また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した教習を行うなど、実施方法について工夫させる。

- ウ 本教習における大型旅客車等特定指導員は、できるだけ直前に行った教習項目1「危険を予測した運転」における指導員に引き続き行わせるものとする。
- エ 教習生の人数は、教習生全員がディスカッションに参加できる適正な人数とさせる。

(6) 「夜間教習」の教習方法

- ア 原則として、日没後、道路において行う。
- イ ただし、次のいずれかの方法による場合は、アによる教習を行わなくてもよいものとする。
- (ア) 運転シミュレーターを使用して行う場合
- (イ) 教習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる教習、暗室における教習又は届出教習所のコースにおける教習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続きアによる教習を行う場合（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）
- ウ ア、イにより教習を行うことが困難な場合にあっては、次のいずれの要件も満たすもの限り行わせることができるものとする。
- (ア) 日没に近接した時間に行うもの
- (イ) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習又は暗室による教習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き届出教習所のコースにおいて擬似薄暮時走行を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間の短い場合に限る。）
- (ウ) 教習中に日没となった場合は、(イ)の方法によるコースにおける走行に変えて道路における教習を行っても差し支えないものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限る。）。
- エ 留意事項
- (ア) 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。
- (イ) 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40%以下の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの）を使用させること。

また、あらかじめ届出教習所のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行わせること。

- (ウ) 道路における教習を行う場合は、中央分離帯のないコースで車内の照明を点灯（大型旅客車及び中型旅客車教習のみ）させて行わせること（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定させること。）。

オ 本教習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団教習によることができるものとする。

カ 暗室における教習については、施設の規模により適正な教習が実施できる人数とさせること。

(7) 「悪条件下教習」の教習方法

ア 道路又は届出教習所のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る教習を行う場合は、凍結又は積雪の状態にある路面での走行に限らせる。

また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限らせる。

イ ただし、アの方法に代えて次のいずれかの方法により行わせることができるものとする。

(ア) 運転シミュレーターを使用して行うもの

(イ) スキッド教習によるもの

(ウ) 教習の一部として運転シミュレーターによる教習を行った後、引き続き上記アの方法による教習を行うもの（ただし、教習から教習への移動時間が短い場合に限る。）

ウ なお、道路における教習又は届出教習所のコースにおける教習において、実際の悪条件下における運転に係る教習を行う場合、又はスキッド教習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で補足説明させる。

エ 運転シミュレーターによる教習又はスキッド教習を行う場合は、集団教習を

行うことができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド教習を集団で行う場合は、運転しない他の教習生は安全な場所で見学する方法によるものとさせる。

オ 大型旅客車教習にあつては、大型自動車（バス型、乗車定員30人以上）、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）又は普通自動車を、中型旅客車教習にあつては、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）又は普通自動車を、普通旅客車教習にあつては普通自動車を使用する（届出規則第1条第8項第3号の表、第9項第3号の表及び第10項第3号の表）。

(8) 「身体障害者等への対応」の教習方法

ア 大型旅客車教習にあつては、バス型の大型自動車（及び必要に応じバス型の中型自動車又は普通自動車）を、中型旅客自動車教習にあつては、バス型の中型自動車（及び必要に応じバス型の大型自動車又は普通自動車）を、普通旅客車教習にあつては、普通自動車（及び必要に応じバス型の大型自動車又はバス型の中型自動車）を用い、届出教習所のコースその他の設備において実習形式により行わせる。

イ 教習の一部として車椅子利用者に係る乗降時の対応要領について、大型旅客車等特定指導員又は教習生が互いに運転者又は乗客となって実習を行わせる。

なお、この場合車椅子を使用することが望ましいものとするが、車椅子に代えて椅子を使用しても差し支えないものとする。

ウ 教習の一部（約20分以内）については、映画、ビデオ等を使用した教習を行わせることができるものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限る。）。

エ 1人の大型旅客車等特定指導員に対し、教習生の人数は6人以下とさせること。

オ 本教習については、大型旅客車教習、中型旅客車教習及び普通旅客車教習を合同で行うことができるものとする。

(9) 「大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る応急救護処置教習」の教習方法

「大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る応急救護処置教

習」の教習方法については、次に掲げるものによるほか2(1)カの例によるものとする。

ア 教習方法

できるだけ講義及び実技方式の教習を6時限以上連続で実施させるよう指導すること。ただし、やむを得ず分割して実施する場合は、講義は連続2時限以上実施するとともに、前半の教習を実施した後、近接した機会（教習と教習の間に他の教習は挟まないこと。）に残りの教習を連続して2時限以上ずつ実施させる。

イ 模擬人体装置の数

模擬人体装置の数は、教習生4人に対して「大人全身」2体及び「乳児全身」1体（「大人全身」1体、「大人半身」1体及び「乳児全身」1体でも可。）とさせる。

ウ 模擬人体装置の基準

模擬人体装置は、別添第12「第二種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム」に対応したものであって、胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保、人工呼吸その他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能（届出規則第1条第8項第3号、第9項第3号又は第10項第3号の表の「気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に応じた対応その他の応急救護処置に必要な知識」の項の第2欄の1）を有し、かつ、2(1)カ(エ)に掲げる基準に適合したものを使用させる。

エ 合同教習の方法

本教習は、大型旅客車教習、中型旅客車教習及び普通旅客車教習を合同で実施することができるものとする。

なお、合同教習により実施する場合には、大型旅客車特定指導員、中型旅客車特定指導員又は普通旅客車特定指導員であり、かつ、公安委員会が第二種免許に係る応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限り行わせる。

オ 指導員の要件

届出規則第1条第8項第3号、第9項第3号及び第10項第3号の規定に係る「公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者」とは、

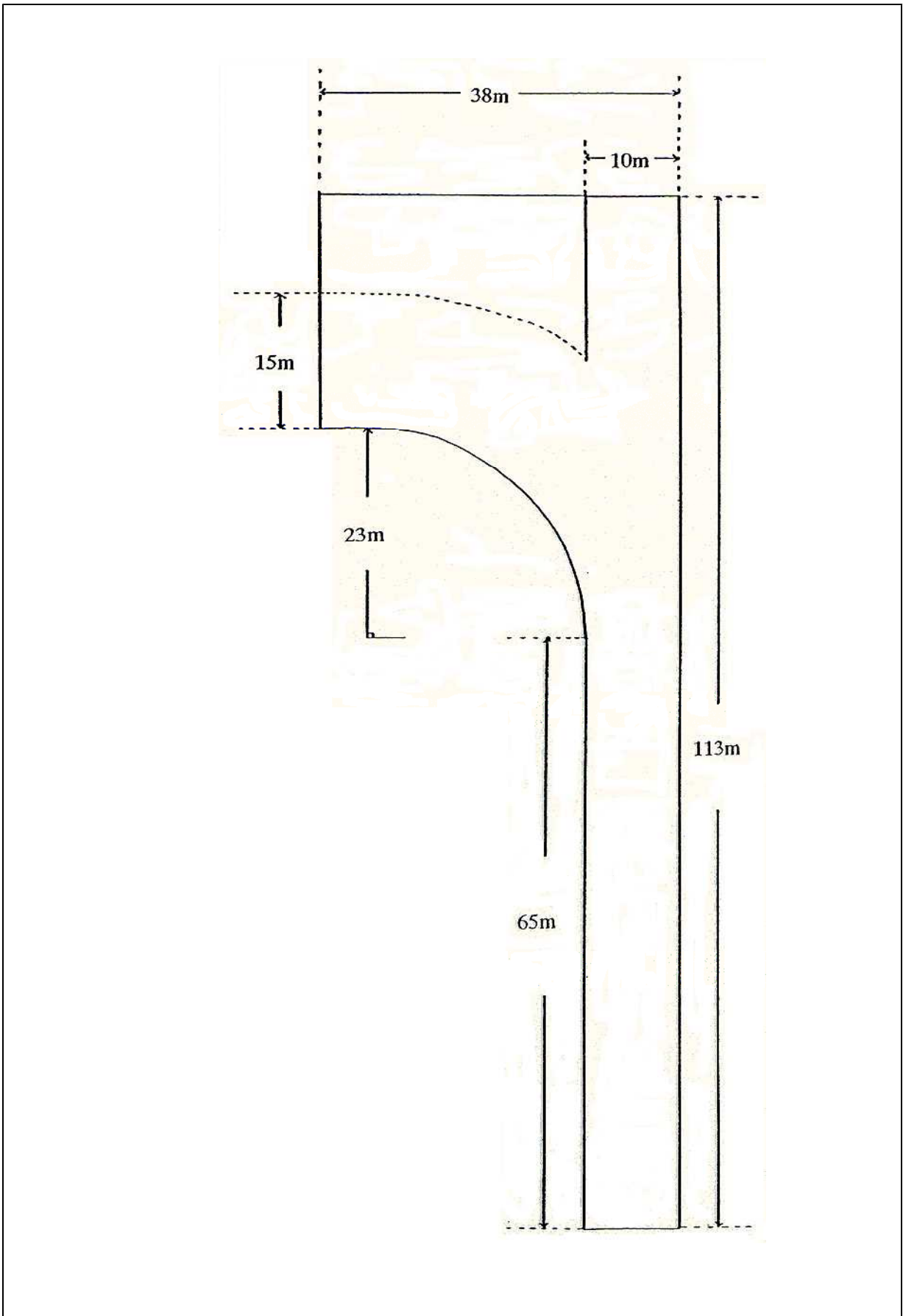
- (ア) 第二種免許に係る応急救護処置指導員の養成を行う講習として公安委員会
が認めるものを受け、その課程を修了した者
 - (イ) 公安委員会が応急救護処置の指導に関し(ア)に掲げる者と同等以上の能力
を有すると認める者
- のいずれかに該当する者とする。

カ 免除対象者

第二種免許に係る応急救護処置教習の免除対象者は、2(1)カ(キ)に規定する
者から、「現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者」を
除いたものとする（届出規則第1条第8項第3号の表備考第9号、第9項第3
号の表備考第9号及び第10項第3号の表備考第9号）。

別添第1

スキッド教習車コース



別添第2

大型免許及び中型免許に係る教習カリキュラム

事項	区分	教習項目	教習細目	指導内容	時限
危険予測教習	技能	1 貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭においた適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	1 時限以上
		2 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	○ 大型自動車又は中型自動車に係る他の交通とのかかわりにおける危険性を的確に予測し、危険を回避する能力を養わせる。	1 時限以上
	学科教習	3 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び教習生の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1 時限以上
悪条件下教習	技能	1 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報の捉え方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運動能力を養わせる。	1 時限
		2 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することができる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養う。	1 時限以上
合計 4 時限以上					

別添第 3

準中型免許に係る教習カリキュラム

事項	区分	教習項目	教習細目	指導内容	時限
危険予測教習	技能教習	1 貨物自動車の特性を理解した運転	(1) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転 (2) 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	○ 運転操作が貨物に与える影響及び荷重が運転操作に与える影響を理解させ、これを念頭においた適切な速度と滑らかな運転ができる能力を養わせる。	1 時限以上
		2 危険を予測した運転（貨物自動車）	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方 (4) 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	○ 準中型自動車に係る他の交通とのかかわりにおける危険性を的確に予測し、危険を回避する能力を養わせる。	1 時限以上
		3 危険を予測した運転（普通乗用自動車）	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件の教習生に対しては、路上における実車走行を実施する前に、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できないで運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1 時限以上
	学科教習	4 危険予測ディスカッション（貨物自動車）	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び教習生の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。	1 時限以上
		5 危険予測ディスカッション（普通乗用自動車）	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び教習生の相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件の	1 時限以上

				<p>教習生に対しては、特に次の事項について、対話形式により行う。また、運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し、質疑を行い、今後、運転を実際に行い気付いた事項について、警察への連絡を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 踏切を通過しようとするときにおいて、列車が接近してきたことを周囲の交通の状況から認知する方法 緊急自動車接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知する方法 その他交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険があるおそれがある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法 特定後写鏡等条件下で運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡等の意義、聴覚障害者標識の意義等） 	
悪条件下教習	技能教習	1 夜間の運転	<p>(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報の捉え方 (3) 夜間における運転の仕方</p>	<p>○ 夜間対向車の灯火により眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを理解させ、そのような状況下における視界確保の方法や安全な運動能力を養わせる。</p>	1 時 限 以 上
		2 悪条件下での運転	<p>(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の</p>	<p>○ 凍結路面、積雪路面等の悪条件下で、適切に対応できる能力及び安全に運転することが</p>	

			仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	できる限界を見極め、時には運転を中止するという判断能力を養う。	
高速道路教習	学	1 高速道路での運転に必要な知識	(1) 高速道路利用上の心得 (2) 走行計画の立て方 (3) 本線車道への進入 (4) 本線車線での走行 (5) 本線車道からの離脱	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路は、一般道路とは異なる注意が必要であることを強調するとともに、走行するに当たって最小限度とされる知識を理解させる。	1 時限以上
	習	2 高速道路での運転	(1) 高速走行前の車両点検の仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	○ 高速道路における実車走行により、安全かつ円滑な走行要領を身に付けさせるとともに、高速走行の特性を理解させる。	1 時限以上
合計 8 時 限 以 上					

※ 現に普通免許を受けている者に対しては、危険予測教習のうち「3 危険を予測した運転（普通乗用自動車）」及び「5 危険予測ディスカッション（普通乗用自動車）」並びに高速道路教習を行わないこととする。

別添第 4

大型免許、中型免許及び準中型免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領

1 教習項目 1 「貨物自動車の特性を理解した運転」の指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
① 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貨物輸送を想定した運転を実際の道路において適切に行うことができるよう指導する。 ○ 運転操作と貨物との関係を理解し、適切に運転することができるよう指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 荷台の前部、後部及び車軸の上の3か所に積荷を置く（準中型車にあっては後輪の軸上の1か所）。 ○ 周回コースなどの場内コースを利用してR（10m、20m、30m等）が異なるカーブを走行し、積荷の動きを観察させる。 ○ 1つのコーナーを走行するごとにタイヤの位置を確認させる。 速度は、20km/h、30km/h等で行う。 ・ 「運転操作が貨物に与える影響を理解した運転」で確認した3か所の積荷の位置のうち、積荷の移動量が最も大きかった位置（準中型車にあっては後輪の軸上）に積荷を1つ置き、当該積荷が動かないように運転させる。 ○ アクセル、ブレーキ、クラッチなど運転装置を適切に扱い、道路及び交通の状況に応じた速度で走行するとともに、0.3G以下で滑らかな速度調節ができるよう指導する。 ○ 直線部分はできるだけ指示された速度で走行し、カーブや曲がり角部分では、曲がり具合や路面状況等に応じて、適切な速度で走行できるよう指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貨物の確認は、積載の状況に応じ適宜ミラー等により行うよう留意させる。 ・ 運転操作が貨物に与える影響を客観的に評価し、走行中に意識付けが図られるように荷台にタイヤ等を積載して行う。 場内コースで十分な速度が出せず、積荷の移動が見られない場合は、コンクリートブロックや砂袋を入れたコンテナ容器などを使用し、視覚を通じて積荷の移動を確認できるようにする。 ・ 速度調節を滑らかにする教習を重点的に行う。 ・ 道路及び交通の状況に応じた速度での運転が、安全で円滑な運行に必要なことを再確認させる。
② 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転		<ul style="list-style-type: none"> ○ 貨物輸送に配慮した運転ができるように発進、加速、車線変更、減速、停止などの一連の運転行動が0.3G以下で滑らかにできるように指導する。 ○ それぞれの行為の際に、貨物の荷崩れ、転落防止が適切になされるよう指導を行う。 	
③ 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転		<ul style="list-style-type: none"> ○ 荷重がかかることにより、ハンドル及び制動効果が違うことを理解させるとともに、発進時における動力の伝達方法の違いを理解させる。 ○ 積荷（教習に使用する車両の最大積載量の50%程度）を荷台の後軸上に 	

	<p>置いた場合について、それぞれの運転操作を体験する。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 周回コースなどの場内コースを利用してR(10m、20m、30m等)が異なるカーブを走行し、ハンドルやブレーキの効き具合を体験する。<ul style="list-style-type: none">・ コーナーを走行するごとに、ハンドルの操作(切り方・戻し方)を体験させる。 速度は、20km/h、30km/h等で行う。	
--	---	--

2 教習項目2「危険を予測した運転」の指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
① 危険要因の捉え方	<p>○ 危険要因の捉え方を修得する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報を早く捉える(時機)。 ・ 情報を広く捉える(範囲)。 ・ 情報を取捨選択する(選択)。 ・ 情報を深く捉える(深さ)。 	<p>○ 絶えず変化する運転場面から、自分に関する危険要因の認知の仕方を解説指導する。</p> <p>また、貨物輸送中はハンドル操作やブレーキ操作などの運転操作が制限される(急ハンドル、急ブレーキは、荷崩れに直結する)ことを念頭に置き、余裕を持った早めの運転操作を実現するために、より早く、より多く、より確実な危険要因の入手を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まず、指導員自らコメントリードライビングにより模範運転を示すことにより、運転中の視点のとり方等を具体的に明示する。 ・ 一般の運転よりは広範囲に視野をとらせる(情報は広範囲にとらせることが重要である。) ・ 捉えた情報の中で、危険要因となるもの(顕在・潜在)を判断させ、その重要度によって取捨選択させる。 ・ 危険要因の高い情報については、注視することによってその状況を深く捉えさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報を早く入手するには、より遠くに視点を置くことが必要である。しかし、あまり遠くに視点を置くと情報入手が危険環境の変化に対応できない場合があることに注意すること。 また、走行位置、車間距離等によって、危険要因の情報がとりにくくなることにも留意させること。 ・ 教習生個々において危険の捉え方が異なることを認識し、具体的に危険要因の重要度を示し教習生に理解させる。 ・ 危険要因を注視し過ぎると、反対に他の危険要因に対して注意が散漫となることを念頭に置き、速やかに判断できるよう留意する。
② 起こりうる危険の予測	<p>○ 危険要因に対する予測の仕方を修得する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 顕在的危険を予測する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捉えた情報から起こりうる危険の予測の仕方を解説指導する。 ・ 目に見える危険要因については、これをよく観察させることにより、その危険要因(人・車等)が次にどのような行動にでるか予測させる。 ・ 貨物輸送時は、急な運転操作が荷崩れ等の原因となることを念頭に置くとともに、どのような回避行動をとれば安全に輸送できるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの個癖にとらわれた予測を払拭し、どのような予測をするのか個々具体的に指導する。 ・ 指導員の指導が教習生に対する一方通行にならないよう、教習生にも順次危険要因を拾い上げさせ、予測の仕方が定着するよう心がけさせること。 ・ 相手が異常な行動はとらないという「だろー運転」は現に慎み、予測しない行動にでる「かもしれない運転」に徹することを強調すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 潜在的危険を予測する。 	<p>を考慮し、早期発見・ゆとりある回避にたった予測を行わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 目に見えない危険要因（見通しの悪い交差点、駐車車両や対向車の死角）から生じる危険に対して適切な予測をさせる。 現に目に見えているが未だ危険要因とはなっていないものについても、そのものの行動いかんによっては危険要因となるものもあることを認識させ、その予測をさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 大型自動車は、前方の死角は少ないものの、自車の側方並びに後方は普通自動車に比べて死角が多いことを認識させる（特に右左折時の巻き込みに注意させる。）。
<p>③ 危険の少ない運転行動の選び方</p>	<p>○ 危険の少ない運転行動の選び方をつかむ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険に備えた速度にする。 適切な走行位置をとる。 安全な空間をとる。 	<p>○ 危険を予測した情報について、安全な回避行動の選び方を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 直面した危険に対しても安全に対応できる速度を選ばせて運転させる。 また、大型自動車は普通自動車に比べてブレーキの利きが遅く、それは荷重がかかった状況下においては特に顕著に現れることからブレーキの構えなど「構え運転」の必要性を認識させる。 危険の少ない走行位置を選ばせる。 危険対象者に対する安全な空間のとり方を解説指導する。 対向車の状況を素早く読みとらせ適切な安全空間を保たせる。 速度や路面の状態に応じて停止距離と危険 	<ul style="list-style-type: none"> 大型自動車は、普通自動車に比べて車幅が広いことを認識させる。 また、サイドミラーはオーバーハングであることが多いため、このミラーの幅も念頭においた走行位置を確保させる。 危険を発見しやすい走行位置を選ばせる。 大型自動車は、普通自動車と比べ、回避行動を大きくとる必要があることから、普通自動車以上に安全な空間を大きくとる必要があることを認識させる。 相手から発見されやすい走行位置を選ばせる。 危険に遭遇しても安全に回避できる走行位置を選ばせる。 前車との距離を変化させ、適切な安全空間を感じとらせる。 後車を観察させ、後車との安全な空間を感じとらせる。 歩行者や駐車車両等の側方通過時における適切な安全空間を保たせる。 後続車両の追突を避けるため早めのブレーキングに留意させる。 走行中に運転のスムーズさを客観的に評価し、走行中に意識付けが図られるように加速度計、皿に乗せたボール、ティッシュの箱等を使用して

④ 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方

範囲が広がり変化することを理解させる。

- ・ 走行位置や車間距離により情報の見え方が変わることを理解させる。
- ・ 自車の存在を相手に知らせる工夫も必要である。
- ・ 結果を推測して、安全空間を常に確保することを強調する。
- ・ 対象物の状況並びにお互いの速度により安全空間が変化することを理解させる。
- ・ アクセル、ブレーキ、クラッチなど運転装置を適切に扱い、道路及び交通の状況に応じた速度で走行するとともに、0.3G以下で滑らかな速度調節ができるように指導する。
- ・ 直線部分は、できるだけ指示された速度で走行し、カーブや曲がり角部分では、曲がり具合や路面の状況等に応じて、適切な速度で走行できるよう指導する。
- ・ 速度調節を滑らかにする教習を重点的に行う。
- ・ 道路及び交通の状況に応じた速度での運転が、安全で円滑な運行に必要なことを再確認する。

行う。

3 教習項目3「夜間の運転」の指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
<p>① 夜間における運転視界の確保の仕方</p>	<p>○ 夜間の特性をとも理解するとともに、それに応じた運転行動がとれるように指導する。</p>	<p>○ 貨物自動車の運転者は、昼夜を問わず輸送業務に就かねばならないことから、夜間運転についてその危険予測も含めた教習を行わせる。</p> <p>○ 夜間教習の際は、あらかじめ夜間路上教習コースを設定し、繁華街、住宅地、見通しの悪い交差点など課題を決めておき、夜間の特性を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実車による夜間の運転を体験させる。 ・ 夜間教習例 <ul style="list-style-type: none"> ア 運転シミュレーターと夜間実車教習 イ 場内教習と夜間実車教習 ウ 暗室による夜間体験と夜間実車教習 <p>○ 夜間事故の特徴に留意した教習を行わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視界をできるだけ確保するように配慮する（前照灯の照射範囲により、走行用前照灯（上向き）とすれ違い用前照灯（下向き）により、視界の差がある。）。 ・ 歩行者など他の交通の色彩により、認識の難易度が異なる（具体的な事例に即して、その差を認識させるとともに早期発見の必要性を認識させる。）。 ・ 対向車の前照灯により、道路の右方向からの横断者などの発見が遅れやすい。（同上） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実車による教習は、日没後に限る。 ・ 運転シミュレーター、場内教習及び暗室と実車の組合せによる場合は、実車教習への移動時間の短いものに限る。こゝととし、運転シミュレーター及び暗室による教習について複数の教習生による教習を可とする。 ・ また、この場合における暗室及び場内走行は蒸発現象、眩惑等の体験とする。 ・ 日没後の教習が困難な地域 ・ 期間に限定して、運転シミュレーター又は暗室と場内教習の組合せを可とする。 ・ また、この場合における場内走行は、色つきゴーグル等による薄暮体験走行とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ コース内や他の交通の妨げとならない場所などで前照灯の上向きと下向きの照射範囲の差を実感させる。 ・ 前照灯の役割の一つに、自車を他の交通に認識の点灯が必要なことも理解させる。
<p>② 夜間における道交関係情報の捉え方</p>		<p>○ タイミングの良い前照灯の切替え操作を行わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すれ違い時の前照灯の上下の切替えの必要性とともに、タイミング良く行うことが安全運転上必要なことを認識させる（すれ違う前は下向きにし、すれ違ったらなるべく素早く上向きとして視界を確保する。）。 ・ 追従の場合の前照灯の操作（下向きにさせる）曲がり角、交差点への接近の場合の前照灯操作など（上下の切替えにより、他の交通の注意を喚起するなど。）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地などでは、前照灯を下向きにしたまま走行した方が良いことも認識させる。
<p>③ 夜間における運転の仕方</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間においては、車両の尾灯点灯による距離感は同じ距離であっても尾灯の大きさや高さ・明るさ等により距離が異なって見える場合があることを理解させる。 ・ 中央分離帯のある道路は教習効果が薄いので可能な限り避ける。 ・ 薄暮時に事故が集中することから、なぜ危険なのか、どのような状況が危険なのかなど、色付きゴーグル又はサングラス等を活用して体験させることも効果的である。

4 教習項目4「悪条件下での運転」の指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
① 積雪、凍結道路の運転の仕方	○ 個々の悪条件に関する知識を幅広く学ぶとともに、その際の対応要領を学習する。	<p>○ 悪条件下の運転は、荷物の転落や荷崩れの危険性があるので、どの程度以上になると運転が危険であるかを判断し、運転を中止し、荷物の安全確保を優先することを強調する。</p> <p>○ 積雪・凍結路の運転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コース等で急ブレーキや急ハンドルの体験を行い（低速で）、積雪や凍結面の危険性を認識させる。 ・ エアコン、窓の電熱線等により視界確保の措置をさせる（エアコン・デフロスターの使用、曇り止め資材の利用など）。 ・ 安全と思われる速度を選んで走行させる（急激な速度変化を避け、なるべく一定速度で走行させる。）。 ・ 早めの制動を心がけさせる。 ・ 十分な車間距離を保たせる。 ・ 部分凍結路などのある場所は、その発見の仕方に留意させ、安全な速度まで減速して進入させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転シミュレーター教習及びスキッド教習による場合は複数の教習生による教習を可とする。 ・ 実車と運転シミュレーターの併用を可とする（ただし、移動時間の短い場合に限る。）。 ・ スキッド教習と運転シミュレーター教習の併用は不可。 ・ 積荷を想定し、制動は0.3 G以下とする。 ・ 全面凍結等の道路ばかりでなく、山陰、ビル陰、橋上など部分的な凍結路についても理解させる。 ・ 降雪が激しい時などの場合、信号待ちなど短時間の停車であっても、前照灯を点灯したままにすることを説明する（前照灯の前面へ雪の付着を防止し照度を確保するため。）。 ・ フォグランプの役割や性能等についても触れる。
② 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方		<p>○ 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視界不良の場合の前照灯操作の必要性を理解させる（視界の確保と自車の存在を示す。）。 ・ 視界内での障害物等の早期発見や対処が可能な速度を選択して走行させる。 ・ 早めの制動を心がけさせる。 ・ 十分な車間距離を保たせる。 ・ 必要な場合は、路端に停車して安全の確保を行わせる。 	
③ 豪雨、強風下での運転の仕方		<p>○ 豪雨及び道路冠水の場合の運転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワイパーによる視界の確保。 ・ 視界不良の場合の前照灯操作の必要性を理解させる（視界の確保と自車の存在を示す。）。 ・ 視界内での障害物等の早期発見や対処が可能な 	

④ 道路冠水の場合の措置

● スキッド教習

速度を選択して走行させる。

- ・ 早めの制動を心がけさせる。
- ・ 十分な車間距離を保たせる。

○ 強風下での運転

- ・ 強風の場合の走行への影響、特に横風の影響について留意させる（特に影響を受けやすい、橋梁の上、切り通し、トンネルの出口などでの注意が必要なことを強調する。）
- ・ 速度により走行への影響が異なることを認識させ、安全な速度で走行させる。

○ 冠水部分の通行の可否と安全の確保を行わせる（必要な場合は降車して冠水の程度を確認する。）。

○ 通過可能な冠水道路であっても、通過後にブレーキの性能に異常が無いか確認する。

○ スキッド教習

- ・ この教習は、ブレーキやハンドル操作のテクニックで危険を回避するのではなく、滑りやすい道路等の危険性に対する認識を持つことに重点があることを強調する。

○ スキッド路面でのブレーキ

- ・ 乾燥路面とスキッド路面との制動比較を行うとともに、ハンドル操作で障害物を回避する教習を行い、方向性が失われることを体験する（概ね、40 km/h）。

- ・ 走行速度を下げ（概ね30 km/h）、ハンドル操作による障害物の回避を行う。

- ・ 上記の教習を数回繰り返し行う。

○ スキッド路面でのハンドル操作

- ・ スキッド路面で、急制動をしながらハンドル操作で障害物を回避する教習を行い、方向性が失われることを体験する（概ね40 km/h）。
- ・ 速度を下げ（概ね30 km/h）、ハンドル操作による障害物を回避する。

- ・ 微調整によるブレーキ

- ・ 大型トラックは特に横風の影響が大きいことに留意させる。

- ・ 冠水の場合の走行不能状態についても触れる。（マフラーの水没等）

- ・ ABS装着車両とABS未装着車両の違いを理解させる。

		<p>(ノンロック) やポンピングブレーキによる制動をしながら、ハンドルでの障害物回避を行う (概ね40 km/h)。</p> <p>○ 減速の必要性 (まとめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上により、滑りやすい路面での減速の必要性及び、ブレーキの掛け方をまとめる。(滑りやすい道路では、テクニックによって危険を回避するのではなく、そのような場所を避けたり、減速によって危険を回避することの必要性を強調する。又、ABS 装備の車両であっても限界があり、万能でないことを理解させる。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ スキッド教習は、悪条件下での運転の一部であることから、他の悪条件下の運転についても口頭で説明をする (特定の悪条件のみ実車体験する場合も同様。)
--	--	--	--

別添第5

普通免許に係る教習カリキュラム

事項	区分	教習項目	教習細目	指導内容	時限
危険予測教習	技能教習	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険場面を含む路上の実車走行により、危険予測能力を養わせる。 ○ 特定後写鏡等条件の教習生に対しては、路上における実車走行を実施する前に、コースにおける実車走行により、交通の状況を聴覚により認知できないでする運転に係る危険を予測した運転に関する技能を習得させる。	1時限以上
	学科教習	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び教習生の相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 特定後写鏡等条件の教習生に対しては、特に次の事項について、対話形式により行う。また、運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し、質疑を行い、今後、運転を実際に行い気付いた事項に	1時限以上

				<p>ついて、警察への連絡を依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 踏切を通過しようとするときにおいて、列車が接近してきたことを周囲の交通の状況から認知する方法 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知する方法 その他交通の状況を聴覚により認知できない状態である運転に係る危険があるおそれがある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法 特定後写鏡等条件で運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡の意義、聴覚障害者標識の意義等） 	
高速道路	学 科 教 習	1 高速道路での運転に必要な知識	<p>(1) 高速道路利用上の心得</p> <p>(2) 走行計画の立て方</p> <p>(3) 本線車道への進入</p> <p>(4) 本線車線での走行</p> <p>(5) 本線車道からの離脱</p>	<p>○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、高速道路は、一般道路とは異なる注意が必要であることを強調するとともに、走行するに当たって最小限度とされる知識を理解させる。</p>	1 時 限 以 上

教 習	技 能 教 習	2 高速道 路での運 転	(1) 高速走行前の車両点検 の仕方 (2) 本線車道への進入 (3) 本線車道での走行 (4) 本線車道からの離脱	○ 高速道路における実 車走行により、安全か つ円滑な走行要領を身 に付けさせるとともに、 高速走行の特性を理解 させる。	1 時 限 以 上
		合 計 4 時 限 以 上			

別添第 6

「特定後写鏡等条件の教習生に対して行うコースにおける教習の教習指導要領」

教習項目「1 危険を予測した運転」(技能)の指導要領

1 教習細目

- ・ 危険要因のとらえ方
- ・ 起こりうる危険の予測
- ・ より危険の少ない運転行動の選び方

2 指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
① 危険要因のとらえ方 ② 起こりうる危険の予測 ③ より危険の少ない運転行動の選び方	○ 交通の状況を聴覚により認知できない状態である運転に係る危険を予測した運転 ① 緊急自動車接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知し、対応するために必要な技能を習得する。 ア 緊急自動車の優先を理解させる。 イ 後方から接近してくる緊急自動車の認知と避譲措置の仕方	・ 緊急自動車の優先通行及び後方から緊急自動車が進んできた場合の避譲措置要領について質問し、理解しているかの確認を行う。	・ コースにおいて実施すること。 ・ 補聴器を使用している教習生には、補聴器を使用させて差し支えない。 ・ 教習車両のリアトランクに赤色回転灯等を設置し、走行中に随時点灯できるようにすること（準中型車にあっては、車室内の後方をカーテンで覆った状態で後方の車両の有無を確認することができるようにすること。） ・ 交差点又はその付近では、交差点を避けて道路の左側に寄せて（一方通行の道路で左側に寄るとかえって緊急自動車の妨げになるときは、右側に寄せて）一時停止しなければならないことを理解させる。 ・ 交差点及びその付近以外では、道路の左側に寄せて（一方通行の道路で左側によると緊急自動車の進行の妨げになるときは右側に寄せて）進路を譲らなければならないことを理解させる。 ・ 説明資料等により、次の事項を説明する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ リアトランク赤色回転灯等の確認 ・ 赤色回転灯等を緊急自動車の赤色回転灯(緊急走行)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交差点又はその付近以外の場合 ・ 交差点又はその付近の場合 <p>② 狭い道路から広い道路に前進及び後退し、又は道路外から道路に前進及び後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能</p> <p>ア 前進で交差点に進入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周回コースを走行中、指導員が赤色回転灯等を点灯させる。 ・ 赤色回転灯等を確認した後、道路の左側に寄せて進路を譲らせる。 ・ 幹線道路の信号機のある交差点の手前及び直近において、指導員が赤色回転灯等を点灯させる。 ・ アンプ点灯を確認した後、道路の左側に寄せて一時停止させる。 ・ 赤色回転灯等が点灯している間は、緊急自動車の接近中にとらえさせ、消えたら周囲の安全を確認させて発進させる。 	<p>とみなし、走行中に点灯したら避讓措置をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カーブでの走行時には赤色回転灯等は点灯しない。 ・ 点灯させる場所を配慮すること。 ・ 赤色回転灯等の点灯に気がつかなかった場合、どの程度の距離（時間）気がつかずに走行していたのかを具体的に説明し、その場合周囲へ与える影響について考えさせる。 ・ 赤色回転灯等を点灯していても、サイレンをならしえていなければ避讓措置をとる必要がない場合があるので、周囲の交通状況に注意しなければならないことを説明すること。 ・ 補聴器を使用している教習生には、補聴器を使用させても差し支えない。ただし、後退時に外輪差のため縁石等に接触したことを認知することについて教習するときは、教習生に補聴器を使用させないこと。 ・ 他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、他の車両を確認しにくくする遮蔽物をコーナー等に設置して行うこと。
--	--	--	---

- ・ 交差点の直前まで前進する。

- ・ 他車が確認できるまで前進する。

イ 後退で交差点に進入する。

- ・ 交差道路の状況を読み取る。

- ・ 速度を調節しながら、交差点に徐々に接近する。

- ・ 進行可否の判断をする。

- ・ 後方の安全確認と後退を

- ・ ゆっくり前進させ、車体のボンネット部分が主道路に進出した時点で停止させ、主道路を走行する車両が確認できないこと及び自車が主道路にどれくらい進入しているかを降車させて確認させる。

- ・ 更に前進させ、主道路延長上の通行車両に想定した目標物(パイロン等)が視認できる地点で停止させ、自車が主道路にどれくらい進入しているかを再度降車させて確認させる。

- ・ いきなり後退するのではなく、交差点の大きさや形状、通行車両の多寡等交差点とその付近の状況を把握させる。

- ・ 自車から後方の交通状況が確認できないことを考慮し、徐々に後退させる。

- ・ 周囲の状況と主道路を走行してくる車両の情報から進行可否を判断させる。

- ・ その場から主道路に向け、後続車や歩行者の有

- ・ いきなり前進することは、主道路を通行する車両に危険性を与えるとともに、衝突の危険性が高いことを理解させ、自車を徐々に見せながらゆっくり前進することの重要性を強調する。

- ・ 主道路を通行する車両が警音器を吹鳴することにより進行車両が前進を中止するものと判断し、減速等することなく走行してくる場合があることを理解させる。

- ・ 主道路を通行する車両の立場から見たときに感じる危険性について質問等をし、このような場面で警音器を吹鳴される可能性についても理解させる。

- ・ 実際の交通の場において、左折したが、道路前方が工事中のために後退して主道路に戻らなければならないような事態があることを説明し、理解させる。

- ・ このような危険場面における走行をしないためにどのような工夫(事前の経路設計の大切さ、見通しの悪い交差点の通行をできるだけ避けるなど)が必要かを考えさせ、理解させる。

- ・ 速度の調節に注意させる。

- ・ 危険性を認識させる。

<p>行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後退時において外輪差のため縁石等に接触したことを認知する。 ・ 車体が半分ほど主道路に進出するまで後退する。 ・ 他車が視認できるまで後退する。 ・ 前進と後退の違いを理解する。 <p>③ 「警笛鳴ら</p>	<p>無を確認させながら、徐々に後退させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後退時に生じる外輪差(オーバーハングを含む)による接触の可能性について説明し、主道路の交通に対しての確認だけでなく周囲をまんべんなく確認させる。 ・ 再度、元の位置に戻り、ゆっくりと後退させ、車体が半分ほど主道路に進出した時点で停止させ、主道路を走行する車両が確認できないこと及び自車が主道路にどのくらい進入しているかを降車させて確認させる。 ・ 更に後退させ、主道路延長上の他の車両を模した自動車その他の物が視認できる地点で停止させ、自車が主道路にどのくらい進入しているかを再度降車させて確認させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後退方向のみの確認にならないよう周囲を広く確認させる。 ・ 車両右前方に対する安全確認を怠っていた場合には指摘する。 ・ パイロン等を設置し、又は縁石等を利用するなどして、これらに接触してもその接触音を聞き取れないことから気付かないことがあることを理解させるため、外輪差を体験させ、車にかかる抵抗や振動を感じさせる。 ・ パイロン等は接触した場合でも安全なものを用いること。 ・ いきなり後退することは、主道路を通行する車両に危険性を与えるとともに、衝突の危険性が高いことを理解させ、自車を徐々に見せながらゆっくり後退することの重要性を強調する。 ・ 主道路を通行する車両が警音器を吹鳴することにより後退車両が後退を中止するものと判断し、減速等することなく走行してくる場合があることを説明し、理解させる。 ・ 主道路を通行する車両の立場から見た時に感じる危険性について質問等し、このような場面で警音器を吹鳴される可能性についても理解させる。 ・ 前進と後退の違いを理解させ、狭い脇道から後退により主道路へ進行することの危険性を認識させ、このような運転は努めて行わないよう指導する。 ・ 準中型車の特定教習において準中型車を使用して後退時の実技を実施する場合は、普通車における後退時の実技を省略することができるものとする。 ・ 補聴器を使用している教習生
--	--	---

せ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行するときにおける危険を予測した運転に必要な技能を習得する。

ア 「警笛鳴らせ」の標識の意味を理解する。

イ 警音器の操作の仕方をつかむ。

ウ 見通しの悪い道路状況で情報をとる。

エ 標識の読み取りと走行の仕方

- ・ 「警笛鳴らせ」の標識の意味について質問し、理解しているかの確認を行う。

- ・ 停止した状態で警音器のスイッチを押させ、確実に吹鳴させる。

- ・ 前方状況の把握をさせる。
 - a 先行車の有無
 - b コーナーの曲がり具合(形状)
 - c 対向車の有無

- ・ 「警笛鳴らせ」の規制標識を早めに認知させる。
- ・ 徐行させる。
- ・ 標識に従い警音器を吹鳴させた走行の仕方を習得させる。

には、補聴器を使用させても差し支えない。ただし、警音器の吹鳴について教習をするときは、教習生に補聴器を使用させないこと。

- ・ 「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されているカーブにおいて、対向車を模したパイロン等をカーブ部分に、また、これを確認しにくくする遮蔽物をカーブ部分の内側に接するように設置して行うこと。

- ・ 対向車を模したパイロン等を設置する場合には、他の教習車両の走行状況に配慮し、危険性がない状態のときに行うこと。

- ・ 吹鳴することが義務づけられていることを理解させる。

- ・ どのような場所が指定されているかも説明する。

- ・ 標識が設置されている場所は、徐行しなければならない場所でもあることを説明し、理解させる。

- ・ 聴覚障害者の場合、警音器が吹鳴しているか否かの判断が自身でできないことから、確実に吹鳴させられなかったり、手などが触れ鳴り続けていることに気がつかずトラブルになる可能性についても説明する。

- ・ 次の各状況における危険性について考えさせる。
 - a 先行車がいた場合
 - b 急カーブの場合の危険性
 - c 対向車がいた場合

- ・ 確実に吹鳴できたかその都度指導員が判定する。

- ・ 「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識は、どのような場所に設置されて

	<p>オ 危険回避の仕方</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 幅員が狭いことなどから、対向車が自車の車線にはみ出して通行してくる危険性を理解させ、十分に減速して走行させるとともに一時停止に備えさせる。 • カーブ走行中に対向車を模したパイロン等を発見した場合には一時停止させる。 	<p>いる標識なのか、また、どのような注意が必要なのか考えさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 確実に警音器を吹鳴することで、自車の存在を他車に知らせることができ、他車にとっても周囲の状況を把握するために重要なことを理解させる。 • 警音器の使用は他車にとっても存在を知らせるものであり、警音器を鳴らして走行してくる対向車が対向車線からはみ出して進行してきた場合、正面衝突の危険に対する備えが必要なことを強調する。
--	------------------	---	--

別添第7

大型二輪免許及び普通二輪免許に係る教習カリキュラム

事項	区分	教習項目	教習細目	指導内容	時限
危険予測	技能教習	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因のとらえ方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 二輪車用運転シミュレーターを使用し、危険場面を体験させる。 ○ 他の教習生の運転状況を観察させ自分の運転との違いを気付かせる。 ○ 教習生は3人までとし、運転シミュレーターを交替で使用し模擬体験する。	1時限以上
	学科教習	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こり得る危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 運転シミュレーターで体験した危険場面等を踏まえて、細目ごとに指導員の助言及び教習生相互の意見交換を行い、危険予測能力の定着を図る。 ○ 現実の交通場面での危険予測を主眼とすること。	1時限以上
二人乗り教習	学科教習	3 二人乗り運転に関する知識	(1) 二人乗りに関する法規制の内容 (2) 二人乗りの運転特性	○ 自動二輪車の二人乗りに関する道路交通法の規制の内容、一人乗りと二人乗りとでの運転特性の違い及び一人乗りでの習熟の重要性について理解させる。	1時限以上
危険予測	技能教習	4 ケース・スタディ(交差点)	特徴的な事故の危険に対応した走行 ア 直進する場合 (右直、巻き込まれ、出会い頭) イ 右折する場合 エ 左折する場合	○ 交差点で起こる事故の特徴的パターンについて実車を用いて模擬体験又は観察等を行い、交差点における危険及び危険の防止とその対応について理解させる。	1時限以上
	技能教習	5 交通の状況及び道路環境に応じた運転	(1) 速度調節 (2) 行き違い及び側方通過 (3) 追越し及び追い越され (4) 制動の時期及び方法 (5) 自由走行	○ 教習細目に示す内容について、実車を用いてその危険性や安全運転の方法を理解させる。 ○ 教習生に自由に走行する時間を与え、自主的な走行の中で安全運転を理解させる。	
合計 3 時 限 以 上					

別添第 8

危険予測教習指導要領

第 1 教習項目「1 危険を予測した運転」(技能)の指導要領

1 運転シミュレーターを使用した教習

(1) 教習細目

- ・ 危険要因のとらえ方
- ・ 起こりうる危険の予測
- ・ より危険の少ない運転行動の選び方

(2) 指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
① 危険要因の とらえ方 ② 起こり得る 危険の 予測 ③ より 危険の 少ない 運転行 動の選 び方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転シミュレーターで危険を模擬体験することにより、危険に対する予測や対応の仕方を習得させる。 ・ 危険要因に対する予測の仕方をつかむ。 ・ 他人の運転を見学する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生は 3 人まで、1 人 10 分程度の体験走行を行う。 ・ 運転シミュレーターで模擬体験する。 a あらかじめ設定された危険場面、注意場面を選択し、複数の教習生に交代で体験させる。 b 後部から他人の運転状況を観察させ、自分の予測、判断、対応の仕方との違いを比較させる。 c 指導員の模範運転を行い、自分の運転との違いを気付かせる。その際、どこが違うのか指導員は説明しないで、その後のディスカッションに役立てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転シミュレーターの特 性、教習の目的について十分 理解させること（模擬体験す ることが中心であり、テクニ ックを習得するものではない。 ）。 ・ 教習人員に応じて、適切な 場面設定、時間配分を行う。 ・ 体験中は指導助言は行わ ず、運転状況を観察し指導要 点をチェックしておく。また、 次のディスカッション時に活 発な意見交換ができるよう 教習生に重要だと思った 点、改善すべきだと思った 点を見つけだし、チェックし ておくように指導する。 ・ 運転シミュレーターの特 性を有効に活用する。

2 運転シミュレーターを使用しない教習（普通二輪車講習に限る。）

（指導要領）

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
<p>① 危険要因のとりえ方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路上における指導員の模範運転の観察や、指導員の解説により、危険予測能力及び危険対応能力を習得させる。 ・ 危険要因のとりえ方をつかむ。 ア 情報を早くとらえる。（時期） イ 情報を広くとらえる。（範囲） ウ 情報を取捨選択する。（選択） エ 情報を深くとらえる。（深さ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員が普通二輪車を運転し、交通が輻輳する交差点、交通が閑散な道路、裏路地等を走行し、その後方から指導員が運転する四輪車に教習生を同乗させて追尾しながら予想される危険や対応の仕方について指導する。 ・ 予め予測される路上コース上の危険パターンのポイントをつかんでコメントする。 ・ 路端に停止し、他の交通の動きを観察させ、その良し悪しを判断させる。 ・ 状況に応じて予測される危険要因を教習生に答えさせる。 <p>《以上は、教習細目の全てに共通とする。》</p> <ul style="list-style-type: none"> a 視点を遠くとらせ、情報をできるだけ早くとらえさせる。 b 視野を広くとらせ、必要な情報を広範囲にとらえさせる。 c とらえた情報の中から注意を要する情報や危険につながる情報を取捨選択する。 d 危険度合の高い情報に対しては、目の中心で注視させ、その状況を深くとらえさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3名までの複数教習で行うことができる。 ・ 右直事故、直右事故、出合頭事故、横断歩行者妨害、巻き込み（巻き込まれ）事故など事故実態や危険な違反を想定して、予めコースを定めておく。 ・ 走行するコースの略図を用い、教習生に気付いたことや気になった点などを記入させてもよい。 ・ 危険場面に直面したとき、経験や知識により危険感受の度合いや行動を起こす判断基準に個人差があることを理解させる。 ・ 引き続きディスカッションが行われることを念頭においたコメントとする必要がある。 ・ 単に遠くを見るというだけでなく、具体的な注視距離や視点を指導する。 ・ 中心視でキョロキョロ見るのではなく、周辺視で対象物の動きをとらえることを強調する。 ・ 人間の目は視野と視力が両立しないので、状況により中心視と周辺視のバランスよい活用が必要であることを理解させる。
<p>② 起こり得る危険の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険要因に対する予測の仕方をつか 		

<p>予測</p>	<p>む。 ア 顕在危険を予測する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 目に見える危険要因（他車や歩行者等）をよく観察させ、その兆しをとらえ、自車との関わりがどう出てくるかを予測させる。 	<ul style="list-style-type: none"> どのような相手が、どこを見ているか、自車に気付いているか等を観察させ、相手の行動を予測させ、「だろー運転」ではなく、「かもしれない運転」に徹することを強調する。 目に見えない危険要因をとらえる方法として、屋根上情報、床下情報、影による情報等による予測の仕方があることを理解させる。
<p>③ 危険の少ない運転行動の選び方</p>	<p>・ 危険の少ない運転行動の選び方をつかむ。 ア 危険に備えた速度にする。 イ 適切な走行位置をとる。 ウ 安全空間をとる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 危険が予測される状況に対して、安全な対応行動の選び方を指導する。 万一危険が発生した場合でも安全に対応できる速度を選ばせ、「構え運転」をさせる。 危険の少ない走行位置を選ばせる。 <ul style="list-style-type: none"> a 危険対象物をとらえやすい走行位置を選ばせる。 b 相手から見えやすい走行位置を選ばせる。 c もし危険が飛び込んできて回避できる走行位置を選ばせる。 危険対象物に対する安全空間のとり方を指導する。 <ul style="list-style-type: none"> a 前車との車間距離をいろいろ変化させ適切な安全空間を感覚で覚えさせる。 b 後車を観察させ、後車との安全空間を適切に保つようにさせる。 c 歩行者や駐車車両等の側方通過時に、適切な安全空間を保つようにさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> 速度に応じて、停止距離と危険範囲の広がりを変化することを理解させる。 特に、二輪車は車体が小さいことから四輪車から見落とされやすいので、自車の存在を相手に知らせる工夫も必要であることを理解させる。 速度を上げるか進路を譲るかを判断させる。 対象物の状況により、安全空間の保ち方が異なることを理解させる。 速度によってお互いの安全空間の広がりが変わることを理解させる。 先導する二輪車の運転状況をビデオで撮り、ディスカッションで活用することも効果的である。

第2 教習項目「4 ケース・スタディ（交差点）」の指導要領

1 教習細目

特徴的事故の危険に対応した走行

- ・ 直進する場合（右直、巻き込まれ、出合頭）
- ・ 右折する場合
- ・ 左折する場合

2 指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
特徴的事故の危険に対応した走行		<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両等の設定は、停止状態、走行状態いずれでもよいが、状況が理解しやすいように実施方法を工夫すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故防止には、特に留意し教習を行うこと。 ・ 四輪車からの見え方や二輪ライダーとしての注意点を確実に理解させる。
ア 直進する場合	a 直進二輪車と右折四輪車 b 直進二輪車と左折四輪車 c 見通しの悪い交差点での直進二輪車と直進四輪車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生が運転する直進二輪車と指導員が運転する四輪車との事故を想定した場面を設定する。 ・ 教習生が運転する直進二輪車と指導員が運転する四輪車との巻き込まれ事故を想定した場面を設定する。 ・ 教習生が運転する直進二輪車と指導員が運転する四輪車との出合頭事故を想定した場面を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四輪車の無理な右折や急な発進など、予期せぬ行動に対応できるよう注意して交差点に進入する必要があることを理解させる。 ・ それぞれの位置からの見え方を確かめ、確認の仕方や範囲を理解させる。 ・ 優先意識にとらわれず、他車の動きを十分確認しながら走行することが重要であることを理解させる。
イ 右折する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 右折二輪車と直進四輪車 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生が運転する右折二輪車と指導員が運転する四輪車との事故を想定した場面を設定する。 	《実施上の共通事項》 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生が運転する直進二輪車については、2台以上連続走行としてよい。
ウ 左折する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左折二輪車と直進二輪車又は右折四輪車 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生が運転する左折二輪車の左側を指導員が運転する二輪車が直進して通過する場面を設定する。 ・ 教習生が運転する左折二輪車と指導員が運転する右折対向車との事故を想定した場面を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員が運転する四輪車に適宜教習生を同乗させ、二輪車の見え方を体験させる。 ・ 形式的な教習とならないよう、実際の交通事故を想定した場面設定とさせること。

第3 教習項目「5 交通の状況及び道路環境に応じた運転」の指導要領

1 教習細目

- ・ 速度調節
- ・ 行き違い及び側方通過
- ・ 追い越し及び追い越され
- ・ 制動の時期及び方法
- ・ 自由走行

2 指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
① 速度調節	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路及び交通の状況に応じた速度の調節の仕方 a 直線路 b 交差点及びその付近 c カーブ d 狭い道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周回コース、幹線コース及び狭路コースの連続走行により実施する。 ・ 直進中でも歩行者の飛び出し等に注意を払う必要があることを指導させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ カーブでは次の点に留意させること。 ・ あらかじめカーブの程度を読み取り、それに応じた地点から減速する。 ・ 原則として、カーブの手前で一段減速チェンジをして駆動力に余裕をもたせるようにする。 ・ カーブ通過中は、軽く動力を伝えるようにし、できるだけアクセルグリップを一定に保つ。 ・ できるだけ速度を下げ、不安のない速度にする。
② 行き違い及び側方通過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全な行き違い及び側方通過の仕方 a 道幅の広い道路では、通行区分を正しく守る。 b 狭い道路では、道路の形状や対向車の車幅などを考えて、あらかじめ速度を十分に下げ、譲り合いの気持ちをもって通行する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 行き違い、側方通過とも安全な間隔を保つようにする。安全な間隔が保てないときは、直ちに停止できる速度で進行することが必要であることを理解させる。 ・ カーブでは、対向車が進路上にはみ出してくることがあるので、注意するよう指導する。 ・ 障害物のため、見通しがきかない場合は、減速するほか、飛び出しなどに備えて障害物との間隔を十分にとらせる。 ・ 進路前方に駐車車両などの障害物がある場合は、その手前の安全な場所で待つなどして、行き違いがしやすいようにさせる。 ・ 対向車線上の駐車車両の陰

<p>③ 追越し及び追い越され</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追越し及び追い越され方 a 追越しの判断 b 追越しの方法 c 追い越され 		<p>にも十分に目を配り、一方向に注意が片寄らないことを指導させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 追越しは危険な行為であるから、追越し禁止場所でない場合でも、できるだけ追越しをしないことを強調する。 ・ 対向車の有無を確認させる。 ・ 追い越そうとする車の前方の状況を確認し、前車が右へ進路を変えないことを確認させる。 ・ 後続車の動きを見落とさないようにさせる。 ・ 前車に接近しすぎると、前方の見通しを悪くし、追越しを始めるタイミングを逸することがあることを理解させる。 ・ 少しでも不安を感じたときは、ためらわずに減速し、追越しを中止することを特に強調する。 ・ 追い越されることを感じたときは、急激な進路変更や加速をしないようにさせる。 ・ 大型車に速い速度で追い越された場合、風圧によってふらつくことがあるので、速度を下げ十分注意する必要があることを指導させる。
<p>④ 制動の時期及び方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通の状況及び道路環境に応じた制動の時期と方法 a 空走距離及び制動距離を考慮に入れて、余裕のある制動を行う。 b 周囲の交通の状況に応じた安全かつ円滑な制動を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 二輪車は、ブレーキ操作の適否が直接バランスに影響を及ぼすので、ブレーキは早めにかけて始め、余裕のある緩やかな制動を習慣づける必要があることを理解させる。 ・ 一般道路では、常に数台先の車の動きも注目し、直前の車がブレーキをかける前に制動を開始できるくらいの安全で円滑なブレーキ操作を心掛けるようにさせる。
<p>⑤ 自由走行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教習生自ら走行コースを設定し、道路交通の状況に応じて自主的な運転行動がとれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な課題を法規に従って連続的に、自主的に走行する。 ・ 課題は、教習生の希望を踏まえながら3つ程度を通過するように指示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員は、走行状況を見ながら、必要に応じて助言指導すること。 ・ 右折、左折及び進路変更が確実に行われているかを観察させること。

別添第9

第一種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム

区分	方式	教習項目	教習細目	教習内容	時限
応急救護処置教習	講義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について理解させる。	1 時 限 以 上
		2 実施上の留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保と負傷者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
		3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
		4 応急救護処置の基礎知識	(1) 負傷者の観察 (2) 負傷者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 ア 胸骨圧迫（心臓マッサージ） イ 気道確保 ウ 人工呼吸 (5) AEDを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止、救命の連鎖について指導する。	
	実技	5 応急救護処置の基本	(1) 応急救護処置の手順 (2) 各手技の要点	○ 指導員によるデモにより行う。	2 時 限 以 上
		6 応急救護処置の実践	(1) 負傷者の観察（意識） (2) 負傷者の移動 (3) 負傷者の観察（呼吸） (4) 体位管理 (5) 胸骨圧迫（心臓マッサージ） (6) 気道確保 (7) 人工呼吸	○ 肩をたたき、声をかけさせる。 ○ 気道を確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。 ○ 回復体位を重点的に指導する。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回実施させる。 ○ 頭部後屈あご先拳上法を重点的に指導する。 ○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 口対口で、息を約1秒かけて2回吹き込ませる。	

		<p>(8) 胸骨圧迫（心臓マッサージ）と人工呼吸（循環）</p> <p>(9) 気道異物除去</p> <p>(10) 止血法</p>	<p>○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。</p> <p>○ 腹部突き上げ法、背部叩打法について指導する。</p> <p>○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。</p>
7	まとめ	訓練の継続の実行と大切さ	
合計 3 時 限 以 上			

別添第10

大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習カリキュラム

区分	方式	教習項目	教習細目	教習内容	時限
危険予測教習	実技	1 危険を予測した運転	(1) 危険要因の捉え方 (2) 起こりうる危険の予測 (3) 危険の少ない運転行動の選び方	○ 交通量の多い市街地における旅客輸送を想定し、他の交通との関わりと危険性を認識させるとともに、的確な危険予測能力及び危険回避能力を修得させる。	2 時限以上
	討議	2 危険予測ディスカッション	(1) 危険予測の重要性 (2) 走行中の危険場面 (3) 起こりうる危険の予測 (4) より危険の少ない運転行動	○ 実車走行を踏まえ、旅客を安全に輸送するための助言並びに意見交換を行い、自らの欠点を認識させるとともに危険予測能力の定着を図る。	1 時限以上
夜間教習	実技	3 夜間の運転	(1) 夜間における運転視界の確保の仕方 (2) 夜間における道路交通に係る情報の捉え方 (3) 夜間における運転の仕方	○ 夜間における旅客輸送を想定し、対向車の前照灯等により発生する眩惑現象等を理解させ、視界確保の方法等の運転能力を修得させる。	1 時限以上
悪条件下教習	実技	4 悪条件下での運転	(1) 積雪、凍結道路の運転の仕方 (2) 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方 (3) 豪雨、強風下での運転の仕方 (4) 道路冠水の場合の措置	○ 旅客輸送を想定し、自然環境の中における様々な悪条件を理解した的確な危険予測及び危険回避による旅客の安全確保能力を修得させる。	1 時限以上
身体障害者等への対応	実習	5 身体障害者等への対応	(1) 子供、高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応 (2) 身体障害者等の行動特性を理解した運転行動と対応	○ 子供、老人及び身体障害者等の特性を理解させるとともに、的確な危険予測並びに危険回避能力を修得させる。 ○ 旅客となりうる身体障害者等の特性を理解させるとともに、身体障害者等に対するより安全で負担の少ない対応能力を修得させる。	1 時限以上
合計 6 時 限 以 上					

別添第 1 1

第二種免許に係る指定を受けた課程の教習指導要領

1 教習項目 1 「危険を予測した運転」の指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
<p>① 危険要因の捉え方</p> <p>② 起こりうる危険の予測</p>	<p>○ 危険要因の捉え方をつかむ。</p> <p>① 情報を速く捉える。(時機)</p> <p>② 情報を広く捉える。(範囲)</p> <p>③ 情報の取捨選択をする。(選択)</p> <p>④ 情報を深く捉える。(深さ)</p> <p>○ 危険要因に対する予測の仕方をつかむ。</p> <p>① 顕在的危険を予測する。</p> <p>② 潜在的危険を予測する。</p>	<p>○ 変化する運転場面から、危険要因の認知の仕方を解説指導する。</p> <p>また、危険要因の認知が遅れば、急な運転操作につながり車内事故へと発展することを強調する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員自らコメントリドライビングにより模範運転を実施し、運転中の視点の取り方を具体的に明示する。 ・ 一般の運転よりは広範囲に視野をとらせる。(情報は広範囲に取らせることが重要である。) ・ 捉えた情報の中で、危険要因となるもの(顕在、潜在、中間的な危険)を判断させ、その重要度によって取捨選択させる。 ・ 危険要因の高い情報については、注視することによってその状況を深く捉えさせる。 ・ 捉えた情報から起こりうる危険の予測の仕方を解説指導する。 ・ 目に見える危険要因について、これをよく観察させることにより、その危険要因(人・車等)次にどのような行動にできるかを予測させる。 ・ 旅客輸送については、急な運転操作は即旅客の事故につながることを念頭に置くとともに、どのような回避行動をとれば旅客を安全に輸送できるかを考慮し、早期発見・ゆとりある回避にたった予測を行わせる。 ・ 目に見えない危険要因(見通しの悪い交差点、駐車車両や対向車の死角)から生じる危険に対して適切な予測をさせる。 ・ 特に旅客輸送においては、旅客の乗降という行為により、発進・進路変更・停車を繰り返すこととなることから、こうし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報を早く入手するには、より遠くに視点をおく必要がある。しかし、あまりに遠くに視点を置くと情報の入手後の危険環境の変化に対応できない場合があることに注意する。 ・ また、走行位置、車間距離などによって、危険要因の情報がとりにくくなることも留意させる。 ・ 教習生個々において危険の捉え方が異なることを認識し、具体的に危険要因の重要度を示し教習生に理解させる。 ・ 危険要因を注視しすぎると、反対に他の危険要因に対して注意が散漫となることを念頭に置き速やかに判断できるように留意する。 ・ これまでの癖に捉われた予測を払拭し、どの危険に対してもどのような予測をするか個々具体的に指導する。 ・ 指導員の指導が教習生に対する一方通行にならないよう、教習生にも順次危険要因を拾い上げさせ、予測の仕方が定着するよう心がける。 ・ 相手が異常な行動はとらないという「だろー運転」は厳に慎み、予測しない行動に出る「かもしれない運転」に徹することを強調する。 ・ 大型自動車にあっては、旅客の乗降口が車外にはみ出さないことから側方通過車両が気付かない場合があるので旅客の乗降には注意すること。 ・ 大型自動車は、前方の死角は少ないものの側方及び後方の死角が多いことを認識させる。

<p>③ 危険の少ない運転行動の選び方</p>	<p>○ 危険の少ない運転行動の選び方をつかむ。</p> <p>① 危険に備えた速度にする。</p> <p>② 適切な走行位置をとる。</p> <p>③ 安全な空間をとる。</p>	<p>た場面における危険を予測させる。(発進・進路変更・停車時における車両の死角に伴う危険の予測)</p> <p>○ 入手しそれに伴う危険を予測した情報について、安全な回避行動の選び方を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直面した危険に対しても安全に対応できる速度を選ばせて運転させる。 ・ また、ブレーキの構えなど「構え運転」の必要性を認識させる。 <p>危険の少ない走行位置を選ばせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 危険を発見しやすい走行位置を選ばせる。 * 相手から発見されやすい走行位置を選ばせる。 * 危険に遭遇しても安全に回避できる走行位置を選ばせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険対象物に対する安全空間の取り方を解説指導する。 * 前車との距離を変化させ、適切な安全空間を感じとらせる。 * 後車を観察させ、後車との安全空間を感じとらせる。 * 歩行者や駐車車両等の側方通過時における適切な安全空間を保たせる。 * 対向車の状況を素早く読みとらせ適切な安全空間を保たせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 速度や路面の状況に応じて停止距離と危険範囲が広がり変化することを理解させる。 ・ 走行位置や車間距離により情報の見え方が変わることを理解させる。 ・ 自車の存在を相手に知らせる工夫も必要である。 ・ 結果を推測して、いつも逃げ道を残しておくことを強調する。 ・ 対象物の状況並びにお互いの速度により安全空間が変化することを理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型自動車は、サイドミラーはオーバーハングであることが多いためその幅も念頭に置くことに留意させること。 ・ 旅客輸送は、一般の運転と比べ、運転や旅客の乗降にともなう発進・進路変更・停車など危険な状況下で運転することが多い反面、旅客を安全に目的地まで輸送するという特殊性を有している。 したがって、一般の車両よりは広範囲に安全空間を確保し、余裕を持った回避行動ができる環境作りが必要不可欠であることを意識付ける。 ・ 大型車両に追従する場合、前方の信号機等が見えにくくなることを理解させ長めの車間距離を確保させる。 ・ 大型自動車は、回避行動を大きくとる必要があるため、普通自動車以上に安全な空間を大きくとる必要があることを認識させる。 また、立ち客が含まれていることを念頭におき早めの回避行動を実践できる体制を確保させること。 ・ 目線が高いことから車間距離が短くなりがちであることを理解させる。
-------------------------	--	--	--

2 教習項目3「夜間の運転」の指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
<p>① 夜間における運転視界の確保の仕方</p> <p>② 夜間における道路交通に係る情報の捉え方</p> <p>③ 夜間における運転の仕方</p>		<p>○ 旅客自動車の運転者は、昼夜を問わず輸送業務に就かねばならないこと、特にタクシーについては夜間走行が業務上必要とされ、かつ、夜間事故が多発傾向にあることから、夜間走行についてその危険予測も含めた教習を行う。</p> <p>○ 夜間教習の際は、あらかじめ夜間路上教習コースを設定し、繁華街、住宅地、見通しの悪い交差点など課題を決めておき、夜間の特性を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間における実車走行を実施させる。 <p>○ 夜間教習例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転シミュレーターと夜間実車教習 ・ 場内教習と夜間実車教習 ・ 暗室教習と夜間実車教習 <p>○ 夜間事故の特徴に特に留意した教習を行わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視界をできるだけ確保するよう配慮する。 (前照灯の照射範囲により走行用前照灯(上向き)とすれ違い前照灯(下向き)により、視界に差があることを認識させる。) ・ 歩行者等他の交通の色彩により、認識の難易度が異なる。(具体的な事例に即して、その差を認識させるとともに早期発見の必要性を認識させる。) ・ 対向車の前照灯により、道路の右方向からの横断者の発見が遅れやすい。 (上記カッコ内と同じ) <p>○ タイミングの良い前照灯の切り替え操作を行わせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すれ違い時の前照灯の上下の切り替えの必要性とともに、タイミングよく行うことが安全運転上必要なことを認識させる。 (すれ違う前は下向きにし、すれ違った後はなるべく素早く上向きにして視界を確保する。) ・ 追従の場合の前照灯の操作(下向きにさせる。)、曲がり角、交差点への接近の場合の前照灯操作など。(上下の切り替えにより、他の交通の注意喚起するなど。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 室内灯を点灯し、市街地(道路照明の明るいところ)や暗いところでの違いについて確認させる。 ・ コース内や他の交通の妨げとならない場所などで前照灯の上向きと下向きの照射範囲の差を実感させる。 ・ 前照灯の役割の一つに自車を他の交通に認識させる役割があるので、早めの点灯が必要なことも理解させる。 ・ 市街地などでは、前照灯を、すれ違い用前照灯(下向き)にしたまま走行した方が良いことも認識させる。 ・ 夜間車両の尾灯点灯による距離感と同じ距離であっても尾灯の大きさや高さ・明るさ等により距離が異なっている場合がある。 ・ 夜間旅客を乗降させる場合、自車後方若しくは側方から接近する車両・軽車両がミラーのみの確認では距離感や速度感が把握できず危険性が高いことを理解させる。

3 教習項目4「悪条件下での運転」の指導要領

教習細目	教習内容	指導要領	留意事項
<p>① 積雪、凍結道路の運転の仕方</p> <p>② 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方</p> <p>③ 豪雨、強風下での運転の仕方</p>	<p>個々の悪条件に関する知識を幅広く学ぶとともに、その際の対応要領を学習する。</p> <p>○ 実車での教習</p>	<p>○ 危険な悪条件下の走行は、旅客を危険に晒すこととなるので、どの程度以上になると運行が危険であるかを判断し、状況により、運転を中止し、旅客の安全確保を優先することを強調する。</p> <p>○ 積雪・凍結路の運転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コース等で急ブレーキや急ハンドルの体験を行い（低速で）、積雪や凍結面の危険性を認識させる。 ・ エアコン、窓の電熱線等により視界確保の措置をさせる（エアコン・デフロスターの使用、曇り止め資材の利用など。） ・ 安全と思われる速度を選んで走行させる。（急激な速度変化を避け、なるべく一定速度で走行させる。） ・ 早めの制動に心がける。 ・ 十分な車間距離を保たせる。 ・ 部分凍結路などのある場合は、その発見の仕方に留意させ、安全な速度まで減速して進入させる。 ・ 凍結した急な坂道等では、走行が極めて危険であり、状況によっては迂回する必要があることを理解させる。 <p>○ 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視界不良の場合の前照灯操作の必要性を理解させる。（視界の確保と自車の存在を示す。） ・ 視界内での障害物等の早期発見や対処が可能な速度を選択して走行させる。 ・ 早めの制動を心がけさせる。 ・ 十分な車間距離を保たせる。 ・ 必要な場合は、路端に停車して安全の確保を行わせる。 <p>○ 豪雨及び道路冠水の場合の運転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワイパーによる視界の確保 ・ 視界不良の場合の前照灯操作の必要性を理解さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客を想定し、制動は0.2G以下とする。 ・ 全面凍結等の道路ばかりでなく、山陰、ビルの陰、橋上などの部分的な凍結路についても理解させる。 ・ 状況により運転を中止することも必要であることを理解させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 降雪が激しいとき等の場合、信号待ちなど短時間の停車であっても、前照灯を点灯したままにすることを説明する。（前照灯への雪の付着を防止し照度を確保するため。） ・ フォグランプの役割や性能等についても触れる。

④ 道路冠水の場合の措置

○ スキッド教習

- せる。(視界の確保と自車の存在を示す。)
- ・ 視界内での障害物等の早期発見や対処が可能な速度を選択して走行させる。
 - ・ 早めの制動に心がけさせる。
 - ・ 十分な車間距離を保たせる。
- 強風下での運転
- ・ 強風の場合の走行への影響、特に横風の影響について留意させる。(特に影響を受けやすい、橋梁の上、トンネルの出口などでの注意が必要なことを強調する。)
 - ・ 速度により走行への影響が異なることを認識させ、安全な速度で走行させる。
 - ・ 冠水部分の通行の可否と安全の確保を行わせる。(必要な場合は降車して冠水の程度を確認する。)
 - ・ 通過可能な冠水道路であっても、通過後にブレーキの性能に異常がないか確認する。
- スキッド教習
- ・ ブレーキやハンドル操作のテクニックで危険を回避するのではなく、滑りやすい道路等の危険性の認識を持つことに重点があることを強調する。
- スキッド路面でのブレーキング
- ・ 乾燥路面とスキッド路面との制動比較を行い(おおむね40km/h)、ハンドル操作で障害物を回避する練習を行い、方向性が失われることがあることを体験する。(おおむね40km/h)
 - ・ 走行速度を下げて(おおむね30km/h)で、ハンドル操作による障害回避を行う。
 - ・ 上記の操作を数回繰り返して行う。
- スキッド路面でのハンドル操作
- ・ スキッド路面で、急制動をしながらハンドル操作で障害物を回避する練習を行い、方向性が失われることを体験する。(おおむね40km/h)
 - ・ 速度を下げて(おおむね30km/h)、ハンドル操作により障害物を回避する。)
 - ・ 微調整によるブレーキ(ノンロック)やポンピングブレーキによる制動

- ・ 冠水の場合の走行不能状態についても触れる。(マフラー水没水位等。)

- ・ ABS装着車とABS未装着車の違いを理解させる。

	<p>をしながら、ハンドルでの障害物回避を行う。(おむね40km/h)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 減速の必要性(まとめ)○ 以上により、滑りやすい路面での減速の必要性及び、ブレーキの掛けかたをまとめる。(滑りやすい道路ではテクニックによって危険を回避するのではなく、そのような場所を避けたり、減速によって危険を回避することの必要性を強調する。また、ABS装備の車両であっても限界があり、万能でないことを理解させる。)
--	--

別添第 1 2

第二種免許に係る応急救護処置教習カリキュラム

区分	方式	教習項目	教習細目	教習内容	時限
応急救護処置教習	講義	1 応急救護処置とは	(1) 応急救護処置の意義 (2) 応急救護処置の目的 (3) 応急救護処置の必要性 (4) 応急救護処置の内容	○ 生命尊重の意識の高揚を図るとともに、応急救護処置の重要性について強調する。	1 時 限 以 上
		2 実施上の一般的留意事項	(1) 適切な実施場所の選定 (2) 事故発生時の通報 (3) 感染対策 (4) その他の留意事項	○ 処置を実施する者の安全確保と傷病者の状態の悪化防止の観点から指導する。	
		3 救急体制	(1) 救急活動体制 (2) 救急医療体制 (3) 交通事故による負傷の特徴	○ 交通事故発生時の救急体制について具体的に説明する。	
		4 具体的な実施要領	(1) 傷病者の観察 (2) 傷病者の移動 (3) 体位管理 (4) 心肺蘇生 (5) AEDを用いた除細動 (6) 気道異物除去 (7) 止血法 (8) 包帯法 (9) 固定法	○ 各項目において、最小限必要な基礎知識について、教本を用いて理解させる。 AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習について、教本等を用いて説明する。 ○ 心肺蘇生の中止、救命の連鎖について指導する。	
		5 各種傷病者に対する対応	(1) 各種外傷に対する対応 (2) 熱傷に対する対応 (3) 各種症状に対する対応 (4) 中毒に対する対応	○ 各種傷病者に対する対応要領について理解させる。	
		6 まとめ	(1) 訓練の継続と実行の大切さ		
	実技	7 傷病者の観察・移動	(1) 傷病者の観察 (2) 車内から車外に運び出す場合 (3) 路上に倒れている人を運ぶ場合	○ 肩をたたき、声をかけさせる。	1 時 限 以 上
			8 体位管理	(1) 傷病者に意識がある場合 (2) 傷病者に意識がない場合 (3) ショックの場合 (4) 呼吸困難の場合 (5) 心肺蘇生を行う場合	
		9 心肺蘇生	(1) 意識状態の観察 (2) 呼吸状態の観察 (3) 胸骨圧迫（心臓マッサージ） (4) 気道確保と人工呼吸	○ 気道確保しながら、胸と腹部の動きから判断することを強調する。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回実施させる。 ○ 頭部後屈あご先挙上法を重点的に指導する。 ○ 成人の場合を重点的に指導する。 ○ 口対口で、息を約1秒かけて2回吹き込ませる。 ○ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）を1分間に100～120回のテンポで30回と人工呼吸2回を1サイクルとして、5サイクル連続して実施させる。	2 時 限 以 上
		10 気道異物除去	(1) 腹部突き上げ法 (2) 背部叩打法		
		11 止血法	(1) 出血の観察 (2) 傷口の圧迫 (3) 包帯等の利用 (4) 頭部、顔面の出血 (5) 効果的な止血法	○ 直接圧迫が効果的であることについて指導する。	

	12 包帯法	(1) 頭部の場合 (2) 体幹部位の場合 (3) 上肢・下肢の場合		1 時 限 以 上
	13 固定法			
合 計 6 時 限 以 上				

大型免許 中型免許	目 標	① 運転操作と貨物との関係を理解し、貨物輸送を想定した適切な運転ができる。 ② 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ③ 夜間の特性を理解しそれに応じた運転行動がとれる。 ④ 様々な悪条件下における状況把握と適切な対応ができる。 ⑤ 応急救護処置に関する知識と手技を習得する。
--------------	--------	---

教習事項	区分・方法	教習項目	目
危険を予測した運 転	技能	1 貨物自動車の特性を理解した運転	
	技能	2 危険を予測した運転	
	学科	3 危険予測ディスカッション	
夜間の運 転	技能	4 夜間の運転	
悪条件下での運 転	技能	5 悪条件下での運転	
応急救護処置	講義	1 応急救護処置とは	2 実施上の留意事項
		3 救急体制	4 応急救護処置の基礎知識
	実技	5 応急救護処置の基本	6 応急救護処置の実践
		7 まとめ	

教習事項	時限	年月日	指導員印	実施事項	備考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
	3				
夜間の運 転	1				
悪条件下での運 転					
応急救護処置	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複**、暗室教習を行った場合は **暗**、場内教習を行った場合は **場**、として備考欄に記載すること。

普通免許	目標	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ② 高速走行の特性を知り、高速道路において安全に運転できる。 ③ 応急救護処置に関する知識を習得する。
------	----	---

教習事項	区分・方法	教習項目
危険予測教習	技能	1 危険を予測した運転
	学科	2 危険予測ディスカッション
高速道路教習	学科	1 高速道路での運転に必要な知識
	技能	2 高速道路での運転
応急救護処置教習	講義	1 応急救護処置とは 2 実施上の留意事項 3 救急体制 4 応急救護処置の基礎知識
	実技	5 応急救護処置の基本 6 応急救護処置の実践 7 まとめ

教習事項	時限	年月日	指導員印	実施事項	備考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
高速道路教習	1				
	2				
応急救護処置教習	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複** として備考欄に記載すること。

大型二輪免許	目	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。
普通二輪免許	標	② 応急救護処置に関する知識を習得する。

教習事項	区分・方法	教習項目
危険予測教習	技能	1 危険を予測した運転 4 ケース・スタディ（交差点） 5 交通の状況及び道路環境に応じた運転
	学科	2 危険予測ディスカッション 3 二人乗り運転に関する知識
応急救護処置教習	講義	1 応急救護処置とは 2 実施上の留意事項 3 救急体制 4 応急救護処置の基礎知識
	実技	5 応急救護処置の基本 6 応急救護処置の実践 7 まとめ

教習事項	時限	年月日	指導員印	実施事項	備考（申し送り事項等）
危険予測教習	1				
	2				
	3				
応急救護処置教習	1				
	2				
	3				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複** として備考欄に記載すること。

大型第二種免許 中型第二種免許 普通第二種免許	目 標	① 他の交通に気配りしながら、危険を予測した運転ができる。 ② 夜間の特性を理解しそれに応じた運転行動がとれる。 ③ 様々な悪条件下における状況把握と適切な対応ができる。 ④ 子供、高齢者及び身体障害者の特性を理解し適切な対応ができる。 ⑤ 応急救護処置に関する知識と手技を習得する。
-------------------------------	--------	--

教 習 事 項	区分・方法	教 習 項 目
危険を予測した運 転	技 能	1 危険を予測した運転
	学 科	2 危険予測ディスカッション
夜 間 の 運 転	技 能	3 夜間の運転
悪条件下での運転	技 能	4 悪条件下での運転
身体障害者等への対応	実 習	5 身体障害者等への対応
応急救護処置	講 義	1 応急救護処置とは 3 救急体制 5 各種傷病者に対する対応
	実 技	2 実施上の一般的留意事項 4 具体的な実施要領 6 まとめ 7 傷病者の観察・移動 8 体位管理 9 心肺蘇生 10 気道異物除去 11 止血法 12 包帯法 13 固定法

教 習 事 項	時限	年月日	指導員印	実 施 事 項	備 考 (申 し 送 り 事 項 等)
危険予測教習	1				
	2				
	3				
夜 間 の 運 転	1				
悪条件下での運転	1				
身体障害者等交通弱者への対応	1				
応急救護処置	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
追加教習記載欄					

注 運転シミュレーターを使用した教習を行った場合は **シ**、複数教習を行った場合は **複**、暗室教習を行った場合は **暗**、場内教習を行った場合は **場**、として備考欄に記載すること。

別記様式第2

届出自動車教習所の変更事項等届出書 年 月 日 公安委員会 殿 届出自動車教習所の名称 印	
自動車教習所の名称	
所在地	
変更（廃止）年月日	
設置者の住所・氏名 （法人にあってはその名称・所在地・代表者の氏名）	
管理者の氏名	
変更に係る事項及び 廃止又は変更の事由	
備考	

備考1 備考欄には、参考となる事項を記入すること。

2 用紙の大きさは日本工業規格A列4版とする。

別記様式第3

<p>指定教習課程記録簿</p>					<ul style="list-style-type: none"> ・大型車教習 ・中型車教習 ・準中型車教習 ・普通車教習 ・大型二輪車教習 ・普通二輪車教習 ・大型旅客車教習 ・中型旅客車教習 ・普通旅客車教習
自		年	月	日	名称
至		年	月	日	代表者
印					
番号	氏名 生年月日	住所	性別	指導員氏名	教習実施年月日 教習終了年月日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名： 道路交通法施行令
根 拠 条 項： 第34条第3項第2号
処 分 の 概 要： 旅客自動車の運転に関する教習を行う施設の指定
原権者（委任先）： 都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： 旅客自動車の運転に関する教習を行う施設の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間： 各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：

別紙

凡例

- 1 「法」…道路交通法（昭和35年法律第105号）
- 2 「令」…道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
- 3 「府令」…道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
- 4 「技能検定員審査規則」…技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）
- 5 「教習規則」…指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第13号）
- 6 「教習の標準」…指定自動車教習所の教習の標準について（平成28年12月26日付け警察庁丙運発第56号）

令第34条第3項第2号又は第4項第2号の旅客自動車の運転に関する教習（法第96条第5項の運転経験2年の規定を適用して第二種免許を受けようとする者に対して行う教習）を行う施設（以下「旅客自動車教習所」という。）の指定の基準は、次によること。

1 届出

法第98条第2項に基づく届出をしていること。

2 管理者

令第35条第1項に規定する指定教習所の管理者と同一の要件を備えた管理者（当該施設の運営を直接管理する地位にある者をいう。）が置かれていること。

3 指導員

次に掲げる要件を備えた教習指導員が置かれていること。

ア 24歳以上の者であること。

イ その者が従事する技能教習に用いられる自動車に係る教習指導員資格者証及び第二種免許を現に受けている者で、第二種免許を受けた後における自動車（大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車を除く。）の運転の経験が3年以上の者であること。

4 コース

次に掲げる要件を備えた技能教習のための施設を有するものであること。

ア コース敷地の面積が8,000平方メートル以上のものであること。

イ コースの種類、形状及び構造が府令別表第3に適合するものであること。

5 教習車両

次に掲げる要件を備えた技能教習を行うため必要な種類の自動車を備えていること。

- ア 教習指導員が応急の措置を講ずることができる装置を備えているものであること。
- イ 自動車の大きさ等は、別添第1に適合するものであること。

6 施設

技能教習及び学科教習を行うために必要な建物その他の設備を備えていること。

7 教習時間

技能教習及び学科教習の時間は、別添第2に適合するものであること。

8 教習方法

技能教習及び学科教習の方法は、次に掲げる基準に適合しているものであること。

(1) 教習計画の作成

あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて教習を行うこと。

(2) 教習期間

大型自動車、中型自動車、普通自動車の教習にあつては1年以内に、その他の自動車の教習にあつては3月以内に教習を修了すること。

(3) 技能教習実施上の留意事項

技能教習については、次のとおりとすること。

ア 要件を備えた教習指導員が教習を受ける者の運転する自動車に同乗して教習を行うこと。

イ 教習を受ける者1人に対する教習時限は、1日3時限以下とすること。

ウ 各段階別の最後の教習時限にみきわめを行い、その成績が良好な者についてのみ次の段階の教習を行うこと。ただし、第3段階のみきわめを行うときは、第3段階及びそれ以前の段階の教習について行うこととし、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

エ 同時に使用する自動車1台当たりのコース面積が200平方メートル以下とならないようにして教習を行うこと。

(4) 学科教習実施上の留意事項

学科教習については、次のとおりとすること。

ア 要件を備えた教習指導員が教習を行うこと。

イ 教本、視聴覚教材、模型等教習に必要な教材を使用すること。

ウ 必要な教習項目については、実習を行うこと。

エ 教習の最後にみきわめを行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

9 大型自動車又は中型自動車による教習を実施する場合

ア 大型自動車による教習を実施する場合

路上教習開始前に大型自動車（バス型、乗車定員30人以上、長さ10.00メートル以上、幅2.40メートル以上、最遠軸距5.15メートル以上）を使用した大型仮免許の試験を受けさせること。

イ 中型自動車による教習を実施する場合

路上教習開始前に中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下、長さ8.20メートル以上、幅2.25メートル以上、最遠軸距4.20メートル以上）を使用した中型仮免許の試験を受けさせること。

10 修了証明書

所定の期間内に技能教習及び学科教習を修了した者に対し、別記様式の修了証明書を発行すること。

別添第1 旅客自動車教習所の教習車両の標準

自動車の種類	車 体 の 大 き さ 等				備 考
	長 さ	幅	最遠軸距	輪 距	
乗車定員30人以上のバス型の大型自動車	10メートル以上	2.4メートル以上	5.15メートル以上		
乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車	8.2メートル以上	2.25メートル以上	4.2メートル以上		
乗車定員5人以上の普通自動車	4.4メートル以上	1.69メートル以上	2.5メートル以上	1.3メートル以上	
車両総重量5,000キログラム以上の車輪を有する大型特殊自動車					20キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造のもの。
車両総重量5,000キログラム以上のカタピラを有する大型特殊自動車					

<p>牽引されるための構造及び装置を有する車両（以下「被牽引車」という。）を牽引するために使用される普通自動車で、専ら被牽引車（最大積載量5,000キログラム以上のものに限る。）を牽引しているもの</p>					<p>被牽引車を牽引する自動車は、4輪のものであること。</p>
--	--	--	--	--	----------------------------------

別添第2 旅客自動車教習所教習時限等
第1 技能教習時限表

受けようとする 第二種免許の自動車	現に 有する免許	教習区分				教 習 時 限			
		第1段階	第2段階	第3段階	計				
大型自動車	大 型 免 許	4	8(4)	12(8)	24(12)				
	中 型 免 許	6	10(6)	16(10)	32(16)				
	8t限定免許	7	12(7)	19(12)	38(19)				
	オートマチック車8t限定免許	8	13(8)	21(14)	42(22)				
	準 中 型 免 許	6	14(7)	20(12)	40(19)				
	5t限定免許	7	15(9)	22(13)	44(22)				
	オートマチック車5t限定免許	8	16(10)	24(15)	48(25)				
	普 通 免 許	7	15(9)	22(13)	44(22)				
	オートマチック車限定免許	8	16(10)	24(15)	48(25)				
	大特(無限定)免許	11	22(15)	33(18)	66(33)				
大特(カタピラ)免許	12	26(17)	38(21)	76(38)					
中型自動車	大 型 免 許	4	7(4)	11(7)	22(11)				
	中 型 免 許	4	7(4)	11(7)	22(11)				
	8t限定免許	5	10(6)	15(9)	30(15)				
	オートマチック車8t限定免許	6	11(7)	17(11)	34(18)				
	準 中 型 免 許	5	11(5)	16(10)	32(15)				
	5t限定免許	6	12(7)	18(11)	36(18)				
	オートマチック車5t限定免許	7	13(8)	20(13)	40(21)				
	普 通 免 許	6	12(7)	18(11)	36(18)				
	オートマチック車限定免許	7	13(8)	20(13)	40(21)				
	大特(無限定)免許	10	20(12)	30(18)	60(30)				
大特(カタピラ)免許	12	24(16)	36(20)	72(36)					
普通自動車	大 型 免 許	4	8(4)	12(8)	24(12)				
	中 型 免 許	4	8(4)	12(8)	24(12)				
	8t限定免許	4	8(4)	12(8)	24(12)				
	オートマチック車8t限定免許	5	9(5)	14(10)	28(15)				
	準 中 型 免 許	4	8(4)	12(8)	24(12)				
	5t限定免許	5	9(5)	14(9)	28(14)				
	オートマチック車5t限定免許	6	10(6)	16(11)	32(17)				
	普 通 免 許	5	9(5)	14(9)	28(14)				
	オートマチック車限定免許	6	10(6)	16(11)	32(17)				
	大特(無限定)免許	10	19(12)	29(17)	58(29)				
大特(カタピラ)免許	11	23(15)	34(19)	68(34)					
オートマチック車	大 型 免 許	4	8(4)	12(8)	24(12)				
	中 型 免 許	4	8(4)	12(8)	24(12)				
	8t限定免許	4	8(4)	12(8)	24(12)				
	オートマチック車8t限定免許	5	9(5)	14(10)	28(15)				
	準 中 型 免 許	4	8(4)	12(8)	24(12)				
	5t限定免許	5	9(5)	14(9)	28(14)				
	オートマチック車5t限定免許	6	10(6)	16(11)	32(17)				
	普 通 免 許	5	9(5)	14(9)	28(14)				
	オートマチック車限定免許	6	10(6)	16(11)	32(17)				
	大特(無限定)免許	9	18(11)	27(16)	54(27)				
大特(カタピラ)免許	11	21(12)	32(20)	64(32)					
大型特殊自動車 (無限定)	大 型 免 許	3	6	9	18				
	中 型 免 許 (8t限定免許・オートマチック車8t限定免許を含む。)	3	6	9	18				
	準 中 型 免 許 (5t限定免許・オートマチック車5t限定免許を含む。)	3	6	9	18				
	普 通 免 許 (オートマチック車限定免許を含む。)	3	6	9	18				
	大特(無限定)免許	2	4	6	12				
大型特殊自動車 (カタピラ限定)	大特(カタピラ)免許	3	6	9	18				
	大 型 免 許	3	5	8	16				
	中 型 免 許 (8t限定免許・オートマチック車8t限定免許を含む。)	3	5	8	16				
	準 中 型 免 許 (5t限定免許・オートマチック車5t限定免許を含む。)	3	5	8	18				
	普 通 免 許 (オートマチック車限定免許を含む。)	3	5	8	16				
牽引自動車	大特(無限定)免許	2	3	5	10				
	大特(カタピラ)免許	2	3	5	10				
備考1	1 教習時限の時間は、50分とする。								
備考2	2 () 内は内数で、路上教習の時限数を示す。								

第2 学科教習項目及び時限数

旅客自動車教習所における学科教習項目については、1における大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る学科教習のうち2の項目を実施すること。

1 学科(一)(第1段階)

(1) 教習の科目

ア 本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名及び内容は次のとおりである。

教習規則(別表第6)	項目名	内容
1 法第108条の28第4項各号に掲げる事項であって、別表第4第1号から第3号に掲げる事項に関するもの	1 第二種運転免許の意義	<ul style="list-style-type: none"> 第二種運転免許の意味 第二種運転免許が設けられている理由 旅客自動車の運転者の運行実態 第二種免許取得者に求められる資質
	2 信号に従うこと	<ul style="list-style-type: none"> 信号の種類と意味 信号に対する注意
	3 標識・標示等に従うこと	<ul style="list-style-type: none"> 標識・標示の種類と意味 警察官等の指示
	4 車の通行するところ、車の通行してはいけないところ	<ul style="list-style-type: none"> 車道通行の原則と例外 左側通行の原則と例外 車両通行帯のない道路における通行 車両通行帯のある道路における通行 不必要な車線変更の禁止 標識・標示による通行禁止 歩道・歩行者用道路等の通行禁止と例外 交通状況による進入禁止
	5 路線バス等の優先	<ul style="list-style-type: none"> 路線バス等の優先
	6 交差点等の通行、踏切	<ul style="list-style-type: none"> 交差点等の通行方法 交差点を通行するときの注意 交通整理が行われていない交差点の通行方法 踏切の通過方法等 踏切上で故障時等の措置
	7 安全な速度と車間距離	<ul style="list-style-type: none"> 最高速度 速度と停止距離 安全な速度と車間距離 ブレーキのかけ方 徐行
	8 歩行者の保護等	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者等のそばを通るとき 横断中の歩行者等の保護 子供や身体の不自由な人の保護 初心運転者、高齢運転者、聴覚障害のある運転者等の保護 他人に迷惑をかける運転の禁止
	9 安全の確認と合図、警音器の使用	<ul style="list-style-type: none"> 安全確認の方法 合図を行う場合と方法 必要以外の合図の禁止 警音器を使用する場合 警音器の使用制限
	10 進路変更等	<ul style="list-style-type: none"> 進路変更の禁止 横断、転回等の禁止 割込み、横切り等の禁止
	11 追越し	<ul style="list-style-type: none"> 追越しの禁止 追越しの方法 追越しされるとき注意
	12 行き違い	<ul style="list-style-type: none"> 側方間隔の保持 障害物があるときの避讓
	13 駐車と停車	<ul style="list-style-type: none"> 駐車と停車の意味 駐車、停車の禁止と例外 駐車と停車の方法 駐車時間の制限等 車から離れるときの措置 保管場所の確保 駐車の及ぼす影響
	14 乗車と積載	<ul style="list-style-type: none"> 乗車又は積載の方法 乗車又は積載の方法の特例 乗車又は積載の制限 転落等の防止 危険物の運搬
	15 交通事故のとき	<ul style="list-style-type: none"> 運転者等の義務 被害者になったとき 現場に居合わせたとき
	16 旅客自動車に係る法令の知識	<ul style="list-style-type: none"> 旅客自動車の運転者の心得 その他旅客自動車の運転者として必要な法令の知識
2 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通の安全の確保について必要な知識	17 身体障害者等への対応	<ul style="list-style-type: none"> 子供、高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応 身体障害者の行動特性を理解した運転行動と対応

イ 現に免許を受けている者に対する教習の科目

現に免許を受けている者に対する科目の基準の細目に係る法令の規定は次のとおりである。

法 令 の 規 定	
大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許のいずれかを受けている者に対する学科教習は、教習規則別表第6第2号に掲げる事項であること（教習規則第1条第4項第9号及び第10号）。	

(2) 教習時間

ア 府令の規定に基づく本科目の教習時間は次のとおりである。

種別	大型免許	中型免許	準中型免許	普通免許	大型特殊免許	中型第二種免許	普通第二種免許	大特第二種免許	牽引第二種免許
大型第二種免許	7	7	7	7	7	0	0	1	1
中型第二種免許	7	7	7	7	7	—	0	1	1
普通第二種免許	7	7	7	7	7	—	—	1	1

イ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準についての細目

法 令 の 規 定	教 習 時 間
現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除き、別表第6第2号に掲げる事項に係る教習を1時限行うこと（教習規則第2条第14号）。	—

(3) 教習方法

法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
—	学科（一）の教習は、(1)の表の項目1（第二種運転免許の意義）を修了した者に対して行うこと。
—	<p>項目17（身体障害者等への対応）における教習方法は次のとおりである。</p> <p>ア 大型第二種免許に係る教習にあつては、バス型の大型自動車（必要に応じバス型の中型自動車又は普通自動車）を、中型第二種免許に係る教習にあつては、バス型の中型自動車（必要に応じバス型の大型自動車又は普通自動車）を、普通第二種免許に係る教習にあつては、普通自動車（必要に応じバス型の大型自動車又は中型自動車）を用い、自動車教習所のコースその他の設備において実習形式により行わせること。</p> <p>イ 教習の一部として、車椅子利用者に係る乗降時の対応要領について、教習指導員又は教習生が互いに運転者又は乗客となって実習形式で行わせること。 なお、この場合、車椅子を使用することが望ましいものとするが、車椅子に代えて椅子を使用しても差し支えないものとする。</p> <p>ウ 教習の一部（約20分以内）については、ビデオを使用した教習を行わせることができるものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限らせること。）。</p> <p>エ 本教習は、教習指導員1名が6人以内の教習生に対し行うことができるものとする。 また、本教習は大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習を合同で実施することができるものとする。</p>

2 学科(二)(第2段階)

(1) 教習の科目

ア 本項目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名及び内容は次のとおりである。

教習規則(別表第6)	項目名	内容
3 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な知識	18 危険予測ディスカッション	<ul style="list-style-type: none"> 危険予測の重要性 走行中の危険場面 起こりうる危険の予測 より危険の少ない運転行動
4 応急救護処置	19 応急救護処置Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> 応急救護処置とは 実施上の一般的留意事項 救急体制 具体的な実施要領(AEDを用いた除細動に関する事項を含む。) 各種傷病者に対する対応 まとめ
	20 応急救護処置Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> 傷病者の観察・移動 体位管理 心肺蘇生 気道異物除去 止血法 包帯法 固定法
5 前4号に掲げるもののほか、旅客自動車の運転に必要な適性の自覚に関する交通事象の理解に他の旅客自動車の運転に必要な知識	21 適性検査結果に基づく行動分析	<ul style="list-style-type: none"> 運転と性格 運転適性検査 運転適性検査結果の運転への活用等 運転行動と経済性
	22 安全運転と人間の能力	<ul style="list-style-type: none"> 二輪車から、四輪車からの見え方 死角の事例 防衛的運転方法 車両間の意思疎通の方法 認知・予測・判断・操作 認知・予測・判断・操作に影響を及ぼす要因
	23 車に働く自然の力と運転	<ul style="list-style-type: none"> 車を動かし続けようとする力と停止しようとする力 乗客の乗車状況、荷物の積み方等と車の安定性 カーブ、坂道での運転 速度と衝撃力 交通公害の防止、地球温暖化の防止等
	24 悪条件下での運転1	<ul style="list-style-type: none"> 雨のときの運転 霧のときの運転 道路状況の悪いときの運転 非常時等の措置 大地震などのとき
	25 悪条件下での運転2	<ul style="list-style-type: none"> 夜間の運転 灯火をつけなければならない場合 点灯制限等
	26 経路の設計	<ul style="list-style-type: none"> 地図情報の読み取り 経路の設計の仕方 案内標識等の活用 経路を間違えた場合等の対応の仕方
	27 高速道路での運転	<ul style="list-style-type: none"> 通行できない車 速度と車間距離 通行区分等 禁止事項等の措置 高速道路利用上の心得 走行計画の立て方 本線車道への進入 本線車道での走行 本線車道からの離脱
	28 特徴的な事故と事故の悲惨さ	<ul style="list-style-type: none"> 特徴的な事故実態 交通事故の悲惨さ 車の安全装置の重要性
	29 自動車の機構と保守管理	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の機構と取扱い その他の装置の取扱い方 車両の日常点検と故障時の応急措置 タイヤの交換、チェーンの着脱など

- イ 現に免許を受けている者に対する教習の課目
現に免許を受けている者に対する本科目の基準に伴う法令の規定を示すと次のとおりとなる。

法 令 の 規 定	
1	現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者（下記2に該当する者を除く。）に対する学科教習は、教習規則別表第6第3号、第4号及び第5号に掲げる事項（高速自動車国道及び自動車専用道路における道路交通法第85条第11項の旅客自動車の安全な運転（以下「旅客自動車の高速運転」という。）に必要な知識並びに運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における旅客自動車の運転（以下「経路の設定による旅客自動車の運転」という。）に必要な知識を除く。）についての教習であること（教習規則第1条第4項第8号）。
2	現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許のいずれかを受け、かつ、大型特殊自動車第二種免許又は牽引自動車第二種免許のいずれかを受けている者に対する学科教習は、教習規則別表第6第3号及び第4号に掲げる事項についての教習であること（教習規則第1条第4項第9号）。
3	現に大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者（前記2に該当する者を除く。）に対する学科教習は、教習規則別表第6第3号及び第4号に掲げる事項、旅客自動車の高速運転に必要な知識及び経路の設定による旅客自動車の運転に必要な知識についての教習であること（教習規則第1条第4項第10号）。

(2) 教習時間

- ア 府令の規定に基づく教習時間は次のとおりである。

現有免許 種別	大型免許	中型免許	準中型 免許	普通免許	大型特殊 免許	中型 第二種 免許	普通 第二種 免許	大特 二種 免許	牽引 二種 免許
大型第二種免許	1 2	1 2	1 2	1 2	1 3	0	0	8	8
中型第二種免許	1 2	1 2	1 2	1 2	1 3	—	0	8	8
普通第二種免許	1 2	1 2	1 2	1 2	1 3	—	—	8	8

- (注) 大特二種免許又は牽引二種免許を受けている者が合わせて大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている場合における学科（二）の教習時間は、それぞれ7時限となる（府令別表第4の2の備考4）。

- イ 府令の規定及び教習時間

府 令 の 規 定	教 習 時 間
大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許に係る学科（二）（大型第二種免許又は中型第二種免許に係る教習にあつては、それぞれ現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通第二種免許を受けている場合を除く。）においては、応急救護処置教習をそれぞれ6時限行うものとする。（府令別表第4の2の表備考5）。	項目19（応急救護処置Ⅰ）については2時限、項目名20（応急救護処置Ⅱ）については4時限行うこと。

- ウ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準の細目及び教習時間

法 令 の 規 定	教 習 方 法
現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除き、別表第6第3号に掲げる事項に係る教習を1時限行うこと（教習規則第2条第15号）。	項目名18（危険予測ディスカッション）を1時限行うこと。

(3) 教習方法

- 法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
応急救護処置に必要な知識の教習は、府令第33条第5項第2号ロ（第二種免許に係る教習指導員（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）に定める者であつて公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認めるものを行うこととし、かつ、模擬人体装置（人体に類似した形状を有する装置であつて、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージその他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能を有するものをいう。以下同じ。）による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること（府令第33条第5項第2号ニ）。	① 項目名19（応急救護処置Ⅰ）及び項目名20（応急救護処置Ⅱ）はできるだけ連続して行うこと。 ただし、やむを得ず分割する場合は、項目名19（応急救護処置Ⅰ）を2時限連続して実施し、次の機会（教習と教習の間には他の教習は挟まないこと。）残りの教習を2時限以上ずつ実施させること。 ② 項目名19（応急救護処置Ⅰ）のうち、AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習については、教本等を用いて説明すること。 ③ 項目名20（応急救護処置Ⅱ）については、実技訓練における指導をきめ細かく行い、1人の教習指導員が教習を行う教習生の人数はおおむね10人以下とさせること。 ④ 模擬人体装置を使用する内容は、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージとし、当該装置の数は、高い教習効果を得るため、教習生4人に対し、大人全身2体（大人全身1体及び大人半身1体でも差し支えないものとする。）及び乳児全身1体であること。
—	項目名18（危険予測ディスカッション）における教習方法は次のとおりである。 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る応用走行における項目（危険を予測した運転）を2時限連続で実施した後に、引き続き連続して行うこと。 ただし、3時限連続して実施できない場合は、少なくとも前記技能教習を1時限実施した後に引き続き連続して本教習を実施させること。

2 旅客自動車教習所における学科教習項目

教 習 項 目	時限数
1 信号に従うこと（項目2）	
2 標識・標示等に従うこと（項目3）	
3 車の通行するところ、車の通行してはいけないところ（項目4）	
4 路線バス等の優先（項目5）	
5 交差点等の通行、踏切（項目6）	
6 安全な速度と車間距離（項目7）	
7 歩行者の保護等（項目8）	
8 安全の確認と合図、警音器の使用（項目9）	
9 進路変更等（項目10）	
10 追越し（項目11）	
11 行き違い（項目12）	
12 駐車と停車（項目13）	
13 乗車と積載（項目14）	
14 交通事故のとき（項目15）	
15 旅客自動車に係る法令の知識（項目16）	2
16 適性検査結果に基づく行動分析（項目21）	
17 安全運転と人間の能力（項目22）	
18 車に働く自然の力と運転（項目23）	
19 悪条件下での運転1（項目24）	
20 悪条件下での運転2（項目25）	
21 経路の設計（項目26）	
22 高速道路での運転（項目27）	
23 特徴的な事故と事故の悲惨さ（項目28）	
24 自動車の機構と保守管理（項目29）	
合 計	24

備考1 この表において、教習時間は、1教習時限につき50分とする。

2 () 内に記載する第二種免許に係る指定教習所の教習の標準の学科教習項目と合同で実施できるものとする。

第 号	
旅 客 自 動 車 教 習 所 修 了 証 明 書	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"><div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">押出し</div><div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">スタンプ</div></div>	住 所
	氏 名
年 月 日生	
自動車の種類	
上記の者は、 年 月 日本 における旅客自動車	
の教習を修了した者であることを証明する。	
年 月 日	
所在地	
公安委員会指定	
名 称	
管理者	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">印</div>

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名： 道路交通法施行令
根 拠 条 項： 第34条第4項第2号
処 分 の 概 要： 牽引自動車によって旅客用車両を牽引して牽引自動車を運転することに関する教習を行う施設の指定
原権者（委任先）： 都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： 牽引自動車によって旅客用車両を牽引して牽引自動車を運転することに関する教習を行う施設の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間： 各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：

別紙

凡例

- 1 「法」…道路交通法（昭和35年法律第105号）
- 2 「令」…道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
- 3 「府令」…道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
- 4 「技能検定員審査規則」…技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）
- 5 「教習規則」…指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第13号）
- 6 「教習の標準」…指定自動車教習所の教習の標準について（平成28年12月26日付け警察庁丙運発第56号）

令第34条第3項第2号又は第4項第2号の旅客自動車の運転に関する教習（法第96条第5項の運転経験2年の規定を適用して第二種免許を受けようとする者に対して行う教習）を行う施設（以下「旅客自動車教習所」という。）の指定の基準は、次によること。

1 届出

法第98条第2項に基づく届出をしていること。

2 管理者

令第35条第1項に規定する指定教習所の管理者と同一の要件を備えた管理者（当該施設の運営を直接管理する地位にある者をいう。）が置かれていること。

3 指導員

次に掲げる要件を備えた教習指導員が置かれていること。

ア 24歳以上の者であること。

イ その者が従事する技能教習に用いられる自動車に係る教習指導員資格者証及び第二種免許を現に受けている者で、第二種免許を受けた後における自動車（大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車を除く。）の運転の経験が3年以上の者であること。

4 コース

次に掲げる要件を備えた技能教習のための施設を有するものであること。

ア コース敷地の面積が8,000平方メートル以上のものであること。

イ コースの種類、形状及び構造が府令別表第3に適合するものであること。

5 教習車両

次に掲げる要件を備えた技能教習を行うため必要な種類の自動車を備えていること。

- ア 教習指導員が応急の措置を講ずることができる装置を備えているものであること。
- イ 自動車の大きさ等は、別添第1に適合するものであること。

6 施設

技能教習及び学科教習を行うために必要な建物その他の設備を備えていること。

7 教習時間

技能教習及び学科教習の時間は、別添第2に適合するものであること。

8 教習方法

技能教習及び学科教習の方法は、次に掲げる基準に適合しているものであること。

(1) 教習計画の作成

あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて教習を行うこと。

(2) 教習期間

大型自動車、中型自動車、普通自動車の教習にあつては1年以内に、その他の自動車の教習にあつては3月以内に教習を修了すること。

(3) 技能教習実施上の留意事項

技能教習については、次のとおりとすること。

ア 要件を備えた教習指導員が教習を受ける者の運転する自動車に同乗して教習を行うこと。

イ 教習を受ける者1人に対する教習時限は、1日3時限以下とすること。

ウ 各段階別の最後の教習時限にみきわめを行い、その成績が良好な者についてのみ次の段階の教習を行うこと。ただし、第3段階のみきわめを行うときは、第3段階及びそれ以前の段階の教習について行うこととし、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

エ 同時に使用する自動車1台当たりのコース面積が200平方メートル以下とならないようにして教習を行うこと。

(4) 学科教習実施上の留意事項

学科教習については、次のとおりとすること。

ア 要件を備えた教習指導員が教習を行うこと。

イ 教本、視聴覚教材、模型等教習に必要な教材を使用すること。

ウ 必要な教習項目については、実習を行うこと。

エ 教習の最後にみきわめを行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

9 大型自動車又は中型自動車による教習を実施する場合

ア 大型自動車による教習を実施する場合

路上教習開始前に大型自動車（バス型、乗車定員30人以上、長さ10.00メートル以上、幅2.40メートル以上、最遠軸距5.15メートル以上）を使用した大型仮免許の試験を受けさせること。

イ 中型自動車による教習を実施する場合

路上教習開始前に中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下、長さ8.20メートル以上、幅2.25メートル以上、最遠軸距4.20メートル以上）を使用した中型仮免許の試験を受けさせること。

10 修了証明書

所定の期間内に技能教習及び学科教習を修了した者に対し、別記様式の修了証明書を発行すること。

別添第1 旅客自動車教習所の教習車両の標準

自動車の種類	車 体 の 大 き さ 等				備 考
	長 さ	幅	最遠軸距	輪 距	
乗車定員30人以上のバス型の大型自動車	10メートル以上	2.4メートル以上	5.15メートル以上		
乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車	8.2メートル以上	2.25メートル以上	4.2メートル以上		
乗車定員5人以上の普通自動車	4.4メートル以上	1.69メートル以上	2.5メートル以上	1.3メートル以上	
車両総重量5,000キログラム以上の車輪を有する大型特殊自動車					20キロメートル毎時を超える速度を出すことができる構造のもの。
車両総重量5,000キログラム以上のカタピラを有する大型特殊自動車					

<p>牽引されるための構造及び装置を有する車両（以下「被牽引車」という。）を牽引するために使用される普通自動車で、専ら被牽引車（最大積載量5,000キログラム以上のものに限る。）を牽引しているもの</p>					<p>被牽引車を牽引する自動車は、4輪のものであること。</p>
--	--	--	--	--	----------------------------------

別添第2 旅客自動車教習所教習時限等
第1 技能教習時限表

受けようとする 第二種免許の自動車	現に 有する免許	教習区分				教 習 時 限			
		第1段階	第2段階	第3段階	計				
大型自動車	大 型 免 許	4	8(4)	12(8)	24(12)				
	中 型 免 許	6	10(6)	16(10)	32(16)				
	8t限定免許	7	12(7)	19(12)	38(19)				
	オートマチック車8t限定免許	8	13(8)	21(14)	42(22)				
	準 中 型 免 許	6	14(7)	20(12)	40(19)				
	5t限定免許	7	15(9)	22(13)	44(22)				
	オートマチック車5t限定免許	8	16(10)	24(15)	48(25)				
	普 通 免 許	7	15(9)	22(13)	44(22)				
	オートマチック車限定免許	8	16(10)	24(15)	48(25)				
	大特(無限定)免許	11	22(15)	33(18)	66(33)				
大特(カタピラ)免許	12	26(17)	38(21)	76(38)					
中型自動車	大 型 免 許	4	7(4)	11(7)	22(11)				
	中 型 免 許	4	7(4)	11(7)	22(11)				
	8t限定免許	5	10(6)	15(9)	30(15)				
	オートマチック車8t限定免許	6	11(7)	17(11)	34(18)				
	準 中 型 免 許	5	11(5)	16(10)	32(15)				
	5t限定免許	6	12(7)	18(11)	36(18)				
	オートマチック車5t限定免許	7	13(8)	20(13)	40(21)				
	普 通 免 許	6	12(7)	18(11)	36(18)				
	オートマチック車限定免許	7	13(8)	20(13)	40(21)				
	大特(無限定)免許	10	20(12)	30(18)	60(30)				
大特(カタピラ)免許	12	24(16)	36(20)	72(36)					
普通自動車	大 型 免 許	4	8(4)	12(8)	24(12)				
	中 型 免 許	4	8(4)	12(8)	24(12)				
	8t限定免許	4	8(4)	12(8)	24(12)				
	オートマチック車8t限定免許	5	9(5)	14(10)	28(15)				
	準 中 型 免 許	4	8(4)	12(8)	24(12)				
	5t限定免許	5	9(5)	14(9)	28(14)				
	オートマチック車5t限定免許	6	10(6)	16(11)	32(17)				
	普 通 免 許	5	9(5)	14(9)	28(14)				
	オートマチック車限定免許	6	10(6)	16(11)	32(17)				
	大特(無限定)免許	10	19(12)	29(17)	58(29)				
大特(カタピラ)免許	11	23(15)	34(19)	68(34)					
オートマチック車	大 型 免 許	4	8(4)	12(8)	24(12)				
	中 型 免 許	4	8(4)	12(8)	24(12)				
	8t限定免許	4	8(4)	12(8)	24(12)				
	オートマチック車8t限定免許	5	9(5)	14(10)	28(15)				
	準 中 型 免 許	4	8(4)	12(8)	24(12)				
	5t限定免許	5	9(5)	14(9)	28(14)				
	オートマチック車5t限定免許	6	10(6)	16(11)	32(17)				
	普 通 免 許	5	9(5)	14(9)	28(14)				
	オートマチック車限定免許	6	10(6)	16(11)	32(17)				
	大特(無限定)免許	9	18(11)	27(16)	54(27)				
大特(カタピラ)免許	11	21(12)	32(20)	64(32)					
大型特殊自動車 (無限定)	大 型 免 許	3	6	9	18				
	中 型 免 許 (8t限定免許・オートマチック車8t限定免許を含む。)	3	6	9	18				
	準 中 型 免 許 (5t限定免許・オートマチック車5t限定免許を含む。)	3	6	9	18				
	普 通 免 許 (オートマチック車限定免許を含む。)	3	6	9	18				
	大特(無限定)免許	2	4	6	12				
大型特殊自動車 (カタピラ限定)	大特(カタピラ)免許	3	6	9	18				
	大 型 免 許	3	5	8	16				
	中 型 免 許 (8t限定免許・オートマチック車8t限定免許を含む。)	3	5	8	16				
	準 中 型 免 許 (5t限定免許・オートマチック車5t限定免許を含む。)	3	5	8	18				
	普 通 免 許 (オートマチック車限定免許を含む。)	3	5	8	16				
牽引自動車	大特(無限定)免許	2	3	5	10				
	大特(カタピラ)免許	2	3	5	10				
備考1	対応する免許	2	4	6	12				

備考1 1 教習時限の時間は、50分とする。
2 () 内は内数で、路上教習の時限数を示す。

第2 学科教習項目及び時限数

旅客自動車教習所における学科教習項目については、1における大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る学科教習のうち2の項目を実施すること。

1 学科(一)(第1段階)

(1) 教習の科目

ア 本科目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名及び内容は次のとおりである。

教習規則(別表第6)	項目名	内容
1 法第108条の28第4項各号に掲げる事項であって、別表第4第1号から第3号に掲げる事項に関するもの	1 第二種運転免許の意義	<ul style="list-style-type: none"> 第二種運転免許の意味 第二種運転免許が設けられている理由 旅客自動車の運転者の運行実態 第二種免許取得者に求められる資質
	2 信号に従うこと	<ul style="list-style-type: none"> 信号の種類と意味 信号に対する注意
	3 標識・標示等に従うこと	<ul style="list-style-type: none"> 標識・標示の種類と意味 警察官等の指示
	4 車の通行するところ、車の通行してはいけないところ	<ul style="list-style-type: none"> 車道通行の原則と例外 左側通行の原則と例外 車両通行帯のない道路における通行 車両通行帯のある道路における通行 不必要な車線変更の禁止 標識・標示による通行禁止 歩道・歩行者用道路等の通行禁止と例外 交通状況による進入禁止
	5 路線バス等の優先	<ul style="list-style-type: none"> 路線バス等の優先
	6 交差点等の通行、踏切	<ul style="list-style-type: none"> 交差点等の通行方法 交差点を通行するときの注意 交通整理が行われていない交差点の通行方法 踏切の通過方法等 踏切上で故障時等の措置
	7 安全な速度と車間距離	<ul style="list-style-type: none"> 最高速度 速度と停止距離 安全な速度と車間距離 ブレーキのかけ方 徐行
	8 歩行者の保護等	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者等のそばを通るとき 横断中の歩行者等の保護 子供や身体の不自由な人の保護 初心運転者、高齢運転者、聴覚障害のある運転者等の保護 他人に迷惑をかける運転の禁止
	9 安全の確認と合図、警音器の使用	<ul style="list-style-type: none"> 安全確認の方法 合図を行う場合と方法 必要以外の合図の禁止 警音器を使用する場合 警音器の使用制限
	10 進路変更等	<ul style="list-style-type: none"> 進路変更の禁止 横断、転回等の禁止 割込み、横切り等の禁止
	11 追越し	<ul style="list-style-type: none"> 追越しの禁止 追越しの方法 追越しされるとき注意
	12 行き違い	<ul style="list-style-type: none"> 側方間隔の保持 障害物があるときの避讓
	13 駐車と停車	<ul style="list-style-type: none"> 駐車と停車の意味 駐車、停車の禁止と例外 駐車と停車の方法 駐車時間の制限等 車から離れるときの措置 保管場所の確保 駐車の及ぼす影響
	14 乗車と積載	<ul style="list-style-type: none"> 乗車又は積載の方法 乗車又は積載の方法の特例 乗車又は積載の制限 転落等の防止 危険物の運搬
	15 交通事故のとき	<ul style="list-style-type: none"> 運転者等の義務 被害者になったとき 現場に居合わせたとき
	16 旅客自動車に係る法令の知識	<ul style="list-style-type: none"> 旅客自動車の運転者の心得 その他旅客自動車の運転者として必要な法令の知識
2 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通の安全の確保について必要な知識	17 身体障害者等への対応	<ul style="list-style-type: none"> 子供、高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応 身体障害者の行動特性を理解した運転行動と対応

イ 現に免許を受けている者に対する教習の科目

現に免許を受けている者に対する科目の基準の細目に係る法令の規定は次のとおりである。

法 令 の 規 定	
大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許のいずれかを受けている者に対する学科教習は、教習規則別表第6第2号に掲げる事項であること（教習規則第1条第4項第9号及び第10号）。	

(2) 教習時間

ア 府令の規定に基づく本科目の教習時間は次のとおりである。

種別	大型免許	中型免許	準中型免許	普通免許	大型特殊免許	中型第二種免許	普通第二種免許	大特第二種免許	牽引第二種免許
大型第二種免許	7	7	7	7	7	0	0	1	1
中型第二種免許	7	7	7	7	7	—	0	1	1
普通第二種免許	7	7	7	7	7	—	—	1	1

イ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準についての細目

法 令 の 規 定	教 習 時 間
現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除き、別表第6第2号に掲げる事項に係る教習を1時限行うこと（教習規則第2条第14号）。	—

(3) 教習方法

法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
—	学科（一）の教習は、(1)の表の項目1（第二種運転免許の意義）を修了した者に対して行うこと。
—	<p>項目17（身体障害者等への対応）における教習方法は次のとおりである。</p> <p>ア 大型第二種免許に係る教習にあつては、バス型の大型自動車（必要に応じバス型の中型自動車又は普通自動車）を、中型第二種免許に係る教習にあつては、バス型の中型自動車（必要に応じバス型の大型自動車又は普通自動車）を、普通第二種免許に係る教習にあつては、普通自動車（必要に応じバス型の大型自動車又は中型自動車）を用い、自動車教習所のコースその他の設備において実習形式により行わせること。</p> <p>イ 教習の一部として、車椅子利用者に係る乗降時の対応要領について、教習指導員又は教習生が互いに運転者又は乗客となって実習形式で行わせること。 なお、この場合、車椅子を使用することが望ましいものとするが、車椅子に代えて椅子を使用しても差し支えないものとする。</p> <p>ウ 教習の一部（約20分以内）については、ビデオを使用した教習を行わせることができるものとする（ただし、教習から教習への移動時間が短いものに限らせること。）。</p> <p>エ 本教習は、教習指導員1名が6人以内の教習生に対し行うことができるものとする。 また、本教習は大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る教習を合同で実施することができるものとする。</p>

2 学科(二)(第2段階)

(1) 教習の科目

ア 本項目の基準の細目に係る教習規則の規定並びに本科目の項目名及び内容は次のとおりである。

教習規則(別表第6)	項目名	内容
3 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な知識	18 危険予測ディスカッション	<ul style="list-style-type: none"> 危険予測の重要性 走行中の危険場面 起こりうる危険の予測 より危険の少ない運転行動
4 応急救護処置	19 応急救護処置Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> 応急救護処置とは 実施上の一般的留意事項 救急体制 具体的な実施要領(AEDを用いた除細動に関する事項を含む。) 各種傷病者に対する対応 まとめ
	20 応急救護処置Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> 傷病者の観察・移動 体位管理 心肺蘇生 気道異物除去 止血法 包帯法 固定法
5 前4号に掲げるもののほか、旅客自動車の運転に必要な適性の自覚に関する交通事象の理解に他の旅客自動車の運転に必要な知識	21 適性検査結果に基づく行動分析	<ul style="list-style-type: none"> 運転と性格 運転適性検査 運転適性検査結果の運転への活用等 運転行動と経済性
	22 安全運転と人間の能力	<ul style="list-style-type: none"> 二輪車から、四輪車からの見え方 死角の事例 防衛的運転方法 車両間の意思疎通の方法 認知・予測・判断・操作 認知・予測・判断・操作に影響を及ぼす要因
	23 車に働く自然の力と運転	<ul style="list-style-type: none"> 車を動かし続けようとする力と停止しようとする力 乗客の乗車状況、荷物の積み方等と車の安定性 カーブ、坂道での運転 速度と衝撃力 交通公害の防止、地球温暖化の防止等
	24 悪条件下での運転1	<ul style="list-style-type: none"> 雨のときの運転 霧のときの運転 道路状況の悪いときの運転 非常時等の措置 大地震などのとき
	25 悪条件下での運転2	<ul style="list-style-type: none"> 夜間の運転 灯火をつけなければならない場合 点灯制限等
	26 経路の設計	<ul style="list-style-type: none"> 地図情報の読み取り 経路の設計の仕方 案内標識等の活用 経路を間違えた場合等の対応の仕方
	27 高速道路での運転	<ul style="list-style-type: none"> 通行できない車 速度と車間距離 通行区分等 禁止事項 故障時等の措置 高速道路利用上の心得 走行計画の立て方 本線車道への進入 本線車道での走行 本線車道からの離脱
	28 特徴的な事故と事故の悲惨さ	<ul style="list-style-type: none"> 特徴的な事故実態 交通事故の悲惨さ 車の安全装置の重要性
	29 自動車の機構と保守管理	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の機構と取扱い その他の装置の取扱い方 車両の日常点検と故障時の応急措置 タイヤの交換、チェーンの着脱など

- イ 現に免許を受けている者に対する教習の課目
現に免許を受けている者に対する本科目の基準に伴う法令の規定を示すと次のとおりとなる。

法 令 の 規 定	
1	現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者（下記2に該当する者を除く。）に対する学科教習は、教習規則別表第6第3号、第4号及び第5号に掲げる事項（高速自動車国道及び自動車専用道路における道路交通法第85条第11項の旅客自動車の安全な運転（以下「旅客自動車の高速運転」という。）に必要な知識並びに運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における旅客自動車の運転（以下「経路の設定による旅客自動車の運転」という。）に必要な知識を除く。）についての教習であること（教習規則第1条第4項第8号）。
2	現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許のいずれかを受け、かつ、大型特殊自動車第二種免許又は牽引自動車第二種免許のいずれかを受けている者に対する学科教習は、教習規則別表第6第3号及び第4号に掲げる事項についての教習であること（教習規則第1条第4項第9号）。
3	現に大型特殊第二種免許又は牽引第二種免許を受けている者（前記2に該当する者を除く。）に対する学科教習は、教習規則別表第6第3号及び第4号に掲げる事項、旅客自動車の高速運転に必要な知識及び経路の設定による旅客自動車の運転に必要な知識についての教習であること（教習規則第1条第4項第10号）。

(2) 教習時間

- ア 府令の規定に基づく教習時間は次のとおりである。

現有免許 種別	大型免許	中型免許	準中型 免許	普通免許	大型特殊 免許	中型 第二種 免許	普通 第二種 免許	大特 二種 免許	牽引 二種 免許
大型第二種免許	1 2	1 2	1 2	1 2	1 3	0	0	8	8
中型第二種免許	1 2	1 2	1 2	1 2	1 3	—	0	8	8
普通第二種免許	1 2	1 2	1 2	1 2	1 3	—	—	8	8

- (注) 大特二種免許又は牽引二種免許を受けている者が合わせて大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている場合における学科（二）の教習時間は、それぞれ7時限となる（府令別表第4の2の備考4）。

- イ 府令の規定及び教習時間

府 令 の 規 定	教 習 時 間
大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許に係る学科（二）（大型第二種免許又は中型第二種免許に係る教習にあつては、それぞれ現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通第二種免許を受けている場合を除く。）においては、応急救護処置教習をそれぞれ6時限行うものとする。（府令別表第4の2の表備考5）。	項目19（応急救護処置Ⅰ）については2時限、項目名20（応急救護処置Ⅱ）については4時限行うこと。

- ウ 教習規則の規定に基づく教習時間の基準の細目及び教習時間

法 令 の 規 定	教 習 方 法
現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除き、別表第6第3号に掲げる事項に係る教習を1時限行うこと（教習規則第2条第15号）。	項目名18（危険予測ディスカッション）を1時限行うこと。

(3) 教習方法

- 法令の規定及び教習方法は次のとおりである。

法 令 の 規 定	教 習 方 法
応急救護処置に必要な知識の教習は、府令第33条第5項第2号ロ（第二種免許に係る教習指導員（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）に定める者であつて公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認めるものを行うこととし、かつ、模擬人体装置（人体に類似した形状を有する装置であつて、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージその他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能を有するものをいう。以下同じ。）による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること（府令第33条第5項第2号ニ）。	① 項目名19（応急救護処置Ⅰ）及び項目名20（応急救護処置Ⅱ）はできるだけ連続して行うこと。 ただし、やむを得ず分割する場合は、項目名19（応急救護処置Ⅰ）を2時限連続して実施し、次の機会（教習と教習の間には他の教習は挟まないこと。）残りの教習を2時限以上ずつ実施させること。 ② 項目名19（応急救護処置Ⅰ）のうち、AEDを用いた除細動については、その概要、AEDの設置場所及び一般向けの講習については、教本等を用いて説明すること。 ③ 項目名20（応急救護処置Ⅱ）については、実技訓練における指導をきめ細かく行い、1人の教習指導員が教習を行う教習生の人数はおおむね10人以下とさせること。 ④ 模擬人体装置を使用する内容は、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージとし、当該装置の数は、高い教習効果を得るため、教習生4人に対し、大人全身2体（大人全身1体及び大人半身1体でも差し支えないものとする。）及び乳児全身1体であること。
—	項目名18（危険予測ディスカッション）における教習方法は次のとおりである。 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る応用走行における項目（危険を予測した運転）を2時限連続で実施した後に、引き続き連続して行うこと。 ただし、3時限連続して実施できない場合は、少なくとも前記技能教習を1時限実施した後に引き続き連続して本教習を実施させること。

2 旅客自動車教習所における学科教習項目

教 習 項 目	時限数
1 信号に従うこと（項目2）	
2 標識・標示等に従うこと（項目3）	
3 車の通行するところ、車の通行してはいけないところ（項目4）	
4 路線バス等の優先（項目5）	
5 交差点等の通行、踏切（項目6）	
6 安全な速度と車間距離（項目7）	
7 歩行者の保護等（項目8）	
8 安全の確認と合図、警音器の使用（項目9）	
9 進路変更等（項目10）	
10 追越し（項目11）	
11 行き違い（項目12）	
12 駐車と停車（項目13）	
13 乗車と積載（項目14）	
14 交通事故のとき（項目15）	
15 旅客自動車に係る法令の知識（項目16）	2
16 適性検査結果に基づく行動分析（項目21）	
17 安全運転と人間の能力（項目22）	
18 車に働く自然の力と運転（項目23）	
19 悪条件下での運転1（項目24）	
20 悪条件下での運転2（項目25）	
21 経路の設計（項目26）	
22 高速道路での運転（項目27）	
23 特徴的な事故と事故の悲惨さ（項目28）	
24 自動車の機構と保守管理（項目29）	
合 計	24

備考1 この表において、教習時間は、1教習時限につき50分とする。

2 () 内に記載する第二種免許に係る指定教習所の教習の標準の学科教習項目と合同で実施できるものとする。

第 号			
旅 客 自 動 車 教 習 所 修 了 証 明 書			
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>	住 所		
	氏 名		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; width: 60px; margin: 0 auto;">押出し スタンプ</div>	年 月 日生		
<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 20%;">自動車の種類</td><td></td></tr></table>	自動車の種類		
自動車の種類			
上記の者は、 年 月 日本 における旅客自動車			
の教習を修了した者であることを証明する。			
年 月 日			
所在地			
公安委員会指定			
名 称			
管理者	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">印</div>		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第30条の13第1項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第30条の13第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：再交付の申請が、亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した運転経歴証明書を交付した都道府県公安委員会に対して行われた場合にあつては、当該申請の当日中（警察署等において申請が行われた場合については、各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。）
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：技能検定員審査等に関する規則
根 拠 条 項：第5条第2項
処 分 の 概 要：技能検定員審査合格証明書の再交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：7日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：技能検定員審査等に関する規則
根 拠 条 項：第8条第1項
処 分 の 概 要：技能検定員資格者証の再交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：7日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：技能検定員審査等に関する規則
根 拠 条 項：第13条第2項
処 分 の 概 要：教習指導員審査合格証明書の再交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：7日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：技能検定員審査等に関する規則
根 拠 条 項：第16条第1項
処 分 の 概 要：教習指導員資格者証の再交付
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：7日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：